

# 「郵送調査で事業所が対象の統計調査」

## 概要資料集

平成 22 年 2 月 9 日

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

## < 目 次 >

### 【内閣府】

機械受注統計調査	1
企業行動に関するアンケート調査	3
民間非営利団体実態調査	4
民間企業投資・除却調査	6

### 【総務省】

科学技術研究調査	8
サービス産業動向調査	10
通信・放送業投入調査	11
サービス産業・非営利団体等投入調査	12
本社等の活動実態調査	14
通信・放送産業動態調査	16
通信利用動向調査（企業編）	17
情報通信業基本調査（仮称）	18

### 【財務省】

法人企業統計調査	19
法人企業景気予測調査	23
産業連関表作成特別調査酒類製造業投入調査	25
民間給与実態統計調査	27

### 【文部科学省】

民間企業の研究活動に関する調査	35
-----------------	----

### 【厚生労働省】

賃金引上げ等の実態に関する調査	37
労働安全衛生特別調査【平成 20 年技術革新と労働に関する実態調査】	38
労働災害動向調査	39
労働経済動向調査	40
雇用構造に関する調査【平成 21 年若年者雇用実態調査】	41
社会福祉施設等調査	42
介護サービス施設・事業所調査	43
就労条件総合調査	44
薬事工業生産動態統計調査	45
医薬品・医療機器産業実態調査	48
医薬品価格調査	52
特定保険医療材料価格調査	53

労務費率調査	54
最低賃金に関する実態調査	56
能力開発基本調査	58
地域児童福祉事業等調査	73
雇用均等基本調査	74
障害福祉サービス経営実態調査	79
介護事業経営実態調査	81
D P C 導入の影響評価に係る調査	82
保険医療材料等使用状況調査	83
歯科技工料調査	84
医療経済実態調査（医療機関等調査）	85
衛生検査所検査料金調査	91

### 【農林水産省】

食品産業企業設備投資動向調査	92
森林組合一斉調査	93
水産加工業経営実態調査	95
都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	97
油糧生産実績調査	98
容器包装利用・製造等実態調査	99
土壌改良資材の生産量及び輸入量調査	100
農業協同組合及び同連合会一斉調査	102
食品産業活動実態調査	103
牛乳乳製品統計調査	110
木材流通統計調査	111
木材統計調査（月別調査）	112

### 【経済産業省】

製造工業生産予測調査	114
鋳工業投入調査	116
商品流通調査	119
資本財販売先調査	121
経済産業省特定業種石油等消費統計調査（石油等消費動態統計調査）	123
特定サービス産業動態統計調査	126
経済産業省企業活動基本調査	129
外資系企業動向調査	132
海外事業活動基本調査	135
海外現地法人四半期調査	138
経済産業省企業金融調査	141
工場立地動向調査	142
公害防止設備投資調査	144

容器包装利用・製造等実態調査	146
鉄鋼需給動態統計調査	147
鉄鋼生産内訳月報（特殊鋼鋼材販売・在庫、普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）	150
バイオ産業創造基礎調査	152
生コンクリート流通統計調査	155
砕石等動態統計調査	157
金属加工統計調査	159
鉄鋼生産内訳月報（鍛鋼品・鋳鋼品）	161
繊維流通統計調査	163
情報処理実態調査	166
組込みソフトウェア産業実態調査	169
家庭電気製品の量販店販売統計調査	171
エネルギー消費統計調査	173
石油製品需給動態統計調査	177
石油輸入調査	180
石油設備調査	182
埋蔵鉱量統計	184
貴金属流通統計調査	186
非鉄金属海外鉱等受入調査	188
非鉄金属等需給動態統計調査	190
レアメタル生産動態統計調査	192
ガス事業生産動態統計調査	194
知的財産活動調査	197
中小企業実態基本調査	199
中国地域専門量販店販売統計調査	205

## 【国土交通省】

大都市交通センサス	208
建設副産物実態調査	210
建設労働需給調査	213
主要建設資材需給・価格動向調査	214
建設資材・労働力需要実態調査	215
建設業構造基本調査	217
建設機械等損料調査	218
建設機械動向調査	219
旅客県間流動調査	220
運輸関連事業投入調査	221
有料駐車場に関する調査	223
内航船舶品目別運賃収入調査票	225
こん包業に関する投入調査	226

地方公共団体運輸関連施設調査	228
建築物リフォーム・リニューアル調査	230
建設工事施工統計調査	231
建設工事受注動態統計調査	232
住宅用地完成面積調査	233
土木工事費内訳調査	234
土木工事間接工事費内訳調査	235
独立行政法人等土木工事費内訳調査	236
建築工事費内訳調査	237
不動産業実態調査	239
建設関連業等の動態調査	240
建設業活動実態調査	247
内航船舶輸送統計調査	249
造船造機統計調査	250
船員労働統計調査	251
鉄道車両等生産動態統計調査	252
航空輸送統計調査	253
鉄道輸送統計調査	254
企業の土地取得状況等に関する調査	255
法人土地基本調査	257
法人建物調査	257
東京都市圏物資流動調査	259
京阪神都市圏物資流動調査	263
中京都市圏物資流動調査	265
民間住宅ローンの実態に関する調査	270
船員異動状況調査	273
船員単位労働組合基本調査	274
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	275
内貿ユニットロード貨物流動調査	277
国際航空貨物動態調査	280
航空貨物動態調査	281
北海道法人企業投資状況調査	282
全国貨物純流動調査	283
宿泊旅行統計調査	285

## 【環境省】

環境にやさしい企業行動調査	287
環境投資等実態調査	289
大気汚染物質排出量総合調査	291
水質汚濁物質排出量総合調査	292

## 機械受注統計調査の解説

### 1.調査の目的

機械製造業者の受注する設備用機械類の受注状況を調査し、設備投資動向を早期に把握して、経済動向分析の基礎資料を得る。

### 2.調査の対象

機械等を製造する企業のうち主要なものを対象としている。すなわち下記「6.調査機種」に掲げた大分類ごとに、昭和60年現在でカバレッジが80%以上となるよう選定された企業である。対象となる企業は、調査を開始した昭和62年4月における280社をベースにしている(280社ベース)。調査対象企業は基本的に固定である。

### 3.調査のカバレッジ

本調査における「受注総額」とは回答額の単純合計であり、母集団推計によるものではない。本調査のカバレッジを考える参考とするため、本調査における「販売額」と経済産業省の「機械統計」における「出荷額」の比率等を計算し「機械受注統計調査年報」に掲載している。最近では、本調査の販売額は「機械統計」における出荷額等の約9割(年度合計での比較)となっている。

### 4.調査の時期

毎月の受注実績を調査しており、調査時点は毎月末日である。また、見通し調査は毎四半期末である。

### 5.調査項目及び表彰項目

#### (1)需要者別、機種別の受注額

需要者(発注者)ごとの受注額を機種別に調査。  
民間需要(製造業及び非製造業の内訳業種)  
官公需(運輸業、通信業、防衛省、国家公務、地方公務、その他官公需)  
海外需要  
代理店  
受注額合計(受注総額)  
機種区分は「6.調査機種」参照。

#### (2) 機種別販売額及び受注残高

販売額及び受注残高については需要者別に調査していない。

#### (3) 統計表の表章項目

時系列表  
需要者別受注額(季節調整値、原系列)  
機種別手持月数(季節調整値)  
機種別受注額(原系列)  
機種別販売額(原系列)  
機種別受注残高(原系列)  
クロス表  
機械受注統計調査結果表(原系列)  
移行分類と調査票分類

### 6.調査機種

原動機、重電機、電子・通信機械、産業機械、工作機械、鉄道車両、道路車両、航空機、船舶を大分類とする。このうち原動機、重電機、電子・通信機械、産業機械については中分類の細区分がある。

以上の区分で、設備投資に関連を持つ注文機械製品及び一部の見込生産の機械製品とする。また、部品、修理、補修工事、及びこれに付帯した据付工事も含んでいる。上記機種のほか、鉄構物、軸受、電線・ケーブルを同時に調査する。(需要者別の機械受注額等には算入していない)

なお報告書において時系列で掲載している機種別の受注額等は、海外需要等を含む全体の額である。ホームページではこのほか民需のみによる機種別受注額時系列表も掲載している。

機種分類は、原則として日本標準商品分類による。

### 7.需要者の定義

需要者は、便宜上、調査対象企業に対して直接注文を行った者(すなわち契約先)とする。

ただし、代理店(商事会社を含む)あるいは建設業者、リース業を通ずる場合は、その

機械を最終的に需要する者とし、最終需要者が不明の場合は、代理店あるいは建設業もしくはリース業(その他非製造業)からの注文とする。また、受注した機械類が最終的に輸出される品と確認できる場合は、その機械類が国内業者から再受注したものであっても、最終需要者によって「海外需要」とする。

需要者が二つ以上の業種からなる兼業企業である場合には、その機械を需要する事業所の業種によって分類し、この区分が困難な場合は、その企業の主要な業種に分類する。

需要者の産業分類は、原則として日本標準産業分類による。

## 8.消費税の取扱い

平成元年4月1日から導入された消費税に関しては、本調査は「税抜き」によっている。

## 9.外注、下請と受注額変更の取扱い

受注者が受注の一部を外注または下請に出すことがあっても、受注金額は自己の受注額とする。

報告済みの受注が、取消、値引き、値増しなどによって金額に変更があった場合は、変更発生の日において加(減)算し調整する。減額修正が大きい場合はマイナスの受注(一)が生ずることがある。

## 10.自己消費と自家使用

設備用機械類が、企業内で自己消費分される(例えば、自社で建造する船舶のエンジンを自社で製作して据え付ける)場合は、重複を避けるため、受注計上しないこととする。しかし、機械類が自家使用にあたる(例えば、船舶を建造するためのクレーンを自社で製作して使用する)場合は、これを計上する。

## 11.販売額及び受注残高

販売額は原則として経理上の売上高であるが、出荷または製品完成の場合もある。調査対象企業の業態によっては、受注額、販売額、受注残高の間に差引計算の合わない場合もある。

## 12.調査の方法

調査票の記入は自計とし、調査票の配布・回収は、内閣府において直接、郵送及びオンラインにより行っている。また、調査票の点検、集計も内閣府が自ら行っている。

## 13.調査結果利用上の注意

### a. 統計表の見方について

本統計の受注額は振れが大きい。金額的に極めて大きな案件であっても、受注額は契約のあったひと月に計上される。生産は複数月に渡って行われるとしても、ある月に全体の金額が計上されるので翌月は反動減となる。このため単月の動きだけでは基調として増加しているか減少しているか必ずしもわからず、ある程度の期間が必要とされる場合がある。

### b. 船舶・電力を除く民需について

船舶、電力の受注は景気局面との対応性が薄く、不規則かつ多額であり、懐妊期間が長いものも多いため、2ないし3期先の自律的な設備投資の動向をうかがうのに不適當と考えられる。そのため、需要者別受注額において、「船舶・電力を除く民需」等これらを除く項目を特に設けてある。なお、ここでいう「船舶」とは機種としてのものであり、「電力」とは需要者としてのそれである。

### c. 季節調整の方法

本調査の季節調整の方法はセンサス局法X-12-ARIMAの中のX-11による。なお、特異項認定の管理限界は2.0~3.0σを用い、その他のオプションは標準値による。

### d. 季節調整値の改訂

本調査は、毎年3月調査の時点で季節調整値の改訂を行っており、過去に遡って改訂される。次の2月調査までは予測指数による季節調整を行い、過去の値は変わらない。

## 14.産業分類等の変更について

平成17年4月調査より、需要者の産業分類を変更した。[\(変更の概要について\)](#)

[ページの先頭へ▲](#)

## 企業行動に関するアンケート調査の解説

### 1. 調査の目的

企業が今後の景気や業界需要の動向をどのように見通しているかなどについて継続的な質問を行うとともに、その時々<sup>1</sup>の経済情勢に応じた調査項目を選定し、それに関する企業の意識と行動を調査し、企業活動の面から我が国経済の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2. 調査の対象

東京、大阪、名古屋の証券取引所第1部及び第2部に上場する企業(約2,500社)

### 3. 調査の時期

調査時期は2月

### 4. 調査の方法

所定の調査票による郵送・自計申告方式

### 5. 調査事項

- I. 経営環境と経営基本方針
- II. 特集テーマであり、毎年異なる。

### 6. 業種の分類

報告書中の業種は、証券コードの分類による。また、製造業の内訳として用いられている素材型製造業、加工型製造業、その他の製造業の区分については、以下のとおりとした。

素材型製造業・・・繊維製品、パルプ・紙、化学、鉄鋼、非鉄金属

加工型製造業・・・機械、電気機器、輸送用機器、精密機器

その他の製造業・・・食料品、医薬品、石油・石炭、ゴム製品、ガラス・土石製品、金属製品、その他製品

[ページの先頭へ▲](#)



# 平成19年度民間非営利団体実態調査結果について

平成21年1月28日  
内閣府 経済社会総合研究所  
国民経済計算部 国民支出課

## (調査の目的)

民間で非営利事業を営む事業所の収入、経費及び投資の状況を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、GDPをはじめとする「国民経済計算」(SNA)推計のための基礎資料を得ること。

## (調査の結果)

### (1) 収入の状況

平成19年度の民間非営利団体の収入は、33兆0,573億円(前年度比9.1%)となった。  
主な収入項目別にみると、移転的収入が27兆0,903億円(同10.7%)、事業収入は5兆4,015億円(同▲0.4%)となっている。これを項目別構成比で見ると、移転的収入が81.9%を占め、次いで事業収入が16.3%となっている。  
また、これらを事業形態別にみると、対家計サービスの収入は30兆8,961億円(同9.6%)、対事業所サービスの収入は2兆1,612億円(同1.9%)となった。

### (2) 経費の状況

平成19年度の経費は、31兆0,357億円(同6.8%)となった。  
主な経費項目別にみると、移転的支出は18兆2,258億円(同29.5%)、仕入原価は1兆0,400億円(同▲18.8%)、人件費は6兆0,549億円(同▲15.9%)となった。これを項目別構成比で見ると、移転的支出58.7%、人件費19.5%、仕入原価3.4%となっている。  
また、これらを事業形態別にみると、対家計サービスの経費は28兆9,402億円(同7.1%)、対事業所サービスは2兆0,954億円(同3.6%)となった。

### (3) 投資の状況

投資は対家計サービスの事業所分のみの調査で、19年度は3,404億円(同▲45.6%)となった。

## 1. 民間非営利団体実態調査について

### (1) 調査の目的

本調査は、民間で非営利事業を営む事業所の収入、経費及び投資の状況を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、GDPをはじめとする「国民経済計算」(SNA)推計のための基礎資料を得ることを目的として毎年度実施している承認統計調査である。なお、本調査の結果は平成19年度国民経済計算確報(平成20年12月2日以降順次公表)に反映されている。

### (2) 調査の対象

本調査が対象とする「民間非営利団体」とは、SNAにおける民間非営利サービス提供者という概念に合致する団体全てを指し、営利を目的とせず社会的サービスを提供することを目的としている民間団体である。

具体的には、以下の産業(番号は日本標準産業分類(平成19年11月改定)のコード番号)に該当し、「平成18年事業所・企業統計調査」(総務省)の経営組織が民営のもののうち「会社以外の法人」、「法人でない団体」が対象となる。

- 820: 管理、補助的経済活動を行う事業所(82その他の教育、学校支援業)
- 821: 社会教育
- 840: 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生)
- 842: 健康相談施設
- 850: 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)
- 851: 社会保険事業団体
- 853: 児童福祉事業
- 854: 老人福祉・介護事業  
ただし、8542(介護老人保健施設)は対象外
- 855: 障害者福祉事業
- 859: その他の社会保険・社会福祉・介護事業
- 870: 管理、補助的経済活動を行う事業所(87協同組合)
- 872: 事業協同組合(他に分類されないもの)
- 931: 経済団体
- 932: 労働団体
- 933: 学術・文化団体
- 939: 他に分類されない非営利的団体
- 94 : 宗教
- 950: 管理、補助的経済活動を行う事業所(95その他のサービス業)
- 951: 集会場

民間非営利団体は、事業所に対してサービスを提供する対企業民間非営利団体(事業協同組合、経済団体)と家計に対してサービスを提供する対家計民間非営利団体(社会保険事業団体、老人福祉・介護事業、宗教 他)に分かれ、本調査上では前者の提供するサービスを「対事業所サービス」といい、後者の提供するサービスを「対家計サービス」という。

また、本調査は民間非営利団体の行う事業のうち、収入及び経費については営利を目的としない非営利活動のみを対象とし、投資については営利・非営利両方の活動を調査対象としている。

### (3) 調査の方法

事業所の代表者による自計申告方式。民間調査機関に調査事務を委託している。

### (4) 利用上の注意

①SNA上は「私立学校」、「政治団体」も民間非営利団体に含まれるが、他の調査がSNA推計に利用できるため、本調査では対象外としている。

②本調査においては、「介護保険事業」(SNA上は「産業」扱い)及び「健康相談施設」(平成12年基準改定でSNA上の扱いが「対家計民間非営利団体」から「産業」に変更)を含めた形で集計を行っている点につき留意されたい。

③結果の公表については日本標準産業分類(平成19年11月改定)(以下「平成19年11月改定」とする)に従っている。820、840、850、870、950については、平成19年11月改定において主な中分類ごとに、小分類「管理、補助的経済活動を行なう事業所」として新設された分類であるが、「平成18年事業所・企業統計調査」(新産業分類による特別集計)において、これらについては組み替えができないことから従前の分類をそのまま適用していることを受けて、本調査においてもそれに従っている。

## 2. 平成19年度調査の概要

### (1) 調査事項

①事業所の組織、事業内容等に関する調査

②平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)の収入、経費及び投資に関する調査

### (2) 調査期間

平成20年7月1日から同年9月30日の期間で実施した。

### (3) 標本抽出の方法

「平成18年事業所・企業統計調査」より推計した全国の対象民間非営利団体約195,036事業所を母集団とし、無作為抽出により、所定事業所を抽出した。

### (4) 平成19年度調査の調査票回収率(調査対象数3,000事業所)

調査票総回答枚数・・・2,461枚(総回答率・・・82.0%)

調査票有効回答枚数・・・2,259枚(有効回答率・・・75.3%)

(注)有効回答枚数:回収した調査票のうち、白紙など記入状況が極端に悪い調査票を除いた枚数。

## 3. 平成19年度集計結果の概要

### (1) 収入の状況

平成19年度の民間非営利団体の収入は、**全団体合計**では33兆0,573億円で前年度比9.1%増となった。

主な収入項目別にみると、移転的収入(寄付金や会費、補助金等の収入)が27兆0,903億円で前年度比10.7%増、事業収入(博物館や美術館の入場料収入、宗教団体への御布施・賽銭、バザーの売上等の収入)は5兆4,015億円で同0.4%減となっている。

これを対家計サービスと対事業所サービスの事業形態別にみると、**対家計サービス**の収入は30兆8,691億円で前年度比9.6%増となり、**対事業所サービス**の収入は2兆1,612億円で同1.9%増となった。

### (2) 経費の状況

経費は全団体合計では31兆0,357億円で前年度比6.8%増となった。

主な経費項目別にみると、他団体・個人への給付や負担金、会費などの支出である移転的支出は18兆2,258億円で同29.5%増、仕入原価は1兆0,400億円で同18.8%減、人件費は6兆0,549億円で同15.9%減となった。

事業形態別にみると、対家計サービスの経費は28兆9,402億円で前年度比7.1%増となり、対事業所サービスは2兆0,954億円で同3.6%増となった。

### (3) 投資の状況

投資は対家計サービスの事業所分のみの調査で、19年度は3,404億円で前年度に比べ45.6%減となった。

### (4) 収入及び経費の構成

#### ①収入の構成

民間非営利団体の収入構成を総収入額に対する項目別構成比でみると、全団体では移転的収入が81.9%を占め、次いで事業収入が16.3%となっている。

これを事業形態別に分けると、その構造には大きな違いがみられる。対家計サービスは移転的収入84.3%、事業収入13.9%となっており、移転的収入が大半を占めている。これに対し、対事業所サービスは移転的収入47.7%、事業収入50.6%と、総収入に占める事業収入のウェイトが比較的高くなっているのが特徴である。

#### ②経費の構成

経費の構成を総支出額に対する項目別構成比でみると、全団体では移転的支出58.7%、人件費19.5%、仕入原価3.4%となっている。

これを事業形態別に分けると、対家計サービスは移転的支出が62.4%を占め、次いで人件費19.1%、仕入原価1.5%となっている。これに対し対事業所サービスは移転的支出8.2%、人件費25.3%、仕入原価29.5%となっている。

このように対家計サービスでは移転的支出のウェイトが極めて高いのに対し、対事業所サービスは対家計サービスに比べ仕入原価等の項目のウェイトが高いのが特徴である。

【問い合わせ先】  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部国民支出課  
電話 03-3581-9780

# 平成20年度 民間企業投資・除却調査 調査の概要

平成21年10月2日  
内閣府 経済社会総合研究所  
国民経済計算部 国民資産課

## 1. 調査の目的

民間企業における新規資産・中古資産の取得としての投資支出及び除却に関する状況等を資産別に調査し、国民経済計算体系における資本ストック統計整備と生産勘定整備の基礎資料とすることを目的とする。  
(ここに掲載する結果は19年度に実施した産業別資産項目別の投資額部分であるが、このほか、本調査では19年度に除却した財に関する調査を行っている。ストック推計の精度向上に必要な財別除却パターン等を把握するためのデータ蓄積も本調査の主要な目的の一つとなっている。)

## 2. 調査対象

全国の民間企業のうち、資本金3,000万円以上の企業約137,000社。

## 3. 調査客体

調査対象の企業から資本金階級別、業種別に抽出した30,000社。

## 4. 有効回答企業数(回答率)

10,299社(34.3%)

## 5. 調査対象時点

平成19年度決算(原則として平成19年4月から平成20年3月まで。ただし、これによることができない場合は、最近1年間の決算期間)

## 6. 調査の方法

民間委託による郵送・オンライン方式による自計申告。

## 7. 調査事項

### (1) 資本金・業種等

- ア. 法人名
- イ. 本所・本社・本店の所在地
- ウ. 資本金
- エ. 主要業種名
- オ. 消費税の経理処理方法

### (2) 有形固定資産の取得・改修等

- ア. 新設取得額(中古品を除く)
- イ. 中古品取得額

- ウ. 大規模修繕・改修費用
- エ. 投資額計

(3)ファイナンシャルリースのみなし取得価額

(4)有形固定資産の除却(売却・廃棄)

- ア. 資産コード
- イ. 売却・廃棄資産名
- ウ. 取得の時期
- エ. 新設取得・中古品取得・大規模修繕・改修の別
- オ. 取得時の購入額
- カ. 売却・廃棄の時期
- キ. 売却・廃棄の別
- ク. 売却・廃棄時の販売額

## **8. 産業分類、資産項目分類**

[産業分類表及び資産項目分類表](#) (PDF形式: 147KB)

### **参考1**

[調査票](#) (PDF形式: 226KB)

### **参考2**

[民間企業投資・除却調査における「有形固定資産の除却」に係るデータの利用方針について](#) (PDF形式: 127KB)

<p><b>【問い合わせ先】</b> 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部国民資産課 電話 03-3581-0601</p>
--

[ページトップへ](#)

# 科学技術研究調査の概要

## 1 調査の目的

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である。

## 2 調査の時期

従業者数及び資本金は「平成21年3月31日現在」、売上高、研究費などの財務事項は「平成21年3月31日又はその直近の決算日からさかのぼる1年間の実績」である。

## 3 調査の対象及び単位

調査の対象は、「企業等」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」である。

調査単位は以下のとおりである。

企業等：法人

非営利団体・公的機関：法人及び研究機関

大学等：大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

## 4 主な調査事項

- (1) 資本金，総売上高，営業利益高（企業等のみ）
- (2) 支出総額（非営利団体・公的機関，大学等のみ）
- (3) 従業者総数（企業等，非営利団体・公的機関のみ）
- (4) 研究実施の有無（企業等，非営利団体・公的機関のみ）
- (5) 大学等の種類（大学等のみ）
- (6) 研究内容の学問別区分（非営利団体・公的機関，大学等のみ）
- (7) 研究関係従業者数（研究者，研究補助者，技能者，研究事務その他の関係者）  
(企業等，非営利団体・公的機関のみ)
- (8) 従業者数（研究者，研究補助者，技能者，研究事務その他の関係者，研究以外の業務に従事する従業者）（大学等のみ）
- (9) 研究者（大学等は本務者）のうち博士号取得者数
- (10) 研究者（大学等は本務者）の専門別内訳
- (11) 採用・転入，転出研究者数
- (12) 内部使用研究費（人件費，原材料費，有形固定資産の購入費，リース料，その他の経費）
- (13) 有形固定資産の減価償却費（企業等のみ）
- (14) 性格別研究費（基礎研究，応用研究，開発研究）

- (15) 製品・サービス分野別研究費（資本金1億円以上の企業等のみ）
- (16) 特定目的別研究費（資本金1億円以上の企業等，非営利団体・公的機関，大学等）
- (17) 外部から受け入れた研究費
- (18) 外部へ支出した研究費
- (19) 国際技術交流の相手先企業の国籍名及び対価（受取，支払）額（企業等のみ）

## 5 調査の方法

総務省統計局が調査対象に調査票を郵送（5月中旬）し，記入された調査票を郵送又はインターネットにより回収する方法で実施した。

## 6 調査の対象数

平成21年調査では，企業等約13,600，非営利団体・公的機関約1,100及び大学等約3,600の合計約18,300客体を調査対象とした。

# サービス産業動向調査の概要

## 1 調査の目的

サービス産業の生産・雇用等の動向を月次で把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的としている。

## 2 調査の対象

調査は、平成18年事業所・企業統計調査時に存在した事業所の中から、次に掲げる産業を主産業とする全国の事業所のうち、統計的手法によって選定された約39,000事業所を対象に行っている。

〈サービス産業の範囲〉

この調査におけるサービス産業の範囲は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）における「G情報通信業」、「H運輸業，郵便業」、「K不動産業，物品賃貸業」、「L学術研究，専門・技術サービス業」、「M宿泊業，飲食サービス業」、「N生活関連サービス業，娯楽業」、「O教育，学習支援業」、「P医療，福祉」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」である。

なお、「家事サービス業」、「学校教育」、「保健所」、「福祉事務所」、「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を調査対象から除外している。

## 3 調査事項

「事業所の月末の事業従事者数及びその内訳」、「事業所の月間売上高（収入額）」を調査している。なお、調査開始時には、上記に加え、「経営組織及び資本金等の額」、「事業所の主な事業の種類」を調査している。

## 4 調査の方法

調査は、民間調査機関に委託し、調査対象事業所の事業主が配布された調査票に記入することにより実施している。調査票の配布・回収は、事業従事者規模等に応じて郵送調査、調査員調査又はオンライン調査により行っている。

## 5 公表時期

調査結果は、速報及び確報により公表する。

速報：調査対象とする月の翌々月下旬に公表

確報：調査対象とする月の5か月後の下旬に公表

# 通信・放送業投入調査の概要

## 1. 調査の目的

通信業、放送業及びインターネット附随サービス業を営む企業が営業活動のために必要とした財、サービスの内訳等を調査し、平成 17 年産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の対象

日本標準産業分類の中分類「37 通信業（371 信書送達業を除く）」、「38 放送業」及び「40 インターネット附随サービス業」に属する企業のうち、産業連関表の基本分類に対応する事業（(1)固定電気通信業、(2)移動電気通信業、(3)その他の電気通信業、(4)その他の通信サービス業、(5)放送業、(6)有線放送業、(7)インターネット附随サービス業の 7 業種）を営む企業につき、売上高の上位企業又は大規模設備を有する企業を有意抽出し、調査対象（客体数は 600）とした。

## 3. 調査事項

- (1) 企業の概要
- (2) 売上高
- (3) 営業費用等
- (4) 従業者数
- (5) 営業費用の内訳
- (6) 物財費の内訳
- (7) 屑・副産物の売却益及び種類
- (8) インターネット附随サービス業の提供サービス別金額及び提供先業種別売上高又は割合

## 4. 調査の対象期間

平成 17 年 1 月から 12 月までの 1 年間、又はこれに近い 1 年間とする。

前項の調査事項（4）については、平成 17 年 11 月末日現在とする。

## 5. 調査実施時期

平成 18 年 7 月～9 月

## 6. 調査方法

総務省→委託機関→調査対象の系統による郵送調査（自計申告方式）である。

## 7. 調査の実施機関

調査の企画・実施は、総務省統計局統計調査部調査企画課が行い、調査票の回収、審査、集計及び報告書作成は、民間の調査機関に委託した。



## サービス産業・非営利団体等投入調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、平成17年（2005年）産業連関表作成のための特別調査として、サービス業及び非営利団体等を営む事業所がその事業活動に要した費用の内訳等の実態を把握し、産業連関表の作成における投入額推計等の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象

日本標準産業分類（平成14年3月改定）に基づいて分類された、平成16年事業所・企業統計調査産業分類のうち別表に示す産業に属する事業を営む事業所を調査対象とする（詳細は、別表「平成17年サービス産業・非営利団体等投入調査対象業種」参照。）。

調査対象事業所は、平成16年事業所・企業統計調査で調査された全国の実業所から、産業別に所定の数を、従業者規模の大きいところから順に選定する。

調査対象数は、約5,600事業所である。

### 3 調査事項

調査票（「第5章 参考 資料1」参照。）により、平成17年（1月～12月）における事業所の活動について、次の事項を調査した。

- (1) 従業者数
- (2) 年間売上高(事業収入)
- (3) 年間営業費(事業費)及びその内訳
- (4) 屑・副産物の売却益及びその内訳

### 4 調査の実施時期

平成18年4～7月にかけて実施した。

### 5 調査方法及び機関

総務省 ⇄ 民間調査機関 ⇄ 調査事業所の系統による郵送自計申告方式により行った。

### 6 集計方法及び集計事項

- (1) 調査対象産業分類、調査項目別金額及び構成比(全国)
  - (2) 調査対象産業分類、産業連関表部門分類(行)別金額及び構成比(全国)
  - (3) 調査対象産業分類別屑・副産物の売却益及び種類(全国)
- 上記、調査事項について機械集計した。

別表 平成17年サービス産業・非営利団体等投入調査調査対象業種

分類コード	調査票の種類(パターン)	分類コード	調査対象産業分類
014	園芸サービス業	811	自然科学研究所
391	ソフトウェア業	812	人文・社会科学研究所
39A	情報処理サービス業	822	理容業
39B	情報提供サービス業	823	美容業
39C	その他の情報処理・提供サービス業	824	公衆浴場業
411	映像情報制作・配給業	825	特殊浴場業
41A	ニュース供給業	829	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
41B	その他情報等制作に附帯するサービス	82A	普通洗濯業
412	音声情報制作業	82B	リネンサプライ業
413	新聞業	835	火葬・墓地管理業
414	出版業	83A	葬儀業
702	そば・うどん店	83B	結婚式場業
703	すし店	83C	冠婚葬祭互助会
704	喫茶店	83D	写真現像・焼付業
70A	一般食堂	841	映画館
70B	日本料理店	842	興行場(別掲を除く), 興行団
70C	西洋料理店	843	競輪・競馬等の競走場, 競技団
70D	中華料理店	845	公園, 遊園地
70E	焼肉店(東洋料理のもの)	84A	スポーツ施設提供業(別掲を除く)
70F	その他の食堂, レストラン	84B	体育館
70G	ハンバーガー店	84C	ゴルフ場
70H	お好み焼店	84D	ゴルフ練習場
70J	他に分類されない一般飲食店	84E	ボウリング場
721	旅館, ホテル	84F	テニスコート
722	簡易宿所	84G	バドミントン・テニス練習場
723	下宿業	84H	マージャンクラブ
72A	会社・団体の宿泊所	84J	パチンコホール
72B	他に分類されない宿泊業	84K	ゲームセンター
751	社会保険事業団体	84L	その他の遊戯場
772	職業・教育支援施設	84M	カラオケボックス業
773	学習塾	84N	他に分類されない娯楽業
779	他に分類されない教育, 学習支援業	851	一般廃棄物処理業
77F	音楽教授業	852	産業廃棄物処理業
77G	書道教授業	859	その他の廃棄物処理業
77H	生花・茶道教授業	871	機械修理業(電気機械器具を除く)
77J	そろばん教授業	872	電気機械器具修理業
77K	外国語会話教授業	873	表具業
77L	スポーツ・健康教授業	879	その他の修理業
77M	フィットネスクラブ	881	各種物品賃貸業
77N	その他の教養・技能教授業	882	産業用機械器具賃貸業
802	公証人役場, 司法書士事務所	883	事務用機械器具賃貸業
804	獣医業	885	スポーツ・娯楽用品賃貸業
808	写真業	88A	音楽・映像記録物賃貸業
80A	法律事務所	88B	他に分類されない物品賃貸業
80B	特許事務所	891	広告代理業
80C	公認会計士事務所	899	その他の広告業
80D	税理士事務所	901	速記・ワープロ入力・複写業
80E	建築設計業	902	商品検査業
80F	測量業	903	計量証明業
80G	その他の土木建築サービス業	904	建物サービス業
80H	デザイン業	905	民営職業紹介業
80J	機械設計業	906	警備業
80K	興信所	90A	労働者派遣業
80L	他に分類されない専門サービス業	90B	分類されない事業サービス業

## 本社等の活動実態調査の概要

### 1 調査の目的

本調査は、平成17年（2005年）産業連関表作成のための特別調査として、主として、①本社機能活動に係る投入構造を把握し、部門別の投入額推計の基礎資料を得ること、②産業連関表における消費税額の推計のための基礎資料を得ること、の2つの目的のために実施したものである。

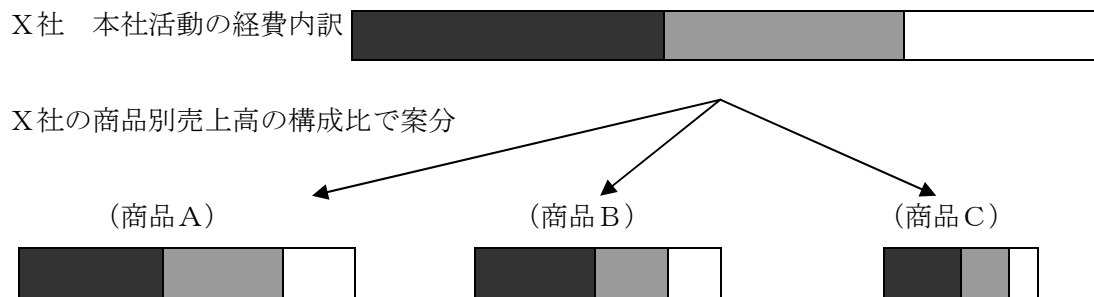
企業における活動を見ると、工場、店舗等における財・サービスを直接生産する活動（以下、「直接的生産活動」という）と、本社における総務、財務、経理、広報、宣伝等、組織全体の管理を行う財・サービスを直接生産していない活動（以下、「本社機能活動」）の二つがある。

このため、企業における生産活動に係る費用としては、直接的生産活動に係る費用（原材料の仕入れ等）と本社機能活動に係る費用（販売費及び一般管理費）が含まれていると考えられる。

しかしながら、既存の産業連関表特別調査は、事業所を単位とした「現業」部門の活動を把握するものが多く、本社機能活動に係る費用とその内訳については詳細に把握されていない状況にある。

また、産業連関表の各部門における本社機能活動を把握するためには、商品・サービス別に本社機能活動に係る経費を案分する必要があり、このためには、各企業の商品・サービス別売上高の把握が必要である。（図1）

図1 本社機能活動に係る費用内訳案分のイメージ



また、企業別の商品・サービス別売上高については、消費税推計の基礎資料として、企業の消費税納税額を産業連関表のアクティビティ別に組替える際にも活用している。

### 2 調査の範囲及び調査の対象

本調査の調査範囲は、全国の複数事業所をもつ企業の本社である。

調査対象企業数は、8,300社であり、選定方法は、母集団名簿に「平成16年事業所・企業統計調査民営事業所名簿」を用い、企業の産業中分類別、企業の常用雇用者規模階級別に無作為抽出（一定以上の常用雇用者規模階層についてはしつ皆）した。

調査対象企業の選定方法の詳細は別紙1のとおりである。

### 3 調査事項及び把握期間

調査票（「第5章 付録」の「1 調査票」参照。）により、平成17年1月～12月における企業の活動について、次の事項を調査した。

- ① 従業者数
- ② 企業全体の売上高等の状況
- ③ 本社機能活動に係る販売費及び一般管理費
- ④ 本社機能活動に係る販売費及び一般管理費の内訳
- ⑤ 企業の売上高の内訳

### 4 調査の実施時期

平成18年7月から10月にかけて実施した。

### 5 調査の方法及び系統

次の調査系統により、郵送自計方式で実施した。

調査票の送付、審査、入力及び結果の集計は委託した。

総務省 ⇔ 委託業者（株式会社日本リサーチセンター） ⇔ 調査対象企業

### 6 本社機能活動及び直接的生産活動の定義

本調査における本社機能活動及び直接的生産活動の定義は、以下のとおりである。

本社機能活動（A）	直接的生産活動（B）
企業全体に係る経営・管理的な活動です。例えば、 (1) 総務・経理・人事・経営企画などの管理部門における活動 (2) 情報処理部門における活動 (3) 研究開発部門における活動 (4) 国際事業の統括部門における活動 が該当します。また、次のような施設における活動も含まれます。（ただし、（B）の活動を除く。） (5) 研究所 (6) 展示場 (7) 計算センター (8) 倉庫 (9) 研修所・職員福利厚生施設	財・サービスの生産及び販売・営業などの直接的活動です。 例えば、 (1) 製造業では、工場、販売所、営業所 (2) 鉱業では、鉱業所、営業所 (3) サービス業では、営業所 (4) 商業では、店舗・営業所 (5) レジャー産業では、娯楽施設などにおける活動が該当します。
企業活動全体（A+B）	

(注)平成17年本社等の活動実態調査「記入の手引き」より抜すい

# 通信・放送産業動態調査の概要

## 1 調査の目的

通信・放送産業を構成する通信業、放送業の活動を動的に把握し、情報通信政策のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査対象業種及び調査対象数

- ・通信業 約80社
- ・放送業 約80社

## 3 調査事項

売上高、業況の見通し

## 4 調査時期

7月、10月、1月、4月（四半期毎）

## 通信利用動向調査（企業編）の概要

### 1 調査の目的

企業における通信ネットワークの利用状況等について把握し、情報通信政策のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象業種及び調査対象数

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業及び公務を除く各産業に属する企業  
約2900社

### 3 調査事項

企業通信網の構築状況、電子商取引の利用状況、テレワークの利用状況等

### 4 調査時期

1月（年1回）

# 情報通信業基本調査（仮称）の概要

## 1 調査の目的

我が国の情報通信業に属する企業の活動の実態を明らかにし、情報通信政策のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査対象業種及び調査対象数

- ・通信業 約900社
- ・放送業 約800社
- ・テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業 約800社
- ・インターネット附随サービス業 約800社
- ・情報サービス業 約6,000社
- ・映像・音声・文字情報制作業 約2,000社

## 3 調査事項

企業の概要（資本金、外資比率等）、国内・国外における子会社・関連会社の所有状況、事業の外部委託の状況等

## 4 調査時期

5月中旬～7月中旬（年1回）

※本調査は、経済産業省との共管調査

財務総研TOP > 統計資料 > 法人企業統計調査 > 調査の概要

## ● 調査の概要

### ● 調査の目的

法人企業統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査として「法人企業統計調査規則」(昭和45年大蔵省令第48号)に基づいて行うもので、その目的は、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することにある。

### ● 調査の対象

法人企業統計調査は、営利法人等を対象とする標本調査である(四半期別調査は資本金、出資金又は基金(以下、資本金という)1,000万円以上)。

また、平成20年度調査から「金融業、保険業」を調査対象に含めている。

なお、営利法人等とは、本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社をいう。

### ● 抽出方法

(金融業、保険業以外の業種)

#### 平成20年度調査以前

資本金200万円未満、200万円以上300万円未満、300万円以上500万円未満、500万円以上1,000万円未満、1,000万円以上2,000万円未満、2,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金1億円以上10億円未満の法人は資本金による確率比例抽出(資本金を順次合計し、合計額が一定額に達したとき当該法人を抽出する。資本金が一定額以上の法人は全数抽出される。なお、一定額は6億円としている。)により抽出した。
- 3 資本金10億円以上は全数抽出した。

#### 平成21年度調査以後

資本金1,000万円未満、1,000万円以上2,000万円未満、2,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金5億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金5億円以上は全数抽出した。



(金融業、保険業)

資本金1,000万円未満、1,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金1億円以上は全数抽出した。

● 業種の分類

業種は、原則として日本標準産業分類により、当該法人の売上高によって決定した(注)。数種の事業を兼業している場合は、売上高の金額が最も多い事業をその法人の業種とした。また、一部の業種については、中分類又は集約増設した分類によった。

(注)ただし、銀行業、生命保険業及び損害保険業については経常収益、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)、その他の金融商品取引業、商品先物取引業及びその他の保険業については営業収益によって決定した。

([一覧表はこちら](#)[64kb,PDF]をご覧ください)

● 調査事項

(年次別調査)

- 1 法人の名称その他法人に関する一般的事項
- 2 業種別売上高
- 3 資産・負債及び純資産
- 4 損益
- 5 剰余金の配当
- 6 減価償却費
- 7 費用
- 8 役員・従業員

(四半期別調査)

- 1 法人の名称その他法人に関する一般的事項
- 2 業種別売上高
- 3 資産・負債及び純資産
- 4 固定資産の増減
- 5 投資その他の資産の内訳(銀行業、生命保険業及び損害保険業を除く)
- 6 最近決算期の減価償却費
- 7 損益
- 8 人件費

● 調査の時期

年次別調査

調査期	調査票送付時期	調査票提出期限	公表時期
上期調査	12月上旬	1月10日	9月初旬
下期調査	6月上旬	7月10日	

四半期別調査

調査期	調査票送付時期	調査票提出期限	公表時期
4 - 6月期調査	7月中旬	8月10日	9月初旬
7 - 9月期調査	10月中旬	11月10日	12月初旬
10 - 12月期調査	1月中旬	2月10日	3月初旬
1 - 3月期調査	4月中旬	5月10日	6月初旬

● 調査の方法

- 1 郵送又はオンラインによる自計記入とする。
- 2 調査票の送付、回収及び審査等については、原則として財務局、福岡財務支局、財務事務所、小樽出張所、北見出張所及び沖縄総合事務局が行う。

● 調査票

(金融業、保険業以外の業種)

- 1 [四半期別調査用\[35.2kb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[37.8kb,PDF\]](#)

(銀行業)

- 1 [四半期別調査用\[30.8kb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[30.7kb,PDF\]](#)

(貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関)

- 1 [四半期別調査用\[33.1kb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[34.5kb,PDF\]](#)

(金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る))

- 1 [四半期別調査用\[32.2kb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[30.4kb,PDF\]](#)

(生命保険業、損害保険業)

- 1 [四半期別調査用\[30.4kb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[30.5kb,PDF\]](#)

(その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業)

- 1 [四半期別調査用\[32.6kb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[30.5kb,PDF\]](#)

● 記入要領

(金融業、保険業以外の業種)

- 1 [四半期別調査用\[2.03mb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[2.21mb,PDF\]](#)

(銀行業)

- 1 [四半期別調査用\[2.00mb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[7.23mb,PDF\]](#)

(貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関)

- 1 [四半期別調査用\[2.02mb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[7.11mb,PDF\]](#)

(金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る))

- 1 [四半期別調査用\[1.98mb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[7.25mb,PDF\]](#)

(生命保険業、損害保険業)

- 1 [四半期別調査用\[1.99mb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[5.39mb,PDF\]](#)

(その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業)

- 1 [四半期別調査用\[2.04mb,PDF\]](#)      2 [年次別調査用\[2.02mb,PDF\]](#)

● 業種・調査項目・標本抽出の変遷

- 1 [四半期別調査\[43.9kb,PDF\]](#)      2 [年次別調査\[48.3kb,PDF\]](#)



▶ [ご覧頂くには、PDFファイル閲覧ソフトが必要です。](#)  
Acrobat Readerをお持ちでない方は、左のボタンをクリックし、手順に従ってダウンロードして下さい。

● その他

- (1) [調査のオンライン化について](#)
- (2) [法人企業統計研究会の開催について](#)
- (3) [「法人企業統計調査」の標本抽出方法等を変更します \[3.34mb,PDF\]](#)

財務総合政策研究所およびこのホームページに対する[ご意見・ご感想](#)はこちらから

[サイトポリシー](#) (著作権等、免責事項、個人情報保護方針)

おことわり 本サイトに掲載の論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、財務省や財務総合政策研究所の公式的な見解を示すものではありません。

Ministry of Finance, Policy Research Institute,

財務総研TOP > 統計資料 > 法人企業景気予測調査 > 調査の概要

## ● 調査の概要

### ● 調査の目的

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的とする。

### ● 調査の沿革

内閣府「法人企業動向調査」と財務省「財務省景気予測調査」の2つの調査を、調査の効率的実施などを図るために一元化し、共管調査として平成16年度から、「法人企業景気予測調査」として実施している。

### ● 調査の対象

資本金1千万円以上の法人企業(本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社、株式会社及び相互会社をいう)。

### ● 抽出方法

#### (1) 母集団情報に関する名簿

法人企業統計調査の管理法人名簿(資本金1億円以上の金融・保険業を除く法人)と低階層法人名簿(資本金1億円未満の金融・保険業を除く法人のうち、一定の方法により抽出された調査対象法人)を利用するとともに、金融・保険業については、事業所・企業統計調査名簿を利用する。

#### (2) 抽出方法

毎年度、四半期別法人企業統計調査の調査対象法人及び事業所・企業統計調査名簿から資本金規模別、業種別に、一定の方法により抽出する(全数抽出は、資本金20億円以上)。

なお、金融・保険業及び、電気・ガス・水道業については資本金規模1億円以上のみ。

### ● 調査事項

判断調査項目	計数調査項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴社の景況(BSI)</li> <li>● 貴社の景況判断の決定要因(選択方式)</li> <li>● 国内の景況(BSI)</li> <li>● 売上高(BSI)</li> <li>● 経常利益(BSI)</li> <li>● 国内需要(BSI)</li> </ul>	

- 海外需要 ( B S I )
- 製(商)品・サービスの販売価格 ( B S I )
- 原材料・製(商)品の仕入れ価格 ( B S I )
- 製(商)品在庫 ( B S I )
- 原材料在庫 ( B S I )
- 資金繰り ( B S I )
- 金融機関の融資態度 ( B S I )
- 生産・販売などのための設備 ( B S I )
- 従業員数 ( B S I )
- うち臨時・パートの数 ( B S I )
- 資金調達方法 ( 選択方式、4 6月期 )
- 設備投資のスタンス ( 選択方式、7 9月期、1 3月期 )
- 利益配分のスタンス ( 選択方式、10 12月期 )

企業収益(年度、半期)

- 売上高
- 経常利益

設備投資 (年度、半期、四半期)

- 新規設備投資額
- うち土地購入額
- ソフトウェア投資額

● [調査票 \[59kb,PDF\]](#)



▶ [調査票をご覧頂くには、PDFファイル閲覧ソフトが必要です。](#)  
 AcrobatReaderをお持ちでない方は、左のボタンをクリックし、手順に従ってダウンロードして下さい。

● 調査の時期

調査期	調査時期	調査時点	公表時期
4 - 6月期調査	5月上旬～6月上旬	5月25日	6月下旬
7 - 9月期調査	8月上旬～9月上旬	8月25日	9月下旬
10 - 12月期調査	11月上旬～12月上旬	11月25日	12月下旬
1 - 3月期調査	2月上旬～3月上旬	2月25日	3月下旬

● 調査の方法

- (1) 郵送又はオンラインによる自計記入とする。
- (2) 調査票の送付、回収及び審査等については、原則として財務局、福岡財務支局、財務事務所、小樽出張所、北見出張所及び沖縄総合事務局が行う。

● その他

- (1) [調査のオンライン化について](#)
- (2) [「法人企業景気予測調査」の業種分類を改定します 業種分類表\[86kb,MS-Excel\]](#)
- (3) [法人企業景気予測調査に関するワーキンググループについて](#)
- (4) [旧・財務省景気予測調査\(昭和58年5月～平成16年2月\)](#)

[財務総研TOP](#) > [統計資料](#) > 酒類製造業投入調査

## 酒類製造業投入調査

### ● 調査の概要

#### ● 調査の目的

酒類製造業の投入構造の実態を調査し、平成17年(2005年)産業連関表の作成のための基礎資料を得ることを目標とする。

#### ● 調査の対象

平成17年に酒類製造業を営んだ全国の製造業者のうち、清酒、ビール、ウィスキー類、しょうちゅう、果実酒を生産したもの。

#### ● 抽出方法

有意抽出

#### ● 調査事項

- 1 売上高及びその内訳
- 2 売上原価及び販売費・一般管理費の内訳
- 3 従業者数
- 4 再生資源の売却

#### ● 調査の時期

平成18年11月

#### ● 調査の対象期間

平成17年1月1日から同年12月31日までの1ヵ年。

- 調査の方法

- 1 郵送による自計記入とする。
- 2 調査票の送付、回収等については、財務省が行う。

- 調査票

- 1 [清酒](#)[59kb,PDF]
- 2 [ビール](#)[86kb,PDF]
- 3 [ウイスキー類](#)[59kb,PDF]
- 4 [しょうちゅう](#)[59kb,PDF]
- 5 [果実酒](#)[85kb,PDF]

- [記入要領](#)[21kb,PDF]

- 調査の結果

平成17年(2005年)産業連関表は、こちらを御覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/io/index.htm>(総務省統計局へのリンク)

- 問合せ先

財務省財務総合政策研究所調査統計部

電話:03-3581-4111 (内線)5327

財務総合政策研究所およびこのホームページに対する[ご意見・ご感想](#)はこちらから

[サイトポリシー](#)(著作権等、免責事項、個人情報保護方針)

**おことわり** 本サイトに掲載の論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、財務省や財務総合政策研究所の公式的な見解を示すものではありません。

Ministry of Finance, Policy Research Institute,

[ホーム](#) > [活動報告・発表・統計](#) > [統計情報](#) > 民間給与実態統計調査

## 民間給与実態統計調査

### ○ アンケートへの協力依頼

[統計ニーズに係るアンケートへの協力依頼について](#)

#### ○ 民間給与実態統計調査の概要

- [1 調査の目的](#)
- [2 調査の沿革](#)
- [3 調査の特色](#)
- [4 調査の対象](#)
- [5 抽出方法](#)
- [6 調査事項](#)
- [7 調査の時期](#)
- [8 調査の方法](#)

#### ○ 民間給与実態統計調査の結果

- [1 用語の解説](#)
- [2 業種の分類](#)
- [3 結果の概要](#)
- [4 利用上の注意](#)
- [5 精度計算](#)
- [6 正誤情報](#)
- [7 統計表一覧](#)

#### ○ 公表予定

#### ○ 問い合わせ先

### ○ 民間給与実態統計調査の概要

#### 1 調査の目的

---

この調査は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

#### 2 調査の沿革

---

民間給与実態統計調査は、昭和24年分から始まり、以後毎年実施している。  
昭和29年分の調査から、統計法に基づく指定統計(第77号)となり、平成19年の統計法改正により、今回の調査からは基幹統計とされている。

#### 3 調査の特色

---



この調査の特色は、次のとおりである。

- (1) 従事員1人の事業所から従事員5,000人以上の事業所まで広く調査していること。
- (2) 給与階級別、性別、年齢階層別及び勤続年数別による給与所得者の分布が分かること。
- (3) 企業規模別(事業所の属する企業の組織及び資本金階級別)に給与の実態が分かること。

#### 4 調査の対象

この調査は、各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としている(下図網掛け部分)。

	源泉徴収義務者	
	民間の事業所	官公庁等
給与所得者	従業員(パート、アルバイトを含む)、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等(パート、アルバイトを含む)
	全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員	
	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者	

(注)

- ① 集計に当たり、パート、アルバイト、正規・非正規等といった給与所得者の従業上の地位は区分していない。
- ② この調査は民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、その個人の所得全体(※)を示したものではない。  
(※)複数の事業所から給与の支払を受けている個人の給与所得の合計額、給与以外にも所得を有する個人の所得の合計額等
- ③ この調査は標本調査であるため、標本事業所及び標本給与所得者から得た標本値に、それぞれの標本抽出率の逆数を乗じて全体の給与所得者数、給与額及び源泉徴収税額を推計している。

#### 5 抽出方法

この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者(以下「標本事業所」という。)及び給与所得者(以下「標本給与所得者」という。)について行った。

標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

##### (1) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課(沖縄国税事務所にあつては総務課。以下同じ。)から調査票を送付した。

##### (2) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

#### ▶ [各年の抽出率について](#)

## 6 調査事項

### イ 源泉徴収義務者に関する事項

- (イ) 名称又は氏名
- (ロ) 所在地又は住所
- (ハ) 企業の主な業務
- (ニ) 給与所得者用調査票の枚数及び人員数
- (ホ) 組織及び資本金
- (ヘ) 給与所得者数
- (ト) 年間給与支給総額
- (チ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

### ロ 給与所得者に関する事項

- (イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務
- (ロ) 年中の給与の受給月数
- (ハ) 年末調整の有無
- (ニ) 扶養親族の内訳
- (ホ) 給与の金額
- (ヘ) 所得控除額及び税額控除額の内訳
- (ト) 年税額

## 7 調査の時期

各年12月31日現在

## 8 調査の方法

調査票には、事業所等(源泉徴収義務者)に関する事項を記入する「源泉徴収義務者用調査票」と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

標本事業所等は、「源泉徴収義務者用調査票」に、事業所等の従事員数、調査対象年中に支給した給与総額、源泉徴収した所得税額等を記入し、「給与所得者用調査票」に、給与所得者の性別、年齢、給与金額、源泉徴収税額、扶養人員、控除した生命保険料の金額等を記入した上、調査票を国税局総務部企画課を経由して国税庁長官官房企画課に提出する。

## ○ 民間給与実態統計調査の結果

### 1 用語の解説

事業所規模	各年12月31日現在の事業所の従事員数による区分である。
企業規模	各年12月31日現在の事業所の属する企業の組織及び資本金による区分である。
1年を通じて勤	各年の1月から12月まで引き続き勤務し、給与の支給を受けた月数が12か月の者をい

務した給与所得者	う。
1年未満勤続者	年途中で就職した者のうち、12月31日現在在職している者をいう。
給与所得者	「1年を通じて勤務した給与所得者」と「1年未満勤続者」の両方を合計したものである。
役員	法人の取締役、監査役、理事及び監事等をいう。
給与	各年における1年間の支給総額(給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。)で、通勤手当等の非課税分は含まない。 なお、役員賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員賞与と認められるものも含まれている。
給与階級	給与収入金額による階級である。
平均給与	給与支給総額を給与所得者数で除したものである。
税額	給与所得者に支給される給与について、源泉徴収された所得税額である。
平均年齢	給与所得者の各年12月31日現在における年齢(1年未満の端数は切捨て)の総計を給与所得者数で除したものである。
平均勤続年数	給与所得者の各年12月31日現在における勤続年数(1年未満の端数は切捨て)の総計を給与所得者数で除したものである。
その他の法人	株式会社を除く次の法人をいう。 有限会社、合名会社、合資会社、協業組合、企業組合、相互会社、医療法人、特定非営利活動法人、人格のない社団、協同組合等、公益法人等、公共法人及び外国法人。 なお、公益法人等及び公共法人のうち、職員の身分が公務員に準じている公庫、事業団、公社、特定独立行政法人、国際協力銀行、日本政策投資銀行は調査対象外としている。
扶養人員	所得税法の規定により配偶者控除、扶養控除の対象となった配偶者及び扶養親族の合計人員である。
納税者	給与所得者のうち、源泉徴収された所得税額がある者をいう。
乙欄適用者	1人の給与所得者が2か所以上の支払先から給与の支払を受けている場合に、主たる給与以外の給与分に関し独立した給与所得者とみなして乙欄適用者という。
年末調整を行わなかった者	乙欄適用者、前職の給与が不明である者及び年間給与額が2,000万円を超える者など、年末調整を行わなかった者をいう。

## 2 業種の分類

この調査の業種は、「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」(総務省)に基づき、次のとおり14種類に分類している。

建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
金融業、保	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引

険業	業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
不動産業、 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
電気・ガス・ 熱供給・水 道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
運輸業、郵 便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
学術研究、 専門・技術 サービス 業、教育、 学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、その他の教育、学習支援業
複合サービ ス事業	郵便局、協同組合
サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、分類不能の産業
農林水産・ 鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業

▶ [平成19年分以前の業種分類](#)

### 3 結果の概要

▶ [調査結果の概要](#)

### 4 利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査のため、標本事業所及び標本給与所得者から得た標本値に、それぞれの標本抽出率の逆数を乗じて全体の給与所得者数、給与額及び源泉徴収税額を推計しているため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。
- (2) 業種の分類は、事業所の属する企業の業種により、分類したのであって、事業所の業種によっていない。例えば、会社の事業が鉄道で、別に不動産業を営んでいる場合、標本事務所の業種が不動産業であっても、その業種区分は「不動産業、物品賃貸業」ではなく「運輸業、郵便業」としている。
- (3) 標本事業所を抽出する際に、業種区分によらないで事業所の従業員数の区分によって層別しているため、農林水産・鉱業等の標本事業所は非常に少ない結果となっている。したがって、業種別に見た場合、標本事業所数の非常に少ない業種の計数の精度は低くなっている。
- (4) 給与所得者数、給与額及び税額等の計数の処理方法は、単位未満を四捨五入したため、各表の内容と「計」又は「合計」とが符合しない場合がある。また、金額が単位未満の端数からなるため、その端数を切り捨てたときは「0」とし、該当する計数のないときは「—」と表示している。
- (5) 国税局別表は、源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局による集計結果であり、給与所得者の住所地では集計していない。したがって、各国税局管内の給与水準を表しているとは限らない。
- (6) この調査は民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、その個人の所得全体(※)を示したものではない。

(※) 複数の事業所から給与所得がある人の給与所得の合計額、給与以外にも所得がある人の所得の合計額等

## 5 精度計算

### (1) 民間給与実態統計調査の標本設計

「民間給与実態統計調査」における標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階により行われた。

第1段階抽出：管轄国税局別に事業所規模により層別を行い、各抽出率に従い事業所を抽出。

第2段階抽出：標本事業所における給与台帳を基に、2000万円以下の給与所得者は層別の抽出率にもとづき抽出、2000万円以上の給与所得者については全数抽出した。

### (2) 精度計算式

抽出率

$1/f_{GH}$  : G区分H層の事業所の抽出率

$1/g_{GHJ}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者の抽出率

抽出量

$m_{GH}$  : G区分H層の抽出事業所数

$n_{GHJ1}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の抽出給与所得者数

$n_{GHJ2}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の抽出給与所得者数

$X_{GHJ1K}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者Kの抽出金額

$X_{GHJ2K}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の給与所得者Kの抽出金額

推定量

$N_{GH}$  : G区分H層の給与所得者数

$X_{GHJ}$  : G区分H層J事業所の給与等金額

$X_{GH}$  : G区分H層の給与等金額

$\hat{\mu}_{GH}$  : G区分H層の給与等推定平均額

ア 給与所得者数

推定量

$$N_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ} ; N_{GHJ} = g_{GHJ} \cdot n_{GHJ1} + n_{GHJ2} \quad (\text{G区分H層J事業所の給与所得者数})$$

標準誤差

$$\sigma(N_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (N_{GHJ} - \bar{N}_{GH})^2} ; M_{GH} = f_{GH} \cdot m_{GH} , \quad \bar{N}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}$$

イ 給与等金額

推定量

$$X_{GH} = \xi_{GH} \cdot \sum_{K=1}^{n_{GH1}} X_{GH1K} + \sum_{K=1}^{n_{GH2}} X_{GH2K} \quad X_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} X_{GHJ}$$

標準誤差

$$\sigma(X_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (X_{GHJ} - \bar{X}_{GH})^2 + \frac{M_{GH}}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} w_{GHJ}^2 \frac{N_{GHJ}(N_{GHJ} - n_{GHJ})}{n_{GHJ}(n_{GHJ} - 1)} \sum_{K=1}^{n_{GHJ}} (X_{GHJK} - \bar{X}_{GHJ})^2}$$

$$\bar{X}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} X_{GHJ}, \quad w_{GHJ} = \frac{N_{GHJ}}{N_{GH}}, \quad N_{GHJ} = \xi_{GHJ} \cdot n_{GHJ}, \quad \bar{X}_{GHJ} = \frac{1}{m_{GHJ}} \sum_{K=1}^{n_{GHJ}} X_{GHJK}$$

ウ 平均額の標準誤差

$$\sigma(\hat{\mu}_w) = \sqrt{\left(\frac{\sigma(\hat{t}_w)}{\hat{N}_w}\right)^2 + \left(\frac{\hat{t}_w \cdot \sigma(\hat{N}_w)}{\hat{N}_w^2}\right)^2} \quad \hat{\mu}_w = \frac{\hat{t}_w}{\hat{N}_w}$$

エ 標準誤差率 : 推定値に対する標準誤差の割合

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{推定値} * 100$$

▶ [各年の標準誤差率](#)

## 6 正誤情報

▶ [各年の正誤情報](#)

## 7 統計表一覧

民間給与実態統計調査結果は、「源泉徴収義務者用調査票」を集計した第1表、第2表と、「給与所得者用調査票」を集計した第1表、第2表以外の統計表とで構成されている(「○ 民間給与実態統計調査の概要」、「8 調査の方法」参照)。

したがって、全国計表の第1表、第2表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。

統計表	主な集計対象	主な集計項目	
全国計表	第1表	給与所得者全体	
	第2表	給与所得者・源泉徴収義務者	
	第3表	給与所得者	給与階級別
	第4表		事業所規模別、給与階級別
	第5表		企業規模別、給与階級別
	第6表		
	第7表	役員	企業規模別、給与階級別
	第9表	給与所得者	業種別、給与階級別
	第10表		事業所規模別、年齢階層別
	第11表		企業規模別、年齢階層別
	第12表		業種別、年齢階層別
	第13表		事業所規模別、勤続年数別
	第14表		企業規模別、勤続年数別

	第15表	給与所得者のうち 年末調整を行わなかった者	業種別、勤続年数別
	第16表		給与階級別、納税・非納税
	第17表		給与階級別、諸控除
	第18表		給与階級別、扶養人員別
	第19表		給与階級別
(参考) 国税局別表	第1表	給与所得者	事業所規模、企業規模、業種別
	第2表		事業所規模別
	第3表		企業規模別
	第4表		業種別
	第5表		給与階級別、納税・非納税
	第6表		給与所得者数

- ▶ [調査結果](#)
- ▶ [長期時系列データ](#)

## ○ 公表予定

概要 : 調査年分の翌年9月下旬

統計表 : 調査年分の翌年11月下旬

[最新年分の公表予定](#)

## [○ 委託による統計の作成等及び匿名データの作成・提供に係る年度計画\(財務省HP\)](#)

## ○ 問い合わせ先

本調査についてのお問い合わせは下記にお願いします。

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3-1-1 国税庁長官官房企画課 企画第5係

電話:03(3581)4161 内線3508、3875

---

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁

## 調 査 概 要

### 1 調査の名称

民間企業の研究活動に関する調査

### 2 調査の目的

民間企業の研究活動の動向を把握・分析することにより、科学技術政策の立案・推進に資することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲：全国

(2) 属性的範囲：平成20年度「科学技術研究調査」（総務省・基幹統計調査）調査対象企業のうち、資本金1億円以上で、「社内で研究を実施している」と回答した約3,500企業

### 4 報告を求める者

(1) 数：約3,500企業

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

「科学技術研究調査」調査結果から、上記3の範囲に含まれる企業を全て選定する。

### 5 報告を求める事項

I. 企業の基礎情報（財務情報等）

II. 主力製品・サービスの特徴（市場での競争環境、新製品投入実績等）

III. 研究開発活動に関する基礎情報（主要業種における研究開発費、その増減理由等）

IV. 研究開発者の雇用状況（主要業種における研究開発者数、その増減等）

V. 卓越した研究開発者のプロフィール（トップクラス人材の選定理由、学歴・職務経験等）

VI. 研究開発の成果に関する知的財産活動（主要業種における国内特許出願・保有・実施件数、その増減等）

VII. 合併・買収の影響（合併・買収の状況、それに伴う研究開発組織・体制・環境の変化等）

VIII. 技術のライフサイクル（成功した製品開発プロジェクトについて、研究開発の工程、利益があがった理由等）



## 6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査組織：文部科学省—民間事業者—報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

調査対象の企業の研究開発部門等（研究本部長、企画・管理部署が主体で、一部、総務・広報関連部署）に対して民間事業者が調査票を郵送する（調査票の返信先は科学技術政策研究所）。また、オンラインによる調査を併用する。民間事業者は調査票の発送にかかる作業、Webシステムの開発・運営、督促（計4回）、検票、データ入力、エラーチェック、集計を行う（仕様書別添）。

## 7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期：1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限：平成21年11月30日

## 8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法：報告書の刊行及びインターネットによる公開（文部科学省科学技術政策研究所のウェブサイト上）

(2) 公表の期日：平成22年9月下旬

## 食品産業企業設備投資動向調査について

### 1 調査の種類

- (1) 食品産業企業の設備投資や資金調達・運用の実績及び計画に関する調査

### 2 調査事項

- (1) 資本金、売上高、従業員数、取得設備投資額とその内訳（前年度実績、当該年度の実績見込み、翌年度計画）、長期資金調達・運用状況（前年度実績、当該年度の実績見込み、翌年度計画）、研究開発費（前年度実績、当該年度の実績見込み、翌年度計画）、海外直接投資動向、主要業種の投資目的別取得設備投資額（前年度実績、当該年度の実績見込み、翌年度計画）

### 3 調査の対象

- (1) 地域的範囲：全国
- (2) 属性的範囲：食料品製造業及び外食産業を営む資本金1億円以上の企業
- (3) 対象企業数：220社

### 4 調査の周期

- (1) 1年

### 5 調査方法

- (1) 調査票配布：郵送により配布
- (2) 調査票回収：郵送により回収
- (3) 記入の方法：客体による自計申告

### 6 集計機関

総合食料局食品産業企画課

## 森林組合一斉調査の概要

### 1 調査の目的

森林組合及び生産森林組合の組織や事業運営の状況を的確に把握し、その実態を分析し、行政の指導や施策展開の基礎資料とするため、毎年一定時期において、これらの全組合を対象に組織、執行体制、財務、事業全般等について調査を実施するものである。

### 2 調査内容

組織・執行体制（組合数、組合員数、役員数等）

財務（貸借対照表、損益計算書等）

事業全般（造林、保育、販売等）

その他（就業日数等）

### 3 調査の規模等

#### ① 調査時期

毎年6～9月

#### ② 調査対象

全国の森林組合（約740）及び生産森林組合（約3,300）

#### ③ 調査方法

全数調査

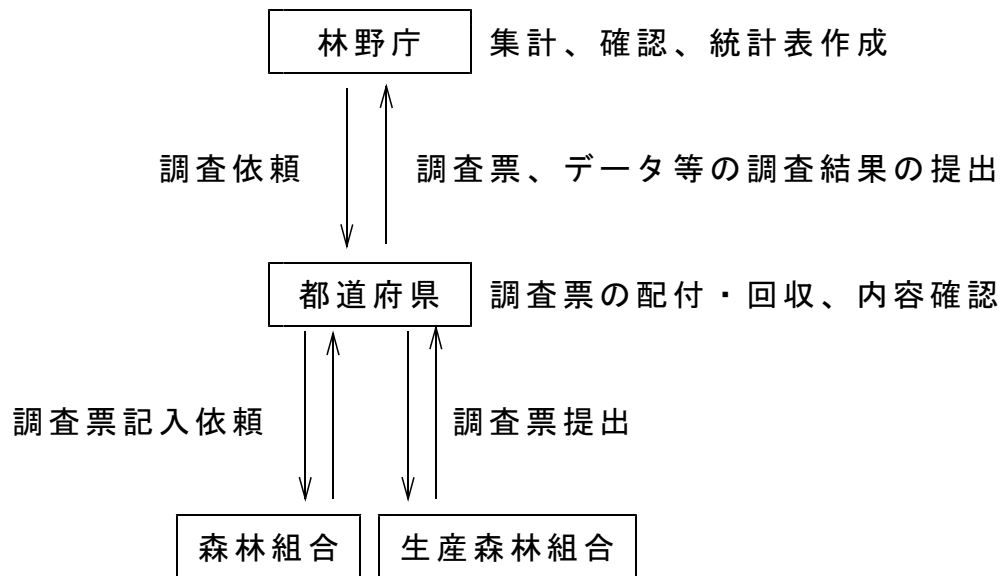
#### ④ 調査開始年度

昭和27年度から毎年度実施

### 4 結果の利用

森林組合の公益的機能発揮の役割及び地域、都道府県、国の各段階における林業の担い手としての水準の把握、森林組合の事業の多角化等林業施策の展開に利用している。

## 5 調査体系



## I 調査の概要

### 1 調査の目的

水産加工業の事業活動に関する事項及び財務内容に関する事項について調査を実施し、水産加工業振興対策に必要な基礎資料を整備することを目的とした。

### 2 調査の実施主体

水産庁の委託により、太洋エンジニアリング株式会社が実施した。

### 3 調査対象の範囲

平成17年9月1日から平成18年8月31日までの1年間に、販売を目的として、次に掲げる加工水産物の製造を行ったものとする。

ただし、海藻類の素干し加工または船上加工を行ったものは含めない。また、各加工種類の内容等の詳細については、後述の「水産加工品の種類及び内容」を参照されたい。

- ①水産缶詰・瓶詰
- ②海藻加工品
- ③水産練製品
- ④くん製品
- ⑤塩蔵品
- ⑥乾製品
- ⑦冷凍水産物
- ⑧水産冷凍食品
- ⑨節類・削り節
- ⑩塩辛・漬物製品
- ⑪調味加工品
- ⑫その他加工食品
- ⑬飼肥料・魚油

### 4 調査内容（項目）

以下の①～⑧の項目について調査を行った。

尚、別添の調査票における設問1～18を経営概況調査、19を経営内容調査と分類し集計・分析を行った。

- ①組織関係
- ②事業関係
- ③経営関係
- ④労働関係
- ⑤販売関係
- ⑥経営関係

⑦財務関係

⑧その他

## 5 調査対象の選定及び調査方法

### (1) 調査対象の選定

#### ア 基本名簿の作成

全国に所在する経営体について、「陸上加工業経営体名簿」(農林水産省大臣官房統計部作成)に基づき、「水産加工業経営体基本名簿」を作成した。

#### イ 調査対象の選定

アより作成した水産加工業経営体名簿に基づき、加工種類別に整理し、抽出率3分の1を目途に3049事業を任意系統抽出法により選出した。

#### ウ 名簿の作成

イより名簿を作成した。

#### エ 全国事業所数及び調査対象事業所

水産加工業経営体基本名簿における業種別事業所数は次のとおりである(表1-1)。

## 平成20事業年度都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査の概要

### 1 調査の目的

漁業協同組合の職員に関する実態を把握し、漁協の経営基盤の強化を図るための施策の企画、推進等漁業協同組合に対する指導を行う上で基礎資料とする。

### 2 調査の内容

- ① 組合の名称
- ② 職員について（年齢別、男女別の職員数、給与、労働時間、定年制の実施状況等）

### 3 調査対象

調査対象数は都道府県知事認可の漁業協同組合のうち、沿海地区出資漁協1,092組合(平成21年3月31日末現在)

### 4 調査対象期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した各組合の事業年度の末日現在とする。

### 5 調査方法

郵送により配布された調査票もしくはFD又はオンラインにより配布されたEXCEL形式のファイルに、漁協の職員が記入し、都道府県を經由して水産庁に提出する。

### 6 提出期限

調査票の提出期限は平成21年8月31日とする。

注：本調査の調査項目以外の項目は、都道府県を經由して各漁協の業務報告書の提出をもとめ集計を行っている。

## 油糧生産実績調査について

### 1 調査事項

毎月の品目別の原料処理量及び在庫量

毎月の品目別の油脂生産量及び在庫量

毎月の品目別の油粕生産量及び在庫量

### 2 調査の対象

年間原料処理実績100 t 以上かつ1日当たり原料処理能力10 t 以上の植物  
油脂製造工場を有する企業（46企業）

### 3 調査の周期

毎月

### 4 調査方法

（1）調査表配布：郵送または電子メール

（2）調査表回収：ファクシミリまたは電子メール

（3）記入の方法：客体による自計申告

### 5 集計機関

総合食料局



# 容器包装利用・製造等実態調査について

## 1 調査の目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、第 11 条、12 条、13 条において特定事業者の再商品化義務量を算定するための比率、量、を主務大臣が定めるとされている。

本調査は再商品化義務量を算定のための容器包装製品の利用、製造の実態の調査である。

## 2 調査の種類

容器・包装を利用又は製造する全ての業種に対し、容器・包装の利用、製造量及び販売額を調査

## 3 調査事項

- (1) 業務内容（農業、製造業、卸・小売業等の業種）とその販売額
- (2) ガラス容器、紙製容器包装、P E T製容器及びプラスチック製容器包装別の製造量、利用量及び販売額

## 4 調査対象

- (1) 地域範囲：全国
- (2) 対象業種：容器・包装を利用又は製造する全ての業種
- (3) 対象者の事業規模：指定なし
- (4) 調査数：41,088 事業者、内、食品関連事業者 18,900 事業者

## 5 調査方法

- (1) 調査票の配布：郵送
- (2) 調査票の回収：郵送、電子申請
- (3) 集計・分析：拡大推計方式

## 6 調査機関

一般競争入札：民間事業者（21 年度は ◎(株)三菱総合研究所、(株)日経リサーチの 2 社が応札（◎印落札））

## 7 その他

- (1) 共同実施者：経済産業省
- (2) 調査結果の活用：産業構造審議会の承認を得た後、主務大臣（環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣）による告示

## 「土壌改良資材の生産量及び輸入量調査」について

### (1) 調査の目的及び必要性

土壌改良資材とは、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条において、「植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物」と定義されている資材であり、このうち、「(土壌改良資材)の消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるもの」（第11条、以下「政令指定土壌改良資材」という。）については、その種類を政令で指定し、表示事項を定めることとされている。

本調査は、政令指定土壌改良資材の供給量を継続的に把握する唯一の調査であり、農業者による使用状況や制度の運用状況を把握し、地力増進法及び地力の増進に関する諸施策の円滑な運用を図るために行うものである。

### (2) 調査の範囲と対象

#### ア 調査の範囲

地力増進法第11条（昭和59年法律第34号）、地力増進法施行令（昭和59年政令第299号（最終改正平成8年10月25日））に基づき定められている12種類の政令指定土壌改良資材（①泥炭、②バークたい肥、③腐植酸質資材、④木炭、⑤けいそう土焼成粒、⑥ゼオライト、⑦バーミキュライト、⑧パーライト、⑨ベントナイト、⑩VA菌根菌資材、⑪ポリエチレンイミン系資材、⑫ポリビニルアルコール系資材）を生産又は輸入する者（農業用に使用されるものを生産又は輸入する者に限る）。

#### イ 調査の対象

アの者のうち、バークたい肥を生産する者にあつては、5年に1回行う悉皆調査の結果に基づき、生産量の多い順に、全生産量の90%（農業用払出量の80.6%）をカバーする者を対象とする。バークたい肥以外の政令指定土壌改良資材を生産する者及び政令指定土壌改良資材を輸入する者にあつては、悉皆調査を行う。

### (3) 調査結果の活用

農業の兼業化の進行、農業者の高齢化等近年の農業・農村を取り巻く情勢の変化に伴い、土壌管理が粗放化し、土壌構造の悪化等地方力の低下が懸念される事態が生じている。このような事態を回避し、地力を維持・増進していくためには、その目的に合致した土壌改良資材を施用していくことが有効であり、地力増進法では、土壌改良資材のうち「農業者がその品質を識別することが著しく困難であり、かつ地方力の増進上その品質を識別することが特に必要である」資材について政令で定め、その品質表示の適正化を図り、農業者の利便に供してきたところである。

本調査は、これら政令指定土壌改良資材の供給量を継続的にモニタリングすることにより農業者による使用状況を把握し、地力増進法に基づく土壌改良資材品質表示制度、ひいては地力増進対策の円滑な運用を図ることを目的として実施するもの

である。

具体的には、本調査結果は以下のように使用されている。

ア 本制度自体が有効に機能しており、農家による適正な資材選択の目安となっているかどうかの1つの指標

- ・ 政令指定土壌改良資材全体として生産量が低迷したままである場合には、その原因を精査し、もし制度の周知が図られていないようであれば、制度の普及の徹底さらには制度自体の見直し等を検討。

イ 農家の土壌管理を示す1つの指標

- ・ 土壌改良資材の生産量（消費量）が大きく減少している場合には、その原因を精査し、農業者側に問題がある場合には、土づくりの重要性の普及啓蒙、土壌改良資材の投入等を含む補助事業等を検討する等積極的な地力対策の推進を検討。
- ・ 特定の土壌改良資材の生産量（消費量）が大きく増加している場合には、土壌の性質のうち、特定の性質だけが近年急激に悪化している可能性があるため、集中的な土壌調査を行い地力の状況を的確に把握する。

## 農業協同組合及び同連合会一斉調査の概要

### 1 調査の目的

農業協同組合及び同連合会の指導・監督や制度の見直し等のための基礎資料を整備するため、毎年（専門農協は2年に1回）一定時期において、これらの組合を対象に組織、財務、事業等について調査を実施している。

### 2 調査対象

- (1) 総合農協（信用事業を行う農業協同組合）
- (2) 専門農協（信用事業を行わない農業協同組合）
- (3) 農業協同組合連合会（都道府県の区域を地区とする連合会）

※調査客体数は、平成21年調査は945、平成20年調査は1,773

### 3 調査事項

- (1) 組織（組合員数、役職員数等）
- (2) 財務（貸借対照表、損益計算書等）
- (3) 事業（信用事業、購買事業、販売事業等）
- (4) その他（共同利用施設等）

### 4 調査対象期間

調査年の前年4月1日から調査年の3月31日までの間に終了した事業年度

### 5 調査方法

農業協同組合及び同連合会に対し調査票を郵送により送付し、回収

### 6 調査結果の公表

インターネット及び印刷物で公表

# 平成19年食品産業活動実態調査の概要（案）

## 1 目的

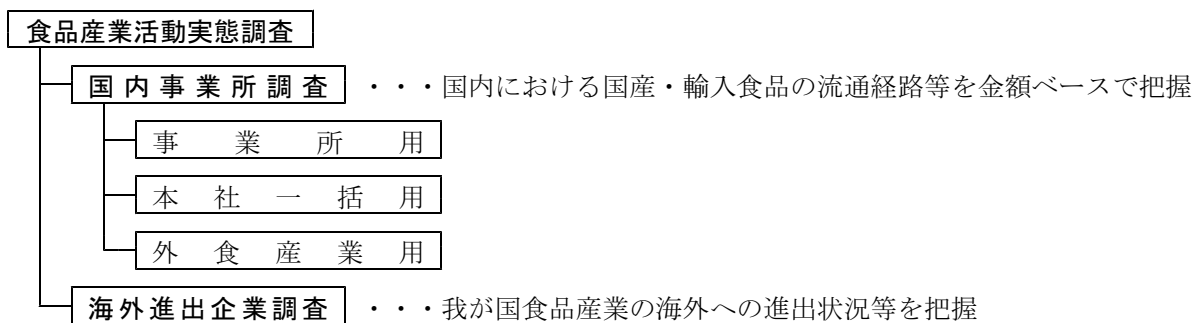
本調査は、食料・農業・農村政策推進本部で決定された「21世紀新農政2006」において目標としている、①我が国の食品産業の東アジア圏への海外進出を促進することとし、東アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模(売上高)を今後5年で3～5割上昇させること（東アジア食品産業活性化戦略）、②我が国農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を推進することとし、今後5年間で輸出額を倍増（その後、「21世紀新農政2007」において平成25年に1兆円規模との上方修正）させるとの取組に資することを目的として実施する。

## 2 調査の視点

「21世紀新農政2006」において設定されている目標の達成状況・検証に活用するため、①国内に軸足を置く我が国食品産業の東アジア各国への進出状況、現地での製造・販売の実態、②国内における国産・輸入別食品の流通経路・規模など我が国の食品産業全体の生産構造及び食品の生産流通実態等を把握する。

## 3 調査の体系

本調査は、国内における国産・輸入食品の流通経路等を把握する「国内事業所調査」と海外への進出状況等を把握する「海外進出企業調査」を実施する。



## 4 調査の概要

### (1) 国内事業所調査

#### ア 調査の範囲

全国

#### イ 調査対象及び対象数

(ア) 事業所用 国内において食品製造業、食品卸売業（商社を除く）、食品小売業を営む事業所を対象とし、各業種を抽出単位とする標本調査により行うこととする。

(イ) 本社一括用 国内において食品卸売業を営む企業のうち商社を対象とし、しっ  
皆調査により行うこととする。

(ウ) 外食産業用 外食産業を営む事業所を対象とし、標本調査により行うこととす  
る。

表1 調査対象事業所及び調査対象数

業種区分	調査対象事業所	事業所数	調査対象数
食品製造業	食品を原材料とする製造品を出荷している事業所	51,936	3,025
食品卸売業	卸売市場内に店舗を有する卸売業者・仲卸業者で食品を販売している事業所	80,411	4,233
	食品を販売している事業所（卸売市場内に店舗を有する事業所は除く）		
商社	食品を販売している商社	189	189
食品小売業	食品を販売している事業所	471,595	5,315
外食産業	喫茶店を除く一般飲食店を営む事業所	336,120	2,047
計		940,251	14,809

注： 事業所数等は、食品製造業は「平成17年工業統計」、食品卸売業及び食品小売業は「平成14年商業統計」、外食産業は「平成16年事業所・企業統計調査（民営）、平成13年事業所・企業統計調査（公営）」による。

## ウ 調査事項

### (ア) 調査品目

精穀類、野菜（生鮮・冷蔵）、果実（生鮮・冷蔵）、水産物（生鮮・冷蔵・冷凍）、畜産物（生鮮・冷蔵・冷凍）及び加工食品（半加工品、製品）

### (イ) 調査項目

事業所の概要、食品の仕入先別仕入金額（割合）、販売先別販売金額、輸入食品の輸入相手地域別仕入金額（割合）、輸出相手地域別販売金額（割合）等

## エ 調査方法

### (ア) 事業所用、外食産業用

調査票を調査員が配付し郵送回収による自計申告調査とする。ただし、年間販売額等が一定規模以下の事業所については、センターから郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査とする。

### (イ) 本社一括用

調査票を調査員が配付し郵送回収による自計申告調査とする。

表2 業種別調査方法区分

業 種		往復郵送調査		調査員配付・郵送回収		
事業 所用	食品製造業	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	
	食品卸売業 (商社除く)	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層
	食品小売業	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	
本社一括用				しっ皆調査		
外食産業用		第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	

オ 調査期間

対象期間は平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日）とし、調査は平成19年10月から11月までの間に実施する。

カ 公表予定

平成20年2月下旬

(2) 海外進出企業調査

ア 調査の範囲

全国

イ 調査対象及び対象数

海外に現地法人を有する国内の本社企業（3,998企業）（しっ皆調査）

ウ 調査事項

本社企業の経営規模、東アジア地域<sup>(注)</sup>で食品を取り扱う現地法人の概要、資本金及び出資比率、従業者数、工場・店舗数、売上高、仕入高・仕入高の内訳、日本側出資者向け支払い費用、他の法人からの受取収益等

注：東アジア地域とは、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ及びインドの14か国・地域をいう。

エ 調査方法

統計部からの往復郵送又は郵送配付FAX回収による自計申告調査とする。

オ 調査周期

毎年

カ 調査期間

対象期間は平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日）とし、調査は平成19年10月から11月までの間に実施する。

キ 公表予定  
平成19年12月下旬

## 5 調査結果の利活用

### (1) 国内事業所調査

ア 「21世紀新農政2006」における我が国農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的取組みにおいて、今後5年間で農林水産物・食品の輸出額を倍増（その後、「21世紀新農政2007」において平成25年に1兆円規模との上方修正）することを達成目標としており、本調査結果については、業種別、地域別、品目別に輸出額の傾向が明らかになることから、今後の輸出促進を図ろうとする海外販売促進活動重点地域や品目、業種(業態)の検討及び、目標の達成状況、検証に活用される。

#### (「21世紀新農政2006」抜粋)

我が国農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的取組

重点的に市場開拓を行うべき国や地域ごとの輸出戦略を策定し、民と官が一体となって、日本食文化の海外普及、戦略産品を中心とした販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進する。

目標：農林水産物・食品の輸出額を5年で倍増 2,954億円（16年）→ 6,000億円（21年）
---

#### (「21世紀新農政2007」抜粋)

我が国農林水産物・食品の輸出を促進するため、検疫交渉を加速化するとともに、輸出先国・地域が求める輸出証明書の発行等の輸出環境の整備の迅速化、品目別のきめ細かな輸出支援、日本食・日本食材の海外への情報発信等に重点的に取り組む。

平成25年までに我が国農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模とすることを目指す。

イ 「21世紀新農政2007」においては、刻々と変化する世界の食料情勢に対応し、将来にわたって国民に対する食料の安定供給を確保するとしている。

また、東アジア食品産業活性化戦略連絡協議会において、食料安全保障の面から、輸入品を中心に日本の食料がどのようなルートで流通しているかを把握し、食料の安定供給確保のためのリスク分散を検討することとされている。



この検討に当たって、本調査により明らかになる食料の流通経路を用いることとされている。

〔「21世紀新農政2007」抜粋〕

刻々と変化する世界の食料情勢に対応し、将来にわたって国民に対する食料の安定供給を確保するため、国際的な食料需給、衛生・検疫制度、関税制度等の情報を一元的に収集・分析するための体制を整備し、その成果を消費者、生産者、事業者や関係機関に対し幅広く提供する。また、国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略を確立するため、食料をめぐる国際的な動向や世界の食料需給の見通し等につき客観的な把握・分析を行うとともに、幅広い各界の有識者の参画を得た国民食料会議（仮称）の議論を通じ、食料をめぐる諸問題について国民全体で認識を共有する。

（2）海外進出企業調査

「21世紀新農政2006」における東アジア食品産業共同体構想において、我が国の食品産業の東アジア圏への海外進出を促進することとし、東アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模(売上高)を今後5年で3～5割上昇させること（東アジア食品産業活性化戦略）を達成目標としており、その目標の達成状況、検証に活用される。

〔「21世紀新農政2006」抜粋〕

東アジア食品産業共同体構想

国内市場は少子化・高齢化等により成熟化する一方、近隣には経済発展に伴い拡大傾向にある魅力的な東アジア市場が存在する。これらの市場は、欧米と異なる独特の食文化を持っている。これに着目してこれまでの発想を転換し、食品産業の海外進出を促進する。その際には、「攻め」の姿勢からのEPA 推進戦略とも連携し、日本食文化の海外普及、輸出促進戦略、知的財産権やブランド保護の取組を十分活用する。

目標：東アジア（中国、台湾、韓国、ASEAN 6ヶ国）における我が国食品産業の現地法人の活動規模を5年で3～5割上昇  
売上高：84億ドル（17年度推計）→ 110～125億ドル程度（22年度）

## 平成21年食品産業活動実態調査（海外進出企業調査）の概要

### 1 目的

海外進出企業調査は、国内に軸足を置く我が国食品産業（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）の東アジアへの進出状況、現地での製造・販売の実態を明らかにし、「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）」における施策の推進及び検証に資することを目的に実施する。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査の範囲

全国

#### (2) 調査対象及び対象数

海外に現地法人を有する国内の本社企業（4,204企業）（しっ皆調査）

#### (3) 調査事項

東アジアに所在する食品に関する現地法人の有無、本社企業の概要、東アジア地域<sup>(注)</sup>で食品を取り扱う現地法人の概要（出資比率及び従業者数、食品部門の売上高）等

注：東アジア地域とは、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ及びインドの14か国・地域をいう。

#### (4) 調査方法

統計部からの往復郵送又は郵送配付FAX回収による自計申告調査とする。

#### (5) 調査周期

毎年

#### (6) 調査期間

対象期間は平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日）とし、調査は平成22年1月から平成22年2月までの間に実施する。

#### (7) 公表予定

平成22年3月下旬

### 3 調査結果の利活用

「21世紀新農政2006」における東アジア食品産業共同体構想において、我が国の食品産業の東アジア圏への海外進出を促進することとし、東アジアにおける我が国食

品産業の現地法人の活動規模(売上高)を今後5年で3～5割上昇させること(東アジア食品産業活性化戦略)を達成目標としており、その目標の達成状況、検証に活用される。

(「21世紀新農政2006」抜粋)

#### 東アジア食品産業共同体構想

国内市場は少子化・高齢化等により成熟化する一方、近隣には経済発展に伴い拡大傾向にある魅力的な東アジア市場が存在する。これらの市場は、欧米と異なる独特の食文化を持っている。これに着目してこれまでの発想を転換し、食品産業の海外進出を促進する。その際には、「攻め」の姿勢からのEPA 推進戦略とも連携し、日本食文化の海外普及、輸出促進戦略、知的財産権やブランド保護の取組を十分活用する。

目標：東アジア（中国、台湾、韓国、ASEAN 6ヶ国）における我が国食品産業の現地法人の活動規模を5年で3～5割上昇 売上高：84億ドル（17年度推計）→ 110～125億ドル程度（22年度）
---

## 牛乳乳製品統計調査の概要

### 1 調査の概要

牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的とし、基礎調査と月別調査（牛乳処理場・乳製品工場用及び本社用）を実施している。

### 2 調査の期日

基礎調査：毎年12月末日現在、月別調査：毎月末日現在

### 3 調査の事項

#### (1) 基礎調査

- ① 経営組織
- ② 常用従業者数（12月31日現在）
- ③ 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間）
- ④ 牛乳等の生産量及び出荷状況（1月～12月）
- ⑤ 飲用牛乳等の容器容量別生産量（10月の月間）
- ⑥ 生産能力（12月31日現在）
- ⑦ 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）

#### (2) 月別調査（牛乳処理場・乳製品工場用）

- ① 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量
- ② 生乳の処理量
- ③ 牛乳等の生産量
- ④ 飲用牛乳等の都道府県別出荷量
- ⑤ 乳製品の生産量及び月末在庫量

#### (3) 月別調査（本社用）

- ① 乳製品の月末在庫量

### 4 調査対象

基礎調査 全国の牛乳処理場及び乳製品工場

月別調査 全国の乳製品工場及び①月間生乳受乳量300トン以上、②県外から受乳している又は飲用牛乳等を県外へ出荷している、③県内生乳受乳量の80%以上をカバーする牛乳処理場

### 5 調査対象数

基礎調査：673工場、月別調査：383工場

### 6 調査方法

基礎調査：郵送、調査員による調査票の配付・郵送回収又は調査員による面接調査

月別調査：郵送

### 7 調査の実施経路

基礎調査 

農林水産省
-------

—

民間事業者
-------

—

報告者
-----

調査員
-----

—

報告者
-----

月別調査 

農林水産省
-------

—

民間事業者
-------

—

報告者
-----

### 8 予算額

27,321千円（平成21年度）

## 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の概要

### 1 調査の概要

木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定を図るための木材流通改善対策等に資することを目的として実施している。

### 2 調査の時期

毎月（15日現在）

### 3 調査の事項

- (1) 素材（製材工場、合単板工場及び木材チップ工場）
  - ア 素材の購入価格
  - イ 素材購入価格の対前月差
  - ウ 価格変動の要因
- (2) 木材チップ（木材チップ工場）
  - ア パルプ向け木材チップの工場渡し価格
  - イ 木材チップ販売価格の対前月差
  - ウ 価格変動の要因
- (3) 木材製品（木材市売市場、木材センター及び木材販売業者）
  - ア 木材製品の販売価格
  - イ 木材製品販売価格の対前月差
  - ウ 価格変動の要因

### 4 調査対象

製材工場、木材チップ工場、合単板工場、木材市売市場、木材センター及び木材販売業者

### 5 調査対象数

約 450（うち、製材工場：約 320、木材チップ工場：約 40、合単板工場：約 20、木材市売市場：約 20、木材センター：約 10、木材販売業者：約 40）

### 6 調査方法

往復郵送調査（20年1月からオンライン調査を一部導入）

### 7 調査の実施経路

農林水産省—民間事業者—報告者

### 8 予算額

10,586 千円（平成 21 年度）

# 木材統計調査の概要

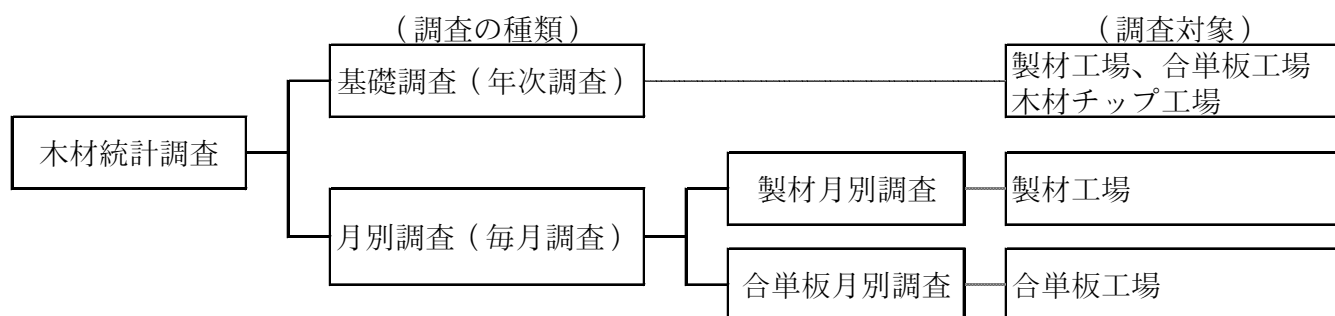
## 1 調査目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料を整備することを目的とする。

## 2 調査結果の主な利活用

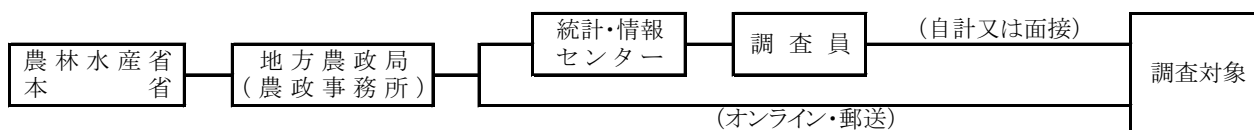
- (1) 「森林・林業基本法」に基づく「森林・林業基本計画」における林産物の供給及び利用の目標算出に利用される。
- (2) 「木材需給表」及び「木材林産物需給対策情報事業実施要綱」に基づき年2回（3月及び9月）開催される木材需給対策中央会議（予測部会）において協議される木材需給の動向及び木材需給の見通し等の作成に利用される。

## 3 調査体系



## 4 調査方法

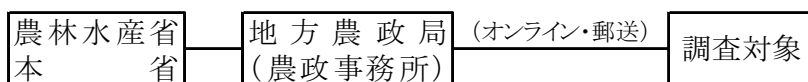
### (1) 基礎調査



調査は、農政事務所の職員が調査票をオンライン・郵送、又は調査員が調査票を配付し、回収する方法（自計申告）、若しくは調査員が調査対象に面接して聞き取り調査票を作成する方法により行う。

農政事務所は、調査対象の選定、調査票の配付・回収、調査票の審査、記入内容の照会・確認・補完・修正、回収率の向上に向けた督促（協力依頼）を行う。

## (2) 製材月別調査、合単板月別調査



調査は、農政事務所の職員が調査票をオンライン・郵送で配付・回収する方法（自計申告）により行う。

農政事務所は、調査対象の選定、調査票の配付・回収、調査票の審査、記入内容の照会・確認・補完・修正、回収率の向上に向けた督促（協力依頼）を行う。

## 5 主な調査事項

素材の入荷量・消費量、製材品の出荷量、木材チップ及び普通・特殊合板の生産量

# 賃金引上げ等の実態に関する調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、民間企業(労働組合のない企業を含む)における賃金の引上げ、引下げ(以下、「賃金の改定」という。)額、賃金の改定率、賃金の改定方法、賃金の改定の構造を明らかにするとともに、同改定に係る交渉等の実態等を把握することを目的として実施している。

## 2 調査の対象

### (1) 調査対象

日本全域において日本標準産業分類(平成19年11月改定)による15大産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に抽出した企業

### (2) 調査対象数

約3,500企業

## 3 調査の時期

毎年1月から12月までの1年間の状況について、8月に調査を実施

## 4 調査事項

企業の属性、賃金の改定、賃金の改定事情、賞与支給等に関する事項

## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

厚生労働省から調査対象企業へ配布し、調査対象企業が記入する。

### (2) 調査の系統

厚生労働省 - 調査対象企業  
郵送



# 技術革新と労働に関する実態調査(労働安全衛生特別調査)の概要

## 1 調査の目的

この調査は、情報通信等の技術革新の進展に伴う労働態様の変化、それに対する労働者の適応、事業所における職場環境や労働者の衛生管理等の実態を把握し、労働安全衛生行政推進のための基礎資料とすることを目的とする。

## 2 調査の対象

### (1) 事業所調査

平成18年事業所・企業統計調査を母集団として、日本標準産業分類(平成19年11月改定)による鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)に該当する産業で常用労働者を10人以上雇用する民営事業所のうちから抽出した約11,000事業所

### (2) 労働者調査

上記(1)の事業所のうちから事務・販売等従事労働者(生産工程・労務作業員以外の労働者のことで派遣労働者を含む。)が約16,000人となるように事業所を抽出し、さらに事業所が実際の当該労働者数に基づき対象労働者数を算出し、抽出した労働者

## 3 調査の対象時期

原則として10月31日。ただし、一部の事項については過去1か月間、過去1年間又は過去5年間。

## 4 調査事項

事業所の属性、コンピュータ機器の使用状況、コンピュータ機器の導入等による労働面への影響、コンピュータ機器使用における対応等に関する事項

## 5 調査方法

### (1) 調査の方法

#### ① 事業所調査

厚生労働省から調査票を調査対象事業所へ配布し、調査対象事業所が記入する。

#### ② 労働者調査

厚生労働省から調査票を調査対象事業所へ配布し、事業主等が抽出した対象労働者に調査票を配布した後、調査対象労働者が自ら調査票を記入する。

### (2) 調査の系統

#### ① 事業所調査

厚生労働省 — 調査対象事業所  
郵送

#### ② 労働者調査

厚生労働省 — 調査対象事業所 — 調査対象労働者  
郵送

# 労働災害動向調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の対象

### (1) 調査対象

事業所調査：日本国全域において日本標準産業分類(平成19年11月改定)による12大産業に属する10人以上の常用労働者を雇用する民・公営事業所のうちから一定の方法により抽出した事業所

総合工事業調査：建設業のうち総合工事業に属する労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場のうちから一定の方法により抽出した工事現場

### (2) 調査対象数

事業所調査：約30,300事業所

総合工事業調査：延べ約4,600工事現場

## 3 調査の時期

### (1) 事業所調査

1月から12月までの状況

### (2) 総合工事業調査

上半期：1月から6月までの状況

下半期：7月から12月までの状況

## 4 調査事項

調査期末日の事業所の全労働者数及び常用労働者数、調査期間中の事業所の全労働者の延べ実労働時間数、調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数、不休災害被災労働者数

## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

#### ア 事業所調査

厚生労働省から調査対象事業所へ配布し、調査対象事業所が記入する。

#### イ 総合工事業調査

厚生労働省から調査対象工事現場を統括管理する事業所へ配布し、調査対象工事現場を統括管理する事業所が記入する。

### (2) 調査の系統

厚生労働省 — 調査対象事業所

郵送

# 労働経済動向調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、景気の動向、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間、賃金等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題点等を迅速に把握して、労働政策の基礎資料とする。

## 2 調査の対象

### (1) 調査対象

日本国全域において日本標準産業分類に基づく(建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業(ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。)、宿泊業、飲食サービス業(ただし、飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)、生活関連サービス業、娯楽業(ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)、医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの)(ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く。))に掲げる産業に属し、常用労働者30人以上を雇用する民営事業所から産業別に一定の方法により抽出した事業所

### (2) 調査対象数

約5,800事業所

## 3 調査の時期

2月調査 毎年2月1日  
5月調査 毎年5月1日  
8月調査 毎年8月1日  
11月調査 毎年11月1日

## 4 調査事項

事業所の属性、生産・売上等の動向と増減(見込)理由、雇用、労働時間の動向、労働者の過不足感、雇用調整等の実施状況等に関する事項

## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

調査対象事業所は、調査票を郵送又はオンラインで厚生労働省に提出する。

### (2) 調査の系統

厚生労働省—調査対象事業所  
郵 送  
オンライン

# 若年者雇用実態調査（雇用構造に関する調査）の概要

## 1 調査の目的

この調査は、事業所における若年労働者の雇用状況及び、若年労働者がどのような就業を希望し、実際にそうした就業ができているか等の就業に関する意識や状況を把握することにより、各種の若年者雇用対策に資することを目的として実施している。

## 2 調査の対象

### (1) 調査対象

日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業に属する民営事業所で常用労働者を5人以上雇用している事業所のうちから、層化無作為抽出した事業所及び当該事業所において就業している15～34歳の若年労働者のうち、各層ごとに定められた抽出率により抽出した若年労働者

### (2) 調査対象数

事業所調査 約17,000事業所、個人調査 約30,000人

## 3 調査の時期

10月1日

## 4 調査事項

### (1) 事業所調査

事業所の属性、若年労働者等の採用に関する事項、フリーターについて

### (2) 個人調査

個人の属性、職業に対する考え方、就業状況等に関する事項

## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

#### ① 事業所調査

厚生労働省から調査対象事業所へ配布し、調査対象事業所が記入する。

#### ② 個人調査

回収した事業所票から民間事業者が調査対象若年労働者数を算出し、調査対象事業所に調査対象若年労働者への調査票配布を依頼し、調査対象若年労働者が記入する。

### (2) 調査の系統

#### ① 事業所調査

厚生労働省 - 調査対象事業所  
郵送

#### ② 個人調査

厚生労働省 - 民間事業者 - 若年労働者調査対象事業所 - 調査対象若年労働者  
郵送

# 社会福祉施設等調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

### (1) 調査対象

施設票：全国における社会福祉施設等

事業所票：全国における障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

### (2) 調査対象数

施設票：平成20年 約63,000施設

事業所票：平成20年 約57,000事業所

## 3 調査の時期

毎年10月1日

## 4 調査の事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況、手帳の所持状況等

事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数等

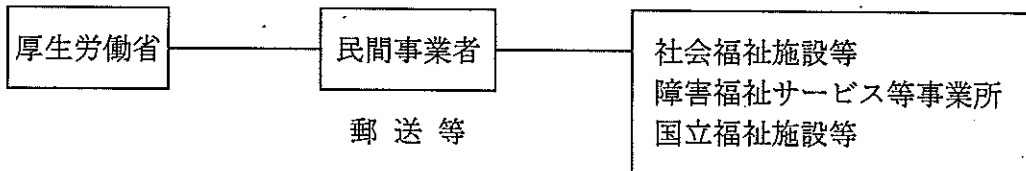
## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

ア 民間事業者から全施設・事業所へ配付し、各管理者が調査票に記入する。  
(イを除く。)

イ 設置主体が国である施設・事業所については、厚生労働省から直接配付し、国立福祉施設管理者が調査票を記入する。

### (2) 調査の系統



## 介護サービス施設・事業所調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制（定員、従事者）、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的として、平成12年より実施している。

### 2 調査の対象

#### (1) 調査対象

介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所

#### (2) 調査対象数

平成20年 約279,000施設・事業所

### 3 調査の時期

毎年10月1日

### 4 調査の事項

施設・事業所票

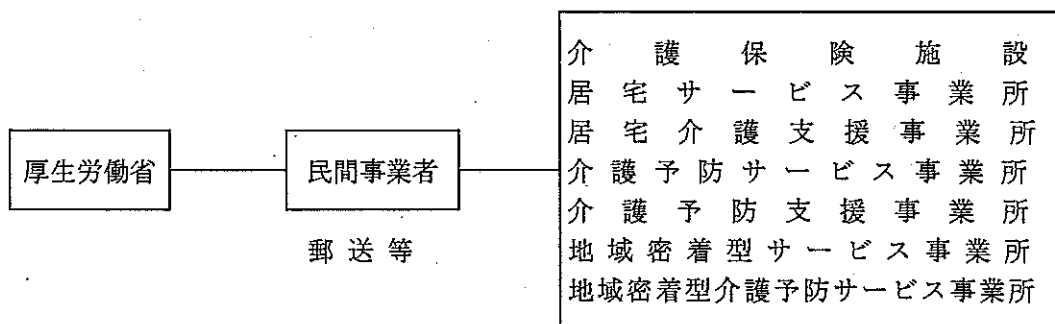
施設（事業所）名、所在地、定員、利用者数、従事者数、居室等の状況等

### 5 調査の方法及び系統

#### (1) 調査の方法

民間事業者から介護保険施設、各事業所へ配布し、各管理者が調査票に記入する。

#### (2) 調査の系統



# 就労条件総合調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、我が国の民間企業における賃金制度、労働時間制度等の労働条件の現状を明らかにすることを目的として平成13年より実施している（それ以前は、昭和59年以降賃金労働時間制度等総合調査として実施。）。

## 2 調査の対象

### (1) 調査対象

日本標準産業分類に基づく15大産業（平成19年11月改定）〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕に属する常用労働者が30人以上の民間企業から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業

### (2) 調査対象数

6,147（平成21年）

## 3 調査の時期

毎年1月1日

## 4 調査事項

企業の属性、賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等に関する事項

## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

民間事業者から各企業へ配付し、企業の担当者が調査票に記入する。

### (2) 調査の系統

厚生労働省 — 民間事業者 — 調査対象企業  
郵送等

## ○薬事工業生産動態統計調査の概要

### 1 調査の目的

本調査は、昭和27年3月11日に統計法に基づく基幹統計調査に指定され、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器に関する毎月の生産（輸入）等の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の範囲

(1) 地域 全国

(2) 対象

#### ア. 医薬品製造販売事務所及び製造所

薬事法第12条第1項の規定により医薬品の製造販売業の許可を受けて医薬品を製造販売する事務所及び同法第13条第1項の規定により医薬品の製造業の許可を受けて医薬品を製造する製造所。ただし、薬局開設者が当該薬局の設備及び器具をもって行う医薬品の製造業又は製造販売業を除く。

#### イ. 医薬部外品製造販売事務所及び製造所

薬事法第12条第1項の規定により医薬部外品の製造販売業の許可を受けて医薬部外品を製造販売する事務所及び同法第13条第1項の規定により医薬部外品の製造業の許可を受けて医薬部外品を製造する製造所。ただし、脱脂綿の製造販売業（小分けされたものを輸入するものを除く。）であって小分けされたものみの製造販売を行うもの又は製造業であって小分けのみを行うもの及び生理処理用品（脱脂綿のみからなるものを除く。）の製造販売業又は製造業であって大判製品のみ製造販売又は製造を行うものを除く。

#### ウ. 医療機器製造販売事務所及び製造所

薬事法第12条第1項の規定により医療機器の製造販売業の許可を受けて医療機器を製造販売する事務所及び同法第13条第1項の規定により医療機器の製造業の許可を受けて医療機器を製造する製造所。ただし、脱脂綿、ガーゼ、コンドーム又は視力補正用レンズの製造販売業（小分けされたものを輸入するものを除く。）であって小分けされたものみの製造販売を行うもの又は製造業であって小分けのみを行うものを除く。

### 3 調査の期日

毎月末現在で行う。



#### 4 調査事項

本調査は次の調査票に掲げる事項について行う。

- (1) 第Ⅰ票 医薬品生産（輸入）月報総括表（第一号様式）
- (2) 第Ⅱ票 医薬品生産（輸入）月報（第二号様式）
- (3) 衛生材料生産（輸入）月報（第四号様式）
- (4) 医療機器生産（輸入）月報（第五号様式）
- (5) 医薬部外品生産（輸入）月報（第六号様式）

#### 5 報告の方法

##### (1) 報告義務者

上記2（2）ア、イ、ウ、に規定する製造販売事務所及び製造所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、配布された調査票用紙又はフレキシブルディスク（以下「報告用ディスク」という。）に上記4に掲げる事項（ただし、製造販売事務所については第一号様式に係るものを除く。）について記入又は記録し報告する。

ただし、報告義務者は、調査票用紙又は報告用ディスクに代えて厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な調査票様式（以下「電子報告調査票様式」という。）を用いて報告する場合は、このかぎりでない。

##### (2) 調査票用紙又は報告用ディスクの配布

調査票用紙又は報告用ディスクは、製造販売事務所にあつては厚生労働省から、製造所にあつては報告義務者の所在地を管轄する都道府県から統計調査員を経由してその報告義務者に配布する。

ただし、電子報告調査票様式を入手する場合は、この限りでない。

##### (3) 調査票並びに報告用ディスク及び提出用ディスクの提出

ア、報告義務者は、調査票用紙又は報告用ディスクに所定の事項を記入又は記録し、調査月の翌月10日までに、製造販売事務所にあつては厚生労働省に、製造所にあつては統計調査員を経由して都道府県に提出する。

なお、製造販売事務所からの提出は、最終製品となる製造工程の委託製造等が行われた場合に限るものとする。

イ、都道府県は、受理した調査票を審査整理するとともに、提出された報告用ディスクを審査集計し、その結果をフレキシブルディスク又はMOディスク（以下「提出用ディスク」という。）にとりまとめる。調査票並びに提出用ディスク及び報告義務者から提出のあった報告用デ

ディスクを調査月の翌月15日までに厚生労働省に提出する。

(4) 電子情報処理組織を使用することによる提出

報告義務者は(3)の調査票用紙又は報告用ディスクに代え電子情報処理組織を使用して製造販売事務所にあっては厚生労働省に、製造所にあっては都道府県に提出することができる。

6 調査系統

(1) 製造販売事務所

厚生労働省—報告義務者

(2) 製造所

厚生労働省—都道府県—調査員—報告義務者

7 結果の公表

「薬事工業生産動態統計月報・年報」にて公表する。

# 平成19年度 医薬品産業実態調査 医薬品製造販売業の概要

## 1. 調査の概要

- (1) 調査の目的  
本調査は、医薬品製造販売業の経営実態を把握し、医薬品産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 調査の対象  
本調査の対象は、平成20年3月31日現在において薬事法に基づき医薬品製造販売業の許可を受けて医薬品を製造販売している者のうち、日本製薬団体連合会の業態別団体（14団体）に加盟している企業を対象とした。
- (3) 調査の内容  
調査対象者の平成18年度分連結決算実績（原則、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた決算）を調査した。
- (4) 調査の方法  
調査票の記入により回答を求めるとし、調査票の配布・回収は厚生労働省医政局経済課が行った。

## 2. 用語の解説

- (1) 資本上の区分  
内資系…国内の企業であって、外資系以外の企業  
外資系…外国会社、或いは外国会社が親会社として経営を支配している会社
- (2) 医薬品の範囲  
医療用医薬品…医家・調剤薬局向け医薬品  
一般用医薬品…薬局・薬店向け医薬品  
体外診断薬…医家向け臨床検査用の試薬  
原料その他…医薬品の製造原料・小分け用製剤、自社製品他社販売品等
- (3) 後発医薬品の定義  
既承認医薬品と有効成分が同一であって、投与経路、用法、効能及び効果が同一である医薬品である。通常、先発品である既承認医薬品の再審査期間及び特許期間経過後に市場に出される医薬品。
- (4) 「売上高」の定義  
自社製の最終製品、他社製の最終製品を自社名により販売した売上高
- (5) 専業・兼業  
専業：全売上高のうち医薬品売上高の占める割合が50%以上の者  
兼業：全売上高のうち医薬品売上高の占める割合が50%未満の者
- (6) 医薬品用途区分  
主に医療用医薬品を製造販売：医薬品売上高のうち医療用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者  
主に後発医薬品を製造販売：医療用医薬品売上高のうち後発医薬品売上高の占める割合が70%以上の者  
主に一般用医薬品を製造販売：医薬品売上高のうち一般用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者  
医療用・一般用医薬品以外の医薬品を製造販売：上記以外の者
- (7) パイプライン  
現在開発中の医薬品

## 3. その他

- (1) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したものであるので、内訳合計と総計とは、一致しない場合もある。
- (2) 前年度以前の数値について、一部修正を行っているため、平成14年度の報告書の数値と変わっている部分がある。

# 平成19年度 医薬品産業実態調査 医薬品卸売業の概要

## 1. 調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、医薬品卸売業の経営実態を把握し、医薬品産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の対象

本調査の対象は、平成20年3月31日現在において薬事法に基づき卸売一般販売業の許可を受けて医薬品を販売し、又は授与している者のうち、日本医薬品卸業連合会及び日本ジェネリック医薬品販社協会の会員企業を対象とした。

### (3) 調査の内容

調査対象者の平成18年度分連結決算実績（原則、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた決算）を調査した。

### (4) 調査の方法

調査票の記入により回答を求めるとし、調査票の配布・回収は厚生労働省医政局経済課が行った。

## 2. 用語の解説

### (1) 医薬品の範囲

医療用医薬品…医家・調剤薬局向け医薬品  
一般用医薬品…薬局・薬店向け医薬品（配置用医薬品を含む）  
体外診断薬…医家向け臨床検査用の試薬  
原料その他…小分け用製剤、製剤原料等

### (2) 後発医薬品の定義

既承認医薬品と有効成分が同一であって、投与経路、用法、効能及び効果が同一である医薬品である。通常、先発品である既承認医薬品の再審査期間及び特許期間経過後に市場に出される医薬品。

### (3) 取扱区分

医療用専業：医薬品売上高のうち医療用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者  
後発品専業：医療用医薬品売上高のうち後発医薬品売上高の占める割合が70%以上の者  
一般用専業：医薬品売上高のうち一般用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者  
医療用及び一般用兼業等：上記以外で医薬品を販売している者

## 3. その他

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したものであるため、内訳合計と総計とは、一致しない場合もある。

# 平成19年度 医療機器産業実態調査 医療機器製造販売業の概要

## 1. 調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、医療機器製造販売業の経営実態を把握し、医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の対象

本調査の対象は、平成20年3月31日現在において薬事法に基づき医療機器製造販売業の許可を受けて医療機器を製造販売している者のうち、日本医療機器産業連合会の会員企業を対象とした。

### (3) 調査の内容

調査対象者の平成18年度分連結決算実績（原則、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた決算）を調査した。

### (4) 調査の方法

調査票の記入により回答を求めるとし、調査票の配布・回収は厚生労働省医政局経済課が行った。

## 2. 用語の解説

### (1) 資本上の区分

内資系企業…国内の企業であって、外資系以外の企業

外資系企業…外国会社、或いは外国会社が親会社として経営を支配している会社

### (2) 専業・兼業

専業：全売上のうち医療用具売上高の占める割合が50%以上の者

兼業：全売上のうち医療用具売上高の占める割合が50%未満の者

### (3) 「売上高」の定義

自社製の最終製品、他社製品の最終製品を自社名（販売元となる）により販売業者、賃貸業者等に販売した売上高

## 3. その他

(1) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したものであるため、内訳合計と総計とは、一致しない場合もある。

(2) 前年度以前の数値について、一部修正を行っているため、平成14年度の報告書の数値と変わっている部分がある。

# 平成19年度 医療機器産業実態調査 医療機器卸売販売業の概要

## 1. 調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、医療機器卸売業の経営実態を把握し、医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の対象

本調査の対象は、平成20年3月31日現在において薬事法に基づき医療機器卸売業の許可を受けて医療機器を販売している者のうち、日本医療機器販売業協会の企業会員を対象とした。

### (3) 調査の内容

調査対象者の平成18年度分連結決算実績（原則、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた決算）を調査した。

### (4) 調査の方法

調査票の記入により回答を求めるとし、調査票の配布・回収は厚生労働省医政局経済課が行った。

## 2. 用語の解説

### (1) 一次卸・一次卸以外の定義

一 次 卸：全売上高のうち卸売部門の売上高の占める割合が50%以上であり、そのうち、医療用具売上高の占める割合が50%以上で、かつ医療用具の総仕入高の50%以上をメーカーから直接仕入れている者

一次卸以外：上記以外の者

## 3. その他

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したもので、内訳合計と総計とは、一致しない場合もある。

参 考 資 料 1  
2 1 . 1 0 . 3 0

中医協 総-2-1  
2 1 . 6 . 1 0

中医協 薬-8  
2 1 . 5 . 2 7

平成21年度に実施する医薬品価格調査（薬価本調査）について（案）

1 趣旨

薬価基準改正の基礎資料を得ることを目的として、薬価基準に収載されている全医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査

2 調査期間

平成21年度中の1か月間の取引分を対象として調査を実施  
（参考）前回（平成19年度）の実績は別紙参照

3 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する営業所等の全数を対象  
調査対象の客体数 約4,000客

(2) 購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により10分の1の抽出率で抽出された病院を対象

調査対象の客体数 約900客

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により100分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

調査対象の客体数 約1,000客

③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査対象の客体数 約1,600客

4 調査事項

薬価基準に収載されている医薬品の品目ごとの販売（購入）価格及び販売（購入）数量を調査

平成21年度に実施予定の特定保険医療材料価格調査について(案)

1. 趣旨

材料価格基準改正の基礎資料を得ることを目的として、特定保険医療材料について、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査。

2. 調査期間

平成21年〇月から同年〇月取引分を対象とし、平成21年〇月〇日から同年〇月〇日の間で実施(ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、平成21年〇月取引分のみを対象)。

3. 調査の対象及び客体

(1) 販売サイド調査

保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数。

調査客体数 約5,900客体

(2) 購入サイド調査

① 病院、一般診療所(歯科診療所を除く。以下同じ。)の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院

調査客対数 約2,200客体

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所

調査客体数 約1,200客体

② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所

調査客体数 約1,100客体

③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所

調査客体数 約110客体

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局

調査客体数 約1,600客体

4. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売(購入)価格及び販売(購入)数量を調査。



## 平成20年労務費率調査要綱

### 1 調査の目的

この調査は、請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の見直しの検討に資することを目的とする。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

日本全国

#### (2) 事業の種類

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第13条別表第2に掲げる以下の事業の種類とする。

イ 水力発電施設、ずい道等新設事業

ロ 道路新設事業

ハ 舗装工事業

ニ 鉄道又は軌道新設事業

ホ 建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）

ヘ 既設建築物設備工事業

ト 機械装置の組立て又は据付けの事業

チ その他の建設事業

#### (3) 対象事業場

事業の種類が(2)に掲げる事業の種類に該当する有期事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の規定により、平成19年4月1日現在、一の事業とみなされている事業については、一の事業とみなされたそれぞれの事業）で、平成19年中に終了した請負金額500万円以上のものを行った事業場

### 3 調査対象事業場

2(3)の事業場のうちから一定の方法により抽出された約1万事業場

### 4 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 工事の名称、期間及び内容

(2) 下請事業場数

(3) 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額

(4) 労災保険に係る確定保険料額及び保険料額の算定方法

(5) 支払賃金総額及び算定にあたって使用した支払賃金総額の把握方法

(6) 延労働者数及び算定にあたって使用した延労働者数の把握方法

- 5 調査対象期日  
調査対象となった工事の全期間
- 6 調査の実施期間  
原則として平成 20 年 7 月 1 日から 7 月 22 日までとする。
- 7 調査機関  
厚生労働省－報告者
- 8 調査方法
  - (1) 調査票  
この調査は、平成 20 年労務費率調査票（別添様式：単独有期事業場用及び一括有期事業場用）により行う。
  - (2) 調査方法  
調査は郵送により行う。報告者は平成 20 年 7 月 22 日までに厚生労働省労働基準局長あて提出する。
- 9 集計事項  
次に掲げる事項とする。
  - (1) 業種、請負金額及び保険料額の算定方法別事業場数及び事業場数割合
  - (2) 業種、請負金額及び保険料額の算定方法別確定保険料額の分布（平均、加重平均）
  - (3) 業種及び請負金額別支払賃金総額の分布（平均、加重平均）
  - (4) 業種、請負金額及び保険料額の算定方法別延労働者数の分布（平均、加重平均）
  - (5) 業種、請負金額及び保険料額の算定方法別請負金額に対する支払賃金総額の割合の分布（平均、加重平均）
- 10 集計方法  
外部委託により行う。
- 11 結果の公表  
労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における審議資料として調査結果を公表する。
- 12 関係書類の保存期間と保存責任者  
調査票の保存期間は 1 年、また結果原表の保存期間は 5 年とし、ともに内容を収録した電子媒体を含むものとする。また、これらの保存責任者は、厚生労働省労働基準局長とする。

## 平成 21 年賃金改定状況調査結果

### < 調査の概要 >

1. 調査の地域 都道府県庁所在都市及び都道府県ごとに原則として人口 5 万人未満の市より選定した 1 又は複数の市（地方小都市）の区域
2. 調査産業 都道府県庁所在都市については製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、その他のサービス業（※）、地方小都市については製造業  
〔（※）その他のサービス業とは、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）をいう。〕
3. 調査事業所 平成 21 年 6 月 1 日現在の常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所で、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した事業所

都道府県庁所在都市	約 3, 0 0 0	事業所
地方小都市	約 1, 0 0 0	事業所
合 計	約 4, 0 0 0	事業所

4. 調査労働者 調査事業所に雇用される労働者

約 3 1, 0 0 0 人

5. 調査対象期日及び項目

(1) 次の事項については、平成 21 年 6 月 1 日現在における事実について調査した。

- イ 事業所の名称、所在地、企業規模、事業内容
- ロ 労働者の性、就業形態等

(2) 次の事項については、平成 20 年 6 月分及び平成 21 年 6 月分における事実について調査した。

- イ 労働者の月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数
- ロ 労働者の所定内賃金額

(3) 賃金改定率については、平成 21 年 1 月から 6 月までの事実について調査した。

(4) 年間所定労働日数については、平成 19 年度及び平成 20 年度の実事について調査した。

## 最低賃金に関する基礎調査の概要

### ○目的

地方最低賃金審議会における最低賃金の決定又は改正等の審議に資するため、低賃金労働者の賃金実態を的確に把握することを目的とする。

### ○調査時期

毎年6月

### ○調査対象

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に定める産業のうち、以下の掲げるものを対象としている。

- (1) 製造業
- (2) 情報通信業のうち新聞業・出版業
- (3) 卸売業, 小売業
- (4) 宿泊業, 飲食サービス業
- (5) 医療, 福祉
- (6) 学術研究, 専門・技術サービス業
- (7) 生活関連サービス業, 娯楽業
- (8) サービス業 (他に分類されないもの)

また、(1)・(2)については常用労働者数100人未満の事業所、(3)～(8)については常用労働者数30人未満の事業所を対象としている。

### ○集計事業所数

約6万事業所

## 能力開発基本調査の概要

### 第1節 調査の内容

#### 1 調査の目的

この調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・非正社員別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

#### 2 調査の範囲

##### (1) 地域

日本国全域とする。

##### (2) 対象

###### ア 企業

日本標準産業分類（平成19年11月 第12回改定。以下同じ。）に定める、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）であって単独事業所又は本所等において常用労働者30人以上を雇用する民営企業（会社組織に限る。）から、産業及び企業規模別に一定の方法で抽出した約7,900企業。

###### イ 事業所

日本標準産業分類に定める、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）であって常用労働者30人以上を雇用する民営事業所（会社組織に限る。）から、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した約7,400事業所。

###### ウ 個人

上記イ事業所に属している労働者のうちから、一定の方法で抽出した者。

#### 3 調査事項

次に掲げる事項とする。

##### (1) 企業調査

###### ア 企業の概要について

- ① 正社員数、非正社員数
- ② 売上高及び経常利益
- ③ 売上高及び経常利益の3年前との比較
- ④ 労働生産性の他社との比較

###### イ OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用について

###### ウ 能力開発の方向付けについて

##### (2) 事業所調査

ア 事業所の概要について

- ① 企業全体の常用労働者数
- ② 正社員数、非正社員数及び外部人材数
- ③ 離職者数及び定年退職者数
- ④ 労働生産性の他社との比較

イ 教育訓練の実施に関する事項について

- ① OFF-JTの実施状況
- ② OFF-JTを受けた労働者数
- ③ 実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類
- ④ 計画的OJTの実施状況

ウ 人材育成について

- ① 人材育成に関する問題点
- ② 正社員登用制度の導入状況、登用に当たっての教育訓練の実施状況及び教育訓練を実施しない理由
- ③ 労働者に求める能力の周知状況

エ 労働者のキャリア形成支援について

- ① 教育訓練や自己啓発に関する労働者の希望の把握状況
- ② 教育訓練休暇制度の導入状況
- ③ キャリア・コンサルティング制度の導入状況
- ④ 労働者に対する自己啓発への支援の内容
- ⑤ 労働者に対する職業生活設計を考える場の提供方法
- ⑥ 労働者に対する職業生活設計を踏まえた取組状況

オ 労働者の職業能力評価について

- ① 職業能力評価の実施状況
- ② 職業能力評価における資格の利用状況
- ③ 技能検定及びビジネス・キャリア検定試験を受検する労働者に対する支援の状況
- ④ 職業能力評価の活用状況

カ 技能の継承について

- ① 技能継承の問題の有無
- ② 技能継承の取組状況

(3) 個人調査

ア 労働者の属性について

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ 就業状態
- ④ 最終学歴
- ⑤ 雇用形態
- ⑥ 勤続年数
- ⑦ 業務
- ⑧ 役職
- ⑨ 1週間の就業時間

イ 会社を通して受講した教育訓練について

- ① 求められている能力の周知状況
  - ② 受講したOFF-JTの受講内容
  - ③ 受講したOFF-JTの延べ受講時間
  - ④ 受講したOFF-JTの教育訓練機関の種類
  - ⑤ 受講したOFF-JTの役立ち度
  - ⑥ 部下、同僚、仕事仲間に対する指導状況及び上司、同僚、仕事仲間からの指導状況
  - ⑦ 上司、同僚、仕事仲間からの指導等の役立ち度
- ウ 自己啓発について
- ① 自己啓発の方法
  - ② 自己啓発の延べ受講時間
  - ③ 自己啓発の延べ受講費用
  - ④ 自己啓発にかかった費用の補助の主体
  - ⑤ 自己啓発にかかった費用のうち補助を受けた額
  - ⑥ 自己啓発の業務における役立ち度
  - ⑦ 自己啓発を行った理由
  - ⑧ 自己啓発を行うにあたって周囲の協力状況
  - ⑨ 自己啓発の問題点
- エ これからの職業生活設計について
- ① 職業生活設計の考え方
  - ② キャリア・コンサルティング、教育訓練休暇の利用の有無及び要望

4 調査の対象期日

原則として、平成20年10月1日現在とする。

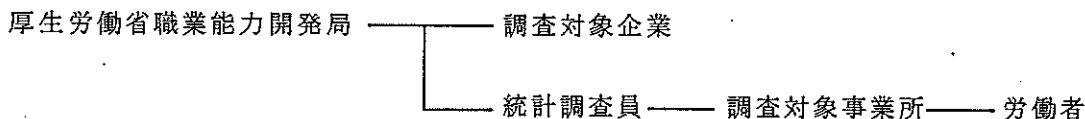
5 調査の実施期間

企業調査は、平成20年10月6日から平成20年11月21日までの間に実施。

事業所調査は、平成20年10月6日から平成20年11月21日までの間に実施。

個人調査は、平成20年10月6日から平成20年12月12日までの間に実施。

6 調査機関



7 調査の方法

(1) 調査票

この調査は、次の調査票によって実施する。

- ア 企業票
- イ 事業所票
- ウ 個人票

(2) 調査票の配布

ア 企業票は、厚生労働省職業能力開発局から、民間委託先を通じて調査対象企業へ郵送する。

イ 事業所票は、厚生労働省職業能力開発局から、民間委託先を通じて調査対象事業

所へ郵送する。

ウ 個人票は、後述の（３）のイの回収に併せて、事業所・企業統計調査の常用雇用者数から調査対象労働者数を算出した数を、民間委託先を通じて統計調査員が調査対象事業所へ持参し、統計調査員の指導の下、事業主等が抽出要領に基づき対象労働者を抽出し、配布する。

（３）調査票の作成、提出

ア 企業票は、調査対象企業において記入した後、平成20年11月21日までに民間委託先あて提出し、とりまとめた後、厚生労働省職業能力開発局長あて提出する。

イ 事業所票は、調査対象事業所において記入した後、平成20年11月21日までに統計調査員が回収し、民間委託先がとりまとめ、厚生労働省職業能力開発局長あて提出する。

ウ 個人票は、調査対象労働者が自ら調査票を記入した後、平成20年12月12日までに民間委託先あて提出し、とりまとめた後、厚生労働省職業能力開発局長あて提出する。

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

（１）企業調査

調査対象数：7,879企業      有効回答数：2,875企業      有効回答率：36.5%

（２）事業所調査

調査対象数：7,378事業所      有効回答数：4,561事業所      有効回答率：61.8%

（３）個人調査

調査対象数：19,869人      有効回答数：7,806人      有効回答率：39.3%



## 第2節 標本設計

### 1 母集団について

#### (1) 調査の範囲

全国の15大産業に属する単独事業所又は本所等において常用労働者を30人以上雇用する民営企業、常用労働者を30人以上雇用する民営事業所及び民営事業所に雇用される常用労働者

#### (2) 母集団数

企業は約10万8千企業、事業所は約22万8千事業所、労働者は約1,989万1千労働者

#### (3) サンプルフレーム

企業調査及び事業所調査については、平成18年事業所・企業統計調査における事業所名簿、個人調査については、抽出された事業所における労働者

### 2 標本設計について

#### (1) 企業調査

##### ① 抽出方法

産業（19区分）、企業規模（7区分）別に層化し、層化無作為抽出による。

##### ② 目標精度及び標本数

特定の属性を持つ企業の割合について、産業、企業規模別に標準誤差が5%以内になるように次の算式により決定した。

$$S^2 = \frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{P(1-P)}{n}$$

S：目標精度

N：母集団企業数

n：標本企業数

P：特定の属性を持つ企業割合（0.5）

#### (2) 事業所調査

##### ① 抽出方法

産業（19区分）、事業所規模（7区分）別に層化し、層化無作為抽出による。

##### ② 目標精度及び標本数

特定の属性を持つ事業所の割合について、産業、事業所規模別に標準誤差が5%以内になるように次の算式により決定した。

$$S^2 = \frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{P(1-P)}{n}$$

S：目標精度

N：母集団事業所数

n：標本事業所数

P：特定の属性を持つ事業所割合（0.5）

#### (3) 個人調査

##### ① 抽出方法

産業（19区分）、企業規模（7区分）別に層化し、事業所を第1次抽出単位、個人を第2次抽出単位とする層化二段階無作為抽出による。

##### ② 個人調査の目標精度及び標本数

特定の属性を持つ労働者の割合について、産業、事業所規模別に標準誤差が7%以内になるように次の算式により決定した。

$$S^2 = \frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{P(1-P)}{n} \cdot 2$$

S：目標精度

N：母集団労働者数

$n$  : 標本労働者数       $P$  : 特定の属性を持つ労働者割合 (0.5)

### 3 結果の推計及び標準誤差

#### (1) 推計方法

##### ① 事業所調査

事業所調査における「ある特性を持つ事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h=1, \dots, K$ : 層

$M_h$  : 第  $h$  層における母集団事業所数

$$M = \sum_{h=1}^K M_h$$

$m_h$  : 第  $h$  層における標本事業所数

$X_{hi}$  : 第  $h$  層の第  $i$  事業所における特性の有無 (特性があれば「1」、なければ「0」)

このとき、推計値  $\bar{X}$  は、

$$\bar{X} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^K \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} X_{hi}$$

で与えられる。

##### ② 個人調査

個人調査における「ある属性を有する正社員 (非正社員) の割合」の推定値については、以下のとおり算出した。

$L_h$  : 第  $h$  層における母集団常用労働者数

$l_h$  : 第  $h$  層における標本事業所の総常用労働者数

$N_{hi}$  : 第  $h$  層第  $i$  標本事業所の常用労働者数

$n_{hi}$  : 第  $h$  層第  $i$  標本事業所における標本労働者数

$X_{hij}$  : 第  $h$  層の第  $i$  標本事業所における  $j$  番目の労働者の特性の有無 (特性があれば「1」、なければ「0」)

$Y_{hij}$  : 第  $h$  層の第  $i$  標本事業所における  $j$  番目の労働者

このとき、ある特性を有する正社員 (非正社員) の推計値  $T_x$  及び正社員数 (非正社員数) の推計値  $T_y$  は、

$$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^K \frac{L_h}{l_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad \hat{T}_y = \sum_{h=1}^K \frac{L_h}{l_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$$

で与えられるので、「ある特性を有する正社員 (非正社員) 割合」の推計値  $\hat{R}$  は、

$$\hat{R} = \frac{\hat{T}_x}{\hat{T}_y} = \frac{\sum_{h=1}^K \frac{L_h}{l_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}}{\sum_{h=1}^K \frac{L_h}{l_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}}$$

で与えられる。

(2) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標準誤差）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

① 事業所調査

(1) で掲げた「ある特性を有する事業所割合」の推計値  $\bar{X}$  の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\bar{X}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^K M_h (M_h - m_h) \left( \frac{\text{Var}(X_h)}{m_h} \right)$$

で与えられる。ただし、

$$\bar{X}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} X_{hi}, \quad \text{Var}(X_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2$$

である。

② 個人調査

(2) で掲げた「ある特性を有する正社員割合」の推計値  $\hat{R}$  の場合、その分散の推計値は、

$$\begin{aligned} \hat{V}(\hat{R}) = & \hat{R}^2 \sum_{h=1}^K \left\{ \left( \frac{M_h}{\hat{N}} \right)^2 \left( \frac{1}{m_h} - \frac{1}{M_h} \right) \left( \frac{\text{Var}(T_{xh})}{\bar{X}^2} - 2 \frac{\text{Cov}(T_{xh}, T_{yh})}{\bar{X}\bar{Y}} + \frac{\text{Var}(T_{yh})}{\bar{Y}^2} \right) \right. \\ & \left. + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \left( \frac{N_{hi}}{\hat{N}} \right)^2 \left( \frac{1}{n_{hi}} - \frac{1}{N_{hi}} \right) \left( \frac{\text{Var}(X_{hi})}{\bar{X}^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi})}{\bar{X}\bar{Y}} + \frac{\text{Var}(Y_{hi})}{\bar{Y}^2} \right) \right\} \end{aligned}$$

で与えられる。ただし、

$$\hat{N} = \sum_{l=1}^K \frac{L_h}{l_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}, \quad \bar{X} = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{l=1}^K \frac{L_h}{l_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad \bar{Y} = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{l=1}^K \frac{L_h}{l_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$$

$$T_{xh} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum X_{hij}, \quad T_{yh} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum Y_{hij}$$

$$\text{Var}(T_{xh}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{xhi} - \bar{T}_{xh})^2, \quad \text{Var}(T_{yh}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{yhi} - \bar{T}_{yh})^2$$

$$\text{Cov}(T_{xh}, T_{yh}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{xhi} - \bar{T}_{xh})(T_{yhi} - \bar{T}_{yh})$$

$$\text{Var}(X_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{i=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \bar{X}_h)^2, \quad \text{Var}(Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{i=1}^{n_{hi}} (Y_{hij} - \bar{Y}_h)^2$$

$$\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{i=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \bar{X}_h)(Y_{hij} - \bar{Y}_h)$$

(3) 達成精度

企業調査及び事業所調査の達成精度の結果は、次の表のとおりである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍ずつの幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

表 1 - 1

現在の労働者の能力開発の方向付け  
 (能力開発責任主体：正社員) 別企業割合の標準誤差

A：労働者の能力開発は企業の責任である

B：労働者の能力開発は労働者個人の責任である

産 業	Aである		Aに近い	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	12.8	0.88	51.0	1.29
建設業	10.2	2.68	58.0	4.43
製造業	16.3	1.93	50.9	2.55
消費関連製造業	16.6	3.46	45.8	4.57
素材関連製造業	12.9	3.33	61.1	4.56
機械関連製造業	18.8	3.24	46.8	4.15
電気・ガス・熱供給・水道業	10.5	2.60	58.3	4.33
情報通信業	6.5	2.06	41.2	4.15
運輸業，郵便業	9.9	2.73	53.6	4.88
卸売業，小売業	13.2	2.15	51.4	3.11
卸売業	11.5	2.74	49.8	4.18
小売業	15.5	3.43	53.6	4.66
金融業，保険業	5.2	1.62	59.9	4.11
不動産業，物品賃貸業	7.7	2.35	51.8	4.34
学術研究，専門・技術サービス業	9.6	2.49	41.2	4.00
宿泊業，飲食サービス業	10.3	2.54	43.5	4.15
宿泊業	11.7	3.42	53.5	5.06
飲食サービス業	9.3	3.67	35.5	6.32
生活関連サービス業，娯楽業	12.3	3.83	47.0	5.32
教育，学習支援業	18.1	4.15	49.3	5.22
医療，福祉	9.5	2.55	47.8	4.53
複合サービス事業	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	13.6	2.79	54.6	4.06

表1-2

現在の労働者の能力開発の方向付け  
 (能力開発責任主体：正社員) 別企業割合の標準誤差

A：労働者の能力開発は企業の責任である

B：労働者の能力開発は労働者個人の責任である

産 業	Bに近い		Bである	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイ ント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイ ント)
調査産業計	31.1	1.20	4.6	0.54
建設業	29.2	4.11	2.4	1.12
製造業	28.1	2.36	4.2	1.09
消費関連製造業	28.9	4.11	7.6	2.55
素材関連製造業	25.9	4.28	0.1	0.14
機械関連製造業	29.1	3.88	4.6	1.94
電気・ガス・熱供給・水道業	26.2	4.05	1.8	1.52
情報通信業	48.7	4.22	2.9	1.32
運輸業，郵便業	28.4	4.47	8.0	2.44
卸売業，小売業	31.2	2.89	3.2	1.12
卸売業	34.5	3.97	4.2	1.70
小売業	26.9	4.18	2.0	1.30
金融業，保険業	32.1	3.93	1.8	0.98
不動産業，物品賃貸業	33.0	4.08	7.5	2.34
学術研究，専門・技術サービス業	44.9	4.14	4.4	1.77
宿泊業，飲食サービス業	38.5	4.20	7.6	2.53
宿泊業	28.9	4.43	6.0	2.64
飲食サービス業	46.3	6.73	8.9	4.07
生活関連サービス業，娯楽業	30.3	5.03	10.5	3.31
教育，学習支援業	28.0	4.86	4.6	2.02
医療，福祉	36.6	4.42	6.1	2.34
複合サービス事業	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	27.7	3.67	4.2	1.50

表 2

正社員に対する平成19年度のOFF-JT又は  
計画的なOJTを実施した事業所割合の標準誤差

産 業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	79.7	0.92
建設業	86.2	2.79
製造業	79.6	1.66
消費関連製造業	67.7	3.38
素材関連製造業	84.3	2.81
機械関連製造業	85.6	2.47
電気・ガス・熱供給・水道業	96.5	1.29
情報通信業	86.5	2.61
運輸業，郵便業	78.0	3.05
卸売業，小売業	78.7	2.49
卸売業	77.4	3.72
小売業	79.6	3.31
金融業，保険業	96.6	1.53
不動産業，物品賃貸業	71.2	4.47
学術研究，専門・技術サービス業	91.7	2.23
宿泊業，飲食サービス業	71.9	3.84
宿泊業	65.5	3.46
飲食サービス業	73.3	4.63
生活関連サービス業，娯楽業	73.6	3.83
教育，学習支援業	72.2	4.20
医療，福祉	88.4	3.36
複合サービス事業	100.0	0.00
サービス業（他に分類されないもの）	79.5	2.86

### 第3節 用語の説明

#### 1 常用労働者

以下のいずれかに該当する者をいう。

①期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

②臨時又は日雇労働者で、調査日前の2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

#### 2 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる正社員をいう。

#### 3 非正社員

常用労働者のうち、上記正社員以外の人をいう（「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人など）。

#### 4 外部人材

事業所に直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）をいう。

#### 5 労働生産性

労働生産性とは、労働者一人当たりが生み出している付加価値額のことをいう。

#### 6 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施（労働者を1ヵ所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）が、これに含まれる。

#### 7 OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいう。直接の上司が、業務の中で作業方法等について、部下に指導することなどがこれにあたる。

#### 8 計画的なOJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれる。

#### 9 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない。）。

#### 10 職業能力評価

職業に必要となる技能や能力の評価のうち、会社組織が独自に作成した評価基準や業界団体で作成した評価基準、あるいは、既存の各種資格に基づいて評価が行われているものをいう。

#### 11 階層別研修

新任課長研修、新入社員研修など、階層別に行われる研修

#### 12 職能別研修

経理、マーケティング、生産管理、安全衛生、CAD/CAMなど、仕事に関係した専門的能力を養成するための研修

- 13 課題別研修  
語学研修、O A、プレゼンテーションの方法など、部門を問わずに特定の目的・課題に対応して行われる研修
- 14 新入社員  
入社3年程度までの者
- 15 中堅社員  
管理職層及び新入社員に該当しない者
- 16 教育訓練休暇  
労働者が、教育訓練に活用できる休暇をいう。
- 17 キャリア・コンサルティング  
労働者が、その適性或職業経験等に応じて自らの職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行えるようにするための専門的な相談のことをいう。
- 18 職業生活設計  
労働者が、その適性、職業経験等に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組について計画することをいう。
- 19 フレックスタイム制  
最長1か月間の所定労働時間の総枠内で、日々の出社・退社の時間、1日の労働時間の長さを労働者に自主的に決めさせる勤務制度をいう。
- 20 短時間勤務制度  
労働者が自己啓発などの必要性に応じて、一週間の所定労働時間を短くし、仕事を継続する勤務制度をいう。
- 21 自己申告制  
労働者各人の能力開発・人事異動等に関する希望を会社に申告させる制度をいう。
- 22 社内公募制  
ある特定のプロジェクト・事業のための要員や一般に欠員が生じた場合の補充の募集源を社内の自由公募に求め、通常本人の上司を経由しないで応募することができる制度をいう。
- 23 フリーエージェント（FA）制  
従業員が自らの経歴や能力、希望する職種や職務を登録して売り込み、その情報を見て、受入れを希望する部門がその社員と面談し、選抜する制度をいう。
- 24 技能検定  
労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度として、職業能力開発促進法に基づき実施されているものをいう。
- 25 ビジネス・キャリア検定試験  
職業能力開発促進法に基づき、仕事のできる人材（幅広い専門知識・能力を活用して期待される効果や目標を達成できる人材）に求められる専門知識・実務能力を問う公的資格試験をいう。
- 26 雇用形態
  - 1) 嘱託  
定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者をいう。
  - 2) 契約社員  
常用労働者のうち、フルタイム勤務で雇用期間の定めがあり、嘱託以外の者をいう。
  - 3) パートタイム労働者  
常用労働者のうち、1日の所定労働時間が正社員より短い者又は1週の所定労働日



数が正社員より少ない者のいずれかに該当する者であつて、「嘱託」、「契約社員」以外の者をいう。

#### 4) その他

非正社員のうち、上記「嘱託」、「契約社員」及び「パートタイム労働者」以外の常用労働者をいう。

### 27 業務

#### 1) 専門的・技術的な仕事

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事を含む。

#### 2) 管理的な仕事

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理の仕事を含む。

#### 3) 事務的な仕事

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事を含む。

#### 4) 販売の仕事

有体的商品・不動産・有価証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険の代理・募集の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事など、売買・売買類似の仕事を含む。

#### 5) サービスの仕事

個人の家庭における家事・介護サービス、身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事を含む。

#### 6) 保安の仕事

社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事を含む。

#### 7) 運輸・通信の仕事

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、通信機の操作、及びその他の関連する仕事を含む。

#### 8) 生産工程・労務の仕事

機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組み立て・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機械・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業を含む。

### 28 役職

#### 1) 部長相当職

事業所で通常「部長」又は「局長」とよばれている者であつて、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上（部（局）長を含む。）のもの長の職をいう。

#### 2) 課長相当職

事業所で通常「課長」とよばれている者であつて、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上（課長を含む。）のもの長の職をいう。

#### 3) 係長、主任、職長相当職

構成員の人数にかかわらず、通常「係長」、「主任」とよばれている者をいう。また、建設業、製造業等において名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団（集団

の大きさは問わない。)の長として集団内の指揮、監督に当たる「職長」を含む。

#### 第4節 利用上の注意

- 1 産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）に基づいて、以下のように分類して表彰している。

建設業	D06～D08
製造業	
消費関連製造業	E09～E11、E13、E15、E20、E32
素材関連製造業	E12、E14、E16～19、E21～24
機会関連製造業	E25～E31
電気・ガス・熱供給・水道業	F33～F36
情報通信業	G37～G41
運輸・郵便業	H42～H48
卸売業、小売業	
卸売業	I50～I55
小売業	I56～I60
金融・保険業	J62、J64～J67
不動産・物品賃貸業	K68～K70
学術研究・専門・技術サービス業	L71～L74
宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	M75
飲食サービス業	M76、M77
生活関連サービス・娯楽業	N78～N80
教育、学習支援業	O81、O82
医療・福祉	P83～P85
複合サービス事業	Q86
サービス業（他に分類されないもの）	R88～R95

- 2 構成比は小数点以下第2位を四捨五入としているため、計は必ずしも100.0とはならない。
- 3 費用は千円単位で四捨五入としているため、計は必ずしも一致しない。
- 4 統計表中「0.0」は、表章単位未満の数値を表す。
- 5 統計表中「\*」は、企業及び事業所調査では回答事業所数が2件以下、個人調査回答者数が9件以下のもので表章しない場合を示す。
- 6 統計表中「-」は、該当数字がない場合を示す。
- 7 統計表中「・」は、統計項目があり得ない場合を示す。

# 平成21年地域児童福祉事業等調査要綱

## 1 調査の目的

本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

平成21年調査は、保育所利用世帯の状況及び認可外保育施設の実態を把握し、今後の保育対策の推進に資することを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

(1) 保育所利用世帯票： 全国の保育所を利用する世帯を対象とし、全国の保育所を層化無作為に抽出した約50分の1の保育所における利用世帯の2分の1の世帯（約17,000世帯）を客体とする。

(2) 認可外保育施設調査票： 児童福祉法に基づいて届出された全国の認可外保育施設を対象とし、その全数を客体とする。

## 3 調査の期日

平成22年2月1日

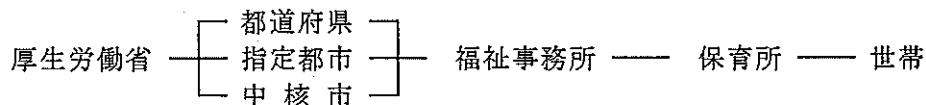
## 4 調査の事項

- (1) 保育所利用世帯票： 世帯の状況、保育所の入所状況、父・母の就業状況等  
(2) 認可外保育施設調査票： 施設の名称、所在地、設置主体、通常の開所時間、在所児童数、従事者数等

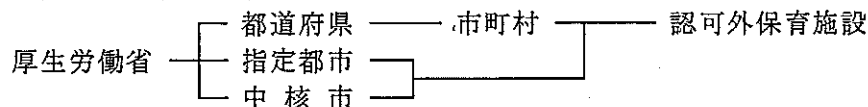
## 5 調査の系統及び方法

### (1) 調査の系統

#### ア 保育所利用世帯票



#### イ 認可外保育施設調査票



### (2) 調査の方法

保育所を利用している世帯については、各世帯で調査票を記入した後密封し、施設管理者が回収する。

認可外保育施設については、施設の代表者が記入する。

## 6 集計及び結果の公表

集計は、民間委託で行い、調査結果は平成23年2月を目途に「平成21年地域児童福祉事業等調査結果の概況」を公表するとともに、厚生労働省ホームページおよび総務省e-statに掲載する。

## 平成 21 年度雇用均等基本調査要綱

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

### 1 調査の目的

この調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。  
平成 21 年度は、男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置等の雇用管理状況及び事業所における育児休業制度の規定・運用状況等について調査を行う。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

日本国全域とする。

#### (2) 産業

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）による次に掲げる産業とする。

- ア 鉱業，採石業，砂利採取業
- イ 建設業
- ウ 製造業
- エ 電気・ガス・熱供給・水道業
- オ 情報通信業
- カ 運輸業，郵便業
- キ 卸売業，小売業
- ク 金融業，保険業
- ケ 不動産業，物品賃貸業
- コ 学術研究，専門・技術サービス業
- サ 宿泊業，飲食サービス業
- シ 生活関連サービス業，娯楽業（家事サービス業を除く。）
- ス 教育，学習支援業
- セ 医療，福祉
- ソ 複合サービス事業
- タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

#### (3) 対象

##### ① 企業

上記(2)の産業に属し、常用労働者 10 人以上を雇用している民間企業のうちから、産業・規模別に層化して抽出した約 6,000 企業とする。

##### ② 事業所

上記(2)の産業に属し、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した約 6,000 事業所とする。

### 3 調査事項

次に掲げる事項とする。

#### (1) 企業調査

- ① 企業の属性に関する事項

- ア 企業の名称及び所在地
- イ 主な事業内容又は主要製品
- ウ 常用労働者数
- エ 労働組合の有無
- ② 女性の雇用管理に関する事項
  - ア 採用について
  - イ 配置について
  - ウ 昇進について
  - エ ポジティブ・アクション（女性の活躍推進）について

(2) 事業所調査

- ① 事業所の属性に関する事項
  - ア 事業所の名称及び所在地
  - イ 主な事業内容又は主要製品
  - ウ 常用労働者数
  - エ 労働組合の有無
- ② 育児休業制度等に関する事項
  - ア 育児休業制度の規定の有無、内容について
  - イ 育児休業制度の利用状況について
  - ウ 育児のための勤務時間短縮等の措置の規定状況について
  - エ 母性健康管理制度の規定状況について

4 調査の対象期日

原則として、平成21年10月1日現在について行うが、出産者数(又は配偶者が出産した者の数)及び育児休業者数については、次のとおりとする。

- (1) 出産者数(又は配偶者が出産した者の数) 平成20年4月1日～平成21年3月31日
- (2) 平成20年4月1日～平成21年3月31日までの間の出産者(又は配偶者が出産した者)のうちの育児休業者数 平成20年4月1日～平成21年10月1日

5 調査の実施期間

平成21年10月1日から10月31日までとする。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 ― 報告者

7 調査の方法

- (1) 調査票  
「平成21年度雇用均等基本調査(企業票)」及び「平成21年度雇用均等基本調査(事業所票)」により行う。
- (2) 調査票の配布  
調査票は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課から調査対象企業及び

調査対象事業所へ郵送する。

(3) 調査票の回収

調査対象企業及び調査対象事業所において記入した後、平成 21 年 10 月 31 日までに直接、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長あてに郵送する。

8 主な集計事項

別添のとおりとする。

9 集計方法

外部の民間業者に委託して集計する。

(1) 10 調査結果の公表の方法及び期日 公表の方法

結果概況及び結果報告書については、厚生労働省ホームページ及び印刷物で公表する。

(2) 公表の期日

平成 22 年 9 月までに結果概況、平成 23 年 3 月までに結果報告書を作成する予定。

11 関係書類の保存期間と保存責任者

調査票については 1 年間保存、個票データ（調査票を記録した電磁的記録媒体）及び結果原表（又は結果集計を記録した電子媒体）については 10 年間保存とし、これらの保存責任者は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長とする。

## 雇用均等基本調査 集計事項

## (企業票)

- 第1表 産業、企業規模別企業数及び構成比
- 第2表 産業・企業規模・労働組合の有無、性、就業形態別常用労働者数及び構成比
- 第3表 産業・企業規模・労働組合の有無・ポジティブ・アクションの取組の有無、採用区分、新規学卒者の採用の有無別企業数及び構成比
- 第4表 産業・企業規模・労働組合の有無・ポジティブ・アクションの取組の有無、採用区分、性別新規学卒者数及び構成比
- 第5表 産業・企業規模・労働組合の有無・ポジティブ・アクションの取組の有無、部門、配置状況別企業数及び構成比
- 第6表 産業・企業規模・労働組合の有無・ポジティブ・アクションの取組の有無・ポジティブ・アクションの取組事項、役職、女性の役職者の有無別企業数及び構成比
- 第7表 産業・企業規模・労働組合の有無・ポジティブ・アクションの取組の有無・ポジティブ・アクションの取組事項、役職、性別役職者数及び構成比
- 第8表 産業・企業規模・労働組合の有無・ポジティブ・アクションの取組の有無、女性がいない又は少ない管理職等がある理由別企業数及び構成比
- 第9表 産業・企業規模・労働組合の有無・女性の役職者割合、ポジティブ・アクションの取組の有無別企業数及び構成比
- 第10表 産業・企業規模・労働組合の有無・女性の役職者割合、ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由別企業数及び構成比
- 第11表 産業・企業規模・労働組合の有無・女性の役職者割合、ポジティブ・アクションの効果があつたと思われる事項別企業数及び構成比
- 第12表 産業・企業規模・労働組合の有無・女性の役職者割合、ポジティブ・アクションの取組事項、取組状況別企業数及び構成比
- 第13表 産業・企業規模・労働組合の有無・女性の役職者割合、ポジティブ・アクションを取り組まない理由別企業数及び構成比
- 第14表 産業・企業規模・労働組合の有無・女性の役職者割合・ポジティブ・アクションの取組の有無、女性の活躍を推進する上での問題点別企業数及び構成比

## (事業所票)

- 第1表 産業、事業所規模別事業所数及び構成比
- 第2表 産業・事業所規模・労働組合の有無、性別常用労働者数及び構成比
- 第3表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業規定の有無別事業所数及び構成比
- 第4表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業規定の内容別事業所数及び構成比
- 第5表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業規定の有無・育児休業規定の内容、出産者の有無、女性育児休業者の有無別事業所数及び構成比
- 第6表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業規定の内容別出産者数、女性育児休業者数及び構成比
- 第7表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業規定の有無・育児休業規定の内容、



- 配偶者出産者の有無、男性育児休業者の有無別事業所数及び構成比
- 第8表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業規定の有無・育児休業規定の内容、  
配偶者出産者数、男性育児休業者数及び構成比
- 第9表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児のための勤務時間短縮等の措置の制度  
別の制度の有無並びに最長取得期間階級別事業所数及び構成比
- 第10表 産業・事業所規模・労働組合の有無、母性健康管理制度別の規定の有無別事業所  
数及び構成比

## 平成20年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

障害者自立支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費について、障害福祉サービス等の経営実態と制度の施行状況を把握する。

#### (2) 調査の期日

平成20年4月1日

#### (3) 調査事項

平成19年度における収支状況、従事者数、給与等を調査(一部、平成19年1年分)

#### (4) 回収状況

- ・調査客体数(配布数) 16,728 施設・事業所
  - ・回収数 12,866 施設・事業所 (回収率: 76.9%)
  - ・有効回答数 5,047 施設・事業所 (有効回答率: 39.2%)
- ※有効回答数は、回収数のうち当該サービスの収入比率60%以上のものである。

### 2 調査結果の概要

#### (1) 収支の状況

(単位:千円)

		収支差	収支差率	有効回答数	
全体		4,469	6.1%	5,047	
新体系		1,689	5.4%	2,830	
旧体系		9,190	7.0%	1,962	
障害児施設等		-3,964	-4.2%	207	
新体系	訪問系サービス	居宅介護(再掲)	-663	-4.0%	258
		重度訪問介護(再掲)	-1,023	-7.9%	183
		重度訪問介護(再掲)	299	0.9%	26
		行動援護(再掲)	3,171	16.1%	16
	療養介護	-	-	0	
	生活介護	3,299	6.6%	627	
	児童デイサービス	-4,882	-32.1%	267	
	短期入所	628	9.6%	135	
	重度障害者等包括支援	-	-	0	
	共同生活介護単独型	1,738	11.0%	147	
	障害者支援施設	11,761	5.4%	97	
	自立訓練(機能訓練)	-739	-5.9%	23	
	自立訓練(生活訓練)	2,078	12.3%	135	
	就労移行支援	3,531	14.1%	210	
	就労継続支援A型	457	1.6%	62	
	就労継続支援B型	2,227	9.8%	581	
	共同生活援助単独型	-445	-6.3%	59	
	相談支援	228	2.1%	16	
	多機能型(再掲)	3,173	6.9%	285	
共同生活援助・共同生活介護一体型	1,242	6.1%	90		
旧体系	身体障害者施設	入所施設	17,091	7.3%	355
		通所施設	1,772	4.5%	178
	知的障害者施設	入所施設	13,369	6.6%	522
		通所施設	6,457	9.1%	662
	精神障害者施設	入所施設	369	0.9%	133
		通所施設	933	3.8%	91
障害児施設等	入所施設	1,370	1.0%	104	
	通所施設	-9,349	-18.1%	103	

## (2) 従事者の状況

(単位：千円)

			常勤率	1人当たり給与/年		
				常勤	非常勤	
全体			81.5%	-	-	
新体系		直接処遇職員	68.0%	-	-	
旧体系			89.7%	-	-	
障害児施設等			90.5%	-	-	
新体系	訪問系サービス	ホームヘルパー	19.3%	2,583	2,095	
		居宅介護(再掲)	ホームヘルパー	18.1%	2,405	2,043
		重度訪問介護(再掲)	ホームヘルパー	23.3%	2,976	2,450
		行動援護(再掲)	ホームヘルパー	13.4%	1,648	1,669
	療養介護		-	-	-	
	生活介護		生活指導員・生活支援員	73.7%	3,088	1,792
	児童デイサービス		児童指導員又は保育士	61.6%	2,875	1,877
	短期入所		生活指導員・生活支援員	76.2%	3,889	2,042
	重度障害者等包括支援		-	-	-	
	共同生活介護 単独型		生活指導員・生活支援員	46.8%	2,689	2,180
	障害者支援施設		生活指導員・生活支援員	86.9%	3,385	1,731
	自立訓練(機能訓練)		看護職員(保健師、看護師、准看護師)	87.3%	3,430	3,618
			理学療法士・作業療法士	51.1%	3,891	2,763
			生活指導員・生活支援員	75.4%	3,026	1,528
	自立訓練(生活訓練)		生活指導員・生活支援員	78.0%	2,655	1,873
	就労移行支援		就労支援員	85.4%	3,135	1,652
			職業指導員	70.9%	2,764	1,804
			生活指導員・生活支援員	70.4%	2,765	1,555
	就労継続支援A型		職業指導員	87.8%	3,932	1,992
			生活指導員・生活支援員	79.7%	3,240	1,854
	就労継続支援B型		職業指導員	74.6%	2,606	1,814
			生活指導員・生活支援員	70.3%	2,674	1,665
	共同生活援助 単独型		世話人	65.1%	2,300	1,947
相談支援		相談支援専門員	99.3%	4,149	2,328	
多機能型(再掲)		生活指導員・生活支援員	72.1%	2,973	1,766	
共同生活援助・共同生活介護一体型		生活指導員・生活支援員	51.7%	3,088	2,178	
		世話人	36.8%	2,249	1,794	
旧体系	身体障害者施設	入所施設	職業指導員	89.5%	3,987	1,762
			生活指導員・生活支援員	91.1%	3,482	1,937
		通所施設	職業指導員	84.8%	3,413	1,677
			生活指導員・生活支援員	83.3%	3,585	1,793
	知的障害者施設	入所施設	職業指導員	90.0%	3,598	1,683
			生活指導員・生活支援員	93.2%	3,787	1,839
		通所施設	職業指導員	80.8%	3,235	1,702
			生活指導員・生活支援員	83.3%	3,654	1,877
	精神障害者施設	入所施設	職業指導員	91.8%	2,756	1,158
			生活指導員・生活支援員	93.0%	3,412	2,460
		通所施設	職業指導員	83.9%	2,758	1,947
			生活指導員・生活支援員	76.4%	2,901	1,631
障害児施設等	入所施設	児童指導員又は保育士	96.8%	4,013	2,313	
	通所施設	児童指導員又は保育士	85.2%	3,536	1,919	

(注)「常勤率」と「1人当たり給与/年」の客数とは異なる。

## 平成20年介護事業経営実態調査結果について

### 1 調査の概要

- (1) 調査の目的：各々の介護サービスの費用についての実態を明らかにし、介護報酬設定の基礎資料を得る。
- (2) 調査の期日：平成20年4月1日
- (3) 調査事項：平成20年3月の1か月間における事業の実施状況及び収入・支出の状況
- (4) 調査客体数：約24,300施設・事業所(抽出率約20%)
- (5) 抽出方法：調査対象となる施設・事業所を、地域区分、経営主体別に層化し、1/4～1/42を無作為に抽出して客体を選定した。

### 2 分析を行ったサービス ※かっこ内は今回の調査のデータ数

- ① 介護老人福祉施設 (174)
- ② 介護老人保健施設 (208)
- ③ 介護療養型医療施設(病院) (92)
- ④ 認知症対応型共同生活介護 (373)
- ⑤ 訪問介護 (1,730)
- ⑥ 訪問入浴介護 (720)
- ⑦ 訪問看護(ステーション) (288)
- ⑧ 通所介護 (828)
- ⑨ 認知症対応型通所介護 (216)
- ⑩ 通所リハビリテーション (375)
- ⑪ 短期入所生活介護 (330)
- ⑫ 居宅介護支援 (1,127)
- ⑬ 福祉用具貸与 (517)
- ⑭ 小規模多機能型居宅介護 (160)
- ⑮ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (57)

## D P C導入の影響評価に係る調査の概要

平成15年3月に「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針について」が閣議決定され、平成15年4月に特定機能病院等82病院に対して、急性期入院医療の診断群分類別包括評価制度（以下、「D P C」という。）が導入された。その後、平成16年に62病院、さらに平成18年に216病院、平成20年に358病院、平成21年4月に335病院、平成21年7月に232病院が追加され、合計1,285病院にD P Cによる支払いが拡大したところである。

D P Cについては、我が国における急性期入院医療に初めて本格的に導入された包括評価制度であることから、中央社会保険医療協議会の付託を受け、D P C評価分科会のもとD P C対象病院及びD P C準備病院に対して本調査を実施し、制度導入の影響評価を行うとともに、診断群分類の継続的な見直しのための資料とするものである。

## 保険医療材料等使用状況調査要綱

### 1 調査の目的

医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定及び材料価格改定の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象

調査票1ならびに調査票2

全国の保険医療機関のうち、在宅時医学管理又は在宅患者訪問診療を一か月に20件以上行っており、かつ、内科又は呼吸器科を標榜している一般診療所

調査票3ならびに調査票4

全国の保険医療機関のうち、放射線治療施設を有し、一般病床が200床以上の一般病院

### 3 調査票の提出期日

(1) 調査対象期間 平成21年7月1日～31日までの1ヶ月間

(2) 提出期日 平成21年10月中旬までに委託先に提出する。

### 4 調査内容

調査票1 包括医療材料等購入価格調査票（在宅分）

自己血糖測定システム、在宅自己注射用注射器などの在宅医療にかかわる医療材料を調査

医療材料毎に医療材料の種類、単価、使用個数を調査

調査票2 医療機器等購入価格調査票（在宅分）

間歇注入シリンジポンプ、腹膜灌流用紫外線照射器などの在宅医療にかかわる医療機器を調査

医療機器毎にセット品での購入の有無、医療機器の種類、購入単価、個数、使用したのべ日数を調査

調査票3 包括医療材料等購入価格調査票（在宅以外）

弾性ストッキング、酸素カテーテルチューブ等包括医療材料が対象

医療材料毎に医療材料の種類、単価、使用個数を調査

調査票4 医療機器等購入価格調査票（在宅以外）

精密眼圧測定機器などの医療機器を調査

医療機器毎にセット品での購入の有無、医療機器の種類、購入単価、個数、使用したのべ日数を調査

### 5 調査の方法

調査票を調査客体である保険医療機関に送付し、当該保険医療機関の管理者による自計後、紙媒体又はE-mail等により委託先に返送する。

### 6 調査の系統

厚生労働省保険局医療課—委託先—保険医療機関

### 7 結果の集計

集計は委託先が行い、その結果は行政資料として使用し公表しない。

## 歯科技工料調査実施要綱（案）

### 1 目的

歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 対象

歯科医療機関と歯科技工所を対象とし、歯科医療機関については、歯科技工所から納入された歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科技工所については、当該歯科技工料を納入面から調査する。

### 3 客体

歯科医療機関については、100分の1、歯科技工所については、10分の1の抽出率によって無作為に抽出し、これらの調査客体に平成21年7月中に出納された歯科技工物について当該歯科技工料を調査する。

### 4 調査期間及び調査方法

厚生労働省保険局は、当該客体となった施設の管理者に調査票を平成21年7月下旬を目途に郵送し、当該管理者は、関係書類に基づいて記入作成の上、郵送で平成21年8月31日までに提出する。

### 5 集計及び解析

調査票の集計及び解析は、厚生労働省保険局で行う。

### 6 結果の公表

調査結果については、内部資料として使用するため、原則、公表しない。

## I 調査の概要

- この調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、中央社会保険医療協議会が平成21年6月に実施したものである。
- 調査の対象及び容体  
 社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とし、これらの医療機関等を、地域別等に層化し、次の抽出率で無作為に抽出した施設を調査客体とした。  
 なお、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については、別途、全ての施設を調査客体とした。

	抽出率
病院	1 / 5
一般診療所	1 / 25
歯科診療所	1 / 50
保険薬局	1 / 25

### 3. 調査施設数、調査票回答施設数等の状況

	調査施設数 ①	調査票回答 施設数 ②	回答率 (②/①) %	有効回答 施設数 ③	有効回答率 (③/①) (前回調査) %	有効回答施設の内訳	
						介護収益の 割合2%未満	介護収益の 割合2%以上
病院	1,619	973	60.1%	917	56.6% (57.0%)	674	243
一般診療所	2,378	1,167	49.1%	1,047	44.0% (45.5%)	1,006	41
歯科診療所	1,100	747	67.9%	661	60.1% (62.3%)	658	3
保険薬局	1,539	1,109	72.1%	966	62.8% (63.2%)	948	18
特定機能病院	83	71	85.5%	70	84.3% (86.4%)	70	0
歯科大学病院	19	18	94.7%	17	89.5% (89.5%)	17	0
子ども病院	26	22	84.6%	20	76.9% (88.5%)	20	0

(注) 特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については、別掲である。



4. 調査の内容  
 病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与の状況などの調査を行った。損益に関する項目は以下のとおり。

(1) 病院	
I 医薬収益	
1. 入院診療収益	入院患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等)
2. 特別の療養環境収益	入院患者の医療に係る収益のうち特別室の特別料金徴収額
3. 外来診療収益	外来患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等)
4. その他の医薬収益	保健予防活動収益、医療相談収益、受託検査・施設利用収益、文書料等の収益
II 介護収益	
1. 施設サービス収益	施設サービスに係る収益
2. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)
3. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 医薬・介護費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金、法定福利費(月次調査において、賞与、退職金は直近事業年(度)の1/12) (注)個人立の病院においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	費消した医薬品の購入額
3. 給食用材料費	費消した患者給食のための食品の購入額
4. 診療材料費・医療消耗器具備品費	・レントゲンフィルム、ギプス粉、ガーゼ等 ・注射針・筒、体温計、聴診器等の費消額
5. 委託費	検査、患者用給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
6. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
7. 設備関係費	土地賃借料、建物賃借料、修繕費、固定資産税、器械保守料等
8. 経費	福利厚生費、消耗品費、光熱水費、保険料、諸会費、事業税等
9. その他の医薬費用	研究研修費等
IV 損益差額 (I + II - III)	
V その他の医薬・介護関連収益	・受取利息・記当金、有価証券売却益等(月次調査においては直近事業年(度)の1/12) ・固定資産売却益等の特別利益(月次調査においては直近事業年(度)の1/12) ・補助金・負担金(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
VI その他の医薬・介護関連費用	・支払利息、有価証券売却損、貸倒損失等(月次調査においては直近事業年(度)の1/12) ・固定資産売却損等の特別損失(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
VII 総損益差額 (IV + V - VI)	
(注)個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。	
VIII 税金	法人税、住民税(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
(注)個人立の病院については集計していない。	
IX 税引後の総損益差額 (VII - VIII)	

## (2) 一般診療所

I 医業収益	
1. 保険診療収益	入院患者・外来患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療)
2. 公費等診療収益	入院患者・外来患者の医療に係る収益(公費医療、労災保険、自賠責等)
3. その他の診療収益	自費診療収益等
4. その他の医業収益	・学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診、文書料等の収益 ・その他(受取利息、配当金、補助金等)
II 介護収益	
1. 施設サービス収益	施設サービスに係る収益
2. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)
3. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 医業・介護費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金、法定福利費(月次調査において、賞与、退職金は直近事業年(度)の1/12) (注) 個人立の一般診療所においては、閉業者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	費消した医薬品の購入額
3. 材料費	費消した診療材料、医療消耗器具備品、給食用材料等の購入額
4. 委託費	検査、患者用給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
5. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
6. その他の医業・介護費用	・経費(福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等) ・その他(支払利息、雑費等)
IV 損益差額	(I + II - III) (注) 個人立の一般診療所の損益差額からは、閉業者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
V 税金	法人税、住民税(月次調査においては直近事業年(度)の1/12) (注) 個人立の一般診療所については集計していいない。
VI 税引後の総損益差額	(IV - V)

## (3) 歯科診療所

I 医業収益	
1. 保険診療収益	入院患者・外来患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療)
2. 労災等診療収益	入院患者・外来患者の医療に係る収益(労災保険、自賠責等)
3. その他の診療収益	自費診療収益等
4. その他の医業収益	・学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診、文書料等の収益 ・その他(受取利息、配当金、補助金等)
II 介護収益	
1. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益
2. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 医業・介護費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金、法定福利費(月次調査において、賞与、退職金は直近事業年(度)の1/12) (注) 個人立の歯科診療所においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	費消した医薬品の購入額
3. 歯科材料費	費消した歯科材料、診療材料、医療消耗器具備品等の額
4. 委託費	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
5. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
6. その他の医業費用	・経費(福利厚生費、消耗品費、光熱水費、貸借料、事業税、固定資産税等) ・その他(支払利息、雑費等)
IV 損益差額	(I + II - III) (注) 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行ったための内部資金に充てられることが考えられる。
V 税金	法人税、住民税(月次調査においては直近事業年(度)の1/12) (注) 個人立の歯科診療所については集計していない。
VI 税引後の総損益差額	(IV - V)

(4) 保険薬局

I 収益	
1. 保険調剤収益	調剤に係る収益(医療保険、公費負担医療)
2. 公營等調剤収益	調剤に係る収益(公營医療、労災保険、自賠責等)
3. その他の薬局事業収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自費診療による調剤収益</li> <li>・一般用医薬品、化粧品等の販売収益</li> <li>・受取利息、配当金等</li> </ul>
II 介護収益	
1. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益
2. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金、法定福利費 (注) 個人立の保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品等費	費消した調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目(化粧品等)の額
3. 委託費	医療事務等の委託費
4. 減価償却費	建物、建物附属設備、調剤用機器、車両船舶等の減価償却費(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
5. その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費(福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等)</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・その他(支払利息、雑費等)</li> </ul>
IV 損益差額	(I + II - III)
V 税金	(注) 個人立の保険薬局の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。 法人税、住民税(月次調査においては直近事業年(度)の1/12)
VI 税引後の総損益差額	(注) 個人立の保険薬局については集計していない。 (IV - V)

5. 集計区分について

区分	医療・介護収益に占める介護収益の割合が 2%未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計 (有効回答施設の集計)
病院	集計1	
一般診療所 歯科診療所 保険薬局	集計2	

## 平成21年度衛生検査所検査料金調査要綱（案）

### 1. 調査の目的

検査の受託件数及び受託料金等の実態を把握し、診療報酬点数の評価のための資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の対象

「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の衛生検査所（約900箇所）を対象とする。

### 3. 調査の方法

厚生労働省から調査客体へ調査票を郵送する。調査客体が調査票、MO又はCD-R（W）データを書き込み納品するか、電子メールにて厚生労働省へ提出する。

### 4. 調査事項

- ・保険診療に関する検査の有無
- ・取り扱い検体数（全体及び検査項目毎）
- ・外部精度管理の実施の有無
- ・検査項目毎の調査対象期間中における検査件数及び平均額

### 5. 調査にかかる期間

- ・調査対象期間：平成21年7月（1ヶ月分）の実績について調査する。
- ・調査提出期限：平成21年11月30日までに提出する。

### 6. 調査の実施機関

調査は厚生労働省が企画し、厚生労働省保険局医療課が実施に当たる。

### 7. 調査の集計及び結果の公表

集計は厚生労働省で行い、その結果は行政資料として使用するので原則公表しない。

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>(参考)製造工業生産予測調査>>調査の概要

(参考)製造工業生産予測調査

## 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

## 調査の目的

製造業の先行き2か月の生産見込みを定量的に把握し、製造工業生産予測指数を作成・公表することにより、景気動向等の判断資料を提供する。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の沿革

【調査開始年】

昭和46年（1971年）

【調査の沿革】

経済産業省では、鉱工業生産指数を中心に各種の鉱工業関連数量指数を作成しているが、これらの各種指数は、鉱工業活動の実態に対する代表性も高く公表時期も早いので、産業の現状分析のための指標として重要な役割を果たしている。しかし、経済政策の効果的な運営を図るには、現状の実態把握とともに先行きの見通しを把握する必要がある。このような予測的判断に係る指標作成の要請に応えるため、昭和46年3月から本調査を実施し、製造工業生産予測指数を作成している。

（調査客体、対象品目については、製造工業生産予測指数の基準改定（西暦年の末尾が0、5年を基準）時に精度分析を行い、見直しが行われ、5年間はこれにより実施される。）

平成12年1月分の調査からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始されている。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】 調査要領の調査品目表に掲げる181品目のいずれかを製造

【調査対象数】 約800企業

【回収率】 100%

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

### 標本調査

【選定】有意抽出

【抽出方法】各調査品目毎に、生産量の上位から累計して概ね80%を把握できる企業を選定

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

1. 前月実績（生産数量）
2. 当月見込み（生産数量）
3. 翌月見込み（生産数量）

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

平成19年 調査票(PDF/50KB)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

【調査周期】毎月

【調査期日】月末

【実施期日】毎月10日（調査票提出締め切り日）

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

【調査経路】経済産業省→報告者

【配布方法】郵送

【収集方法】郵送及びオンライン

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

【委託先民間機関名 [委託業務内容（業務の詳細）]】

（株）日比谷情報サービス [データ入力]、など

【委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置】

1. 秘密の保護の担保（法律上の関係はもとより、調査対象との関係で理解を得るに十分な信頼性が得られることも含む。）が得られること。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

調査結果は専ら生産予測指数の作成に利用され、生産予測指数は先行きに関する生産動向判断資料として利用される。

[ページのトップへ戻る](#)

---



>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>(参考) 鉱工業投入調査>>調査の概要

(参考) 鉱工業投入調査

## 調査の概要

- |                                |                                  |                                    |                                |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査の目的 | <input type="checkbox"/> 調査の沿革   | <input type="checkbox"/> 調査の根拠法令   | <input type="checkbox"/> 調査の対象 |
| <input type="checkbox"/> 抽出方法  | <input type="checkbox"/> 調査事項    | <input type="checkbox"/> 調査票       | <input type="checkbox"/> 調査の時期 |
| <input type="checkbox"/> 調査の方法 | <input type="checkbox"/> 民間委託の状況 | <input type="checkbox"/> 統計の利活用の状況 | <input type="checkbox"/> その他   |

### 調査の目的

全国産業連関表作成のために実施するものであり、主として主要工業製品の原価構成を把握し、投入構造推計の基礎資料を得る。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和40年開始（1965年開始）

【調査の沿革】

昭和35年（1960年）産業連関表作成に当たって実施された。

昭和35年表では、機械器具製品と商業に関する特別の投入調査を行ったが、40年表から鉱工業全般にわたって調査を行い、以降本調査は実施されている。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】企業活動基本調査の対象及び工業統計調査（企業名寄せ情報）の対象

【調査対象数】2,000企業

【回収率】49.5%

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査

【選定】有意抽出

【抽出方法】

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

### 1. 生産実績

- ア 品目別生産数量
- イ 生産金額
- ウ 配分比率
- エ 企業全体の生産金額

### 2. 販売価額構成

- ア 直接材料費
- イ 間接材料費
- ウ 燃料・動力費
- エ 労務費
- オ 減価償却費
- カ その他の間接費計
  - (ア) 運搬費 (委託費)
  - (イ) 修繕費 (委託費)
  - (ウ) 工業用水費
  - (エ) 上下水道費
  - (オ) 光熱費
  - (カ) 各種損害保険料
  - (キ) 不動産賃貸料
  - (ク) リース・レンタル料
  - (ケ) 保管料
  - (コ) 通信費
  - (サ) 印刷費
  - (シ) 研究開発費 (内、材料費、労務費、減価償却費)
  - (ス) 下請加工費
  - (セ) 各種サービスへの支払い
  - (ソ) 広告・宣伝費
  - (タ) 販売諸経費
  - (チ) 租税公課
  - (ツ) 寄付金・分担金
  - (テ) 事務用品費
  - (ト) 旅費
  - (ナ) 福利厚生費
  - (ニ) 交際費
  - (ヌ) その他
- キ 屑・副産物の売却
- ク 製造原価額
- ケ 販売費・一般管理費 (本社分)
- コ その他
- サ 販売価額 (生産者価格)

### 3. 間接原材料費内訳

- ア 消耗品費・備品費
- イ 委託梱包費
- ウ 包装材料費（内、木製品、プラスチック製品、紙・紙製容器、ガラス製、鉄鋼製品、アルミニウム製品）
- エ その他
- オ 間接材料費合計

4. 直接材料費内訳（257品目について調査）
5. 企業全体の従業者数及び資本金又は出資金
6. 売却した屑・副産物の種類

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

—

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

- 【調査周期】 5年毎
- 【調査期日】 平成17年暦年（平成17年1月～12月）
- 【実施期日】 平成18年1月～12月

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省—民間委託機関—報告者
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有
- 【委託先民間機関名】 (株) 日経リサーチ
- 【委託業務内容】 実地調査等の包括的な統計調査業務

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

産業連関表作成の基礎資料

[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>(参考)商品流通調査>>調査の概要

## (参考)商品流通調査

### 調査の概要

- |                         |                           |                             |                         |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| <a href="#">■ 調査の目的</a> | <a href="#">■ 調査の沿革</a>   | <a href="#">■ 調査の根拠法令</a>   | <a href="#">■ 調査の対象</a> |
| <a href="#">■ 抽出方法</a>  | <a href="#">■ 調査事項</a>    | <a href="#">■ 調査票</a>       | <a href="#">■ 調査の時期</a> |
| <a href="#">■ 調査の方法</a> | <a href="#">■ 民間委託の状況</a> | <a href="#">■ 統計の利活用の状況</a> | <a href="#">■ その他</a>   |

### 調査の目的

地域間における商品流通状況を明らかにし、地域産業連関表及び関係都道府県が作成するそれぞれの地域の産業連関表作成のための基礎資料を得る。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和40(1965)年開始

#### 【調査の沿革】

地域間における商品流通状況を明らかにし、地域産業連関表及び関係都道府県が作成するそれぞれの地域の産業連関表作成のための基礎資料を得るために、昭和40年(1965年)に調査を行い、以降5年ごとに本調査は実施されている。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】日本標準産業分類の大分類F—製造業のうち、本調査の調査対象品目を生産している事業所

【調査対象数】約24,000事業所

【回収率】 51.3% (平成17年調査)

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査

【選定】有意抽出

【抽出方法】工業統計調査準備調査名簿と工業統計調査(品目編)または経済産業省生産動態統計調査対象名簿と同調査結果の生産数量等から、品目別・都道府県別予備名簿を作成する。

次に、予備名簿を商品流通調査の品目別・都道府県別に出荷額（経済産業省生産動態統計調査利用分は生産数量等）の大きい順に並べ、全品目・全都道府県での対象数が24,000事業所程度となるよう選定する。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

1. 製造品受払（年間）
  - ア 製品受入額
  - イ 生産額
  - ウ 自工場消費額
  - エ 国内向け出荷額及び輸出向け出荷額
  - オ 製品在庫の増減
2. 製造品の最終消費地域別出荷内訳
  - ア 47都道府県別
  - イ 経済産業局管内別

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

—

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

- 【調査周期】 5年毎
- 【調査期日】 平成17年暦年（平成17年調査）
- 【実施期日】 平成18年1月31日～5月15日（平成17年調査）

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省（経済産業局）→調査客体
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況

地域産業連関表作成の基礎資料

[ページのトップへ戻る](#)

## その他

[>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>\(参考\)資本財販売先調査>>調査の概要](#)

## (参考)資本財販売先調査

### 調査の概要

- |                         |                           |                             |                         |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| <a href="#">■ 調査の目的</a> | <a href="#">■ 調査の沿革</a>   | <a href="#">■ 調査の根拠法令</a>   | <a href="#">■ 調査の対象</a> |
| <a href="#">■ 抽出方法</a>  | <a href="#">■ 調査事項</a>    | <a href="#">■ 調査票</a>       | <a href="#">■ 調査の時期</a> |
| <a href="#">■ 調査の方法</a> | <a href="#">■ 民間委託の状況</a> | <a href="#">■ 統計の利活用の状況</a> | <a href="#">■ その他</a>   |

### 調査の目的

全国産業連関表で資本財として取り扱われる製品について、国内設備投資向け販売高の産業別内訳等を調査し、産業連関表の付帯表である固定資本のマトリックス作成の基礎資料を得る。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和50年

#### 【調査の沿革】

昭和50年（1975年）産業連関表作成に当たって実施された。

昭和50年（1975年）産業連関表作成に当たって実施されて以来、5年ごとに実施されている。昭和45年表以前においては、経済企画庁が昭和30年、35年、40年、45年に実施していた国富調査の結果を利用して資本財の産出推計及び固定資本マトリックスを作成することが可能であったが、同調査が45年を最後に中止されてからは、本調査が実施されている。なお、国富調査が購入者側から把握した統計であったのに対し、本調査は資本財の製造（又は販売）者側を対象として調査票は設計されている。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】経済産業省生産動態統計調査、工業統計調査及び商業統計調査の対象事業所のうち、資本財を製造（又は販売）している事業所。

【調査対象数】2,000事業所

【回収率】66.8%

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

生産動態統計調査、工業統計調査、商業統計調査の対象から、調査対象品目に該当する製品を製造（又は販売）する事業所を抽出。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

1. 調査対象品目に含まれる個別商品名
2. 調査対象品目の年間販売高
  - ア 国内設備投資向け販売高
    - (ア) 民間向け
    - (イ) 官公庁及び公的企業向け
  - イ 建設投資向け販売高
  - ウ 原材料向け販売高
  - エ 消費者向け販売高
  - オ 輸出向け販売高
3. 国内設備投資向け販売高の販売先産業別内訳

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

—

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

- 【調査周期】 5年毎
- 【調査期日】 平成17年暦年（平成17年1月1日～12月31日）
- 【実施期日】 平成18年9月～10月31日

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→民間委託業者→報告者
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況

産業連関表作成の基礎資料

[ページのトップへ戻る](#)

## その他

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>経済産業省特定業種石油等消費統計>>調査の概要

## 経済産業省特定業種石油等消費統計

### 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

### 調査の目的

工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和56年1月（1981年1月開始）

#### 【調査の沿革】

第一次石油危機から第二次石油危機にかけて、我が国のエネルギー政策が大きく転換したことを契機として、エネルギー消費統計の整備の必要性から昭和55年8月11日付で指定統計第115号として「商鉱工業エネルギー消費統計」という名称で指定され、年調査として昭和55年12月31日現在で「エネルギー消費構造統計調査（その後、石油等消費構造統計調査に名称変更）」が、月次調査として昭和56年1月以降「石油等消費動態統計調査」がそれぞれ開始された。その後、統計調査名を昭和58年4月1日から「商鉱工業石油等消費統計」に、平成10年4月1日から「商工業石油等消費統計」に変更し、平成14年に、近年の同調査に対するニーズの変化等を踏まえ、報告者負担の軽減等を図るため、同調査のうち、年調査である「石油等消費構造統計調査」を中止した。それに伴い、平成15年1月分から調査の名称を「経済産業省特定業種石油等消費統計」に変更した。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所

【属性】 日本標準産業分類に掲げる大分類一製造業のうち、「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼製品」、「非鉄金属地金製品」及び「機械器具製品」を製造する9業種のうち、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和



55年通商産業省令第30号) 別表の生産品目別に定める調査の範囲に属する事業所。

規則別表(PDF/95KB)

【調査対象数】 約1,600

【回収率】 約99%

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 調査業種毎に従業員規模により裾切りを行う。(一定規模以上については全調査対象を調査する。)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

### (1) 燃料に関する事項

1. 受入
2. 発生・回収又は生産
3. 消費
4. 払出
5. 月末在庫
6. 都市ガス 1 m<sup>3</sup>当たりの発熱量

### (2) 電力に関する事項

1. 購入(買電)
2. 自家発電
3. 消費
4. 販売(売電)

### (3) 蒸気に関する事項

1. 受入
2. 蒸気発生
3. 消費
4. 払出

### (4) 部門別消費内訳に関する事項

- ・ 電力、蒸気、石油系及び非石油系燃料の部門別消費量

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

9種類の調査票を使用

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則(昭和55年通商産業省令第30号)別表に掲げる調査業種の調査の範囲に該当する調査客体に当該調査票を使用する。

規則別表(PDF/95KB)

## 調査票

- [石油等消費動態統計調査票 第1号 \(パルプ・紙・板紙\) \[0410\] \(PDF/468KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第2号 \(化学工業製品\) \[0610\] \(PDF/480KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第3号 \(化学繊維\) \[0310\] \(PDF/468KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第4号 \(石油製品\) \[0850\] \(PDF/464KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第5号 \(窯業・土石製品\) \[0730\] \(PDF/476KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第6号 \(ガラス製品\) \[0520\] \(PDF/468KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第7号 \(鉄鋼\) \[0110\] \(PDF/472KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第8号 \(非鉄金属地金\) \[0930\] \(PDF/472KB\)](#)
- [石油等消費動態統計調査票 第9号 \(機械器具\) \[0200\] \(PDF/472KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

【調査周期】 毎月

【調査期日】 毎月末日現在。調査期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。なお、やむを得ない場合は、一定の日（例えば、25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間としています。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

【調査経路】

経済産業省→調査客体

経済産業省→経済産業局→調査客体

【配布方法】 郵送

【収集方法】 郵送、オンライン

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況

【国や地方公共団体での利活用例】

- 総合エネルギー統計を作成するための基礎資料
- 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し等に係る基礎資料
- 石油供給計画や石油製品需要見通しのための基礎資料
- 省エネルギー対策に関する施策の基礎資料 等

【民間分野での利活用例】

- 各業界における省エネルギー対策に関する基礎資料
- 各業界における温暖化効果ガス排出量の推計のための基礎資料

[ページのトップへ戻る](#)

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>特定サービス産業動態統計調査>>調査の概要

## 特定サービス産業動態統計調査

### 調査の概要

■ 調査の目的	■ 調査の沿革	■ 調査の根拠法令	■ 調査の対象
■ 抽出方法	■ 調査事項	■ 調査票	■ 調査の時期
■ 調査の方法	■ 民間委託の状況	■ 統計の利活用の状況	■ その他

### 調査の目的

調査対象とする特定のサービス産業の売上高等の経営動向を把握し、短期的な景気、雇用動向等の判断材料とするとともに産業構造政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための資料を得る。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

- 昭和62年12月分より、物品賃貸（リース）業、物品賃貸（レンタル）業、情報サービス業、広告業の3業種（4調査票）を調査開始。
- 平成5年10月分より、クレジットカード業、エンジニアリング業の2業種（2調査票）を調査開始。
- 平成12年1月分より、映画館、劇場・興行場、興行団、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、パチンコホール、葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、カルチャーセンター、フィットネスクラブの12業種（12調査票）を調査開始。
- 平成16年1月分より、学習塾の1業種（1調査票）を調査開始。
- 平成20年7月分より、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音楽ソフト制作業、新聞業、出版業、ポストプロダクション業、デザイン業、機械設計業、環境計量証明業、自動車賃貸業、機械等修理業の11業種（11調査票）を調査開始。

#### 【調査の沿革】

毎月調査として昭和62年12月から実施されている。当初は、物品賃貸業、情報サービス業、広告業の3業種について、平成5年10月からは、クレジットカード業及びエンジニアリング業の2業種を追加し、5業種の調査を実施してきた。平成12年1月からは、映画館、劇場・興行場、興行団、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、パチンコホール、葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、カルチャーセンター、フィットネスクラブの12業種を加えて、合計17業種について調査するとともに、インターネットを活用した、オンラインでの申告を開始した。平成16年1月からは、学習塾を加えて、合計18業種について調査をしてきた。また、平成20年7月からは新規業種として、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音楽ソフト制作業、新聞業、出版業、ポストプロダクション業、デザイン業、機械設計業、環境計量証明業、自動車賃貸業、機械等修理業の11業種を加えて、合計29業種について

調査している。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の根拠法令

統計法(平成19年法律第53号)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の対象

【地域】 全国及び特定の地域

【単位】 企業数又は事務所数

【属性】 特定のサービス業に属する事業を営む企業（又は事業所）のうち当該業種の全国（又は特定の地域）の年間売上高の概ね7割程度をカバーする売上高上位の企業（又は事業所）。

・ 全国を調査範囲とし、企業を対象に調査を行っている業種  
物品賃貸（リース）業、物品賃貸（レンタル）業、情報サービス業、広告業、クレジットカード業、エンジニアリング業、パチンコホール、葬儀業、外国語会話教室、フィットネスクラブ、学習塾、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音楽ソフト制作業、新聞業、出版業、ポストプロダクション業、デザイン業、機械設計業、環境計量証明業、自動車賃貸業、機械等修理業

・ 全国を調査範囲とし、事業所を対象に調査を行っている業種  
映画館、劇場・興行場、興行団、遊園地・テーマパーク、カルチャーセンター

・ 特定の地域を調査範囲とし、事業所を対象に調査を行っている業種  
ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、結婚式場業

※特定の地域とは、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、の8都道府県。ただし、ゴルフ練習場、ボウリング場、結婚式場業における北海道については、札幌市に限定。

【調査対象数】 約4,500

【回収率】 約80%

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 抽出方法

標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 売上高の概ね7割程度をカバーするように抽出。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

毎月の調査事項

- (1) 企業及び事業所の名称、所在地
- (2) 従業者数
- (3) 月間利用者数又は入場者数等
- (4) 業務種類別売上高又は契約高等

## (5) その他（映画館におけるスクリーン数等）

※平成20年7月分より調査票の改正に伴い、以下の調査項目について見直しを行いました。

- (1) 「将来見通し・雇用判断」を調査項目から除いています。
- (2) クレジットカード業の販売信用業務の「その他」のうち「病院・診療所」を特掲しています。
- (3) 映画館の「上映回数」、ゴルフ練習場の「総貸球数」を調査項目から除いています。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

平成21年 調査票 (PDF/1,209KB)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎月
- 【調査期日】 毎月末日現在
- 【実施期日】 調査期間は毎月1日から月末までの1ヶ月間分

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配付方法】 郵送、オンライン（インターネット経由）
- 【収集方法】 郵送、オンライン（インターネット経由）

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

行政施策の基礎資料、景気動向の判断材料（GDP速報（QE）等への利用）、また、第3次産業活動指数の基礎資料等に活用。

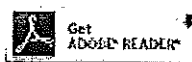
[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

[>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>経済産業省企業活動基本調査>>調査の概要](#)

## 経済産業省企業活動基本調査

### 調査の概要

- |                         |                           |                             |                         |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| <a href="#">■ 調査の目的</a> | <a href="#">■ 調査の沿革</a>   | <a href="#">■ 調査の根拠法令</a>   | <a href="#">■ 調査の対象</a> |
| <a href="#">■ 抽出方法</a>  | <a href="#">■ 調査事項</a>    | <a href="#">■ 調査票</a>       | <a href="#">■ 調査の時期</a> |
| <a href="#">■ 調査の方法</a> | <a href="#">■ 民間委託の状況</a> | <a href="#">■ 統計の利活用の状況</a> | <a href="#">■ その他</a>   |

### 調査の目的

企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得る。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

平成4年開始（1992年）

#### 【調査の沿革】

近年における我が国企業の事業活動は、多角化・組織化・系列化・国際化・ソフト化等を中心に変化が著しく、かつ、このような事業活動の多角化・国際化等による新たな展開は、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を超え、複数の企業にわたる新たな活動形態として具体化してきていることから、これらの実態を定量的に把握することが、各種の行政施策を企画していく上で重要な課題となっていた。このような事業活動の多様化の実態を、既存の事業所を対象とする調査では把握することが困難であり、また、企業を対象とする調査においても、包括的に把握するものとなっていなかった。企業を単位とした事業活動の多角化の実態を把握する観点からは、昭和62年、平成元年に製造業に属する企業を対象として工業統計調査丙調査が実施され、企業の事業活動の多角化等の状況を把握してきたが、事業活動の多角化等は製造業だけでなく、他の産業においても急速に進んでいることから、その全体像を把握することが困難となってきた。本調査は、産業・経済動向の変化に応じた通商産業施策を企画・立案するための基礎資料を得ることを目的とする新たな統計調査として、平成4年9月11日に指定統計に指定され、指定統計調査として3年周期により平成4年、7年に実施された（工業統計調査丙調査は平成4年以降廃止）。

本調査の実施に当たっては、工業統計調査丙調査の対象業種である製造業のほか、鉱業、卸売・小売業、飲食店（一般飲食店及びその他の飲食店に属するものを除く。）に調査対象業種が拡大され、調査事項にも企業活動の多角化に関する項目が加えられている。しかしその後も多角化、分社化、生産拠点の海外移転等企業活動が複雑かつ急激に変化しており、その実態を経年的に捉えていくことが必要となったことから、平成8年以降、3年に1回の大規模調査と他2回の簡易調査のローテーションにより毎年実施することとされた。また平成10年には「一般飲食店」が調査対象業種に追加されたほか、報告者負担の軽減を図るため、プレプリントの実施、他指定統計調査結果データの利活用等の措置が講じられている。さらに平成13年には「電気・ガス業」、「クレジットカード業、割賦金融業」及び「サービス業のうち経済産業省の所管業種を中心とした業種」が調査対象業種に追加されている。平成16年にはさらに「サービス業のうち経済産業省の所管業種を中心とした業種」の一部（5業種）が調査

対象業種に追加されたほか、オンラインによる調査票提出システムの運用を開始した。さらに平成19年調査ではサービス産業について企業活動に関する統計の整備・充実を進めるため、サービス業の一部の業種を調査対象業種に追加した。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】

※平成20年調査

[企業活動基本調査の対象範囲\(PDF/8KB\)](#)

【調査対象数】 38,276社（平成20年調査）

【回収率】 83.0%（平成20年調査報告書）

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 抽出方法

標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 該当業種の事業所を持つ企業のうち従業員50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の会社

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

※平成20年調査

(1) 企業の名称及び所在地

(2) 資本金額又は出資金額

(3) 企業の設立形態及び設立時期

(4) 企業の決算月

(5) 事業組織及び従業者数

（事業組織別事業所数及び常時従業者数、その他の従業者数）

(6) 親会社、子会社・関連会社の状況

（子会社・関連会社の保有状況、子会社・関連会社の新規設立、親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合）

(7) 資産・負債及び純資産並びに投資

（資産・負債及び純資産、関係会社への投資額等、固定資産の増減）

(8) 事業内容

（売上高及び費用等、外注費、費用の内訳、情報処理・通信費、リース契約により使用している設備に係る支払いリース料、売上高の内訳）

(9) 取引状況

（売上高、仕入高の取引状況、地域別の直接輸出額及び直接輸入額）

(10) 研究開発

（研究施設、研究開発費及び研究開発投資）

- (11) 技術の所有及び取引状況  
(特許権等の所有、使用状況、技術取引)
- (12) 情報化の状況  
(コンピュータ・ネットワークの利用の有無、電子商取引 (e-コマース) の実施状況)
- (13) 企業経営の方向  
(ストックオプションの実施状況、退職等に関する制度について)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

[平成20年 調査票 \(PDF/902KB\)](#)

[平成19年 調査票 \(PDF/457KB\)](#)

[平成18年 調査票 \(PDF/439KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎年 (3年周期で詳細調査を実施)
- 【調査期日】 3月31日 (平成19年調査から)  
(平成18年調査までは6月1日現在)
- 【実施期日】 5月中旬～7月中旬の間に調査

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送、オンライン
- 【収集方法】 郵送、オンライン

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

経済産業省が担う経済構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等の経済産業施策の基礎資料、中小企業白書、通商白書、経済白書での利用分析、企業を対象とする各種統計調査の母集団名簿情報として利用されている。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合に



>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>外資系企業動向調査>>調査の概要

## 外資系企業動向調査

### 調査の概要

<a href="#">■ 調査の目的</a>	<a href="#">■ 調査の沿革</a>	<a href="#">■ 調査の根拠法令</a>	<a href="#">■ 調査の対象</a>
<a href="#">■ 抽出方法</a>	<a href="#">■ 調査事項</a>	<a href="#">■ 調査票</a>	<a href="#">■ 調査の時期</a>
<a href="#">■ 調査の方法</a>	<a href="#">■ 民間委託の状況</a>	<a href="#">■ 統計の利活用の状況</a>	<a href="#">■ その他</a>

### 調査の目的

外資系企業動向調査は、我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的としています。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和42年（1967年）

#### 【調査の沿革】

昭和42年より毎年実施。平成7年調査から、経済産業省企業活動基本調査の調査対象企業については、一部調査項目の記入の必要をなくし、企業活動基本調査のデータを移送。

平成8年に旧産業政策局国際企業課から調査統計部に移管。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】

毎年3月末時点で以下の条件を満たす我が国企業（金融・保険業、不動産業を除く。）を対象としています。

(1) 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業

(2) 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している持株会社が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が3分の1超となる企業

いずれの場合も、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上であること。

(注1) 持株会社とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを主たる目的とし、グ

ループ全体の経営計画立案に携わる会社。

(注2)直接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率。また、間接出資比率とは、外国投資家の持株会社への出資比率に持株会社からの当該企業への出資比率を乗じたもの。

【調査対象数】 約5,080社 (20年調査)

【回収率】 63.8% (平成20年調査結果)

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

全数調査 (※上記調査対象範囲において)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

※平成21年調査項目

### (1) 企業の概要等

(企業の名称、所在地、業種分類、外資比率、外国側筆頭出資者名、外国側筆頭出資者の国籍、外国側筆頭出資者の出資比率、外国側筆頭出資者の業種分類、資本金又は出資金、決算月、消費税の取扱)

### (2) 操業状況等

(操業状況、設立又は外資参入の時期、外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由)

### (3) 雇用の状況

(常時従業者数、受入れ(派遣)従業者数)

### (4) 国内事業所の種類及び数

### (5) 売上高、仕入高

(売上高(うち輸出高、うち外国側筆頭出資者への売上高)、仕入高(うち輸入高、うち外国側筆頭出資者からの仕入高))

### (6) 費用等の状況

(外国側筆頭出資者への支払い費用、研究開発費、設備投資額)

### (7) 収益の状況

### (8) 資産の状況

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

### ● 平成21年度

- 日本語 [調査票\(PDF/81KB\)](#) | [記入の手引\(PDF/748KB\)](#)
- 英語 [調査票\(PDF/274KB\)](#) | [記入の手引\(PDF/314KB\)](#)

### ● [平成20年調査\(平成21年公表\)](#) (PDF/304KB)

### ● [平成19年調査\(平成20年公表\)](#) (PDF/70KB)

### ● [平成18年調査\(平成19年公表\)](#) (PDF/70KB)

### ● [平成17年調査\(平成18年12月刊行\)](#) (PDF/70KB)

### ● [平成16年調査\(平成17年12月刊行\)](#) (PDF/69KB)

- [平成15年調査（平成17年 3月刊行）](#) (PDF/84KB)
- [平成14年調査（平成16年 3月刊行）](#) (PDF/9,867KB)
- [平成13年調査（平成15年 3月刊行）](#) (PDF/296KB)
- [平成12年調査（平成14年 3月刊行）](#) (PDF/395KB)
- [平成11年調査（平成13年 2月刊行）](#) (PDF/625KB)
- [平成10年調査（平成12年 3月刊行）](#) (PDF/616KB)
- [平成 9年調査（平成11年 3月刊行）](#) (PDF/556KB)
- [平成 8年調査（平成10年 3月刊行）](#) (PDF/546KB)

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の時期

- 【調査周期】 毎年
- 【調査期日】 3月31日時点
- 【実施期日】 7月～8月末の間に調査

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→対象企業
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

### 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

### 統計の利活用の状況

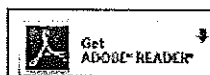
産業政策及び経済政策の推進に資するための基礎資料

[ページのトップへ戻る](#)

### その他

—

[ページのトップへ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる [統計] >>統計>>海外事業活動基本調査>>調査の概要

## 海外事業活動基本調査

### 調査の概要

■ 調査の目的	■ 調査の沿革	■ 調査の根拠法令	■ 調査の対象
■ 抽出方法	■ 調査事項	■ 調査票	■ 調査の時期
■ 調査の方法	■ 民間委託の状況	■ 統計の利活用の状況	■ その他

### 調査の目的

我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための基礎資料を得ることを目的としています。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和46年（1971年）

#### 【調査の沿革】

昭和46年より「海外事業活動動向調査」を毎年実施。

昭和56年から、3年ごとに詳細調査として「海外事業活動基本調査」を、間の2年に「海外事業活動動向調査」のローテーションにより毎年実施。

平成7年調査から、経済産業省企業活動基本調査の調査対象企業については、本社企業調査票の一部調査項目の記入の必要をなくし、企業活動基本調査のデータを移送。

平成8年に旧産業政策局国際企業課から調査統計部に移管。

統計調査の名称については、動向調査と基本調査に区別していたものを、平成13年調査から「海外事業活動基本調査」として調査名を統一。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】

- 毎年3月末時点で海外に現地法人を有する我が国企業（金融・保険業、不動産業を除く）（海外現地法人とは、海外子会社と海外孫会社を総称していません。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人をいい、海外孫会

社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人をいいます。)

【調査対象数】 本社企業 4,948社 (平成20年調査)

【回収率】 70.8% (平成20年調査)

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

全数調査 (※調査対象範囲において)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

※平成21年調査項目

### 【本社企業調査票】

- (1) 企業の概要
- (2) 企業の操業状況等
- (3) 雇用の状況
- (4) 損益計算書項目
- (5) 海外からの受取収益
- (6) アンケート項目

(主要製品・サービスの市場シェアについて、新規又は追加投資の有無、投資決定のポイントについて、今後の海外戦略について)

### 【現地法人調査票】

- (1) 現地法人の概要
- (2) 出資状況
- (3) 操業状況
- (4) 解散、撤退、出資比率の低下の状況
- (5) 雇用の状況
- (6) 事業活動の状況  
(売上高、仕入高)
- (7) 費用、収益・利益処分、研究開発の状況
- (8) 設備投資の状況
- (9) アンケート項目  
(製造形態と技術水準について)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ● 平成21年調査             | <a href="#">調査票 (PDF/68KB)</a>   <a href="#">記入の手引 (PDF/77KB)</a>     |
| ● 平成20年調査 (平成21年4月公表) | <a href="#">調査票 (PDF/718KB)</a>   <a href="#">記入の手引 (PDF/1.735KB)</a> |
| ● 平成19年調査 (平成20年5月公表) | <a href="#">調査票 (PDF/578KB)</a>   <a href="#">記入の手引 (PDF/1.35MB)</a>  |
| ● 平成18年調査 (平成19年9月公表) | <a href="#">本社企業 (PDF/49KB)</a>   <a href="#">現地法人 (PDF/67KB)</a>     |
| ● 平成17年調査 (平成19年2月刊行) | <a href="#">本社企業 (PDF/63KB)</a>   <a href="#">現地法人 (PDF/81KB)</a>     |

- 平成16年調査（平成18年2月刊行） [本社企業](#) (PDF/42KB) | [現地法人](#) (PDF/272KB)
- 平成15年調査（平成17年3月刊行） [本社企業](#) (PDF/126KB) | [現地法人](#) (PDF/348KB)
- 平成14年調査（平成16年3月刊行） [本社企業](#) (PDF/8,844KB) | [現地法人](#) (PDF/24,218KB)
- 平成13年調査（平成15年3月刊行） [本社企業](#) (PDF/3,933KB) | [現地法人](#) (PDF/8,388KB)
- 平成12年調査（平成14年3月刊行） [本社企業](#) (PDF/101KB) | [現地法人](#) (PDF/290KB)
- 平成11年調査（平成13年2月刊行） [本社企業](#) (PDF/245KB) | [現地法人](#) (PDF/710KB)
- 平成10年調査（平成12年3月刊行） [本社企業](#) (PDF/137KB) | [現地法人](#) (PDF/343KB)
- 平成9年調査（平成11年3月刊行） [本社企業](#) (PDF/176KB) | [現地法人](#) (PDF/326KB)
- 平成8年調査（平成10年3月刊行） [本社企業](#) (PDF/160KB) | [現地法人](#) (PDF/366KB)

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の時期

- 【調査周期】 毎年
- 【調査期日】 3月31日時点
- 【実施期日】 7月～8月末の間に調査

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→対象企業
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送（一部磁気媒体（FD）含む）

[ページのトップへ戻る](#)

### 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

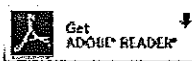
### 統計の利活用の状況

- ・ 企業活動のグローバル化に対応した国内諸制度の見直しや海外事業活動の円滑化の施策などの経済産業施策の基礎資料
- ・ 海外現地法人の状況把握のため、企業、大学等幅広く活用

[ページのトップへ戻る](#)

### その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>海外現地法人四半期調査>>調査の概要

## 海外現地法人四半期調査

### 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

### 調査の目的

この調査は、我が国企業の海外における事業活動を動的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策の立案に資することを目的として実施するものです。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

平成9年（1997年）

#### 【調査の沿革】

統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」において、企業活動の国際的展開の状況を的確に把握する必要性が指摘されたことを踏まえ、企業の内外における売上高、投資の状況等を動的に明らかにし、産業空洞化の実態及び海外の視点を含めた景気の変動要因を分析することにより、経済情勢の急激な変化に対応した適時・的確な産業政策等の立案等に資するため、平成8年度の試験調査を経て平成9年度から「企業動向調査」として実施。

平成13年度調査以降は、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減の観点から、経済産業省の「産業経済動向調査」（承認統計調査）を本調査に統合して実施。平成15年4～6月期から「本社企業調査」を廃止し、海外の製造業を営む海外現地法人に特化して名称を「海外現地法人四半期調査」に改めた。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】調査前年度末現在で、金融・保険業及び不動産業を除く全業種、資本金1億円以上、従業員50人以上、海外に現地法人を有する、という条件をすべて満たす我が国企業を対象とします（本社企業）。

さらに、上記の本社企業が保有する海外現地法人のうち、各期末現在で以下の条件をすべて満たす海外現地法人（調査期間中に新設された現地法人も含む）を調査します。

- (1) 製造企業
- (2) 従業者50人以上
- (3) 本社企業の直接出資分と間接出資分を合わせた出資比率が50%以上

【調査対象海外現地法人数】 約4,300社

【回収率】 80.1% (平成20年10-12月期調査)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 抽出方法

### 標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 調査業種のうち、資本金1億円、従業者50人以上の企業について全数を調査。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

- (1) 売上高(仕向先別)DI・実績
- (2) 設備投資額DI・実績
- (3) 従業者数DI・実績

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

- [平成21年度\(PDF/59KB\)](#)
- [平成20年度\(PDF/327KB\)](#)
- [平成19年度\(PDF/327KB\)](#)
- [平成18年度\(PDF/134KB\)](#)
- [平成17年度\(PDF/15KB\)](#)
- [平成16年度\(PDF/23KB\)](#)
- [平成15年度\(PDF/23KB\)](#)
- [平成14年度\(PDF/225KB\)](#)
- [平成13年度\(PDF/233KB\)](#)
- [平成12年度\(PDF/164KB\)](#)
- [平成11年度\(PDF/178KB\)](#)
- [平成10年度\(PDF/180KB\)](#)
- [平成9年度\(PDF/175KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

【調査周期】 毎四半期

【調査期日】 各四半期末時点

【実施期日】 毎四半期末の翌月～翌々月中旬の間に調査  
(3月末時点調査の場合、4月～5月中旬)

[ページのトップへ戻る](#)

---



### 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 統計の利活用の状況

産業政策及び通商政策、中小企業政策等の行政施策のための基礎資料として、また各経済研究所等のシンクタンクを中心に、幅広くその調査結果が利用されています。

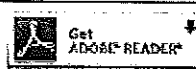
[ページのトップへ戻る](#)

---

### その他

—

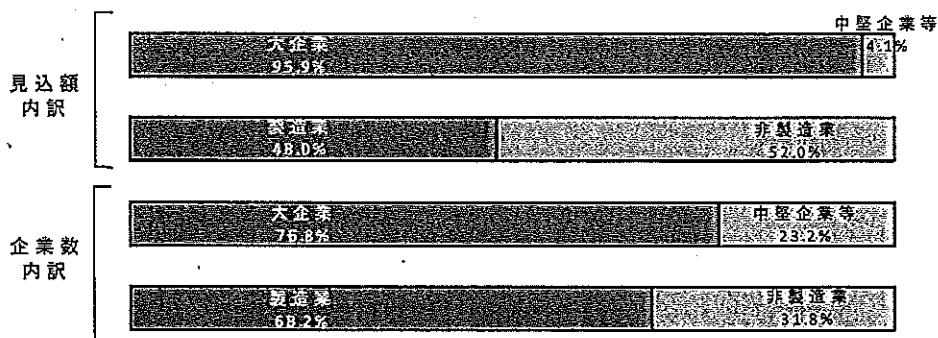
[ページのトップへ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

## 1. 企業金融調査の概要

- ① 調査の目的  
我が国主要企業の最近の設備投資、事業投資、資金運用及び資金調達等の実態の把握
- ② 調査対象  
経済産業省所管業種及び医薬品製造業、建設業、不動産業のうち資本金1億円以上の企業
- ③ 調査時点  
調査時点は平成21年3月31日だが、回収は6月中。
- ④ 調査方法  
調査対象企業へのアンケート調査（調査票郵送、自計記入）
- ⑤ 調査項目  
平成19年度、20年度、21年度における設備投資実績額、実績見込額、計画額等及びこれらに関するアンケート
- ⑥ 対象企業数  
2,200社  
[製造業：1,328社(60.4%)、非製造業：872社(49.6%)]  
[大企業：1,489社(67.7%)、中堅企業等：711社(32.3%)]  
(注)大企業：資本金10億円以上 中堅企業等：資本金1億円以上10億円未満。以下同様。
- ⑦ 回答企業数  
1,185社(回答率53.7%)  
[製造業：736社(62.1%)、非製造業：449社(37.9%)]  
[大企業：858社(72.4%)、中堅企業等：327社(27.6%)]
- ⑧ 業種分類の細分化  
日本標準産業分類の改訂に伴い、サービス業をサービス(除くリース)、情報処理、リゾート、フィットネス及びクレジットの5業種に細分化。過去との比較が必要なものについては、上記5業種をサービス(除くリース)として合算している。
- ⑨ 設備投資業種別及び企業規模別内訳(平成20年度実績見込額ベース)  
[経済産業省所管業種及び医薬品製造業に係るもののみ、資料については以下同じ]



[>>経済産業省ホーム](#)[>>利用目的から調べる【統計】](#)[>>統計](#)[>>工場立地動向調査](#)[>>調査の概要](#)

## 工場立地動向調査

### 調査の概要

- |                         |                           |                             |                         |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| <a href="#">■ 調査の目的</a> | <a href="#">■ 調査の沿革</a>   | <a href="#">■ 調査の根拠法令</a>   | <a href="#">■ 調査の対象</a> |
| <a href="#">■ 抽出方法</a>  | <a href="#">■ 調査事項</a>    | <a href="#">■ 調査票</a>       | <a href="#">■ 調査の時期</a> |
| <a href="#">■ 調査の方法</a> | <a href="#">■ 民間委託の状況</a> | <a href="#">■ 統計の利活用の状況</a> | <a href="#">■ その他</a>   |

### 調査の目的

工場等の立地動向を全国にわたり統一した基準で迅速に調査することにより、工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に寄与することを目的とする。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和42年開始（1967年開始）

#### 【調査の沿革】

昭和45年からは承認統計調査として実施

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000平方メートル以上の用地（埋立予定地を含む）を取得（借地を含む）したもの 【調査対象数】約1,800事業所

【回収率】 ほぼ100%（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査

【選定】有意抽出

【抽出方法】製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000平方メートル以上の用地（埋立予定地を含む）を取得（借地を含む）した者を抽出。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査事項

- 工場等の立地地点
- 用地面積（敷地面積・建築面積）
- 工場等の機能
- 工場の主要製品名
- 立地地点選定理由
- 海外立地と比較しての国内立地選定理由
- 予定従業者数 等

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査票

- ▶ [平成20年 調査票 \(PDF/39KB\)](#)
- ▶ [平成19年 調査票 \(PDF/212KB\)](#)
- ▶ [平成18年 調査票 \(PDF/164KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の時期

【調査周期】 半年  
【実施期日】 上期（1月～6月）及び下期（7月～12月）中に用地を取得した事業者について、それぞれ7月及び1月に調査を実施する。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の方法

【調査経路】 経済産業省→経済産業局→調査客体  
【配布方法】 郵送  
【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

### 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

### 統計の利活用の状況

地域経済の現状分析、産業インフラ整備等の地域経済産業政策の基礎資料として活用（国）、産業立地促進施策の基礎資料として活用（都道府県）、その他、工場等の立地動向把握のための統計資料として金融機関・シンクタンク等でも活用されている。

[ページのトップへ戻る](#)

### その他

—

[>>経済産業省ホーム](#)>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>公害防止設備投資調査>>調査の概要

## 公害防止設備投資調査

### 調査の概要

- |                                |                                  |                                    |                                |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査の目的 | <input type="checkbox"/> 調査の沿革   | <input type="checkbox"/> 調査の根拠法令   | <input type="checkbox"/> 調査の対象 |
| <input type="checkbox"/> 抽出方法  | <input type="checkbox"/> 調査事項    | <input type="checkbox"/> 調査票       | <input type="checkbox"/> 調査の時期 |
| <input type="checkbox"/> 調査の方法 | <input type="checkbox"/> 民間委託の状況 | <input type="checkbox"/> 統計の利活用の状況 | <input type="checkbox"/> その他   |

### 調査の目的

我が国の主要産業の最近の公害防止設備投資動向を把握し、企業の公害防止設備への適正な投資を図る

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和48年開始（1973年開始）

#### 【調査の沿革】

産業活動に伴う公害問題が大きくなってきたことに伴って、昭和48年以降別途の調査であった「公害防止関係調査」を吸収して「公害防止投資調査」とし、経済産業省設備投資調査に追加して実施

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【対象】企業

【属性】経済産業省所管の鉱工業（鉱業、電気供給業及びガス供給業を含む）に属する資本金1億円以上の企業を対象

※注）平成11年度から業種区分を変更（II種業種（日本産業分類細分類）単位から変更、従来の調査対象数と比較できない。なお、その他調査結果については従来よりI類業種（日本産業分類中分類単位）で公表

【調査対象数】約1,500企業

【回収率】約50%弱（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 経済産業省所管の鉱工業（鉱業、電気供給業及びガス供給業を含む）に属する資本金1億円以上の企業を抽出

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

企業名等

払込資本金

従業員数

公害防止施設投資額及び全設備投資額総額（工事ベース）

現在設置している特定公害防止施設の価額

特定公害防止施設に対する施設投資額（工事ベース）

租税特別措置法上特別償却の対象となっている公害防止施設投資額（工事ベース）

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

• [平成21年 調査票 \(PDF/120KB\)](#)

• [平成20年 調査票 \(PDF/261KB\)](#)

• [平成19年 調査票 \(PDF/122KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

【調査周期】 毎年

【調査期日】 3月31日

【実施期間】 ~6月上旬

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

【調査経路】 経済産業省→調査客体

【配布方法】 郵送

【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

公害防止対策動向の把握

企業の公害防止の適正な投資を図るための基礎資料

[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

## I. 容器包装利用・製造等実態調査の概要

### 1. 調査の必要性

- (1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき平成9年度から、容器を製造している事業者、容器包装を利用している事業者、輸入業者は、容器包装廃棄物の再商品化の義務を負うこととなっている。
- (2) 一方、再商品化の義務は、国が毎年公表する「数量」「比率」を用い、各事業者が個々に算定する。
- (3) 当該調査は容器包装を用いた商品の販売額、容器包装の利用量等を集計、分析して、各事業者が自身の再商品化義務量を算出するときに必要となる「数量」「比率」等を算定するためのものである。
- (4) 再商品化義務量が決定されていくものであることから本件は基本的に悉皆調査を行うべきものであるが、そのためには膨大な調査が必要となるため、標本調査として毎年度実施することとしている。

### 2. 調査事項

再商品化義務の対象となる容器包装の製造・利用実態につき企業毎に次の事項を調査する。

- ・ 全従業員数、総販売額の区分
- ・ 連絡先
- ・ 業務別販売額
- ・ 容器利用事業者の容器包装の利用量
- ・ 容器包装を用いた製品の販売額、その流通経路
- ・ 容器メーカーの容器の出荷先、出荷量及び販売額

### 3. 調査対象業種・数

- (1) 経済産業省分

製造業者（工業統計調査による）	約 10,600社
卸売業及び小売業（商業統計調査による）	約 11,600社
合計	約 22,200社
- (2) 農林水産省分  
食料品製造業、卸売業及び小売業、農林漁家等 約 18,900事業体
- (3) 調査票発送数合計 約 41,100事業体

### 4 調査結果の利用

調査結果は再商品化義務を履行する事業者が、自身の再商品化義務量を算出する時に必要となる「数量：容器包装廃棄物の業種別排出量等」及び「比率：業種別の分担比率等」を国が算定する際の基礎資料として用いる。

なお、回答のあった企業等のデータは、数値を算定する以外には用いない。

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>鉄鋼需給動態統計調査>>調査の概要

鉄鋼需給動態統計調査

調査の概要

- |                                |                                  |                                    |                                |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査の目的 | <input type="checkbox"/> 調査の沿革   | <input type="checkbox"/> 調査の根拠法令   | <input type="checkbox"/> 調査の対象 |
| <input type="checkbox"/> 抽出方法  | <input type="checkbox"/> 調査事項    | <input type="checkbox"/> 調査票       | <input type="checkbox"/> 調査の時期 |
| <input type="checkbox"/> 調査の方法 | <input type="checkbox"/> 民間委託の状況 | <input type="checkbox"/> 統計の利活用の状況 | <input type="checkbox"/> その他   |

調査の目的

普通鋼鋼材及び特殊鋼鋼材の需給状況を明らかにして行政施策の基礎資料とする。

[ページのトップへ戻る](#)

調査の沿革

【調査開始年】

昭和25年開始（1950年開始）

【調査の沿革】

1. 鉄鋼需給月報（普通鋼鋼材部門別払出（生産業者工場用））、2. 鉄鋼需給月報（普通鋼鋼材部門別受入・払出・在庫（普通鋼鋼材部門別受入・払出・在庫（生産業者本社営業所用・販売業者用））及び3. 特殊鋼鋼材需給月報の3調査票から構成されており、1及び2は昭和25年から、3は昭和50年から実施されている。平成14年1月分調査より、調査統計部から製造産業局に調査を移管して実施。

[ページのトップへ戻る](#)

調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

調査の対象

【地域】全国

【対象】事業所

【属性】鉄鋼需給月報普通鋼鋼材部門払出（生産業者工場用）：普通鋼熱感圧延鋼材、普通鋼冷感仕上鋼材（線類を除く）、めっき鋼材（線類を除く）又は鋼管を生産する全国の事業所鉄鋼需給月報普通鋼鋼材部門別受入・払出・在庫（生産業者本社営業所用・販売業者用）：普通鋼熱感圧延鋼材、普通鋼冷感仕上鋼材（線類を除く）、めっき鋼材（線類を除く）又は鋼管を生産する事業所の全国の本社営業所及び左記の製品を取り扱う全国の一次問屋事業所特殊鋼鋼材需給月報：特殊鋼鋼材を取り扱う全国の問屋事業所

【調査対象数】約750事業所

【回収率】76.8%（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)



## 抽出方法

全数調査

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

1. 鉄鋼需給月報普通鋼鋼材部門払出（生産業者工場用）：部門別（本社又は営業所、同種鋼材生産工場・鋼材次工程用、需給調査対象の販売業者（国内向・輸南向）、その他の販売業者（国内向・輸南向）、建設業、製造業（鉄工業（鉄鋼生産関連設備の拡充・補修用、その他）、その他の製造業）、その他の諸産業、輸出、計）・品目別払出重量
2. 鉄鋼需給月報普通鋼鋼材部門別受入・払出・在庫（生産業者本社営業所用・販売業者用）：部門別（受入（生産工場、その他）、払出（本社又は営業所、同種鋼材生産工場・鋼材次工程用、需給調査対象の販売業者、その他の販売業者、建設業、生造業（鉄鋼業（シャー・スリット業、その他）、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車製造業、船舶製造・修理業、その他の製造業）その他の諸産業、輸出、計）、月末在庫）・品目別重量
3. 特殊鋼鋼材需給月報：鋼種別受入（生産工場、販売業者）・販売（消費者、販売業者）・月末在庫重量

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

- [調査票原案 平成19年用 \(PDF/55KB\)](#)
- [調査票原案 平成18年用 \(PDF/56KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎月
- 【調査期日】 毎月末日
- 【実施期間】 ~毎月12日頃提出

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送、オンライン

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有
- 【委託先民間機関名】  
鉄鋼需給月報：社団法人日本鉄鋼連盟  
特殊鋼鋼材需給月報：社団法人特殊鋼倶楽部
- 【委託業務内容】 実地調査等の包括的な統計調査業務

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

鋼材に関連する行政施策の基礎資料

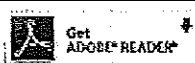
[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>鉄鋼生産内訳月報>>調査の概要

## 鉄鋼生産内訳月報

### 調査の概要

- |                       |                         |                           |                       |
|-----------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------------|
| <a href="#">調査の目的</a> | <a href="#">調査の沿革</a>   | <a href="#">調査の根拠法令</a>   | <a href="#">調査の対象</a> |
| <a href="#">抽出方法</a>  | <a href="#">調査事項</a>    | <a href="#">調査票</a>       | <a href="#">調査の時期</a> |
| <a href="#">調査の方法</a> | <a href="#">民間委託の状況</a> | <a href="#">統計の利活用の状況</a> | <a href="#">その他</a>   |

### 調査の目的

鍛鋼品及び鋳鋼品の機種別生産の明細を明らかにし、行政施策の基礎資料を得る。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和37年開始（1962年開始）

【調査の沿革】

昭和37年に、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第11号）の簡素、合理化措置により分離して実施された。平成14年1月分調査より、調査統計部から製造産業局に移管して実施。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】鋳鋼品及び鍛鋼品を生産する全国の事業所

【調査対象数】99事業所

【回収率】

【回収率】100%

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

全数調査

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査事項

- (1) 鍛鋼品又は鋳鋼品別・機種別生産内訳重量
- (2) 内需（自社用、外販用）・輸出別生産内訳重量

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

- ・ [平成19年 調査票（鍛鋼品・鋳鋼品）\(PDF/54KB\)](#)
- ・ [平成18年 調査票（鍛鋼品・鋳鋼品）\(PDF/54KB\)](#)
- ・ [鉄鋼生産内訳月報調査表\(PDF/20KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎月
- 【調査期日】 月末
- 【実施期日】 毎月12日までの間に調査

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送、オンライン(メール)
- 【収集方法】 郵送、オンライン(メール)

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有
- 【委託先民間機関名】 日本鋳鍛鋼会
- 【委託業務内容】 実地調査（調査票の配布、回収、集計など）

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況


- ・ 鋳鍛鋼事業者による生産見込み、事業戦略等の判断材料
- ・ 中小企業信用保険法等各種制度における業種指定の基礎資料など

[ページのトップへ戻る](#)

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

	PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。
---	---

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>バイオ産業創造基礎調査>>調査の概要

## バイオ産業創造基礎調査

### 調査の概要

- |                                |                                  |                                    |                                |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査の目的 | <input type="checkbox"/> 調査の沿革   | <input type="checkbox"/> 調査の根拠法令   | <input type="checkbox"/> 調査の対象 |
| <input type="checkbox"/> 抽出方法  | <input type="checkbox"/> 調査事項    | <input type="checkbox"/> 調査票       | <input type="checkbox"/> 調査の時期 |
| <input type="checkbox"/> 調査の方法 | <input type="checkbox"/> 民間委託の状況 | <input type="checkbox"/> 統計の利活用の状況 | <input type="checkbox"/> その他   |

### 調査の目的

本調査は、我が国バイオ産業の実態を明らかにし、今後のバイオ産業の振興に係る基礎資料を得ることを目的とする。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

平成12年度開始（2000年開始）

#### 【調査の沿革】

（財）バイオインダストリー協会が実施していた業界統計のみでは、適切な施策を講じること、及び実施した施策の効果を評価することが困難であり、ミレニアムプロジェクトとして政府が本格的なバイオ関連施策を講じ、平成12年度より承認統計として「バイオ産業創造基礎調査」を開始。

平成17年度調査から調査事項に生産拠点、海外生産動向を追加。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】バイオテクノロジーの知見を利用した製品の製造及びサービスの提供を行う全国の企業

【調査対象数】約1800社

【回収率】55.1%（平成18年度調査）

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

全数調査

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

1. 企業の属性に関する事項
  - (1) 資本金額
  - (2) 設立年
  - (3) 常時従業員数
  - (4) 工場等所在地及び出荷額割合
  - (5) 業種分類
2. バイオテクノロジー関連製品等の国内年間出荷に関する事項
  - (1) 製品分野
  - (2) 国内生産年間出荷額
  - (3) 5年後の出荷額予想
  - (4) 主な利用技術
  - (5) 主な製品カテゴリー
3. バイオテクノロジー関連製品等の海外での生産動向に関する事項
  - (1) 海外生産の有無
  - (2) 調査年度と比較した次年度の海外生産の動向
  - (3) 海外生産の増加理由

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

対象事業者の方々へは関係書類を送付しておりますが、電子媒体を希望される方は、以下よりダウンロードして下さい。

調査票に必要な事項を御記入のうえ、同封致しました返信用封筒にて、送付下さいませようお願い致します。(※1)

● バイオ産業創造基礎調査票

<関連資料>

- ・ 記入の手引き
- ・ 記入の手引き(別表)
- ・ 調査FAQ集

(※1) この調査は、調査票等を送付させて頂きました事業者の方のみが対象です。対象事業者以外の方は御提出頂く必要はございません。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎年
- 【調査期日】 3月31日時点
- 【実施期日】 11月～12月の間に調査

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送、オンライン(メール)

【収集方法】 郵送、オンライン（メール）

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

【委託先民間機関名】 株式会社日本アプライドリサーチ研究所

【委託業務内容】 実地調査（調査票の配布、記入依頼、収集等）、内容検査（調査票の記入漏れ、記入誤り等の検査）、データ入力（調査票の内容をコンピュータ等に入力）、チェック等（入力済みデータの誤り、矛盾等をコンピュータ等によりチェックし、エラーデータを訂正）、統計表作成（統計表をコンピュータ等により作成）、結果審査（作成された統計表が正しいかどうかについて審査、分析）

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況

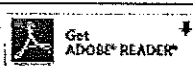
- ・ バイオテクノロジー戦略大綱の基礎資料、各地域経済産業局のバイオクラスターに関する各種検討資料・成果報告書等の基礎データとして活用。
- ・ 文部科学省・科学技術政策研修所著2002年6月「日本のバイオベンチャー企業」の他、多数の民間シンクタンク等のバイオ産業調査レポートにて活用。

[ページのトップへ戻る](#)

## その他

本調査は文部科学省、厚生労働省、農林水産省と共管である。

[ページのトップへ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

[>>経済産業省ホーム](#)>>[利用目的から調べる \[統計\]](#)>>[統計](#)>>[生コンクリート流通統計調査](#)>>[調査の概要](#)

## 生コンクリート流通統計調査

### 調査の概要

- |                         |                           |                             |                         |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| <a href="#">■ 調査の目的</a> | <a href="#">■ 調査の沿革</a>   | <a href="#">■ 調査の根拠法令</a>   | <a href="#">■ 調査の対象</a> |
| <a href="#">■ 抽出方法</a>  | <a href="#">■ 調査事項</a>    | <a href="#">■ 調査票</a>       | <a href="#">■ 調査の時期</a> |
| <a href="#">■ 調査の方法</a> | <a href="#">■ 民間委託の状況</a> | <a href="#">■ 統計の利活用の状況</a> | <a href="#">■ その他</a>   |

### 調査の目的

我が国の生コンクリートの需要構造、骨材等の消費及び労務状況等の実態を把握し、生コンクリート工業に関する各種の行政施策を実施するための基礎資料を作成する。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和36年開始（1961年）開始

#### 【調査の沿革】

昭和36年から開始された「生コンクリート実態調査」（四半期調査）に端を発する調査であり、昭和45年「生コンクリート工業実態調査」、昭和46年「生コンクリート四半期報」、昭和48年「生コンクリート統計四半期報」と改称された。平成10年4月より調査統計部（鉄鋼化学統計調査室）から生活産業局（住宅産業窯業建材課）に業務が移管された。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】生コンクリートを生産する事業所で、ミキサーの混練能力が、月産（基準時生産能力×200時間）14,000m<sup>3</sup>以上の全国の事業所（ただし、移動（仮設）製造設備のみの事業所は調査対象から除く）

【調査対象数】約2,500事業所

【回収率】95%（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査



**【選定】 有意抽出**

【抽出方法】 生コンクリートを生産する事業所で、ミキサーの混練能力が、月産（基準時生産能力×200時間）14,000m<sup>3</sup>以上の全国の事業所を抽出

[ページのトップへ戻る](#)

**調査事項**

生コンクリート需要先別（土木（鉄道・電力、港湾・空港、道路、その他）、建築（官公需、民需（住宅、非住宅）））出荷内訳数量及び合計の数量と金額、品目別原材料消費数量、労務（合計（うち試験部門、うち輸送部門）、委託輸送の場合の実働輸送従業者数）、形式別（強制式、傾胴式）プラント別（第1プラント、第2プラント、第3プラント）プラント・ミキサの容量及び基数別設備状況

[ページのトップへ戻る](#)

**調査票**

平成18年 調査票(PDF/61KB)

[ページのトップへ戻る](#)

**調査の時期**

【調査周期】 四半期

【調査期日】 四半期末

【実施期日】 1期：4月15日、2期：7月15日、3期：10月15日、4期：1月15日

[ページのトップへ戻る](#)

**調査の方法**

【調査経路】 経済産業省→調査客体

【配布方法】 郵送

【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

**民間委託の状況**

【民間委託の有無】 有

【委託先民間機関名】 社団法人経済産業統計協会（平成18年度）

【委託業務内容】 実地調査等の包括的な統計調査業務

[ページのトップへ戻る](#)

**統計の利活用の状況**

中小企業信用保険法の特例措置に係る業種指定、地域別の品目別消費状況把握の基礎資料等

[ページのトップへ戻る](#)

**その他**

—

[ページのトップへ戻る](#)

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>砕石動態統計調査>>調査の概要

## 砕石動態統計調査

### 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

### 調査の目的

砕石業を営む企業に属する事業所について、骨材の生産及び需給の実態を把握し、行政上必要とする基礎的資料を作成する。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和52年（1977年開始）

#### 【調査の沿革】

昭和52年の試験的調査「砕石業の実態把握」の結果を踏まえて、昭和54年（10から12月期）から四半期ごとに実施された。平成10年4月より調査統計部から生活産業局に調査が移管された。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】採石法第2条に定められた岩石及び鉱業法第3条に定められた鉱物のうち、石灰石、けい石、ドロマイトの砕石を行っている全国の事業所、砕石業を営む企業の再生骨材を製造する事業所（砂利採取法に基づく河川砂利、陸砂利、海砂利、山砂利及び鉱滓を扱う事業所は含みません）

【調査対象数】 約1,300事業所

【回収率】 94%（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

全数調査

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

用途・品種別生産量、出荷量、月末在庫量、出荷金額、出荷先都道府県別内訳（道路用、コンクリート用、その他用）別出荷量、岩石名別採取・受入量、コンクリート塊等再生骨材原料採取・受入量、電力・燃料消費量、採・砕石部門別従業者数（期末常用従業者、期末臨時従業者、期末請負従業者）、事業所全体期末常用従業者数、一次クラッシャー公称能力、砕砂製造プラント能力等

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

平成18年 調査票(PDF/125KB)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

【調査周期】 四半期

【調査期日】 四半期末

【実施期日】 1期：4月15日、2期：7月15日、3期：10月15日、4期：1月15日

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

経済産業省→調査客体

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

【委託先民間機関名】 社団法人経済産業統計協会（平成19年度）

【委託業務内容】 実地調査等の包括的な統計調査業務

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況

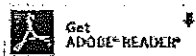
中小企業信用保険法の特例措置に係る業種指定、生産及び需給の実態を把握する資料等

[ページのトップへ戻る](#)

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>金属加工統計調査>>調査の概要

## 金属加工統計調査

### 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

### 調査の目的

金属熱処理加工業に関する生産の動向を加工方法別、用途別に把握し、金属プレス加工業に関する販売の動向を用途別、原材料別に把握し、金属熱処理加工業及び金属プレス加工業の振興を図るための行政施策の企画・立案の基礎資料とする。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

- 金属熱処理加工月報 昭和51年7月（1976年7月開始）
- 金属プレス加工月報 昭和57年7月（1982年7月開始）

#### 【調査の沿革】

中小企業性及び下請け性が高く、需要産業の景気動向の影響を受けやすい金属熱処理加工業及び金属プレス加工業について、その事業活動の実態を把握し、その近代化促進上の基礎資料を得るため、昭和51年7月以降毎月実施されていた金属熱処理加工統計調査と昭和57年7月以降毎月実施されていた金属プレス加工統計調査を平成11年から統合した。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所

【属性】 金属熱処理加工及び金属プレス加工をしている事業所

【調査対象数】 熱処理加工統計106事業所、金属プレス加工統計599事業所

【回収率】 100%

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 従業者20人以上の事業所を抽出

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

1. 金属熱処理加工月報 加工方法別、生産重量・加工金額、製品用途別加工金額、原材料別消費量・消費額、労務
2. 金属プレス加工月報 用途別販売額、原材料消費量・金額、労務

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

- [調査票\(金属熱処理加工\) \(PDF/76KB\)](#)
- [調査票\(金属プレス加工\) \(PDF/123KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

【調査周期】 毎月

【調査期日】 月末

【実施期日】 毎月15日までに調査

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

【調査経路】 経済産業省→調査客体

【配布方法】 郵送

【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

【委託先民間機関名】

日本金属熱処理工業会（平成19年度）

社団法人日本金属プレス工業協会（平成19年度）

【委託業務内容】 実地調査等の包括的な統計調査業務

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

- 金属熱処理加工事業者、金属プレス加工事業者及び関連産業の生産、事業戦略等の判断材料
- 中小企業信用保険等各種制度の業種指定の基礎資料など

[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

---

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる [統計]>>統計>>鉄鋼生産内訳月報>>調査の概要

## 鉄鋼生産内訳月報

### 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

---

### 調査の目的

鍛鋼品及び铸鋼品の機種別生産の明細を明らかにし、行政施策の基礎資料を得る。

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和37年開始（1962年開始）

【調査の沿革】

昭和37年に、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第11号）の簡素、合理化措置により分離して実施された。平成14年1月分調査より、調査統計部から製造産業局に移管して実施。

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 調査の根拠法令

統計法

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】铸鋼品及び鍛鋼品を生産する全国の事業所

【調査対象数】99事業所

【回収率】

【回収率】 100%

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 抽出方法

全数調査

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 調査事項

- (1) 鍛鋼品又は鋳鋼品別・機種別生産内訳重量
- (2) 内需（自社用、外販用）・輸出別生産内訳重量

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

- [平成19年 調査票（鍛鋼品・鋳鋼品）\(PDF/54KB\)](#)
- [平成18年 調査票（鍛鋼品・鋳鋼品）\(PDF/54KB\)](#)
- [鉄鋼生産内訳月報調査表\(PDF/20KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎月
- 【調査期日】 月末
- 【実施期日】 毎月12日までの間に調査

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送、オンライン(メール)
- 【収集方法】 郵送、オンライン(メール)

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有
- 【委託先民間機関名】 日本鋳鍛鋼会
- 【委託業務内容】 実地調査（調査票の配布、回収、集計など）

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

- ・ 鋳鍛鋼事業者による生産見込み、事業戦略等の判断材料
- ・ 中小企業信用保険法等各種制度における業種指定の基礎資料など

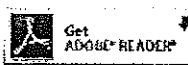
[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>繊維流通統計調査>>調査の概要

## 繊維流通統計調査

### 調査の概要

<input type="checkbox"/> 調査の目的	<input type="checkbox"/> 調査の沿革	<input type="checkbox"/> 調査の根拠法令	<input type="checkbox"/> 調査の対象
<input type="checkbox"/> 抽出方法	<input type="checkbox"/> 調査事項	<input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 調査の時期
<input type="checkbox"/> 調査の方法	<input type="checkbox"/> 民間委託の状況	<input type="checkbox"/> 統計の利活用の状況	<input type="checkbox"/> その他

### 調査の目的

繊維原料及び繊維製品の流通の実態を明らかにするため、繊維原料及び繊維製品を取り扱う卸売企業を対象に、各月の「受入高」、「引渡高」、「在庫高」について調査を実施する。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

昭和28年開始（1953年開始）

#### 【調査の沿革】

昭和23年に繊維製品配給統計調査として発足された当初の調査品目は、糸、織物、メリヤス生地、メリヤス製品で調査の対象は繊維貿易公団、産業復興公団及び商工大臣の指定する繊維製品を取り扱う業者であった。しかし、統制が順次撤廃されるに従い簡素化され、まず、昭和25年8月にはメリヤス生地、メリヤス製品及び縫製品が調査品目から除外され、さらに昭和26年7月繊維関係諸統制の全面的な撤廃による自由経済下の流通機構に即応するため、昭和26年12月には従来の規則を廃止、新たに「繊維製品流通統計調査規則」（通商産業省令第76号）が制定された。この改正では、統制撤廃及び民間貿易の再開という状況を反映して、調査の範囲も「卸売業者、生産業者、輸入及び輸出業者」に改められた。その後、①昭和26年繊維関係諸統制の全面的な撤廃による新たな流通機構に対応するため、「繊維製品流通統計調査」に改正、さらに昭和28年には「繊維流通統計調査」に名称を変更し、任意統計として輸入業者を対象に実施されてきた輸入原材料調査が本調査に繰入れられた。調査品目には国産原料が追加された②糸と織物に標本調査が採用された。③流通段階における繊維原料及び繊維製品の実態を明らかにという目的に沿って生産業者が調査の対象から除外された。また、糸と織物は昭和47年1月以降一定規模以上の事業所を対象とする調査に移行し、標本調査が廃止された。

調査の対象となる製品については、調査の発足当時とは反対に供給力過剰の時代となり、基礎資料の供給不安が解消し需給調整の必要性が低下してきている。また、調査対象品目の生産財全体に占める割合も大きく低下しており、流通在庫の把握等経済分析のための基礎資料としての役割も小さくなってきていること等を踏まえ、平成14年1月分調査より指定統計から承認統計へ変更され、調査統計部から製造産業局に調査が移管された。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令



## 統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】

- 繊維原料月報：繊維原料（綿花、羊毛、麻類、コットンリントールパルプ、溶解パルプ、ビスコーススフ、合成繊維短繊維）を取り扱う卸売事業者のうち、従業員4人以上の事業所を有する全国の企業。
- 糸月報：糸（綿糸、毛糸、絹糸・絹紡糸、麻糸、人絹糸、ビスコーススフ糸、アセテート長繊維、合成繊維糸）を取り扱う卸売業者のうち、資本金額又は出資金額が1000万円以上かつ従業員10人以上の事業所を有する全国の企業
- 織物月報：織物（綿織物、毛織物、絹織物、麻織物、ビスコース人絹織物、ビスコーススフ織物、アセテート織物、合成繊維織物、毛布、タオル）を取り扱う卸売業者のうち、従業員20人以上の事業所を有する全国の企業。

【調査対象数】 約400企業

【回収率】 93.3%（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 繊維原料月報については従業員4人以上の事業所を有する企業、糸月報については資本金額又は出資金額が1000万円以上かつ従業員10人以上の事業所を有する企業、織物月報については従業員20人以上の事業所を有する企業。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

- 繊維原料月報：品種別の受入量、引渡量、月末在庫量
- 糸月報：品種別の受入量、引渡量（需要者渡（輸出、小売商渡も含む）、その他）、月末在庫量
- 織物月報：品種別の受入量、引渡量（需要者渡（輸出、小売商渡も含む）、その他）、月末在庫量

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

3種類の調査票を使用。

- [平成19年 調査票セット\(PDF/144KB\)](#)
- [平成18年 調査票セット\(PDF/147KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の時期

- 【調査周期】 毎月
- 【調査期日】 月末
- 【実施期日】 1日～月末

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有
- 【委託先民間機関名】 株式会社東レ経営研究所（平成18年度）
- 【委託業務内容】

- ・ 「実地調査」（調査票の配布、回収、問い合わせ）
- ・ 「内容検査」（不審票の検査）
- ・ 「データ入力」（調査票データのパソコン入力、提出状況・異動状況表作成）
- ・ 「チェック」（異常値がないかどうか前月とのバランスチェック）
- ・ 「統計表作成」（単時点表、時系列表の作成）

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 統計の利活用の状況

- 政策基礎データ
- 繊維製品全体の輸入浸透率・市場占拠率を作成する上での基礎データ
- 繊維業界においても繊維需給状況を示す統計資料として活用

[ページのトップへ戻る](#)

---

### その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

---

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>情報処理実態調査>>調査の概要

## 情報処理実態調査

### 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

### 調査の目的

民間企業における情報処理の実態を把握し、情報政策の基礎資料とする。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和44年開始（1969年開始）

【調査の沿革】

IT産業の競争力強化に加え、ITの戦略的活用による経済・産業・社会の再生に向けた政策を適切に進めていく上で、情報処理の実態や影響等を正確に把握・分析するために情報処理に関する統計調査を開始した。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】日本標準産業分類の分類を活用して情報処理実態調査における調査業種26業種を作成

調査業種対応表（調査対象業種—日本標準産業分類：平成20年調査以降）

(PDF/81KB)

【調査対象数】9,500

【回収率】約5割（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査

【選定】無作為抽出

【抽出率】9,500／42,387

【抽出方法】

本調査では、基本的に経済産業省企業活動基本調査（以下、企業活動基本調査）をサンプル抽出の母集団とするが、企業活動基本調査では十分に母集団の企業数を得られない業種については、企業活動基本調査を中心としつつ、株式会社帝国データバンクから得たデータにより補完する。

資本金3,000万円以上かつ従業員50人以上のすべての企業に対して調査が行われている企業活動基本調査の調査対象及び帝国データバンクのデータベースに登録されている企業を母集団として、平成13年事業所・企業統計における製造業及び卸・小売業の占める割合（製造業 29.9%、卸・小売業 24.3%）から、製造業を約2,800社、卸・小売業を約2,200社抽出し、残りのその他業種を約4,500社抽出する。抽出に際しては、これらの業種分類のほか、従業員規模を層化基準とする。

なお、階層ごとのサンプル数の割当についてはネイマン配分するが、1,000人以上の区分については全数調査とする。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

1. 企業又は事業団体の概要
2. IT投資効果を左右する要因の状況
3. EC（電子商取引）の状況
4. 情報処理関係支出の状況
5. 情報基盤強化税制の利用状況
6. 情報セキュリティの状況
7. 電子タグの取組状況
8. SaaSの利用状況

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

平成20年 調査票 (PDF/1,257KB)

word版は [平成20年調査関係資料](#) からダウンロードしてください

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎年
- 【調査期日】 3月31日時点
- 【実施期間】 1ヶ月間

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送、オンライン（※ホームページから調査票をダウンロードし回答の直接入力が可能、提出は郵送による）
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

【委託先民間機関名】 (社) 経済産業統計協会に委託して実施 (平成20年度)

【委託先業務内容】 実地調査等

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 統計の利活用の状況

内閣府「年次経済財政報告」等行政分野での政策検討資料等での活用に加え、経済産業研究所「外部連携の経済効果分析」、東京大学「IT投資生産性分析」など、民間部門においても活用されている。


[ページのトップへ戻る](#)

---

### その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

 Get ADOBE READER	PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。
---	---



## 調査の目的と対象

組込みソフトウェア産業実態調査は、経済産業省がわが国の組込みソフトウェア産業の実態を把握するために、組込みソフトウェアに係る全ての企業・個人等を対象として、2003年度より毎年行っているものです。本調査結果を集計した情報は、経済産業省の組込みソフトウェアに係る産業政策の立案や、わが国産業の国際競争力強化政策立案のための基礎資料となります。

本年度の組込みソフトウェア産業実態調査は以下の構成になっております。

1. 経営者及び事業責任者向け
2. プロジェクト責任者向け
3. 技術者個人向け
4. 海外向け

本報告書は「経営者及び事業責任者向け調査」報告書です。

### 調査の対象

1. 情報家電機器や携帯機器、自動車や産業機器等の組込みソフトウェアが搭載された機器(組込み機器)を開発する企業・事業
2. 組込み機器に搭載されるソフトウェア(組込みソフトウェア/OS/ミドルウェア等)を開発・提供する企業・事業
3. 組込み機器の開発に利用されるツール/開発環境を開発・提供する企業・事業
4. 上記企業・事業に対する受託開発サービス、コンサルティングサービス、人材派遣サービス等を提供する企業・事業
5. 組込みソフトウェアや組込みシステム関連の教育・研修等を提供する組織、企業・事業



## 調査概要

2009年版組込みソフトウェア産業実態調査は下記の国内向け調査と海外調査で構成されております。

1. 経営者及び事業責任者向け  
企業全体のソフトウェア開発に対する取組みや経営課題等についての調査
2. プロジェクト責任者向け  
プロジェクトにおけるソフトウェア開発の位置づけや課題・実態についての調査
3. 技術者個人向け  
技術者個人のソフトウェア開発・関連業務におけるスキルや動機付け等の意識調査
4. 海外調査: 電話インタビューによる聞き取り調査  
開発者及び開発責任者向け

ソフトウェア開発に対する取組みや課題・実態についての調査(調査内容は国内調査の1と2を合わせた抜粋調査)  
対象国: 18カ国

中国、インド、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、ドイツ、フランス、英国、デンマーク、  
スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ポーランド、チェコ、ロシア、米国

### 回答状況

#### 国内調査

1. 経営者及び事業責任者向け: 188事業部門(183社)
2. プロジェクト責任者向け: 345プロジェクト(248社)
3. 技術者個人向け: 770名

#### 海外調査

4. 海外企業インタビュー数: 156社(主要な組込み関連企業を選択)

### 調査期間

2009年2月～2009年3月

(注) 事業規模、採用実績、事業部門の売上げ、製品数及び不具合数等については、2007会計年度の実績の確定値

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>家庭電気製品の量販店月次販売統計調査>>調査の概要

## 家庭電気製品の量販店月次販売統計調査

### 調査の概要

■ 調査の目的	■ 調査の沿革	■ 調査の根拠法令	■ 調査の対象
■ 抽出方法	■ 調査事項	■ 調査票	■ 調査の時期
■ 調査の方法	■ 民間委託の状況	■ 統計の利活用の状況	■ その他

### 調査の目的

既存の生産統計及び輸出入統計に加え、新たに家電流通に関する統計を調査して総合的に検討することにより、家電業界の総合的な状況を把握でき、経済産業省として家電業界の不況対策、家電流通の適正化等家電業界の産業振興に資するための政策に当該統計を活用することを目的とする。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

平成19年開始（2007年開始）

#### 【調査の沿革】

家電流通に関する統計として、従来から商業統計及び商業販売統計が行われている。しかし、これらの統計調査には、「適時性に欠ける」「製品毎の動向が把握できない」などの課題があった。

一方、家電リサイクル法の適切な執行、省エネルギー・製品安全への貢献など、家電製品にまつわる社会的課題がますます大きくなっており、適切な政策の実施のためにも、家電流通の太宗を占める家電量販店の販売動向の把握が不可欠となっている。

こうした背景の中、統計報告調整法に基づく承認統計として、平成19年度から「家庭電気製品の量販店販売統計調査」を実施し、月報として公表することになった。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】 家電販売店・百貨店・チェーンストア・ホームセンター・通信販売で、家電製品の売上げが10億円以上の企業

【調査対象数】 約90企業

【回収率】 ー%（調査開始から一定期間経過後掲載予定）

※回収率＝回答数／調査票配布数



---

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

### 標本調査

【選定】有意抽出

【抽出方法】家電販売店・百貨店・チェーンストア・ホームセンター・通信販売で、家電製品の売上げが10億円以上の企業

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

1. 店舗数
2. 従業員数
3. 主要家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等）の販売台数及び販売金額

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

- ・ [調査票\(XLS/172KB\)](#)

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

【調査周期】毎月

【調査期日】毎月月末

【実施期日】～翌月15日

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

【調査経路】経済産業省→調査客体

【配布方法】郵送、オンライン（メール）

【収集方法】郵送、オンライン（メール）

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況

行政においては、家電業界の不況対策、家電流通の適正化等家電業界の産業振興に資するための政策立案の参考情報として活用を図る。また、本統計によって、主要家電について製品毎の販売動向を月次で把握することが可能となる。

---

[ページのトップへ戻る](#)

## その他

—

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [エネルギー消費統計](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### エネルギー消費統計

- ▶ 調査の目的
- ▶ 調査の対象
- ▶ 調査票
- ▶ 民間委託の状況
- ▶ 調査の沿革
- ▶ 抽出方法
- ▶ 調査の時期
- ▶ 統計の利活用の状況
- ▶ 調査の根拠法令
- ▶ 調査事項
- ▶ 調査の方法
- ▶ その他

#### 調査の目的

我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握するために統計調査を実施する。

#### エネルギー消費統計調査の必要性

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

##### 【調査開始年】

平成20年開始

##### 【調査の沿革】

中国を初めとするアジア諸国のエネルギー需要の増大により、今後エネルギー需給が国際的に逼迫することが予想される中で、IEA(国際エネルギー機関)等の国際機関からは、各国においてエネルギー需給実態をより精緻に定量的に把握を行うことが求められている。

特に、地球温暖化問題については、我が国では平成14年6月に京都議定書を国会承認し、温室効果ガスの削減目標(90年度比▲6%)を達成することを国際的に約束している。その具体的取組みとして、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」においては、「部門別の排出実態をより正確に把握するとともに、各主体による対策の実施状況の評価手法を精査するため、活動量として用いる統計の整備」を行うことが定められた。温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO2)については、その約9割がエネルギー起源であり、国民の経済社会活動全般にわたるエネルギー消費実態をより精緻に把握することが必要となっている。

他方、現在の我が国のエネルギー分野の統計についてはいくつかの課題が指摘されており、我が国における国及び地方自治体レベルでのエネルギーの適正な利用の推進、地球環境問題への対応など、現下の諸情勢をふまえたエネルギー・環境政策の企画・立案を図るためには、エネルギー消費の地域別、業種別等に把握し、エネルギー消費構造を精緻に分析できるような統計を早急に整備する必要があるため、平成16年度より2度の試験調査、平成18年度に予備調査を実施した。

平成19年度調査(平成20年4月実施)より、エネルギー消費統計調査として調査を実施する。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】

## 統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】

- 繊維原料月報：繊維原料（綿花、羊毛、麻類、コットンリントールパルプ、溶解パルプ、ビスコーススフ、合成繊維短繊維）を取り扱う卸売事業者のうち、従業員4人以上の事業所を有する全国の企業。
- 糸月報：糸（綿糸、毛糸、絹糸・絹紡糸、麻糸、人絹糸、ビスコーススフ糸、アセテート長繊維、合成繊維糸）を取り扱う卸売業者のうち、資本金額又は出資金額が1000万円以上かつ従業員10人以上の事業所を有する全国の企業
- 織物月報：織物（綿織物、毛織物、絹織物、麻織物、ビスコース人絹織物、ビスコーススフ織物、アセテート織物、合成繊維織物、毛布、タオル）を取り扱う卸売業者のうち、従業員20人以上の事業所を有する全国の企業。

【調査対象数】 約400企業

【回収率】 93.3%（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

標本調査

【選定】 有意抽出

【抽出方法】 繊維原料月報については従業員4人以上の事業所を有する企業、糸月報については資本金額又は出資金額が1000万円以上かつ従業員10人以上の事業所を有する企業、織物月報については従業員20人以上の事業所を有する企業。

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

- 繊維原料月報：品種別の受入量、引渡量、月末在庫量
- 糸月報：品種別の受入量、引渡量（需要者渡（輸出、小売商渡も含む）、その他）、月末在庫量
- 織物月報：品種別の受入量、引渡量（需要者渡（輸出、小売商渡も含む）、その他）、月末在庫量

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

3種類の調査票を使用。

- [平成19年 調査票セット\(PDF/144KB\)](#)
- [平成18年 調査票セット\(PDF/147KB\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎月
- 【調査期日】 月末
- 【実施期日】 1日～月末

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】 有
- 【委託先民間機関名】 株式会社東レ経営研究所（平成18年度）
- 【委託業務内容】

- ・ 「実地調査」（調査票の配布、回収、問い合わせ）
- ・ 「内容検査」（不審票の検査）
- ・ 「データ入力」（調査票データのパソコン入力、提出状況・異動状況表作成）
- ・ 「チェック」（異常値がないかどうか前月とのバランスチェック）
- ・ 「統計表作成」（単時点表、時系列表の作成）

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 統計の利活用の状況

- 政策基礎データ
- 繊維製品全体の輸入浸透率・市場占拠率を作成する上での基礎データ
- 繊維業界においても繊維需給状況を示す統計資料として活用

[ページのトップへ戻る](#)

---

## その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

---

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>情報処理実態調査>>調査の概要

## 情報処理実態調査

### 調査の概要

- |         |           |             |         |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革   | ■ 調査の根拠法令   | ■ 調査の対象 |
| ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    | ■ 調査票       | ■ 調査の時期 |
| ■ 調査の方法 | ■ 民間委託の状況 | ■ 統計の利活用の状況 | ■ その他   |

### 調査の目的

民間企業における情報処理の実態を把握し、情報政策の基礎資料とする。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和44年開始（1969年開始）

【調査の沿革】

IT産業の競争力強化に加え、ITの戦略的活用による経済・産業・社会の再生に向けた政策を適切に進めていく上で、情報処理の実態や影響等を正確に把握・分析するために情報処理に関する統計調査を開始した。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】日本標準産業分類の分類を活用して情報処理実態調査における調査業種26業種を作成

調査業種対応表（調査対象業種—日本標準産業分類：平成20年調査以降）

(PDF/81KB)

【調査対象数】9,500

【回収率】約5割（※回収率＝回収数／調査対象数）

[ページのトップへ戻る](#)

### 抽出方法

標本調査

【選定】無作為抽出

【抽出率】9,500／42,387

【抽出方法】

本調査では、基本的に経済産業省企業活動基本調査（以下、企業活動基本調査）をサンプル抽出の母集団とするが、企業活動基本調査では十分に母集団の企業数を得られない業種については、企業活動基本調査を中心としつつ、株式会社帝国データバンクから得たデータにより補完する。

資本金3,000万円以上かつ従業員50人以上のすべての企業に対して調査が行われている企業活動基本調査の調査対象及び帝国データバンクのデータベースに登録されている企業を母集団として、平成13年事業所・企業統計における製造業及び卸・小売業の占める割合（製造業 29.9%、卸・小売業 24.3%）から、製造業を約2,800社、卸・小売業を約2,200社抽出し、残りのその他業種を約4,500社抽出する。抽出に際しては、これらの業種分類のほか、従業員規模を層化基準とする。

なお、階層ごとのサンプル数の割当についてはネイマン配分するが、1,000人以上の区分については全数調査とする。

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査事項

1. 企業又は事業団体の概要
2. IT投資効果を左右する要因の状況
3. EC（電子商取引）の状況
4. 情報処理関係支出の状況
5. 情報基盤強化税制の利用状況
6. 情報セキュリティの状況
7. 電子タグの取組状況
8. SaaSの利用状況

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査票

平成20年 調査票 (PDF/1,257KB)

word版は [平成20年調査関係資料](#) からダウンロードしてください

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の時期

- 【調査周期】 毎年
- 【調査期日】 3月31日時点
- 【実施期間】 1ヶ月間

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 調査の方法

- 【調査経路】 経済産業省→調査客体
- 【配布方法】 郵送、オンライン（※ホームページから調査票をダウンロードし回答の直接入力が可能、提出は郵送による）
- 【収集方法】 郵送

[ページのトップへ戻る](#)

---

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

【委託先民間機関名】 (社) 経済産業統計協会に委託して実施 (平成20年度)

【委託先業務内容】 実地調査等

[ページのトップへ戻る](#)

---

### 統計の利活用の状況

内閣府「年次経済財政報告」等行政分野での政策検討資料等での活用に加え、経済産業研究所「外部連携の経済効果分析」、東京大学「IT投資生産性分析」など、民間部門においても活用されている。


[ページのトップへ戻る](#)

---

### その他

—

[ページのトップへ戻る](#)

 Get ADOBE READER	PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。
---	---



## 調査の目的と対象

組込みソフトウェア産業実態調査は、経済産業省がわが国の組込みソフトウェア産業の実態を把握するために、組込みソフトウェアに係る全ての企業・個人等を対象として、2003年度より毎年行っているものです。本調査結果を集計した情報は、経済産業省の組込みソフトウェアに係る産業政策の立案や、わが国産業の国際競争力強化政策立案のための基礎資料となります。

本年度の組込みソフトウェア産業実態調査は以下の構成になっております。

1. 経営者及び事業責任者向け
2. プロジェクト責任者向け
3. 技術者個人向け
4. 海外向け

本報告書は「経営者及び事業責任者向け調査」報告書です。

### 調査の対象

1. 情報家電機器や携帯機器、自動車や産業機器等の組込みソフトウェアが搭載された機器(組込み機器)を開発する企業・事業
2. 組込み機器に搭載されるソフトウェア(組込みソフトウェア/OS/ミドルウェア等)を開発・提供する企業・事業
3. 組込み機器の開発に利用されるツール/開発環境を開発・提供する企業・事業
4. 上記企業・事業に対する受託開発サービス、コンサルティングサービス、人材派遣サービス等を提供する企業・事業
5. 組込みソフトウェアや組込みシステム関連の教育・研修等を提供する組織、企業・事業





## 調査概要

2009年版組込みソフトウェア産業実態調査は下記の国内向け調査と海外調査で構成されております。

1. 経営者及び事業責任者向け  
企業全体のソフトウェア開発に対する取組みや経営課題等についての調査
2. プロジェクト責任者向け  
プロジェクトにおけるソフトウェア開発の位置づけや課題・実態についての調査
3. 技術者個人向け  
技術者個人のソフトウェア開発・関連業務におけるスキルや動機付け等の意識調査
4. 海外調査: 電話インタビューによる聞き取り調査  
開発者及び開発責任者向け

ソフトウェア開発に対する取組みや課題・実態についての調査(調査内容は国内調査の1と2を合わせた抜粋調査)  
対象国: 18カ国

中国、インド、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、ドイツ、フランス、英国、デンマーク、  
スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ポーランド、チェコ、ロシア、米国

### 回答状況

#### 国内調査

1. 経営者及び事業責任者向け: 188事業部門(183社)
2. プロジェクト責任者向け: 345プロジェクト(248社)
3. 技術者個人向け: 770名

#### 海外調査

4. 海外企業インタビュー数: 156社(主要な組込み関連企業を選択)

### 調査期間

2009年2月～2009年3月

(注) 事業規模、採用実績、事業部門の売上げ、製品数及び不具合数等については、2007会計年度の実績の確定値

>>経済産業省ホーム>>利用目的から調べる【統計】>>統計>>家庭電気製品の量販店月次販売統計調査>>調査の概要

## 家庭電気製品の量販店月次販売統計調査

### 調査の概要

■ 調査の目的	■ 調査の沿革	■ 調査の根拠法令	■ 調査の対象
■ 抽出方法	■ 調査事項	■ 調査票	■ 調査の時期
■ 調査の方法	■ 民間委託の状況	■ 統計の利活用の状況	■ その他

### 調査の目的

既存の生産統計及び輸出入統計に加え、新たに家電流通に関する統計を調査して総合的に検討することにより、家電業界の総合的な状況を把握でき、経済産業省として家電業界の不況対策、家電流通の適正化等家電業界の産業振興に資するための政策に当該統計を活用することを目的とする。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の沿革

#### 【調査開始年】

平成19年開始（2007年開始）

#### 【調査の沿革】

家電流通に関する統計として、従来から商業統計及び商業販売統計が行われている。しかし、これらの統計調査には、「適時性に欠ける」「製品毎の動向が把握できない」などの課題があった。

一方、家電リサイクル法の適切な執行、省エネルギー・製品安全への貢献など、家電製品にまつわる社会的課題がますます大きくなっており、適切な政策の実施のためにも、家電流通の太宗を占める家電量販店の販売動向の把握が不可欠となっている。

こうした背景の中、統計報告調整法に基づく承認統計として、平成19年度から「家庭電気製品の量販店販売統計調査」を実施し、月報として公表することになった。

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページのトップへ戻る](#)

### 調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】 家電販売店・百貨店・チェーンストア・ホームセンター・通信販売で、家電製品の売上げが10億円以上の企業

【調査対象数】 約90企業

【回収率】 ー%（調査開始から一定期間経過後掲載予定）

※回収率＝回答数／調査票配布数

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 抽出方法

### 標本調査

【選定】有意抽出

【抽出方法】家電販売店・百貨店・チェーンストア・ホームセンター・通信販売で、家電製品の売上げが10億円以上の企業

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査事項

1. 店舗数
2. 従業員数
3. 主要家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等）の販売台数及び販売金額

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査票

- ・ [調査票\(XLS/172KB\)](#)

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の時期

【調査周期】毎月

【調査期日】毎月月末

【実施期日】～翌月15日

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 調査の方法

【調査経路】経済産業省→調査客体

【配布方法】郵送、オンライン（メール）

【収集方法】郵送、オンライン（メール）

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

---

[ページのトップへ戻る](#)

## 統計の利活用の状況

行政においては、家電業界の不況対策、家電流通の適正化等家電業界の産業振興に資するための政策立案の参考情報として活用を図る。また、本統計によって、主要家電について製品毎の販売動向を月次で把握することが可能となる。

---

[ページのトップへ戻る](#)

## その他

—

- ① 「経済産業省特定業種石油等消費統計調査(指定統計第115号)」の「石油等消費動態統計」の全対象事業所は重複排除。
- ② 「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)定期報告書提出対象事業所(第1種・第2種エネルギー管理指定工場)」のうち、「石油等消費動態統計」の対象事業所を除いた事業所を調査の対象とする。
- ③ ①、②以外の事業所については、事業所・企業統計調査を母集団名簿とし、各事業所の熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定する(抽出数、変動係数等の設定に用いた数式については参考1)。製造業については産業中分類、製造業以外については産業大分類での精度が3%以下になるように目標精度を設定し、基本となるセル毎に無作為に調査対象となる事業所を選定する。ただし、以下の業種については、エネルギー消費量を調査する調査の対象外とする。
  - ・農業、林業(日本標準産業分類(第12回改定):大分類A)のうち、耕種農業(日本標準産業分類:小分類011)及び畜産農業(日本標準産業分類:小分類012)
  - ・電気業(日本標準産業分類:小分類331)のうち一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者の発電所、
  - ・ガス業(日本標準産業分類:小分類341)のうちガス製造工場、
  - ・鉄道業(日本標準産業分類:小分類421)の本社等以外、
  - ・貸家業・貸間業(日本標準産業分類:小分類692)、駐車場業(日本標準産業分類:小分類693)のうち、個人経営の事業所、
  - ・その他の宿泊業のうち他に分類されない宿泊業(日本標準産業分類:細分類7599(事業所・企業統計調査産業分類:75B))。
- ④ 電気業(日本標準産業分類:中分類33)、ガス業(日本標準産業分類:中分類34)については、「電気事業法による一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者」、「ガス事業法による一般ガス事業者、ガス導管事業者による大口供給許可・届出事業者、大口ガス事業者による大口供給許可・届出事業者」に対して、需要家側からのデータとの整合性をチェック、検証するために、総供給量及び産業別・都道府県別供給量を調査する。

【調査対象数】 約20万事業所

【回収率】約63%(平成19年度エネルギー消費統計調査)

[ページトップへ戻る](#)

## 抽出方法

標本調査

【選定】無作為抽出

【抽出方法】

事業所・企業統計調査を母集団名簿とし、各事業所の熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定する。製造業については産業中分類、製造業以外については産業大分類での精度が3%以下になるように目標精度を設定し、基本となるセル毎に無作為に調査対象となる事業所を選定する。

[ページトップへ戻る](#)

## 調査事項

- (1)事業所の名称、所在地
- (2)エネルギー源別消費量又は消費金額(年度計)
- (3)エネルギー消費量と密接な関係を持つ「活動量」(従業者数、延床面積、売上高(公務を除く))
- (4)電気業及びガス業の産業別・都道府県別販売量

[ページトップへ戻る](#)

## 調査票

9調査票

- 第1号 第2号から第7号を除く対象
- 第2号 農業、林業、漁業、建設業に属する民間事業所
- 第3号 公的事业所(国、地方自治体等、公営水道、公立学校、公立病院など)
- 第4号 過去のエネルギー消費統計調査の回答でビル全体のエネルギーを把握していると回答した事業所
- 第5号 省エネ法定期報告の指定工場のうち、ビル、ショッピングセンター、ホテル、空港
- 第6号 第5号、第7、8、9号を除く、省エネ法定期報告の指定工場
- 第7号 熱供給事業者及び熱供給業
- 第8号 電気事業者
- 第9号 ガス事業者

○「平成18年度エネルギー消費統計調査(仮称)予備調査」調査票

○「平成19年度エネルギー消費統計調査」調査票・記入例・記入要領

- ・平成19年度エネルギー消費統計調査 調査票
- ・平成19年度エネルギー消費統計調査 記入例
- ・平成19年度エネルギー消費統計調査 記入要領

○「平成20年度エネルギー消費統計調査」調査票・記入例・記入要領

- ・平成20年度エネルギー消費統計調査 調査票
- ・平成20年度エネルギー消費統計調査 記入例
- ・平成20年度エネルギー消費統計調査 記入要領

[ページトップへ戻る](#)

■ 調査の時期

- 【調査周期】毎年3月末日現在
- 【調査期日】原則として毎年度4月から3月末までの1年間。
- 【実施期日】4月1日～5月末日

[ページトップへ戻る](#)

■ 調査の方法

- 【調査経路】民間委託先→調査客体
- 【配布方法】郵送
- 【収集方法】郵送

○「平成19年度エネルギー消費統計調査」実施要領

○「平成20年度エネルギー消費統計調査」実施要領

[ページトップへ戻る](#)

■ 民間委託の状況

- 【民間委託の有無】有

[ページトップへ戻る](#)

■ 統計の利活用の状況

- 【国や地方公共団体での利活用例】
  - 総合エネルギー統計を作成するための基礎資料
  - 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し等に係る基礎資料
  - 省エネルギー対策に関する政策の基礎資料 等

【民間分野での利活用例】

- 各業界における省エネルギー対策に関する基礎資料
- 各業界における温暖化効果ガス排出量の推計のための基礎資料

[ページトップへ戻る](#)

---

■ その他

[ページトップへ戻る](#)

---

[利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2007 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [石油製品需給動態統計調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### 石油製品需給動態統計調査

- ▽ 調査の目的
- ▽ 調査の対象
- ▽ 調査票
- ▽ 民間委託の状況
- ▽ 調査の沿革
- ▽ 抽出方法
- ▽ 調査の時期
- ▽ 統計の利活用の状況
- ▽ 調査の根拠法令
- ▽ 調査事項
- ▽ 調査の方法
- ▽ その他

#### 調査の目的

石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的とする。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

##### 【調査開始年】

昭和27年(1952年)開始

##### 【調査の沿革】

昭和27年4月から石油製品の製造業者、輸入業者、販売業者及び消費者を対象に調査を開始した。なお、昭和27年9月から石油製品を消費する運輸業も調査対象としたが、これについては、昭和28年4月以降調査が行われていない。調査対象の増加に伴い、昭和36年からは販売業者について標本調査方式が採用され、3年ごとに標本指定替えが行われた。昭和54年には一部調査事項の削除及び細分化を行い、平成3年には調査票の名称変更等を行った。平成13年12月をもって調査の効率化・簡素化及び報告者負担の軽減を図る観点から「石油製品販売業者月報」を中止した。また、平成14年1月に調査統計部から資源エネルギー庁に移管されたことに伴い、調査対象範囲及び調査事項の変更等を行った。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】

石油製品の全国の製造業者、輸入業者若しくは特定石油販売業者又は原油受入業者に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。

【調査対象数】376事業所

【回収率】100%

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

[ページトップへ戻る](#)

### 調査事項

(調査票その1)

品目:ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油(A重油、B・C重油)、潤滑油、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス(P・P、P・B、B・B)、液化天然ガス

- 月間受入量(生産部門よりの受入、輸入、製造業者・輸入業者よりの購入・融通、販売業者よりの購入、品種振替による増量、石油化学よりの返還、その他の月間受入量)
- 月間払出量(消費者・販売業者向販売、製造業者・輸入業者への販売・融通、輸出、品種振替による減量、自家消費、その他の月間払出量)
- 月末在庫量

(調査票その2)

品目:ガソリン(自動車用高級ガソリン、自動車用並級ガソリン、その他用ガソリン)、ナフサ(石油化学用ナフサ、その他用ナフサ)、潤滑油(ガソリンエンジン用潤滑油、ディーゼルエンジン用潤滑油、その他車両用潤滑油、船舶エンジン用潤滑油、機械油、金属加工油、電気絶縁油、その他の特定用途用潤滑油、その他の潤滑油)

- 消費者・販売業者向販売量
- 月末在庫量

(調査票その3)

品目:ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油(A重油、B・C重油)、潤滑油、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス(P・P、P・B、B・B)、液化天然ガス

- 国別輸入量
- ボンド輸入量(ナフサ、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス(P・P、P・B、B・B)、液化天然ガスは除く)
- 国別輸出量

(調査票その4)

品目:原油 ※原油を取り扱う業者のみ対象。

- 油種コード
- 受入(直受入、転入)
- 消費
- 出荷(電力用、石油化学用、その他用)
- 転送
- 月末在庫

[ページトップへ戻る](#)

### 調査票

[調査票\(PDF/135KB\)](#)

[ページトップへ戻る](#)

### 調査の時期

【調査周期】毎月

【調査期日】毎月1日～末日

【実施期日】翌月12日まで

[ページトップへ戻る](#)

### 調査の方法

【調査経路】経済産業省→調査客体

【配布方法】郵送、オンライン(インターネット経由)

【収集方法】郵送、オンライン(インターネット経由)、オンライン(メール)



[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

【委託先民間機関名】財団法人 石油産業活性化センター

【委託業務内容】

- 実地調査(調査票の督促等)
- 内容検査(調査票における数値のバランスチェック等)
- データ入力(集計システムへのデータ入力)
- チェック等(集計結果のチェック等)
- 統計表作成(公表様式に基づく統計表の作成)
- 調査票の保管

【委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置】

調査票の秘密の保護を着実に実施するため、委託先においては、統計業務に関係の無い人間を作業場所に容易に立ち入らせない措置を講じている。

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 統計の利活用の状況

石油製品の需給実態を明らかにし、行政施策等の基礎資料とする。また、一般ユーザーが、国内の石油製品の需給実態を把握するために活用する。

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ その他

[ページトップへ戻る](#)

[利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2007 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [石油輸入調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### 石油輸入調査

- 調査の目的
- 調査の対象
- 調査票
- 民間委託の状況
- 調査の沿革
- 抽出方法
- 調査の時期
- 統計の利活用の状況
- 調査の根拠法令
- 調査事項
- 調査の方法
- その他

#### 調査の目的

我が国の輸入原油について、油種、性状、供給源、輸送等の動態を把握し、行政施策並びに国際機関に対する報告に資することを目的とする。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和51年(1976年)開始

【調査の沿革】

昭和59年から「原油調査票」、「石油製品・液化石油ガス調査票」の両調査票による把握となった。平成11年には「石油製品・液化石油ガス調査票」を廃止。平成14年には調査統計部(鉱工業動態統計室)から資源エネルギー庁(資源・燃料部政策課)に調査が移管された。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】原油を輸入するすべての企業

【調査対象数】31件

【回収率】100%

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

全数調査

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査事項

(1)その1

検尺完了日、陸揚地、検尺数量、油種名、API度、硫黄分、船積完了日、積出港、船舶名称、用船区分、送主、原供給者

## (2)その2

契約期間、船積数量、FOB、運賃総額、保険料総額、CIF総額、基準運賃

[ページトップへ戻る](#)

**調査票**

[調査票\(PDF/93KB\)](#)

[ページトップへ戻る](#)

**調査の時期**

【調査周期】毎月

【調査期日】毎月1日～末日

【実施期日】翌月15日締切

[ページトップへ戻る](#)

**調査の方法**

【調査経路】経済産業省→調査客体

【配布方法】郵送、オンライン(インターネット経由)

【収集方法】郵送、オンライン(インターネット経由)、オンライン(メール)

[ページトップへ戻る](#)

**民間委託の状況**

【民間委託の有無】有

【委託先民間機関名】財団法人 石油産業活性化センター

【委託業務内容】

- 実地調査(調査票の督促等)
- 内容検査(石油製品需給動態統計調査における調査票その4との整合性チェック等)
- データ入力(集計システムへのデータ入力)
- チェック等(集計結果のチェック等)
- 統計表作成(公表様式に基づく統計表の作成)
- 調査票の保管

【委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置】

調査票の秘密の保護を着実に実施するため、委託先においては、統計業務に関係の無い人間を作業場所に容易に立ち入らせない措置を講じている。

[ページトップへ戻る](#)

**統計の利活用の状況**

我が国の輸入原油について、油種、性状、供給源、輸送等の動態を把握し、行政施策並びに国際機関に対する報告の為の基礎資料とする。また、一般ユーザーが、原油の輸入実態を把握するために活用する。

[ページトップへ戻る](#)

**その他**

[ページトップへ戻る](#)

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [石油設備調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### 石油設備調査

- ▶ 調査の目的
- ▶ 調査の対象
- ▶ 調査票
- ▶ 民間委託の状況
- ▶ 調査の沿革
- ▶ 抽出方法
- ▶ 調査の時期
- ▶ 統計の利活用の状況
- ▶ 調査の根拠法令
- ▶ 調査事項
- ▶ 調査の方法
- ▶ その他

#### 調査の目的

石油業者が有する貯油設備等の実態を調査し、総合的統計分析及び行政資料を得ることを目的とする。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和25年(1950年)開始

【調査の沿革】

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】

石油の備蓄の確保等に関する法律第13条、第23条、第24条、第25条に基づく登録・届出のあったもの(石油備蓄義務者)のうち対象設備を有する者及び石油備蓄義務者が使用権を有する対象設備の所有権を有する企業

【調査対象数】171

【回収率】100%

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

全数調査

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査事項

(1)No.1

- 事業所所在地
- 事業所名

- 各油種(原油、粗ガソリン、粗灯油、粗軽油、粗重油、半製品計、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、重油計、P.P・P.B、B.B、LPG計)の貯油設備の基数及び容量

(2)No.2

- 白油、黒油、LPGのタンクローリーの台数及び容量

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 調査票

[調査票\(PDF/74KB\)](#)

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 調査の時期

【調査周期】2年

【調査期日】3月31日時点

【実施期日】5月末締切

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 調査の方法

【調査経路】経済産業省→調査客体

【配布方法】郵送、オンライン(インターネット経由)

【収集方法】郵送、オンライン(インターネット経由)、オンライン(メール)

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

【委託先民間機関名】財団法人 石油産業活性化センター

【委託業務内容】

- 実地調査(調査票の督促等)
- 内容検査
- データ入力(集計システムへのデータ入力)
- チェック等(集計結果のチェック等)
- 統計表作成(公表様式に基づく統計表の作成)
- 調査票の保管

【委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置】

調査票の秘密の保護を着実に実施するため、委託先においては、統計業務に関係の無い人間を作業場所に容易に立ち入らせない措置を講じている。

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 統計の利活用の状況

我が国における石油製品の供給安定化を図る上で必要な諸施策を効果的に実行する為の基礎資料とする。

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ その他

[ページトップへ戻る](#)

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [埋蔵鉱量統計調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### 埋蔵鉱量統計調査

- ▶ 調査の目的
- ▶ 調査の沿革
- ▶ 調査の根拠法令
- ▶ 調査の対象
- ▶ 抽出方法
- ▶ 調査事項
- ▶ 調査票
- ▶ 調査の時期
- ▶ 調査の方法
- ▶ 民間委託の状況
- ▶ 統計の利活用の状況
- ▶ その他

#### 調査の目的

日本国内に埋蔵されている鉱物の実態を明らかにする。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

##### 【調査開始年】

昭和26年(1951年)開始

##### 【調査の沿革】

昭和25年8月に指定統計として指定され、昭和26年から昭和30年にかけて第1次から第4次の調査が実施された。昭和31年以降、甲調査と乙調査に分かれ、それぞれ2年ごとの調査となったが、昭和38年にさらに改正が行われ、甲、乙、丙調査に分かれるとともに、甲調査は昭和39年以後2年ごと、乙調査は昭和38年以後4年ごと、丙調査は昭和40年以後4年ごとを実施された。平成12年には統計調査に関する事項の削除、調査票の様式変更を行っているが、平成14年に対象鉱物により3種類に区分され実施されている調査を一本化し、及びその周期を全て5年に変更して、平成16年に実施した。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

##### 【属性】

金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、硫化鉄鉱、鉄鉱、砂鉄、マンガン鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、クロム鉄鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、黒鉛、重晶石、ほたる石、石棉、いおう、石こう、けい石、(軟けい石を除く。以下同じ。)、ろう石、石灰石、ドロマイト及び耐火粘土(ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。)(以下、「調査鉱物」という。)を目的とする鉱業権の鉱区及び鉱業法施行法第4条の規定により鉱物を掘探することができる者(以下「採掘者」という。)の採掘することができる区域(以下、「採掘区域」という。)の埋蔵鉱量について行う。調査対象者は調査鉱物を目的とする鉱業権の鉱業権者及び採掘者であり、当該鉱区又は当該採掘区域についての記載を行う。

【調査対象数】513鉱山(平成16年調査時)

【回収率】100%

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

全数調査

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 調査事項

- 第一号様式(その1):鉱床名、鉱区番号、埋蔵鉱量(鉱種コード、鉱量、品位、含有量)  
第一号様式(その2):可採粗鉱量(標準分類品位(標準分類コード、自、至)、鉱種コード、鉱量、品位、含有量)、採鉱実収率、ずり混入率、実収鉱量(鉱種コード、鉱量)
- 第二号様式:鉱床名、鉱区番号、埋蔵鉱量(鉱種コード、鉱量、品位、含有量)、可採粗鉱量(標準分類品位(標準分類コード、自、至)、鉱種コード、鉱量、品位、含有量)、採鉱実収率、ずり混入率、不純分含有量、実収鉱量(鉱種コード、鉱量)

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 調査票

調査票(PDF/230KB)

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 調査の時期

【調査周期】5年

【調査期日】平成16年4月1日現在(平成16年調査時)

【実施期日】平成16年9月末日を調査対象者からの調査票提出期限とした。(平成16年調査時)

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 調査の方法

【調査経路】経済産業省→経済産業局→調査客体

【配布方法】郵送

【収集方法】郵送、オンライン

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 民間委託の状況

【民間委託の有無】無

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ 統計の利活用の状況

我が国における非鉄金属等の安定的な供給の確保を図るための基礎データ等として活用

[ページトップへ戻る](#)

#### ■ その他

[ページトップへ戻る](#)

[利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2007 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [貴金属流通統計調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### 貴金属流通統計調査

- 調査の目的
- 調査の対象
- 調査票
- 民間委託の状況
- 調査の沿革
- 抽出方法
- 調査の時期
- 統計の利活用の状況
- 調査の根拠法令
- 調査事項
- 調査の方法
- その他

#### 調査の目的

貴金属(金地金、プラチナ、パラジウム)の流通及び多岐にわたる流通実態を把握し、貴金属の国内流通に関する行政施策の基礎資料とする。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和62年

【調査の沿革】

-

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】貴金属の生産及び流通を扱っている全国の企業

【調査対象数】32

【回収率】100%

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

全数調査

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査事項

##### 金地金用:

生産数量(新産金、再生金(加工業者から、消費財から、準消費退職品から))、輸入数量、供給量、私的保有受入量・払出量、国内流通量受入量・払出量(報告者、報告者以外の者、計)、消費需要向け払出量(電気通信機・機械部品用、歯科・医療用、メッキ用、その他、計)、準消費者退職向け払出量(宝飾品用、美術工芸品用、メダル用、その他、計)、消費部門への払出量計、輸出数量、受払量計、在庫数量



**プラチナ用:**

生産数量(新産プラチナ、再生プラチナ(加工業者から、消費財から、準消費退職品から))、輸入数量、供給量、私的保有受入量・払出量、国内流通量受入量・払出量(報告者、報告者以外の者、計)、消費需要向け払出量(自動車触媒用、電気・電子機器用、その他、計)、準消費需要向け払出量(化学用、ガラス用、その他、計)、宝飾品用払出量、消費部門への払出量計、輸出数量、受・払量計、在庫数量

**パラジウム用:**

生産数量(新産パラジウム、再生パラジウム(加工業者から、消費財から、宝飾品・その他から))、輸入数量、供給量、国内流通量受入量・払出量(報告者、報告者以外の者、計)、消費需要向け払出量(自動車触媒用、歯科医療用、電気・電子機器用、その他、計)、宝飾品用払出量、消費部門への払出量計、輸出数量、受・払量計、在庫数量

[ページトップへ戻る](#)

---

**調査票**

[調査票\(PDF/97KB\)](#)

[ページトップへ戻る](#)

---

**調査の時期**

【調査周期】毎月  
【調査期日】1日～31日  
【実施期日】毎月末締切

[ページトップへ戻る](#)

---

**調査の方法**

【調査経路】経済産業省一調査容体  
【配布方法】郵送、オンライン(メール)  
【収集方法】郵送、オンライン(メール)、FAX

[ページトップへ戻る](#)

---

**民間委託の状況**

【民間委託の有無】無

[ページトップへ戻る](#)

---

**統計の利活用の状況**

貴金属の国内流通に関する行政施策の基礎資料とするとともに、民間等においても調査結果をもとに流通実態の分析・企業活動等に活用されている。

[ページトップへ戻る](#)

---

**その他**

[ページトップへ戻る](#)

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [非鉄金属海外鉱等受入調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### 非鉄金属海外鉱等受入調査

- ▽ 調査の目的
- ▽ 調査の対象
- ▽ 調査票
- ▽ 民間委託の状況
- ▽ 調査の沿革
- ▽ 抽出方法
- ▽ 調査の時期
- ▽ 統計の利活用の状況
- ▽ 調査の根拠法令
- ▽ 調査事項
- ▽ 調査の方法
- ▽ その他

#### 調査の目的

非鉄金属精錬所(銅、鉛、亜鉛)の海外からの鉱石等の受入量を把握すること。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

##### 【調査開始年】

昭和20年(1945)年開始

##### 【調査の沿革】

我が国は非鉄金属の消費大国であるが、その原料となる鉱石はほとんどを輸入に頼っている状況にあり、鉱石の供給状況を把握するため、昭和20年に調査を開始。平成14年より、調査統計部(鉱工業室)から資源エネルギー庁(資源・燃料部鉱物資源課)に調査が移管され、指定統計調査から承認統計調査へ変更。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】海外から銅鉱石、粗銅、鉛鉱石、粗鉛、亜鉛鉱石を受入れ、粗銅、粗鉛、電気鉛、電気亜鉛、蒸留亜鉛を生産する事業所

【調査対象数】14(平成19年1月)

【回収率】100%(平成18年)

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

全数調査

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査事項

海外銅鉱受入内訳(国名、鉱山名、含有金属量(銅))、海外粗銅受入内訳(国名、精錬所名、含有金属量(銅))、海外鉛鉱受入内訳(国名、鉱山名、含有金属量(鉛))、海外粗鉛受入内訳(国名、精錬所名、含有金属量(鉛))、海外亜鉛鉱受入内訳(国名、鉱山名、含有金属量(亜鉛))

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 調査票

調査票(PDF/13KB)

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 調査の時期

【調査周期】毎月

【調査期日】毎月1日から末日までの1ヶ月間(ただし、やむを得ない場合は一定の日からの1ヶ月間)

【実施期日】調査月の翌月の15日までに調査票を提出

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 調査の方法

【調査経路】経済産業省→調査客体

【配布方法】郵送

【収集方法】郵送、オンライン(メール)、ファクス

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 民間委託の状況

【民間委託の有無】無

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 統計の利活用の状況

非鉄金属の安定的な供給の確保を図るための基礎データ等として活用

[ページトップへ戻る](#)

---

■ その他

[ページトップへ戻る](#)

---

[利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2007 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

トップページ > インフォメーション > 統計情報 > 非鉄金属等需給動態統計調査 > 調査の概要

## 調査の概要

### 非鉄金属等需給動態統計調査

- ▶ 調査の目的
- ▶ 調査の対象
- ▶ 調査票
- ▶ 民間委託の状況
- ▶ 調査の沿革
- ▶ 抽出方法
- ▶ 調査の時期
- ▶ 統計の利活用状況
- ▶ 調査の根拠法令
- ▶ 調査事項
- ▶ 調査の方法
- ▶ その他

#### 調査の目的

非鉄金属の需給の実態を明らかにすること。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和27年(1952年)開始

【調査の沿革】

調査品目ごとの需給バランスや需要構造の動態的観察といった需給動向の把握を主目的として昭和27年4月に調査を開始。平成14年より、調査統計部(鉱工業室)から資源エネルギー庁(資源・燃料部鉱物資源課)に調査が移管され、指定統計調査から承認統計調査へ変更。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】以下の調査対象品目を生産、販売、消費する者とし、詳細は次のとおり。

- 生産業者:非鉄金属等の掘採、選鉱又は製錬(再生を除く)を行う者。ただし、専ら国内の受託による製錬を行う者を含まない。
- 販売業者:非鉄金属等を他から購入(輸入を含む)し、その販売を業とする者。ただし、委託者名義で輸入又は販売する者を含まない。
- 消費者:非鉄金属等を消費している者。

(調査対象品目)

電気銅、銅ケーキ及び銅ピレット(※1)、銅の故又はくず(※2)、銅合金の故又はくず(※2)、電気鉛、再生鉛(※2)、鉛の故又はくず(※2)、電気亜鉛又は蒸留亜鉛、再生亜鉛(※2)、亜鉛の故又はくず(※2)、すず、すずの故又はくず(※2)、アンチモン、水銀(※2)、ニッケル、ニッケル又はニッケル合金の故又はくず(※2)、コバルト、タングステン、タングステン鉱、モリブデン、モリブデン鉱、銀

※1:生産業者のみ

※2:生産業者を除く

【調査対象数】825(平成19年1月)

【回収率】75%(平成16年平均)

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

全数調査

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査事項

生産業者、販売業者、消費者の別に以下の数量(重量)を調査する。

- 生産業者:受入(自社生産、委託生産、その他)、消費、出荷(国内販売、その他)、月末在庫、用途別国内販売内訳
- 販売業者:受入、出荷(国内販売、その他)、月末在庫
- 消費者:自家発生・自家生産、受入、消費、出荷、月末在庫、用途別消費内訳

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査票

調査票(PDF/80KB)

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の時期

【調査周期】毎月

【調査期日】毎月1日から末日までの1ヶ月間(ただし、やむを得ない場合は一定の日からの1ヶ月間)

【実施期日】調査月の翌月の12日までに調査票を提出

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の方法

【調査経路】経済産業省→調査客体

【配布方法】郵送

【収集方法】郵送、ファクス、オンライン(Eメール)、オンライン(インターネット経由)

[ページトップへ戻る](#)

#### 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

【委託先民間機関名】翔厚生出版情報企画(平成19年度)

【委託業務内容】調査票の回収、確認、入力及び督促作業等

【委託に当たって報告書の信頼確保等の見地から講じた措置】

秘密の保護及び事業者に連絡する際を守るべき事項等を契約書に規定。

[ページトップへ戻る](#)

#### 統計の利活用の状況

非鉄金属の安定的な供給の確保を図るための基礎データ等として活用

[ページトップへ戻る](#)

#### その他

[ページトップへ戻る](#)

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [レアメタル生産動態統計調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### レアメタル生産動態統計調査

- ▶ 調査の目的
- ▶ 調査の沿革
- ▶ 調査の根拠法令
- ▶ 調査の対象
- ▶ 抽出方法
- ▶ 調査事項
- ▶ 調査票
- ▶ 調査の時期
- ▶ 調査の方法
- ▶ 民間委託の状況
- ▶ 統計の利活用の状況
- ▶ その他

#### 調査の目的

レアメタル等の生産動態を、把握することにより、我が国の鉱物資源政策の推進を図る

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

【調査開始年】

平成15年(2003年)開始

【調査の沿革】

平成15年1月より、調査統計部所管であった、指定統計経済産業省生産動態統計調査(レアメタル月報)から分離し、新たに、承認統計レアメタル生産動態統計調査として調査を開始

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計報告調整法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】レアメタル等を生産する、全国の事業者

【調査対象数】約40

【回収率】100%

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

全数調査

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査事項

各調査品目の生産、受入、消費、出荷(販売数量・販売金額、その他)、月末在庫

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査票

[調査票\(PDF/93KB\)](#)

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 調査の時期

【調査周期】毎月  
【調査期日】・・・毎月末  
【実施期日】・・・翌月15日締切り

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 調査の方法

【調査経路】経済産業省→調査対象者  
【配布方法】郵送・オンライン(メール)  
【回収方法】郵送・オンライン(メール)

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 統計の利活用の状況

備蓄の制度・目標の見直しの為の算定資料としている。

[ページトップへ戻る](#)

---

■ その他

[ページトップへ戻る](#)

---

[利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2007 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [統計情報](#) > [ガス事業生産動態統計調査](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### ガス事業生産動態統計調査

- ▶ [調査の目的](#)
- ▶ [調査の対象](#)
- ▶ [調査票](#)
- ▶ [民間委託の状況](#)
- ▶ [調査の沿革](#)
- ▶ [抽出方法](#)
- ▶ [調査の時期](#)
- ▶ [統計の利活用の状況](#)
- ▶ [調査の根拠法令](#)
- ▶ [調査事項](#)
- ▶ [調査の方法](#)
- ▶ [その他](#)

#### 調査の目的

ガス事業の生産の実態を明確にし、ガス事業に関する基礎資料とする。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の沿革

【調査開始年】

昭和26年(1951年)開始

【調査の沿革】

昭和26年指定統計調査として一般ガス事業者を対象に調査を開始した。昭和45年度のガス事業法の改正によって、従来の調査対象であった一般ガス事業者に加えて、簡易ガス事業者(1地点で70戸以上の顧客に対して簡易なガス発生装置をもって配管供給しているガス事業者)が調査の対象となった。平成6年度のガス事業法の改正によって、大口需要家を対象に事業規制の緩和を行ったことにより、新たに大口ガス事業者が規定され、従来の対象者に、大口ガス事業者を追加し、大口ガスの供給等の実態を調査することとなった。平成16年度のガス事業法改正によって、ガス導管事業者(自らが維持し、及び運用する特定導管によりガスの供給を行う事業の届出をした事業者)が規定されたことから、調査の対象にガス導管事業者を追加した。平成18年4月分の調査からは、自由化が進化したガス事業の実態を明確にするため調査項目の追加・削除を行い、さらにガス販売高などの金額項目(四半期調査)を追加した。

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の根拠法令

統計法

[ページトップへ戻る](#)

#### 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】全国の一般ガス事業者、大口ガス事業者、ガス導管事業者、簡易ガス事業者

【調査対象数】8,350件

【回収率】100%

[ページトップへ戻る](#)

#### 抽出方法

[ページトップへ戻る](#)



## ■ 調査事項

### (1)様式1

- 原料の種別(揮発油、液化石油ガス、天然ガス、液化天然ガス、その他(品種名))に、受入量(海外・国内購入量)、自家生産量、消費量(ガス化用、加熱用、その他用)、液売り量(ガス事業者向け、その他)、月末在庫量
- ガスの種別(石炭ガス、その他石炭系ガス、揮発油ガス、気化後液化石油ガス、その他石油系ガス、天然ガス、気化後液化天然ガス、その他ガス)に、生産量、ガス事業者からの購入量(うち一般ガス事業者からの購入)、ガス事業者以外からの購入量
- 製品ガスについて生産量、ガス事業者からの購入量、ガス事業者以外からの購入量、加熱用、自家消費量、卸供給量、大口販売量(商業用、工業用、その他用)、小口販売量(家庭用、商業用、工業用、その他用)、月末在庫量
- 需要家メーター数について、大口(商業用、工業用、その他用)、小口(家庭用、商業用、工業用、その他用)別に取付数、調定数
- 託送(小売託送、卸託送)件数、労務(従業者数)、電力(消費電力量(受電分、自家発電分))
- 原料購入金額、製品ガスの購入金額・販売金額及び託送金額

### (2)様式2

- 供給地点群(名称、所在地、数)、原料(種類規格別に月始在庫量、受入量、消費量、過欠補正、月末在庫量)、需要家メーター数(家庭用、商業用、その他、計について取付数と調定数)、生産量(家庭用、商業用、その他、計)

[ページトップへ戻る](#)

## ■ 調査票

- 調査票(様式1)(PDF/65KB)
- 調査票(様式2)(PDF/57KB)

[ページトップへ戻る](#)

## ■ 調査の時期

【調査期日】毎月及び毎四半期(金額調査のみ)

【実施期日】毎月1日～末日

[ページトップへ戻る](#)

## ■ 調査の方法

### 【調査経路】

- 経済産業省→調査客体
- 経済産業省→経済産業局→調査客体

【配布方法】郵送、オンライン

【収集方法】郵送、オンライン

[ページトップへ戻る](#)

## ■ 民間委託の状況

【民間委託の有無】有

【委託先民間機関名】

社団法人日本ガス協会、有限会社ディエム企画

【委託業務内容】

- データ入力(集計システムへのデータ入力)
- チェック等(集計結果のチェック等)
- 統計表作成(公表様式に基づく統計表の作成)

【委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置】

調査票の秘密の保護を確実に実施するため、委託先においては、作業場所に統計業務担当職員以外は容易に立ち入らせない措置を講じている。

[ページトップへ戻る](#)

---

■ 統計の利活用状況

ガス事業に関する行政施策等の基礎資料とする。

[ページトップへ戻る](#)

---

■ その他

-

[ページトップへ戻る](#)

---

[利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2007 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[HOME](#) > [統計](#) > [知的財産活動調査](#) >

 各種統計

## 知的財産活動調査

### ●調査の概要

#### ・調査の目的

本調査は、我が国の知的財産政策を企画立案するにあたっての基礎資料を整備するため、我が国の個人、法人、大学等公的研究機関の知的財産活動の実態を把握することを目的としています。

#### ・調査の沿革

平成14年度 調査開始

平成16年度から3年に一度、「悉皆調査(甲調査)」・「サンプル調査(乙調査)」を行う大規模調査と、その間の2年は「悉皆調査」のみ行う調査方法に変更。

平成17年度 悉皆調査

平成18年度 悉皆調査

平成19年度 悉皆調査(甲調査)及びサンプル調査(乙調査)

平成20年度 悉皆調査

#### ・調査の根拠法令

本調査は、統計報告調整法(昭和二十七年法律第一四八号)に基づく承認統計調査です。

#### ・調査の対象及び抽出方法

【地域】全国

【単位】我が国の個人、法人、大学等公的研究機関

【調査対象数】調査対象者数は、調査年度により異なります。

平成20年度は7,608者

【抽出方法】平成18年に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願のいずれかが5件以上である我が国の個人、法人、大学等公的研究機関。

#### ・調査事項

1. 知的財産部門の活動状況について
2. 産業財産権制度の利用状況について
3. 産業財産権の実施状況について

・調査の時期

【調査周期】毎年

【実施期日】平成20年9月1日から9月30日までの1月間で実施いたしました。

・調査の方法

【調査経路】特許庁→調査客体

【配布方法】郵送

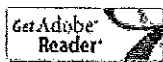
【収集方法】郵送

・民間委託の状況

【民間委託(請負)の有無】有

・統計の利活用事例

知的財産推進計画(知的財産戦略本部)、産業構造審議会(経済産業省)、日米欧三極統計会合における資料。



PDFファイルを初めてお使いになる方は、Adobe Readerダウンロードページへ

[更新日 2009.4.10]

▲ ページの先頭へ

---

[HOME](#) > [統計](#) > [知的財産活動調査](#) >

## 平成20年中小企業実態基本調査の概要

### 1. 調査の目的

近年、企業活動のグローバル化、雇用形態の多様化、IT技術を活用した情報化の進展、消費者のライフスタイルの多様化など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを初めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、中小企業基本法第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成16年度から「中小企業実態基本調査」を統計報告調整法に基づく承認統計調査として毎年実施することとしている。

本調査の実施により、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行う。

### 2. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類E-建設業、F-製造業、H-情報通信業、I-運輸業、J-卸売・小売業、L-不動産業、M-飲食店、宿泊業及びQ-サービス業（他に分類されないもの）のうち、別表に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査した。

※ 業種の範囲及び企業規模（資本金又は従業員）の範囲については、別表を参照。

### 3. 調査の期日（調査時点）及び調査期間

本調査は、平成20年8月1日で実施した。

平成19年度決算に基づく実績について報告をお願いした。

### 4. 調査事項

本調査の調査事項は、以下のとおり。

- (1) 企業の概要（名称及び所在地など）と従業員数、(2) 海外展開の状況
- (3) 売上高及び営業費用、(4) 資産及び負債・純資産、(5) 設備投資
- (6) リースの利用、(7) 研究開発の状況、(8) 売上高の内訳
- (9) 商品（製品）の仕入先・販売先、(10) 工事の受注（建設業）
- (11) 受託の状況（建設業を除く）、(12) 委託の状況、(13) 取引金融機関
- (14) チェーン組織への加盟の状況、(15) 電子商取引の実施状況

※（２）と（７）は、平成２０年調査から実施した調査事項である。

## ５．調査方法

本調査は、中小企業庁から調査対象企業へ調査票を郵送で配布し、申告者（調査対象企業）が、自ら調査票に記入し返送する方法で実施した。

本調査は、調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等のすべてを包括的に民間に委託して実施した。

## ６．標本設計及び抽出方法

### （１）標本数

① 本調査は、平成１８年事業所・企業統計調査（総務省実施）（確報）結果を母集団として標本設計及び標本抽出を行った。

② 平成１７年～１９年度に中小企業庁が実施した平成１７年～１９年中小企業実態基本調査の「売上高」を基に、目標精度（標準誤差率）を業種分類（産業大分類）・従業者規模区分ごとに概ね８％として標本数を算出した。

業種分類：建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、サービス業の９分類

従業者規模区分：法人企業（常用雇用者数５人以下、６～２０人、２１～５０人、５１人以上の４区分）、個人企業

③ 産業中分類別集計表の精度を確保するため、産業中分類の目標精度を概ね１５％とし、あわせて、産業中分類・従業者規模区分の標本数が少なくとも２０以上となるよう標本数を算出した。なお、平成１７年～１９年調査において産業中分類・従業者規模区分ごとの「売上高」の合計に占める割合が２０％以上の標本については、別途層を設け、全数を継続標本（抽出率＝１）とした。

④ 産業中分類別及び都道府県別の集計が可能となるように、業種分類・従業者規模区分の各層の標本数は、母集団の各層ごとの産業中分類別・都道府県別構成比に基づいて、産業中分類別・都道府県別の標本数を割り振った。

### （２）二重抽出

① 本調査では、記入者負担軽減の観点から、二重抽出の考え方を採用し、調査票甲（基本票）、調査票乙（詳細票）の２種類の調査票を使用した。

② 始めに上記（１）により全体の標本数を算出し、次に業種分類・従業者規模区分の目標精度１０％で調査票乙の標本数を算出した。

③ 調査票甲の標本数は、上記（１）で求めた全体の標本数から、調査票乙の標本数を差し引いた標本の数。

④ 調査票乙の標本抽出は、層ごとに抽出された全体の標本（調査対象企業）の中から無作為抽出を行った。

⑤ 二重抽出の採用により、調査項目数の多い調査票乙の調査対象企業を必要最小限とした。

### （３）標準誤差率

標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \text{標準偏差}^2 / \text{抽出数} \right\} \\ \times \left\{ (\text{母集団数} - \text{抽出数}) / (\text{母集団数} - 1) \right\}$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差 : 平成17～19年調査の各年の売上高の平均偏差の標準偏差

平均 : 平成17～19年調査の各年の売上高の平均

## 7. 推計方法

推定は、調査結果を基に産業中分類・従業者規模区分の層ごとに以下により行った。

### (1) 調査結果に基づく抽出率の設定

① 母集団数は、抽出時の母集団数による。

② 有効回答数及び有効調査票数

$$\text{有効回答数} = \text{有効調査票} + \text{その他の有効回答数}$$

$$\text{有効調査票数} = \text{集計企業数}$$

$$\text{その他の有効回答} = \text{廃業、休業又は対象外等}$$

その他の有効回答は、推計・集計から除外した。

③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \text{当該層の有効調査票数} / \text{当該層の母集団数}$$

### (2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大推計は、各個票（有効調査票）の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、産業中分類又は従業者規模区分が移動した場合でも、標本抽出時の産業中分類・従業者規模区分（事前の層）で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

### (3) 個票の比推計（事前の層）

調査票乙（詳細票）の調査項目で、調査票甲（基本票）で調査していない調査項目の推計値は、調査票乙の調査結果（集計結果）を基に、調査票甲の個票単位に推計した。

例えば、調査票甲の商品仕入原価の推計では、調査票乙と調査票甲の共通の調査項目であり、商品仕入原価と関連性の高い売上原価（商品仕入原価の上位項目）を用いて、以下により推計した。

$$\text{甲の商品仕入原価} = \text{乙の商品仕入原価} / \text{乙の売上原価} \times \text{甲の売上原価}$$

### (4) 推計値の集計（事後の層）

推計結果の集計は、上記（2）、（3）の推計値を基に以下の区分により行い、その結果を本報告書に掲載した。

① 産業別・従業者規模別

② 産業中分類別

③ 産業別・資本金階級別

④ 産業別・売上高階級別

⑤ 産業別・設立年別

⑥ 都道府県別（1企業あたり平均値）

### (5) 平成20年母集団数による推定

① 標本平均（1企業あたり）の算出（事後の層）

当該層の標本平均 = 当該層の推定値 / 当該層の拡大企業数

② 開廃業率の算出

平成16年事業所・企業統計及び18年事業所・企業統計(確報)を基に中小企業の開廃業率を算出した。

③ 平成20年母集団数の算出

平成18年事業所・企業統計(確報)を基に算出した平成18年母集団数に、上記②の開廃業率を基に平成20年母集団数を算出した。

④ 新推定値の算出

当該層の新推定値 = 当該層の平成20年母集団数 × 当該層の標本平均

## 8. 調査結果の概要

### (1) 調査の回答状況

#### ① 従業者規模別の回答状況

従業者規模	標本数	回答数		有効回答数	
		回答数	回答率 (%)	有効回答数	有効回答率 (%)
合計	115,936	61,521	53.1	57,598	49.7
法人企業	94,197	50,740	53.9	47,396	50.3
5人以下	46,088	23,392	50.8	21,488	46.6
6～20人	27,384	14,961	54.6	14,142	51.6
21～50人	11,335	6,771	59.7	6,469	57.1
51人以上	9,390	5,616	59.8	5,297	56.4
個人企業	21,739	10,781	49.6	10,202	46.9

#### ② 産業分類別の回答状況

産業	標本数	回答数		有効回答数	
		回答数	回答率 (%)	有効回答数	有効回答率 (%)
合計	115,936	61,521	53.1	57,598	49.7
建設業	3,042	1,503	49.4	1,429	47.0
製造業	16,078	8,863	55.1	8,382	52.1
情報通信業	9,682	5,384	55.6	5,112	52.8
運輸業	20,890	11,192	53.6	10,486	50.2
卸売業	13,828	8,480	61.3	8,031	58.1
小売業	6,926	3,604	52.0	3,362	48.5
不動産業	10,911	5,286	48.4	4,807	44.1
飲食店・宿泊業	3,569	1,423	39.9	1,307	36.6
サービス業	31,010	15,786	50.9	14,682	47.3

(注) 有効回答数には休業、廃業及び対象外等の回答を含む。

### (2) 調査結果の評価



## ① 評価方法

調査結果の評価は、売上高の達成精度（標準誤差率）を基に行った。  
 なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \frac{\text{標準偏差}^2}{\text{抽出数}} \right\} \times \left\{ \frac{(\text{母集団数} - \text{抽出数})}{(\text{母集団数} - 1)} \right\}$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差 : 売上高の標準偏差

平均 : 売上高の平均

## ② 達成精度（標準誤差率）

産業	売上高		
	平均（千円）	標準偏差	標準誤差率
建設業	844,689	2,269,222	0.0714
製造業	653,650	2,690,182	0.0449
情報通信業	281,109	861,044	0.0401
運輸業	356,408	1,860,283	0.0474
卸売業	1,182,825	5,717,347	0.0531
小売業	560,578	1,936,965	0.0598
不動産業	473,242	2,299,276	0.0700
飲食店・宿泊業	205,695	556,962	0.0754
サービス業	347,472	3,471,970	0.0822

## 9. 集計及び結果の公表

## (1) 速報

本調査の主要な調査事項について、平成21年3月に「平成20年中小企業実態基本調査速報」としてホームページ上で公表。

## (2) 調査報告書（確報）

本調査のすべての調査事項について、「平成20年中小企業実態基本調査報告書」として公表。

## (3) ホームページ

本資料を含む本調査に関する情報は、中小企業庁ホームページに掲載している。

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

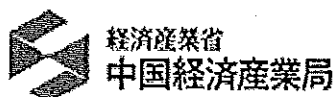
## 調査の範囲

## 1 業種の範囲

業種	業種の範囲
建設業	日本標準産業分類に掲げる大分類E－建設業
製造業	日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる大分類H－情報通信業
運輸業	日本標準産業分類に掲げる大分類I－運輸業のうち、 中分類43道路旅客運送業、 44道路貨物運送業、 45水運業、 47倉庫業、 48運輸に附帯するサービス業
卸売・小売業	日本標準産業分類に掲げる大分類J－卸売・小売業
不動産業	日本標準産業分類に掲げる大分類L－不動産業
飲食店・宿泊業	日本標準産業分類に掲げる大分類M－飲食店、宿泊業
サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）のうち、 中分類80専門サービス業（他に分類されないもの）、 82洗濯・理容・美容・浴場業、 83その他の生活関連サービス業、 84娯楽業、 85廃棄物処理業、 86自動車整備業、 87機械等修理業（別掲を除く）、 88物品賃貸業、 89広告業、 90その他の事業サービス業

## 2 企業規模の範囲

業種	企業規模の範囲
建設業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
製造業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
情報通信業	中分類37通信業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 中分類40インターネット付随サービス業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類413新聞業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類414出版業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
運輸業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
卸売・小売業	中分類49～54の卸売業 : 資本金1億円以下又は従業者100人以下 中分類55～60の小売業 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
不動産業	小分類693駐車場業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下
飲食店・宿泊業	中分類72宿泊業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
サービス業	小分類831旅行業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下

[サイトマップ](#) [検索](#)[トップページ](#) > [統計情報](#) > [中国地域専門量販店販売動向](#) > [調査の概要](#)

## 調査の概要

### 調査の目的

中国地域における専門量販店の販売動向を総合的に把握することにより、個人消費動向を把握し、地域経済産業政策の適切な実施のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 調査の沿革

【調査開始年】平成21年開始(2009年開始)

#### 【調査の沿革】

従来、月次で大型小売店販売動向を公表してきたところ、消費の多様化により既存対象の百貨店、スーパー販売のみでは地域における個人消費の動きが捉えにくくなってきていた。そのため、既存統計を補完し、地域の個人消費の動向を一層的確に把握するため、成長性、販売額規模、景気感応度、主要な専門量販店の販売額比率を総合的に評価した結果、新たに統計の対象として把握すべき業種業態として、ホームセンター、家電量販店、ドラッグストアを選定した。

一方、(財)経済産業調査会中国支局が民間統計として、ホームセンターは平成10年度分から、家電量販店は平成11年度分から県別、品目別で毎月統計公表を行ってきたところであるが、同支局は平成21年3月末をもって閉鎖することとなり、地域に有意な情報を公表してきたホームセンター、家電量販店の販売統計についても、平成21年1月分をもって公表が途絶えてしまい個人消費動向の把握が困難になるおそれが生じた。同調査会が行ってきた調査内容と当経産局の目的が合致していること、成長性が高く調査協力の見込めるドラッグストアを加えた新たな統計を実施することで、民間統計を引き継ぎ、さらに発展させることが期待できる。また、現下の経済情勢は急激に変化しており、地域内のGDPの過半を占める個人消費動向を鋭敏に表す指標として継続して集計公表していくことにより、地域内産業等の円滑な経済活動の発展を促進する基盤ともなりうる。

こうした背景の中、統計報告調整法に基づく承認統計として、平成21年2月分から調査を実施し、同年4月以降、公表することになった。

### 調査の根拠法令

統計報告調整法

### 調査の対象

【地域】中国地域内5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

【単位】企業

#### 【属性】

##### <ホームセンター>

日本標準産業分類(平成19年11月改定)細分類6091ホームセンターによる売上が、売上総額の70%以上を占め、セルフサービスを売り場面積の50%以上について採用し、店舗面積250㎡以上である事業所を複数店舗展開している企業のうち、中国地域内5県に店舗を有する企業。

##### <家電量販店>

日本標準産業分類(平成19年11月改定)小分類593機械器具小売業(自動車、自転車を除く)の売上が、売上総額の70%以上を占める事業所を複数店舗展開している企業のうち、中国地域内5県に店舗を有する企業。

##### <ドラッグストア>

日本標準産業分類(平成19年11月改定)細分類6031ドラッグストアに属し、セルフサービスを売り場面積の50%以上について採用している事業所を複数店舗展開している企業のうち、中国地域内5県に店舗を有する企業。

**【調査対象数】**

<ホームセンター>13企業

<家電量販店>6企業

<ドラッグストア>23企業

**【回収率】**—%(調査開始から一定期間経過後掲載予定)

※回収率=回答数/調査票配布数

**■ 報告者選定の方法**

**【選定】**しつ皆

**【抽出方法】**

<ホームセンター>

(社)日本DIY協会正会員小売部門企業名簿のうち、中国地域内に専門量販店を有する企業。

<家電量販店>

07年度家電量販店各社決算による売上高上位企業7社のうち、中国地域内に専門量販店を有する企業。

<ドラッグストア>

日本チェーンドラッグストア協会の正会員企業名簿のうち、中国地域内に専門量販店を有する企業。

**■ 調査事項**

1. 中国地域内の月間商品販売額
2. 県別動向及び店舗数
3. 備考(販売額増減の理由、売上傾向、売行きの良い商品・悪い商品など)

**■ 調査票**

・調査票 (Excel形式 47KB) 

**■ 調査の時期**

**【調査周期】**毎月

**【調査期日】**毎月月末

**【実施期日】**翌月20日

**■ 調査の方法**

**【調査経路】**経済産業省中国経済産業局→調査客体

**【配布方法】**郵送、オンライン(メール)、その他(手交)

**【収集方法】**郵送、オンライン(メール)、ファクシミリ装置

**■ 民間委託の状況**

**【民間委託の有無】**無

### ■ 統計の利活用の状況

中国地域の個人消費動向の判断材料として活用する。また、本統計調査による新規出店数、売上の伸び率等の集計情報を、中国地域の基本的な商業振興施策及び地域開発施策立案の際の基礎資料とすることができる。

[▲このページの先頭へ](#)

---

【お問い合わせ先】  
総務企画部 企画調査課  
TEL : 082-224-5633

---

[TOP](#) | [BACK](#)  
Copyright 2009 Chugoku Bureau of Economy, Trade and Industry.

## 第10回「大都市交通センサス」の実施について

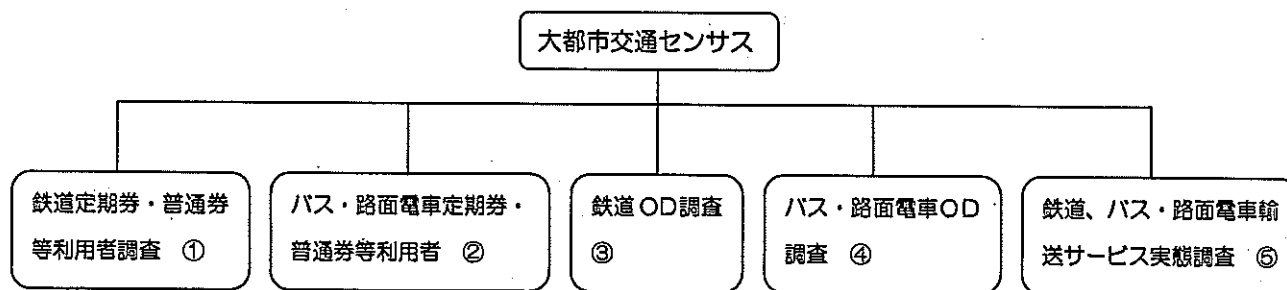
### 1. 調査の概要

「大都市交通センサス」は、首都圏、中京圏、近畿圏の三大都市圏における、大量公共交通機関（鉄道、乗合バス、路面電車）の利用実態を明らかにする事を目的として、昭和35年から5年毎（国勢調査と同じ年）に実施してきた交通統計調査で、本年は10回目の調査年となります。

調査結果は、国や地方公共団体における都市計画や、通勤・通学時の混雑緩和、速達性向上、乗り継ぎ円滑化、バリアフリー化の推進など、様々な交通政策検討の基礎資料として活用されます。

なお、利用者に対するアンケート調査（鉄道定期券・普通券等利用者調査、バス・路面電車定期券・普通券等利用者調査）に関しましては、調査の対象を今回から券種を問わず全ての利用者（前回は定期券の利用者）とすることとしました。

### 2. 調査内容



#### ① 鉄道定期券・普通券等利用者調査

調査区域内の調査対象鉄道駅（首都圏516、中京圏188、近畿圏379）で降車する旅客に対して調査票を配布し、住所、目的地、利用区間、移動目的等を記入していただきます。調査配布駅での駅回収、郵送回収の他、今回からインターネットによる回収も実施します。

#### ② バス・路面電車定期券・普通券等利用者調査

調査対象となるバスターミナル（首都圏24、中京圏10、近畿圏17）において乗降する旅客に対して調査票を配布し、住所、目的地、利用区間、移動目的等を記入していただきます。はがきによる郵送回収を実施します。

#### ③ 鉄道OD調査

鉄道利用者の駅間の流動量を調査します。

※ODとは、Origin（起点・出発点）とDestination（終点・目的地）の略

④ バス・路面電車OD調査

調査対象となるターミナルに乗り入れる系統における、バス・路面電車の停留所間又は駅間の流動量を調査します。

⑤ 鉄道、バス・路面電車輸送サービス実態調査

調査対象路線・系統の車両定員数、車両編成数、運行本数等から、時間帯別の輸送力を調査します。

3. 調査期間

平成17年10月～11月中の平日（火、水、木）の1日

鉄道定期券・普通券等利用者調査は11月15日～17日の間に、バス・路面電車定期券・普通券等利用者調査は11月8日～10日の間に実施致します。

4. 調査協力事業者数

首都圏：鉄道37事業者、バス・路面電車105事業者

中京圏：鉄道15事業者、バス・路面電車 19事業者

近畿圏：鉄道23事業者、バス・路面電車 63事業者

5. 調査結果の公表

調査票を回収後、集計・解析作業を行い、平成18年度に調査結果をプレス発表、国土交通省ホームページ、報告書で公表する予定です。

## I 調査の目的について

全産業廃棄物の排出量の約2割<sup>\*1</sup>を占める建設廃棄物の再資源化等率は92.2%となっており、平成14年度の91.6%から向上してきています。一方、建設発生土の利用率は62.9%となっており、平成14年度の65.1%から下降しています（平成17年度建設副産物実態調査より）。

建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約25%を占めており、また建設廃棄物の一部では不法投棄等の不適正処理も行われています。また、従来、建設廃棄物の受け皿となってきた最終処分場の残余容量が逼迫してきているとともに、今後、高度成長期に建設された建物の更新期を迎えることなど建設廃棄物の排出量が増大することが見込まれており、リサイクルや減量を促進することが緊急の課題となっています。

国土交通省では、平成7年度、平成12年度、平成17年度と基本的に5年周期で建設副産物の実態を把握するために、「建設副産物実態調査」（以下、「センサス」という。）を実施してきました。これらの調査結果は、建設副産物対策を総合的に推進することを目的に、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（以下、「建設リサイクル法」という。）や「建設リサイクル推進計画2008」などの諸施策の策定及びその進捗状況の把握等に役立ててきました。

今後も、全国の建設副産物の実態に関するデータを継続して蓄積することが必要なことや、建設リサイクル推進計画改定後の実態を把握するため、「平成20年度建設副産物実態調査」（以下、「H20センサス」という。）を実施します。

H20センサスは、①利用量・搬出先調査、②再生処理施設の稼働実態調査（以下、「施設調査」という。）の2つの実態調査から構成されています（平成17年度までのセンサスでは、上記2つの調査以外に「総量調査」を実施していました）。

なお、センサスは、統計報告調整法（昭和27年 法律第148号）に基づき、総務省の承認を受けて実施する調査です。

表1 建設副産物実態調査の実施年度（調査対象工事年度を示す）

	平成7 1995	8	9	10	11	12 2000	13	14 2002	15	16	17 2005	18	19	20 2008
①利用量・ 搬出先調査	◎					◎		◎			◎			◎
②施設調査	◎					◎		◎			◎			◎
総量調査	◎					◎		◎			◎			×

注) 調査内容

- ①利用量・搬出先調査：建設資材利用総量や再生資源の利用率の把握、建設副産物の搬出総量や搬出先実態の把握
- ②施設調査：施設立地状況の把握、施設からの搬出先調査

統計法第14条の規定により、調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項については、その秘密は保護されます。

\*1 「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成17年度）について」（環境省）による産業廃棄物業種別排出量のうち建設業の占める割合は18.1%となっている。



## Ⅱ 調査内容について

### 2. 1 調査の概要

#### (1) 調査項目の概要

H20センサスで実施する2つの調査の調査項目の概要は、次のとおりです。

##### ①利用量・搬出先調査

- ・建設資材利用量（搬入利用量、現場内利用量）
- ・建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元
- ・建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

##### ②施設調査

- ・中間処理施設等の設置状況、処理能力
- ・最終処分場の設置状況、残余容量
- ・再資源化施設での再資源化・減量化・最終処分状況

#### (2) 調査区分

H20センサスで実施する「①利用量・搬出先調査」、「②施設調査」の調査区分は、下図のとおりです。

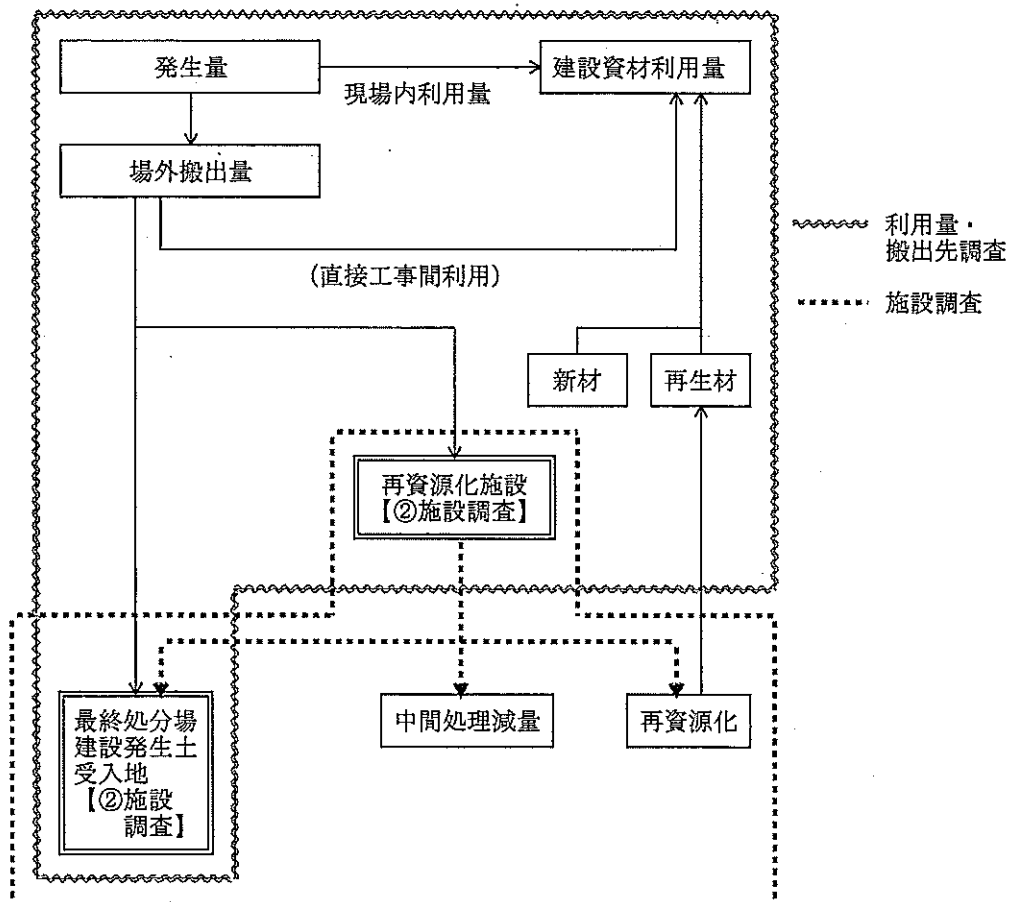
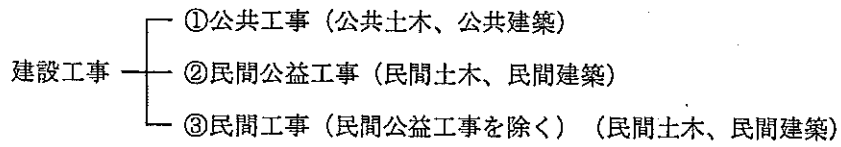


図1 H20センサスの調査区分

(3) 工事区分

調査は、下図の①～③の区分で行います。



注) 民間公益工事：電力、ガス、電気通信、鉄道の各社が発注する工事

## 建設労働需給調査

### ○調査の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、建設技能労働者の需給状況等を職種別・地域別に毎月把握することにより、建設業者の技能労働者確保に資するとともに、円滑な公共事業の執行及び建設労働対策をすすめるための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年7月より毎月10日～20日までの間の1日（日曜、休日を除く）を調査対象日として調査している。

#### (2) 調査対象

建設業法上の許可を受けた法人企業（資本金300万円以上）で、調査対象職種の労働者を直用する建設業者のうち約3,000社を対象とする。

#### (3) 調査事項

##### ①現在の過不足状況

過不足率の算出に必要な下記項目について調査している。

- ・モニター業者が手持現場において確保している労働者数
- ・ // 確保したかったが出来なかった労働者数
- ・ // 確保したが過剰となった労働者数

##### (参考)

$$\text{過不足率} = \frac{\text{確保したかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者数}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保したかったが出来なかった労働者数}} \times 100$$

$$\text{新規募集過不足率} = \frac{\text{確保したかったができなかった労働者数}}{\text{最近1ヶ月以内に確保した労働者数} + \text{確保したかったができなかった労働者数}} \times 100$$

##### ②現在の手持現場の状況

残業・休日作業を強化している現場数及びその理由を調査している。

##### ③今後の労働者の確保の難易に関する見通し

2～3ヶ月後の技能労働者確保の難易に関する見通し及びその理由を調査している。

#### (4) 調査の職種

型わく工（土木）、型わく工（建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木）、鉄筋工（建築）、電工及び配管工の8種。（平成4年10月より従来の6職種の調査結果と併せて、電工、配管工及び8職種計の調査結果を掲載している。）

#### (5) 調査の地域

北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の10地域

※季節調整の方法はセンサス局法Ⅱ（X-11）による。

## 主要建設資材需給・価格動向調査の概要

### <目的>

主要建設資材需給・価格動向調査（建設資材モニター調査）は、公共事業をはじめとする建設事業の円滑な推進を図るため、国土交通省が全国47都道府県における建設資材の価格、需給、在庫等の変動状況を、毎月モニターから情報を入手し、早期に把握しているものである。

### <調査対象地域及び調査対象業者>

#### 1) 調査対象地域

10地方、47都道府県

#### 1) 調査対象業者

- ・各都道府県ごとに、建設資材の供給側（生産者、商社、問屋、販売店、特約店）と需要側（建設業者）から、それぞれ20社程度のモニターを選定（需要側905社、供給側921社、合計1,826社）し、調査を実施している。
- ・選定は、主に都道府県庁所在地に所在する業者から行っている。

#### 2) 調査対象地域及びモニター数

地 方	実施都道府県名
北海道	北海道(23・22)
東 北	青森県(22・11)、岩手県(23・11)、宮城県(19・12)、秋田県(17・12)、山形県(23・12)、福島県(15・8)
関 東	茨城県(18・23)、栃木県(18・23)、群馬県(21・22)、埼玉県(16・25)、千葉県(21・23)、東京都(24・27)、神奈川県(17・23)、山梨県(17・23)、長野県(21・22)
北 陸	新潟県(26・26)、富山県(25・25)、石川県(26・26)
中 部	愛知県(13・17)、静岡県(13・15)、岐阜県(13・18)、三重県(12・17)
近 畿	福井県(23・19)、滋賀県(23・17)、京都府(22・24)、大阪府(24・19)、兵庫県(22・20)、奈良県(17・25)、和歌山県(20・22)
中 国	鳥取県(19・19)、島根県(20・22)、岡山県(18・18)、広島県(16・22)、山口県(20・18)
四 国	徳島県(10・15)、香川県(12・12)、愛媛県(16・15)、高知県(12・16)
九 州	福岡県(22・24)、佐賀県(18・22)、長崎県(25・16)、熊本県(18・25)、大分県(16・19)、宮崎県(24・24)、鹿児島県(31・26)
沖 縄	沖縄県(14・19)

※ ( ) 内の数字は、各都道府県のモニター数（需要側・供給側）

### <調査対象資材> 7資材13品目

- 1) セメント ————— 普通ポルトランド・バラ物
- 2) 生コンクリート ————— 建築用 (21N/mm<sup>2</sup>-18cm-25mm)
- 3) 骨材 ————— ①砂、②砂利、③碎石、④再生碎石
- 4) アスファルト合材 ————— ①密粒度アスコン13 (新材)  
②密粒度アスコン13 (再生材)
- 5) 鋼材 ————— ①異形棒鋼 (SD295A) D16  
②H形鋼 (200×100×5.5×8mm)
- 6) 木材 ————— ①杉正角・特1等 (3.0m×10.5×10.5cm)  
②型枠用合板・輸入品 (12.0×900×1,800mm)
- 7) 石油 ————— 軽油1、2号

### <調査項目>

各調査対象資材について、以下の項目等についての調査を実施している。

- (1) 現在及び将来(3ヶ月先)の価格動向(下落・やや下落・横ばい・やや上昇・上昇)
- (2) 現在及び将来(3ヶ月先)の需給動向(緩和・やや緩和・均衡・ややひっ迫・ひっ迫)
- (3) 現在の在庫状況(豊富・普通・やや品不足・品不足)

## 建設資材・労働力需要実態調査（平成18年度原単位）の結果について

国土交通省総合政策局建設市場整備課  
課長補佐 越智（内線24863）  
資材係長 渡邊（内線24864）  
電話番号(03)5253-8111（代表）  
(03)5253-8283（夜間直通）

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、主要建設資材及び労働力の建設工事における原単位を把握することにより、その需要構造を明らかにし、もって建設資材供給の安定化と建設工事の円滑な推進を図ることを目的として実施しているものである。

本調査では、各種の主要建設資材及び労働力のそれぞれについて、以下の2種類の原単位を年間（以下、年間原単位という）について算出している。

- ・金額原単位：請負工事費（発注者からの支給資材評価額を含む。以下同じ。）100万円あたりの投入量
- ・面積原単位：建築工事において、延べ床面積10㎡あたりの投入量

#### (2) 調査経緯

原単位は、施工技術の進歩・合理化、新工法の開発、建設資材の品質向上及び二次製品の進展、及びこれらに伴う生産性の向上や、資材価格の変動によって、経年的に変化する。

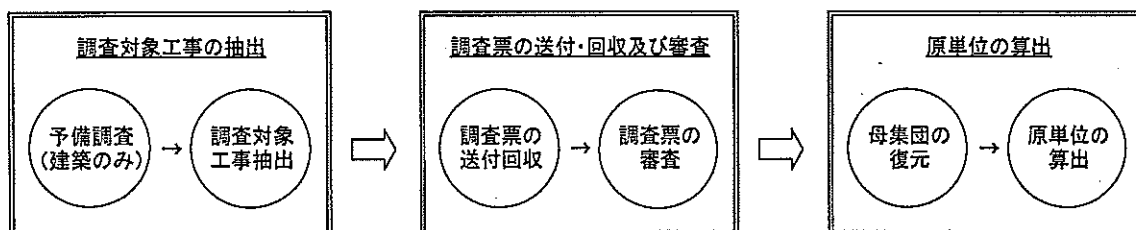
このため、昭和49年度工事を対象に1回目を実施し、以後、おおよそ3年ごとに実態に即した原単位の把握を行っている。

今回の調査は、平成18年度に受注された工事を対象として、平成19年度に実施したものであり、総務省の承認統計として実施した。

#### (3) 調査の方法

調査の方法については、図-1のとおりである。

図-1 原単位調査の実施手順



### i) 調査対象工事の抽出

調査年度に受注された工事の中から、建築工事、土木工事の別に、工事の施工地、種類及び規模毎にそれぞれの抽出数及び抽出率を定めて調査対象工事の抽出を行う。

#### ①建築工事

予め2,500事業所について予備調査を行い、その調査結果から約4,700件を抽出する。

#### ②土木工事

国土交通省総合政策局情報安全・調査課が実施している受注動態統計（うち土木分）のデータから、約5,000件を抽出する。

### ii) 調査票の送付・回収及び審査

抽出した調査対象工事を請負った各事業所（元請け）に対し、郵送により調査票を送付・回収する。回収した調査票については、記入内容を審査し、審査を通過したものを有効標本とする。

### iii) 原単位の算出

得られた有効標本のデータから、以下の手順により、各主要建設資材及び労働力のそれぞれについて原単位を算出する。

#### ①層原単位の作成

得られた有効標本のデータから、建築工事、土木工事のそれぞれについて、施工地、種類及び規模等の別毎に層原単位を作成する。

#### ②着工統計等による母集団の復元

作成した標本原単位の施工地、種類及び規模等の偏りをなくすため、建築工事については建築着工統計、土木工事については受注動態統計に基づき、金額原単位は請負工事費のシェアにより、面積原単位は延べ床面積シェアにより、それぞれ復元倍率を算出し、それを層原単位に乗じることにより、各統計の母集団に復元する。

#### ③各統計区分に対応した原単位の算出

復元した母集団の原単位を基に、建築工事、土木工事のそれぞれについて、主要建設資材及び労働力の原単位を、以下のとおり作成する。

##### ・建築工事

建設投資推計、建築着工統計の各区分の別に応じ、建築物の用途、用途、構造の区分毎、及びそれらを総合したものについて作成する。

##### ・土木工事

建設投資推計、受注動態統計の各区分の別に応じ、工事種類別、金額規模等それぞれの区分毎、及びそれらを総合したものについて作成する。

## 建設業構造基本調査 概要

### 1. 調査の目的

建設業は、現地屋外生産、単品受注生産、労働集約生産が中心で、その生産システムも総合的管理監督機能を担う総合建設業と直接施工機能を担う専門工事業の分業関係で成り立っており、多岐にわたる業種や下請の重層化、複雑な取引関係、多様な雇用形態に見られるように、その産業構造は非常に複雑なものとなっている。

そこで、建設業の基本的な産業構造を明らかにするとともに、その中長期的変化を把握し、建設産業政策の展開に資する基礎資料を得ることを目的として実施されている調査である。

### 2. 調査の沿革

昭和50年度より3年に1回の周期で実施されている承認統計調査である。

### 3. 調査の根拠法令

統計報告調整法第4条第1項(統計報告の徴収についての承認)

### 4. 調査の対象

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、建設業の許可を有している企業。

### 5. 抽出方法

国土交通省が別途実施している建設工事施工統計調査の回答企業で、現実に営業活動を行い建設工事の施工実績のある企業のうち、建設専門企業(建設業の売上が総売上高に占める比率で80%以上の企業)を母集団とし、その母集団について業種、経営組織・資本金階層別の分類を行った後、各階層毎に母集団の企業数の比率を考慮して無作為により抽出決定している。

### 6. 調査事項

前回調査との継続性について留意し、一方でその時々々の建設業をめぐる諸状況等を考慮しながら建設業の基本的構造の的確な把握、分析を行うため、次の8分野について調査を実施。

(1) 基本的事項、(2) 営業活動、(3) 取引関係、(4) 経営管理、(5) 就業者、(6) 建設機械・設備、(7) 組織化・事業の共同化、(8) 経営革新・事業の再構築

### 7. 調査の周期

3年に1回実施。

### 8. 調査の方法

標本抽出された調査対象企業に対し、国土交通省の調査委託先から直接調査票を送付し、その対象企業から郵送若しくはインターネットにより回答してもらう。調査委託先は郵送された調査票とインターネットにより回答された調査データを集計し、国土交通省に送付する。

## 建設・国土関係統計一覧 - 建設機械損料調査 - 概要

TOP > 統計一覧 > 概要

建設機械損料調査 [該当統計ページ](#)

### 調査の概要

#### 調査の目的

建設機械等損料調査は、国内の建設機械の状況を把握し、国土交通行政を推進していく上での基礎資料を得るとともに、公共工事の積算において、建設機械施工に係わる経費を算出する場合に必要な、建設機械等損料算定表の諸数値を検討するための基礎資料を得るものである。

#### 調査の対象

全国の建設機械を保有していると想定される建設業者

#### 調査事項

- ① 建設機械等使用実績調査（建設機械の機種・規格毎の稼働状況、取得状況、維持・修理状況、管理状況）
- ② 建設機械等処分調査（建設機械の機種・規格毎の使用年数状況、処分状況）

#### 調査の時期

2年に1回、6月～8月

#### 調査の方法

郵送及びオンライン

### 調査の結果

#### 利用上の注意

特になし

#### 正誤情報

#### 公表予定

調査年度末

#### 問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 建設施工企画課 業務係  
電話:03-(5253)-8111 内線:24924

[\[一覧へ戻る\]](#) [\[▲先頭へ戻る\]](#)



## I 建設機械動向調査の概要

### 1. 調査の目的

建設機械動向調査は、統計報告調整法に基づく承認統計として経済産業省と国土交通省が共同で実施しているもので、建設業等の建設機械の保有状況を把握することを目的としている。

### 2. 調査の範囲

建設機械を製造・販売している製造業者及び国産機械又は輸入機械を販売している商社で販売及び管理している建設機械の平成19年度（平成19年4月から20年3月まで）の販売台数及び管理台数である。

### 3. 調査対象企業及び回答企業数

調査対象企業は、建設機械の製造業者及び輸入業を行っている商社である。

調査対象企業数は、90社（製造業者84社、商社6社）であり、うち回答のあった企業数は73社（製造業者68社、商社5社）である。

調査票の回収率は全体で81.1%（製造業者81.0%、商社83.3%）である。

ただし、回答企業の内には、調査の結果、自社では回答を行わず他企業に回答を依頼した企業を含む。

## 旅客県間流動調査調査要綱

国土交通省総合政策局情報安全・調査課

1. 調査目的 わが国の乗合バス及び旅客船による都道府県間旅客流動量の実態を把握するとともに国土交通行政の基礎資料として資することを目的とする。
2. 調査事項
  - (1) 乗合バス旅客県間流動調査は、次に掲げる事項について行う。
    - ① 運行系統
    - ② 登録都道府県別配置車両数
    - ③ 年度輸送人員
    - ④ 発着都道府県別推定輸送人員
  - (2) 旅客船旅客県間流動調査は、次に掲げる事項について行う。
    - ① 航路名
    - ② 発着港名及び途中寄港名
    - ③ 発着港及び途中寄港の所在する都道府県名
    - ④ 一般旅客輸送人員
    - ⑤ 航送旅客輸送人員
3. 調査対象
  - (1) 乗合バス旅客県間流動調査は、乗車定員が11人以上であり、かつ2以上の都道府県(北海道については次の各地域を県とみなす)に跨る運行系統を持つ一般乗合旅客自動車運送事業者。
  - (2) 旅客船旅客県間流動調査は、寄港地を有し、かつ2以上の都道府県(北海道については次の各地域を県とみなす)に跨る旅客航路を持つ航路事業者。

### 北海道の地域

地 域	範 囲
道 北	上川、網走、留萌及び宗谷の各支庁
道 東	十勝、釧路及び根室の各支庁
道 央	石狩、後志、空知、胆振及び日高の各支庁
道 南	渡島及び檜山の各支庁

4. 調査期日 8月末日までに前年度の実績を調査する。
5. 調査方法 調査票の配布及び報告者からの提出は、郵送並びに通信回線を用いた電子情報処理組織により行う。
6. 集計事項
  - (1) 輸送機関別旅客輸送量(全国輸送量)
  - (2) 輸送機関別旅客輸送量(地域別輸送量)
  - (3) 16地域相互間輸送人員
  - (4) 府県相互間輸送人員
7. 結果の公表 「旅客地域流動調査」として翌年3月までに公表する。



- (5) 貨物利用運送事業
  - ・全事業の総売上、事業ごとの売上の割合、利用運送機関別取扱実績、利用運送機関別年間売上高（事業収入）
- (6) 運輸付帯サービス業
  - ・年間売上高（事業収入）のうちの拠出金・補助金額
- (7) サルベージ業
  - ・依頼者別サルベージ料金収入
- (8) 自動車整備事業
  - ・原材料費及び部品等購入費の明細
- (9) 貸自動車業
  - ・賃貸用自動車数、貸出先産業別収入比率
- (10) 船舶製造業
  - ・調査期首・期末生産者在庫純増、事業別営業費の割合、原材料費及び部品等購入費の明細
- (11) 鉄道車両工業
  - ・調査期首・期末新造車両仕掛品純増、事業別営業費の割合、原材料費及び部品等購入費の明細

#### 4. 調査対象期間

平成17年1月～12月の実績とする。

これにより難しい場合は、この期間に最も近い1年間とする。

#### 5. 調査の実施時期

平成18年10月～11月

#### 6. 調査の方法

- (1) 国土交通省総合政策局情報管理部が直接行う。
- (2) 自計申告による郵送調査とする。
- (3) 調査票は平成18年10月末日までに配布し、11月30日までに回収を行う。
- (4) また、希望者には当省ホームページから電子調査票を取得し、電子メール等で返信する方法のオンライン調査を行う。

#### 7. 集計事項及び集計方法

##### (1) 集計事項

- ① 当該事業従業者数
- ② 年間売上高（事業収入）
- ③ 年間営業費（事業費）及び年間営業費（事業費）の詳細
- ④ 年間売上高（事業収入）及び年間営業費（事業費）の項目別金額構成率
- ⑤ 各事業ごとの調査事項

##### (2) 集計方法

国土交通省総合政策局情報管理部において機械集計を行う。

#### 8. 結果の取りまとめ

平成19年3月「平成17年（2005年）産業連関表特別調査集計結果」として取りまとめる。

有料駐車場に関する調査 調査要綱  
(平成 17 年 (2005 年) 産業連関表作成特別調査)

平成 18 年 6 月  
国土交通省総合政策局情報管理部

1. 調査の目的

有料駐車場に対して、調査対象期間中における施設運営事業の年間売上(事業収入)、施設運営事業にかかった年間事業費、施設ごとの利用者属性及び数量、施設運営事業に付随して売却した屑・副産物を調査することによって、平成 17 年産業連関表作成における有料駐車場事業の生産額及び投入構造を把握することを目的とする。

2. 調査対象及び標本数

(1) 調査対象

有料駐車場事業者が運営する駐車場とする。

(2) 標本数

標本数は全国で 200 事業所を選定する。

駐車場年報(平成 17 年版)に記載されている駐車場の内、地方公共団体が運営する駐車場を除いた駐車場を母集団とし、駐車場を法律的属性の 3 つの層(都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車場)に分け、それぞれの都道府県別の母集団数の割合から標本数を配分する。これを駐車場の種類別・機能別(平面・地下・立体、自走式・機械式)の階層の中で平均規模の事業所を有意抽出する。

3. 調査事項

調査票により、平成 17 年(暦年)について次の事項を調査する。

- (1) 調査対象駐車場の駐車可能台数に関する事項
- (2) 調査対象駐車場の有料駐車場事業の年間売上高及び年間営業費に関する事項
- (3) 調査対象駐車場を利用した車種に関する事項
- (4) 調査対象駐車場において売却した屑・副産物に関する事項

4. 調査対象期間

平成 17 年暦年(1 月～12 月)とする。これにより難しい場合はこの期間に最も近い 1 年間とする。

5. 調査の実施時期

平成 18 年 6 月～7 月

## 6. 調査方法

- (1) 国土交通省総合政策局情報管理部が直接行う。
- (2) 自計申告による郵送調査とする。
- (3) 調査票は平成18年6月30日までに配布し、7月31日までに回収を行う。
- (4) また、希望者には当省ホームページから電子調査票を取得し、電子メール等で返信する方法のオンライン調査を行う。

## 7. 集計事項及び集計方法

### (1) 集計事項

- ① 年間売上高及び年間営業費及び営業費の構成比
- ② 駐車場を利用した車種の構成比
- ③ 駐車車両一台当たりの駐車料
- ④ 駐車場事業における屑・副産物の売却益及び売却物

### (2) 集計方法

国土交通省総合政策局情報管理部において機械集計を行う。

## 8. 結果の取りまとめ

平成19年3月「平成17年(2005年)産業関連表特別調査集計結果」として取りまとめる。

## 内航船舶品目別運賃収入調査要綱

平成17年9月  
国土交通省総合政策局情報管理部

### 1. 調査の目的

内航輸送による品目別運賃収入額を把握し、平成17年産業連関表作成のための基礎資料を得る。

### 2. 調査対象及び標本数

#### (1) 調査対象

内航海運業法第3条に基づき内航運送業に係る国土交通大臣の登録を受けた者又は国土交通大臣に内航運送業の届出をした者であって、総トン数20トン以上の船舶により貨物を輸送する者のうちから国土交通大臣が選定した者。

#### (2) 調査対象の選定方法及び標本数

- ① 調査対象の選定方法 内航船舶輸送統計調査（指定統計第103号）を作成するための調査と同様とする。
- ② 標本数 調査対象事業者数 約 220社（全事業者数（母集団）813社）  
調査対象船舶数 約 2,000隻

### 3. 調査事項及び調査対象期間

#### (1) 調査事項

- ① 船舶番号
- ② 貨物の品名
- ③ 運賃収入額

#### (2) 調査対象期間

平成17年10月1日から31日までの1か月間とする。

### 4. 調査の実施時期

平成17年9月～12月

### 5. 調査方法

内航船舶輸送統計調査（指定統計第103号を作成するための調査）の平成17年10月分と同時調査とする。ただし、調査票の配布回収は、国土交通省総合政策局情報管理部が直接郵便で行う。また、希望者には、当省ホームページから電子調査票を取得し、電子メール等で返信する方法のオンライン調査を行う。

### 6. 集計事項及び集計方法

#### (1) 集計事項

- ① 船質別品目別トンキロ当たり運賃
- ② 品目別運賃収入

#### (2) 集計方法

国土交通省総合政策局情報管理部において機械集計を行う。

### 7. 結果の取りまとめ

平成19年3月「平成17年産業連関表特別調査集計結果」として取りまとめる。

## こん包業に関する投入調査 調査要綱

(平成17年(2005年)産業連関表作成特別調査)

平成18年6月

国土交通省総合政策局情報管理部

### 1. 調査の目的

こん包事業を行う事業所に対して、調査対象期間中におけるこん包事業の年間売上(事業収入)、こん包事業にかかった年間営業費(事業費)、こん包資材費の明細、こん包資材の入手方法の割合、こん包対象品目の構成率、こん包事業において売却した屑・副産物を調査することによって、平成17年産業連関表作成におけるこん包部門の生産額及び投入構造を把握することを目的とする。

### 2. 調査対象及び標本数

#### (1) 調査対象

総務省統計局が運用・管理している「事業所・企業データベース」による、こん包業を主たる事業とする事業所を母集団とする。

#### (2) 標本数

標本数は全国で200事業所を選定する。

「事業所・企業データベース」からこん包業を主たる事業とする事業所を抽出し、これを母集団として従業員数別の層を9層作り、上位2層を全数抽出、以下抽出率を規模毎に配分し、標本を有意抽出する。

### 3. 調査事項

#### (1) 従業者数に関する事項

#### (2) こん包事業の年間売上高及び年間営業費に関する事項

#### (3) こん包資材費及びこん包資材の入手方法に関する事項

#### (4) こん包対象品目に関する事項

#### (5) こん包事業において売却した屑・副産物に関する事項

### 4. 調査対象期間

平成17年暦年(1月～12月)とする。これにより難しい場合はこの期間に最も近い1年間とする。

### 5. 調査の実施時期

平成18年6月～7月



## 6. 調査方法

- (1) 国土交通省総合政策局情報管理部が直接行う。
- (2) 自計申告による郵送調査とする。
- (3) 調査票は平成18年6月30日までに配布し、7月31日までに回収を行う。
- (4) また、希望者には当省ホームページから電子調査票を取得し、電子メール等で返信する方法のオンライン調査を行う。

## 7. 集計事項及び集計方法

### (1) 集計事項

- ① 年間売上高及び年間営業費
- ② こん包資材費及び入手方法の割合
- ③ こん包対象品目の割合
- ④ こん包事業における屑・副産物の売却益及び売却物

### (2) 集計方法

国土交通省総合政策局情報管理部において機械集計を行う。

## 8. 結果の取りまとめ

平成19年3月「平成17年(2005年)産業連関表特別調査集計結果」として取りまとめる。

# 地方公共団体運輸関連施設調査 調査要綱

(平成17年(2005年)産業連関表作成特別調査)

平成18年5月

国土交通省総合政策局情報管理部

## 1. 調査の目的

地方公共団体が運営する運輸関連施設に対して、調査対象期間中における施設運営事業の年間売上(事業収入)、施設運営事業にかかった年間事業費、施設ごとの利用者属性及び数量、施設運営事業に付随して売却した屑・副産物を調査することによって、平成17年産業連関表作成における地方公共団体運輸関連施設の生産額及び投入構造を把握することを目的とする。

## 2. 調査対象及び標本数

### (1) 調査対象

各地方公共団体が管理(設置主体は地方公共団体で、運営管理を公社等に委託(指定管理含む)している施設を含む。)する港湾、漁港、空港(公共ヘリポート含む)、有料駐車場の各運輸関連施設とする。

### (2) 標本数

都道府県、市区町村を下記の通り選定し、管理するすべての施設について調査を行う。

	抽出方法	団体数
都道府県	全数	44団体
市区町村	有意抽出	141団体

## 3. 調査事項

調査票により、平成17年(暦年)について次の事項を調査する。

- (1) 施設担当課名等に関する事項
- (2) 施設数等に関する事項
- (3) 経常収入(事業収入)に関する調査
- (4) 経常支出(管理費)に関する事項
- (5) 各施設において売却した屑・副産物に関する事項

## 4. 調査対象期間

平成17年暦年(1月~12月)とする。これにより難しい場合はこの期間に最も近い1年間とする。

## 5. 調査の実施時期

平成18年5月~6月

## 6. 調査方法

- (1) 国土交通省総合政策局情報管理部が直接行う。
- (2) 自計申告による郵送調査とする。
- (3) 調査票は平成18年5月31日までに配布し、6月30日までに回収を行う。
- (4) また、希望者には当省ホームページから電子調査票を取得し、電子メール等で返信する方法のオンライン調査を行う。

## 7. 集計事項及び集計方法

### (1) 集計事項

- ① 施設数（共通）、入港船舶総トン数（港湾）、年間水揚高（漁港）、年間着陸回数（空港）、駐車可能台数（駐車場）
- ② 年間経常収入（事業費）及び経常支出（管理費）
- ③ 経常支出（管理費）の内訳
- ④ 駐車場利用車両の車種別構成比（駐車場）
- ⑤ 施設運営事業における屑・副産物の売却益及び売却物

### (2) 集計方法

国土交通省総合政策局情報管理部において機械集計を行う。

## 8. 結果の取りまとめ

平成19年3月「平成17年（2005年）産業関連表特別調査集計結果」として取りまとめる。

## 建築物リフォーム・リニューアル調査

### 概要

建設業者に対して、元請の建築物リフォーム・リニューアル工事の受注高と、各月の最初に受注した工事2件の個別工事内容を調査したものである。

調査対象期間	毎年度の上半期及び下半期
調査対象工事	元請工事 増築（別棟増築を除く）、改築（全部改築を除く）、改装等
調査内容	I 企業の概要 II 住宅または、非住宅建築物に係るリフォーム・リニューアル工事の受注件数・受注高 III 各月の最初に受注した工事2件の個別工事内容（用途、構造、目的、工事部位等）

## 【建設工事施工統計調査】

### ○調査目的

建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的としている。

### ○調査開始時期等

- ・昭和31年より開始
- ・統計法に基づく基幹統計

### ○調査対象

建設業者のうち国土交通大臣の指定した建設業者の施工した建設工事の完成工事高等について調査を行う。

### ○調査対象業者

#### ①全数調査

- ・大臣許可業者
- ・知事許可業者で資本金（出資金）が3,000万円以上の法人
- ・知事許可業者で「舗装」、「しゅんせつ」、「板金」及び「さく井」の許可を有する者

#### ②サンプリング調査（抽出率1/3～1/106）

- ・知事許可業者で個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人

### ○調査内容

- ①国内建設工事の年間完成工事高
- ②国内建設工事の年間受注高
- ③就業者数
- ④兼業売上高 等

### ○調査回数及び公表時期

年1回調査を実施し、年度末に公表

## 【建設工事受注動態統計調査】

### ○調査目的

建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握することにより、各種の経済・社会施策のための基礎資料を得るとともに、企業の経営方針策定等における参考資料を提供することを目的としている。

### ○調査開始時期

- ・平成12年度より開始

※平成11年度まで約40年以上実施されてきた「公共工事着工統計調査」、「民間土木工事着工統計調査」及び「建設工事受注統計調査」に替わる統計調査であるとともに、新たに企業統計としての特徴を具備して平成12年度から開始された統計調査である。

- ・統計法に基づく基幹統計

### ○調査対象

建設業者のうち国土交通大臣の指定した建設業者が受注した国内建設工事について調査を行う。

### ○調査対象業者

建設工事施工統計調査において、前々年度完成工事高が1億円以上の業者から、完成工事高規模に応じた抽出率を設定して約1万2千業者を抽出している。

### ○調査内容

- ①発注者別及び工事種類別の月間受注高
- ②公共機関から受注した請負契約額が1件当たり5百万円以上の国内建設工事に係る「工事名、施工場所、発注者、工事種類、受注形式、請負契約額、完成予定年月等」
- ③民間等から受注した国内建設工事であって、請負契約額が1件当たり5百万円以上の土木工事又は請負契約額が1件当たり5億円以上の建築工事に係る「工事名、施工場所、発注者、工事種類、請負契約額、完成予定年月等」

### ○調査回数及び公表時期

毎月調査を実施し、調査対象月の翌月末に速報値、翌々月中旬に確報値を公表

## 【住宅用地完成面積調査】

### ○調査目的

年間の住宅用地の完成面積を調査することによって受託用地の供給量の実態を地域別に明らかにし、住宅宅地行政の基礎資料をすることを目的としている。

### ○調査開始時期等

- ・昭和45年より開始
- ・統計法に基づく一般統計

### ○調査対象

建設業者のうち国土交通大臣の指定した建設業者の宅地造成工事の施工実績について調査を行う。

### ○調査対象業者

建設工事施工統計調査の対象業者（約11万業者）の中から、宅地造成工事を施工するものと思われる3業種（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業）の許可を有する建設業者（約8万業者）

### ○調査内容

- ①施工地域
- ②発注者の種類（公共・民間）
- ③区域の種類（一般・土地区画整理事業）
- ④住宅用地の種類（一団地の住宅用地、小規模開発の住宅用地、再開発的な住宅用地等）

### ○調査回数及び公表時期

年1回調査を実施し、年度末に公表

## Ⅷ. 土木工事費内訳調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、10府省庁（総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業として行われる平成17年（2005年）産業連関表作成における国土交通省が担当する建設部門の投入額の推計に必要な基礎資料を得るために行ったものである。

### 2. 調査の方法

平成17年に着工された土木工事の中から15種類の対象工事2,000件を抽出し、その工事を受注した元請け建設業者を報告者として、直接工事費、間接工事費、一般管理費等についての費用を郵送により調査した。対象工事の抽出元および本調査の母集団は、「建設工事受注動態統計調査」から抽出した15種類の対象工事である。

### 3. 調査対象の抽出

建設工事受注動態統計調査をもとに、表Ⅷ-1に示すように対象工事15区分、請負契約額7区分の105層に層化し、2,000件の抽出を行った。

### 4. 調査票回収状況等

調査票の回収状況、有効標本数は、表Ⅷ-2のとおり。

### 5. 集計・復元等の方法

土木工事費内訳調査の集計は以下の手順によった。

- (1) 有効標本を前述の15区分の対象工事種類と3区分の請負契約額（1千万未満、1億未満、1億以上）に層化し、工事費内訳の単純集計を行った。
- (2) 「表Ⅷ-3平成17年母集団」の各層の総請負額合計を、先に算出した単純集計の工事費総計で除することで母集団への復元倍率を求めた。
- (3) 単純集計した工事費内訳に復元倍率を乗じて復元後の工事費内訳を算出した。
- (4) 工事費合計を「1」としたときの各項目の比率、および直接工事費、間接工事費、材料費計を「1」としたときの対応する各項目の比率を求め、構成比を算出した。

### 6. 集計結果表の留意点

- (1) 復元集計表の工事費総計、サンプル数、1件当たりの工事費および各工事費欄は「表Ⅷ-3平成17年母集団」の総請負額合計および件数（対象工事別、金額層別）をベースにしている。
- (2) 集計表の金額は、「工事費総計」、「1件当たりの工事費」については消費税込みとなっているが、各工事費内訳、各材料費内訳については消費税抜きとなっている。
- (3) 構成比表の左欄は、工事費合計である「1.2.3.計」を1,00000としたときの各項目の比率である。構成比表の右欄は、「1.直接工事費」、「2.間接工事費」、「材料費計」を1,00000としたときの対応する各項目の比率である。

### 7. その他

調査票は巻末に収録



## VI. 土木工事間接工事費内訳調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、10府省庁（総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業として行われる平成17年（2005年）産業連関表作成における国土交通省が担当する建設部門の投入額の推計に必要な基礎資料を得るために行ったものである。

### 2. 調査事項

公共工事内訳調査の補完調査として、北海道開発局、地方整備局、沖縄総合事務局、47都道府県が、平成17年度中に発注した国土交通省所管の公共土木工事の共通仮設費、現場管理費の詳細な費用内訳を調査した。

### 3. 調査対象工事の選定、調査方法

調査対象工事は、北海道開発局、地方整備局、沖縄総合事務局、及び47都道府県が発注した工事から、調査対象工事種類に偏りが生じないように（工事種類については公共事業工事費内訳調査と同じ。）、それぞれ発注機関の有意により選定を行い、発注機関を経由して、調査票の配布及び収集を行った。

### 4. 調査対象工事件数

調査対象工事件数は、発注機関別に下記のとおり。

北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局	各10件	
47都道府県	各1件	合計147件

### 5. 調査対象報告者

調査の対象報告者は、調査対象工事を受注した元請建設業者とする。

### 6. その他

調査票は巻末に収録。

## IV. 独立行政法人等土木工事費内訳調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、10府省庁（総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業として行われる平成17年（2005年）産業連関表作成における国土交通省が担当する建設部門の投入額の推計に必要な基礎資料を得るために行ったものである。

### 2. 調査対象機関

- |                               |                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 独立行政法人鉄道建設<br>・運輸施設整備支援機構 | (8) 本州四国連絡高速道路株式会社                   |
| (2) 独立行政法人水資源機構               | (9) 東京地下鉄株式会社                        |
| (3) 東日本高速道路株式会社               | (10) 成田国際空港株式会社                      |
| (4) 首都高速道路株式会社                | (11) 中部国際空港株式会社                      |
| (5) 中日本高速道路株式会社               | (12) 関西国際空港株式会社                      |
| (6) 西日本高速道路株式会社               | (13) 各埠頭公社（東京港、横浜港、<br>名古屋港、大阪港、神戸港） |
| (7) 阪神高速道路株式会社                |                                      |

### 3. 調査事項

平成17年度に発注されたすべての土木工事について、工事種別・工事規模別の工事件数及び工事費総額を調査するとともに、抽出された工事について公共事業工事費内訳調査と同様の調査票により労務・資材等の費用内訳を調査した。

各公団等別の工事種類等については、統計表の表-V-1参照。

### 4. 調査の方法

#### (1) 工事件数及び工事費調査

「独立行政法人等土木工事費内訳調査」の実施のため、総工事件数及び工事費の総額を把握するために、平成17年度に発注されたすべての土木工事について、工事種類毎に当初設計金額に基づく工事規模別の発注件数及び工事費を調査した。

#### (2) 独立行政法人等土木工事費内訳調査

平成17年度に発注された工事の中から、工事種別・工事規模別に調査対象機関が任意に選定。

### 5. 調査結果の復元等について

「工事件数及び工事費調査」結果の工事種別、工事規模別の工事費金額を内訳調査の対応する集計額で除したものにより復元を行った。

### 6. その他

調査票は巻末に収録。

## 2. 建築工事費内訳調査の概要

本調査は、平成17年産業連関表の作成に必要な基礎資料のひとつとして、建築部門の投入額推計に必要な基礎資料を得ることを目的として、平成17年1月から1年の間に着工した建築工事の材料費、労務費、諸経費等の工事費内訳（構成比）について調査を実施したものである。

## 3. 調査対象工事種類（I-O建物種類）

調査対象工事種類は以下のとおりである。

表1 I-O建物種類と建築工事費内訳調査における用途分類の対応

No.	I-O建物種類	建築工事費内訳調査における用途分類
1	SRC住宅	1. 居住専用住宅 2. 居住産業併用住宅
2	SRC事務所	3. 事務所 4. 店舗
3	SRC工場	5. 工場・作業場 6. 倉庫
4	SRC学校	7. 学校
5	SRC病院	8. 病院・診療所 9. 体育館 10. ホテル・旅館 11. その他
6	RC住宅（在来工法）	同上
7	RC事務所	
8	RC工場	
9	RC学校	
10	RC病院	
11	S住宅（在来工法）	同上
12	S事務所	
13	S工場	
14	S学校	
15	S病院	
16	CB住宅	1. 居住専用住宅 2. 居住産業併用住宅
17	CB非住宅	上記以外
18	W住宅（在来工法）	1. 居住専用住宅 2. 居住産業併用住宅
19	W事務所	3. 4. 7. 8. 9. 10. 11.
20	W工場	5. 工場・作業場 6. 倉庫
21	W量産住宅	
22	RC量産住宅	
23	S量産住宅	

（注）1. 建物番号16, 17には構造「その他造」を含む。

2. 建物番号21の構造はプレハブ及びツーバイフォーである。

3. 建物番号22, 23の構造はプレハブである。

続き ⑥設備小科目別工事費（一部の設備科目内訳）

非木造				木造			
No.	建築科目	No.	建築細目	No.	建築科目	No.	建築細目
3	衛生	1	給水	3	衛生	1	給水
		2	給湯			2	給湯
		3	排水通気			3	排水通気
		4	衛生器具			4	衛生器具
		5	消火			5	消火
		6	ガス			6	ガス
		7	浄化槽			7	浄化槽
		8	貯水槽			8	上記以外の衛生設備
		9	上記以外の衛生設備				

(注) 調査項目の詳細については「Ⅲ:資料 2. 平成17年建築工事費内訳調査 調査票様式」(p.212~)を参照。

(1) 調査対象業者

調査対象業者は、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」の提出業者及び(社)全国中小建築工事業団体連合会の会員業者とした。

(2) サンプル数

サンプル数は、非木造建築物 2,613 件（うち非木造(A)調査 915 件、非木造(B)調査 1,698 件）、木造建築物 489 件の合計 3,102 件とした。

(3) サンプリング

今回の建築工事費内訳調査の調査対象工事は、非木造建築物に関しては、平成17年に提出された国土交通省「建設工事受注動態統計調査」の調査票内容及び調査リストから抽出した。木造建築物に関しては、(社)全国中小建築工事業団体連合会に紹介を受けた会員業者に全数調査した。

なお、非木造建築物工事に関しては、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」の調査票内容から抽出した工事に対しては「非木造(A)」の調査票を送付し、それ以外は同調査の調査先リストから抽出した業者に対して、構造・用途の枠を指定した上で任意の工事を業者に選定してもらう「非木造(B)」の調査票を送付した。

## I. 不動産業実態調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、10府省庁（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業による平成17年産業連関表を作成するにあたり、国土交通省が担当する不動産業部門の投入額推計に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

### 2. 調査の範囲

調査対象事業の種類は、以下の通りである。

	集計に使用する部門	集計に使用しない部門
大臣免許業者	分譲、住宅賃貸、事務所賃貸、仲介、管理の5部門	土地賃貸
知事免許業者	開発（分譲とする）、仲介の2部門	—

大臣免許業者については、調査票の構成から、各6部門別に記入欄があるのでその情報を基に、調査の範囲を決定した。

知事免許業者については、既存の業者名簿の業態より、開発と仲介に分離した。

### 3. 調査対象の選定と調査対象件数

調査対象事業所は、平成18年3月31日現在における宅地建物取引業者名簿より、大臣免許業者については、全数の2,155業者、都道府県知事免許業者については、不動産の売買及び仲介業務を主としている者を中心に1,069業者を選定し、合計3,224業者を調査対象とした。

### 4. 調査対象報告者

調査対象の報告者は、上記により選定された宅地建物取引業の大臣免許業者及び都道府県知事免許を取得している業者とした。

### 5. 調査事項

調査事項は、資料編に掲載した「不動産業実態調査票」のとおりである。なお、大臣免許業者と都道府県知事免許業者では、調査票の一部が異なっている。

## 建設関連業等の動態調査概要 (測量業の動態調査)

### 1. 調査目的

測量業の活動の動向を迅速、的確に把握し、測量業に関する各種施策に資するとともに、建設活動の先行指標として建設行政に資するため、測量業の動態調査を実施する。

### 2. 調査対象業者

測量業の登録業者のうち、原則として年間売上高の上位50社を対象とする。

### 3. 調査対象業務

調査対象業者が当該月に国内公共、国内民間、海外公共、及び海外民間から受注したすべての業務を対象とする。

### 4. 調査事項

(1) 企業名、部課名、担当者、所在地、整理番号 (プレプリント)

(2) 発注者別契約件数、及び契約金額

1) 国内公共

2) 国内民間

3) 海外公共

4) 海外民間

(3) 業務の目的別契約件数、及び契約金額

1) 建築工事

2) 土木工事

3) その他

(4) 事業所の月末の従業者数

(5) 事業所の月間売上高

### 5. 調査方法

調査対象業者に対し、国土交通省が委託する民間委託機関から毎月調査票及び返信用封筒を郵送し、調査対象業者が調査票に記入し、これを調査月の翌月15日までに返信用封筒に入れ投函する。

なお、調査票に代えてFD、電子メール又はオンラインによって申告することもできる。

民間委託機関は回収した調査票を集計し、国土交通省に報告する。

### 6. 公表

調査対象月の翌月末、印刷物及びインターネットにより公表。

## 建設関連業等の動態調査概要 (建設コンサルタントの動態調査)

1. 調査目的  
建設コンサルタントの活動の動向を迅速、的確に把握し、建設コンサルタントに関する各種施策に資するとともに、建設活動の先行指標として建設行政に資するため、建設コンサルタントの動態調査を実施する。
2. 調査対象業者  
建設コンサルタントの登録業者のうち、原則として年間売上高の上位50社を対象とする。
3. 調査対象業務  
調査対象業者が当該月に国内公共、国内民間、海外公共、及び海外民間から受注したすべての業務を対象とする。
4. 調査事項
  - (1) 企業名、部課名、担当者、所在地、整理番号 (プレプリント)
  - (2) 発注者別契約件数、及び契約金額
    - 1) 国内公共
    - 2) 国内民間
    - 3) 海外公共
    - 4) 海外民間
  - (3) 業務の目的別契約件数、及び契約金額
    - 1) 土木工事の詳細設計等
    - 2) その他
  - (4) 事業所の月末の従業者数
  - (5) 事業所の月間売上高
5. 調査方法  
調査対象業者に対し、国土交通省が委託する民間委託機関から毎月調査票及び返信用封筒を郵送し、調査対象業者が調査票に記入し、これを調査月の翌月15日までに返信用封筒に入れ投函する。  
なお、調査票に代えてFD、電子メール又はオンラインによって申告することもできる。  
民間委託機関は回収した調査票を集計し、国土交通省に報告する。
6. 公表  
調査対象月の翌月末、印刷物及びインターネットにより公表。

## 建設関連業等の動態調査概要 (地質調査業の動態調査)

### 1. 調査目的

地質調査業の活動の動向を迅速、的確に把握し、地質調査業に関する各種施策に資するとともに、建設活動の先行指標として建設行政に資するため、地質調査業の動態調査を実施する。

### 2. 調査対象業者

地質調査業の登録業者のうち、原則として年間売上高の上位50社を対象とする。

### 3. 調査対象業務

調査対象業者が当該月に国内公共、国内民間、海外公共、及び海外民間から受注したすべての業務を対象とする。

### 4. 調査事項

(1) 企業名、部課名、担当者、所在地、整理番号 (プレプリント)

(2) 発注者別契約件数、及び契約金額

1) 国内公共

2) 国内民間

3) 海外公共

4) 海外民間

(3) 業務の目的別契約件数、及び契約金額

1) 建築工事

2) 土木工事

3) その他

(4) 事業所の月末の従業者数

(5) 事業所の月間売上高

### 5. 調査方法

調査対象業者に対し、国土交通省が委託する民間委託機関から毎月調査票及び返信用封筒を郵送し、調査対象業者が調査票に記入し、これを調査月の翌月15日までに返信用封筒に入れ投函する。

なお、調査票に代えてFD、電子メール又はオンラインによって申告することもできる。

民間委託機関は回収した調査票を集計し、国土交通省に報告する。

### 6. 公表

調査対象月の翌月末、印刷物及びインターネットにより公表。



## 建設関連業等の動態調査概要 (建築設計業務の動態調査)

1. 調査目的  
建築士事務所の活動の動向を迅速、的確に把握し、建築設計業務に関する各種施策に資するとともに、建設活動の先行指標として建設行政に資するため、建築設計業務の動態調査を実施する。
2. 調査対象業者  
建築士事務所の登録業者のうち、原則として年間売上高の上位90社を対象とする。
3. 調査対象業務  
調査対象業者が当該月に、施主との直接契約による国内の建築設計業務を対象とする。
4. 調査事項
  - (1) 整理番号(企業名の代わり、プレプリント)
  - (2) 建築主別、使途別、業務件数、概算延床面積、概算住宅戸数、及び工事費概算額
    - 1) 公共(住宅系、非住宅系)
    - 2) 民間(住宅系、非住宅系)注) 公共及び民間の非住宅系において、概算住宅戸数は調査対象としない。
  - (3) 事業所の月末の従業者数(A票のみ)
  - (4) 事業所の月間売上高(A票のみ)
5. 調査方法  
調査対象業者に対し、国土交通省が委託する民間委託機関から毎月調査票及び返信用封筒を郵送し、調査対象業者が調査票に記入し、これを調査月の翌月15日までに返信用封筒に入れ投函する。  
なお、調査票に代えてFD、電子メール又はオンラインによって申告することもできる。  
民間委託機関は回収した調査票を集計し、国土交通省に報告する。
6. 公表  
調査対象月の翌月末、印刷物及びインターネットにより公表。

## 建設関連業等の動態調査概要 (建設機械器具リース業の動態調査)

### 1. 調査目的

建設機械器具リース業の活動の動向を迅速、的確に把握し、建設機械器具リース業に関する各種施策に資するとともに、建設活動の一致指標として建設行政に資するため、建設機械器具リース業の動態調査を実施する。

### 2. 調査対象業者

建設機械器具の賃貸業者のうち、原則として年間売上高の上位50社を対象とする。

### 3. 調査対象業務

公共、及び民間からの賃貸売上高を対象とする。

### 4. 調査事項

- (1) 企業名、部課名、担当者、所在地、整理番号 (プレプリント)
- (2) 施主別 (公共、民間) 賃貸売上高
- (3) 工事種類別 (土木、住宅、非住宅建築) 賃貸売上高
- (4) 主要品目別の月間稼働延べ台数及び月末総保有台数
  - 1) 機械器具名
    - ・ 土工機械 (ブルドーザ、トラクタショベル、ショベル系掘削機)
    - ・ 運搬機械 (クレーン、不整地運搬車、フォークリフト)
    - ・ 基礎工事用機械 (振動パイルドライバ)
    - ・ 整地・転圧機械 (モータグレーダ、ローラ)
    - ・ その他 (高所作業車、大型発動発電機、大型コンプレッサ)
- (5) 事業所の月末の従業者数
- (6) 事業所の月間売上高

### 5. 調査方法

調査対象業者に対し、国土交通省が委託する民間委託機関から毎月調査票及び返信用封筒を郵送し、調査対象業者が調査票に記入し、これを調査月の翌月15日までに返信用封筒に入れ投函する。

なお、調査票に代えてFD、電子メール又はオンラインによって申告することもできる。

民間委託機関は回収した調査票を集計し、国土交通省に報告する。

### 6. 公表

調査対象月の翌月末、印刷物及びインターネットにより公表。

## 建設関連業等の動態調査概要 (重仮設リース業の動態調査)

1. 調査目的  
重仮設リース業の活動の動向を迅速、的確に把握し、重仮設リース業に関する各種施策に資するとともに、建設活動の一致指標として建設行政に資するため、重仮設リース業の動態調査を実施する。
2. 調査対象業者  
重仮設材の賃貸業者の全数（12社）を対象とする。
3. 調査対象業務  
公共、及び民間からの賃貸売上高を対象とする。
4. 調査事項
  - (1) 企業名、部課名、担当者、所在地、整理番号（プレプリント）
  - (2) 施主別（公共、民間）賃貸売上高
  - (3) 工事種類別（土木、住宅、非住宅建築）賃貸売上高
  - (4) 主要品目別の月末稼働量及び月末総保有量
    - 1) 主要品目（鋼矢板、H型鋼、鋼製山留、覆工板）別、月末稼働量、月末総保有量
  - (5) 事業所の月末の従業者数
  - (6) 事業所の月間売上高
5. 調査方法  
調査対象業者に対し、国土交通省が委託する民間委託機関から毎月調査票及び返信用封筒を郵送し、調査対象業者が調査票に記入し、これを調査月の翌月15日までに返信用封筒に入れ投函する。  
なお、調査票に代えてFD、電子メール又はオンラインによって申告することもできる。  
民間委託機関は回収した調査票を集計し、国土交通省に報告する。
6. 公表  
調査対象月の翌月末、印刷物及びインターネットにより公表。

## 建設関連業等の動態調査概要 (軽仮設リース業の動態調査)

### 1. 調査目的

軽仮設リース業の活動の動向を迅速、的確に把握し、軽仮設リース業に関する各種施策に資するとともに、建設活動の一致指標として建設行政に資するため、軽仮設リース業の動態調査を実施する。

### 2. 調査対象業者

軽仮設材の賃貸業者のうち、原則として年間売上高の上位15社を対象とする。

### 3. 調査対象業務

公共、及び民間からの賃貸売上高を対象とする。

### 4. 調査事項

- (1) 企業名、部課名、担当者、所在地、整理番号 (プレプリント)
- (2) 施主別 (公共、民間) 賃貸売上高
- (3) 工事種類別 (土木、住宅、非住宅建築) 賃貸売上高
- (4) 主要品目別の月末稼働量及び月末総保有量
  - 1) 主要品目 (枠組足場、鋼製型枠、丸角部材、長尺足場材、支保工部材、養生部材) 別、月末稼働量、月末総保有量。
- (5) 事業所の月末の従業者数
- (6) 事業所の月間売上高

### 5. 調査方法

調査対象業者に対し、国土交通省が委託する民間委託機関から毎月調査票及び返信用封筒を郵送し、調査対象業者が調査票に記入し、これを調査月の翌月15日までに返信用封筒に入れ投函する。

なお、調査票に代えてFD、電子メール又はオンラインによって申告することもできる。

民間委託機関は回収した調査票を集計し、国土交通省に報告する。

### 6. 公表

調査対象月の翌月末、印刷物及びインターネットにより公表。

## 建設業活動実態調査概要

### 1. 調査目的

大手建設業の活動は、多角化、国際化等しており、従来の統計では建設業の多角的な活動等の実態を把握できないため、大手建設業者について多角化等の活動の実態調査を実施し、建設行政施策の基礎資料を得る。

### 2. 調査対象業者

全国の建設業許可業者のうち、資本金1億円以上で、かつ、調査開始時の完成工事高上位55社（ゼネコン35社、設備工事業20社）を対象とする。

### 3. 調査対象業務

10月1日時点で調査対象業者の定める「直近の事業年度の決算期末」1年間の活動状況を対象とする。

### 4. 調査事項

#### (1) 調査対象企業（企業番号をプレプリント）

- ・ 調査票記入者名

#### (2) 人員の状況（子会社、関連会社は除く）

- ・ 期末の職種別常時従業者数及び派遣従業者数
- ・ 期末の業務部門別常時従業者数

#### (3) 多角化の状況（子会社、関連会社は除く）

- ・ 直近1年間の事業別国内売上高
- ・ 直近1年間の設備投資の状況

#### (4) 国際化の状況

- ・ 直近1年間の海外建設事業の有無（海外法人を含む）
- ・ 直近1年間の海外建設事業の契約金額（海外法人を含む）
- ・ 直近1年間の海外建設事業のプロジェクト別契約金額（海外法人を含む）
- ・ 直近1年間の海外建設事業の活動状況（海外法人を含む）
- ・ 海外建設市場の状況（海外法人を含む）
- ・ 直近1年間の資機材等の輸入の状況（子会社、関連会社による輸入は除く）

#### (5) 技術開発等の状況（子会社、関連会社は除く）

- ・ 工業所有権の自己開発所有件数、年間出願状況、年間取引件数
- ・ 直近1年間の環境保全への取り組み

#### (6) 企業集団の状況

- ・ 産業分類別の子会社及び関連会社の状況

### 5. 集計事項

調査事項を単純集計する。

### 6. 調査方法

国土交通省が調査票とその内容を記録したフロッピーディスクを、調査対象業者に直接送付する。調査対象企業は質問事項に対する回答を調査票又はフロッピーディスクに記入し、これを返送する。又は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して報告することも出来る。

回収された調査票は国土交通省が直接集計する。

### 7. 公表

調査実施翌年の3月にホームページ及び印刷物により公表する。

## 集計事項

### (1) 人員の状況（子会社、関連会社を除く）

- ① 期末の職種別常時従業者数
- ② 期末の業務部門別の常時従業者数
  - ・ 業務部門別の常時従業者数
  - ・ 外国人従業員の国籍及び職種別人数

### (2) 多角化の状況（子会社、関連会社を除く）

- ① 直近1年間の事業別国内売上高
  - ・ 事業別国内売上高（土木建築工事・設備工事・その他）
  - ・ その他の事業の業種
- ② 直近1年間の設備投資の状況
  - ・ 設備投資額（研究所・資機材センター・情報センター・その他）
  - ・ その他の設備投資の分野

### (3) 国際化の状況

- ① 直近1年間の海外建設事業の有無（海外法人を含む）
- ② 直近1年間の海外建設事業の契約金額（海外法人を含む）
- ③ 直近1年間の海外建設事業のプロジェクト別契約金額（海外法人を含む）
- ④ 直近1年間の海外建設事業の活動状況（海外法人を含む）
- ⑤ 海外建設市場の状況（海外法人を含む）
  - ・ 海外建設事業の受注高の多い国の主な事業の種類と原発注者
  - ・ 海外建設事業の過去から現在までの評価
  - ・ 海外建設事業の将来の展開状況
  - ・ 将来、海外建設事業を伸ばしたい国の主な事業の種類と原発注者
- ⑥ 直近1年間の資機材等の輸入の状況（子会社、関連会社の輸入は除く）
  - ・ 資機材等の輸入高
  - ・ 資機材等の輸入高の増減状況

### (4) 技術開発等の状況（子会社、関連会社は除く）

- ① 工業所有権の自己開発所有件数、年間出願状況、年間取引件数
  - ・ 工業所有権の自己開発総所有件数
  - ・ 直近1年間の工業所有権の出願の有無
  - ・ 直近1年間に出願した工業所有権の主な目的
  - ・ 工業所有権が共同開発の場合のパートナー
  - ・ 工業所有権に係る実施権の取引の有無
  - ・ 工業所有権の種類別の国内、海外の導入と供与の各件数
  - ・ 直近1年間の工業所有権供与による収入
- ② 直近1年間の環境保全への取り組み
  - ・ 直近1年間における環境保全の取り組みの種類の力点

### (5) 企業集団の状況

- ① 産業分類別の子会社及び関連会社の状況
  - ・ 子会社及び関連会社の増減数、現在数
  - ・ 子会社及び関連会社の形態別増減数
  - ・ 子会社及び関連会社の事業領域

## 内航船舶輸送統計調査

### 調査の目的

内航に従事する船舶について貨物輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策、経済政策を策定するための基礎資料を作成することを目的として以下の通り調査を行っています。

### 調査の沿革

海上運送法（昭和24年法律第187号）、小型船海運業法（昭和27年法律第151号）の規定に基づく業務報告により調査を行ったのが始まりであり、その後、統計法に基づく指定統計として、内航輸送統計調査規則（昭和38年運輸省令第16号）を制定しました。以来幾度かの改正を経て、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として現在に至っています。

### 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく内航船舶輸送統計調査規則（昭和38年運輸省令第16号）により実施しています。

### 調査対象時期

内航船舶輸送実績調査については、内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者を対象に、毎月調査をしています（標本調査）。自家用船舶輸送実績調査については、内航海運業法に規定する自家用船舶により貨物を輸送する者を対象に年度調査をしています（全数調査）。

### 調査事項

貨物の品名及びその重量、輸送区間及び輸送距離、航海距離並びに燃料消費量等について調査しています。

### 活用状況

調査の集計結果は、一例として以下のとおり活用されています。

- ①モーダルシフト推進のための基礎資料
- ②温室効果ガスの算定基礎資料

## 造船造機統計調査

### 調査の目的

造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として以下のとおり調査を行っています。

### 調査の沿革

明治29年の造船規程の制定に伴い調査を行ったのが始まりであり、その後、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として造船造機統計調査規則を制定しました。以来幾度かの改正を経て、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として現在に至っています。

### 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく造船造機統計調査規則（昭和25年運輸省令第14号）により実施しています。

### 調査対象

造船調査については、鋼製の船舶又はFRP船等の船舶（総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上のもの）の製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場を対象に調査しています。

造機調査については、国土交通大臣が告示で定める船舶用機関又は船舶用品の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場を対象に調査しています。

### 調査事項

造船調査は、製造船舶及び修繕船舶に関連する事項について調査しています。

造機調査は、船用機関等の製造高、四半期末在庫高及び修繕高に関連する事項について調査しています。

### 調査時期

造船調査については、毎月末現在、造機調査については、四半期末現在によって調査を行っています。

### 調査方法

地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は海事事務所長から調査票が配布された申告義務者は、調査票に所定の事項を記入の上、地方運輸局長等に提出することとなっています。また、オンライン申請システムを利用して申請することができます。

### 活用例

調査の集計結果は、一例として以下のとおり活用されています。

- ① 鉱工業生産指数
- ② 中小企業対策の基礎資料



## 船員労働統計調査

### 調査の目的

船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的として以下のとおり調査を行っています。

### 調査の沿革

昭和22年に総理府において毎月勤労統計調査の一部として行ったのが始まりであり、その後、船員を除く陸上産業の労働者の調査が労働省に移管され、総理府で引き続き船員毎月勤労統計として実施していました。昭和32年に運輸省に移管されると同時に船舶船員統計の給与関係の調査等と統合し、統計法に基づく指定統計として、船員労働統計調査規則（昭和32年運輸省令第8号）を制定しました。以来幾度かの改正を経て、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、現在に至っています。

### 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく船員労働統計調査規則（昭和32年運輸省令第8号）により実施しています。

### 調査の対象

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、漁船及び特殊船（引船、はしけ及び官公署船をいう。）以外の国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む者、漁船に乗り組む者及び特殊船に乗り組む者を対象に調査しています。

### 調査事項

報酬、労働時間、休日及び有給休暇等に関連する事項について調査しています。

### 調査の時期

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、漁船及び特殊船（引船、はしけ及び官公署船をいう。）以外の国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む船員については、毎年6月の一ヶ月間において調査を行っています。ただし、年間総労働時間については、その前年一年間分（1月から12月までの分）について行っています。

漁船に乗り組む船員については、毎年一年分（1月から12月までの分）につき調査を行っています。

特殊船に乗り組む者については、毎年6月の一ヶ月間において調査を行っています。

### 調査の方法

地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は海事事務所長から調査票が配布された申告義務者は、調査票に所定の事項を記入の上、地方運輸局長等に提出することとなっています。また、オンライン申請システムを利用して申請することができます。

### 活用例

調査の集計結果は、一例として以下のとおり活用されています。

- ①最低賃金立案の資料
- ②労働時間の基準設定の資料

## 鉄道車両等生産動態統計調査

### 調査の目的

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の動態を明らかにすることを目的として以下のとおり調査を行っています。

### 調査の沿革

統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として鉄道車両等生産動態統計調査規則(昭和29年運輸省令第15号)により実施しています。

### 調査の対象・時期

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造(鉄道車両においては、改造及び修理を含む。)を行い、これらの製造の常時10人以上の従業員を使用する事業所(自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造等を行う事業所は除く。)を対象に調査しています。

鉄道車両(新造)については毎月末現在、鉄道車両(改造・修理)、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置、索道搬器運行装置については毎四半期末現在での調査となります。

### 調査事項

受注高、生産高、出荷高及び在庫高に関連する事項について調査しています。

### 調査の方法

国土交通大臣から調査表が配布された報告義務者は、調査票に所定の事項を記入の上、国土交通大臣に提出することとなっています。また、オンライン申請システムを利用して申請することが出来ます。

### 活用状況

調査の集計結果は、一例として以下のとおり活用されています。

① 鉱工業生産指数

② 需要予測や輸出振興のための資料

## 航空輸送統計調査

### 調査の目的

我が国の航空運送事業及び航空機使用事業の実態を明らかにするとともに航空行政の基礎資料を得ることを目的として以下のとおり調査を行っています。

### 調査の沿革

昭和32年から統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計として実施しており、平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施しています。

### 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）

### 調査対象・時期

航空法（昭和27年法律第231号）に基づく許可を受けた航空運送事業者及び航空機使用事業者を対象に毎月調査しています。

### 調査事項

航空機稼動時間、燃料消費量、国内定期航空運送事業輸送実績、国際航空運送事業輸送実績に関連する事項について調査しています。

### 調査方法

国土交通省から調査票が送付された報告者は、調査票に所定の事項を記入の上、国土交通省に提出することとなっています。また、オンライン申請システムを利用して報告することができます。

### 活用状況

調査の結果は、一例として以下のとおり活用されています。

- ①空港整備計画の基礎資料
- ②温室効果ガスの算定基礎資料

## 鉄道輸送統計調査

### 調査の目的

鉄道、軌道及び索道の輸送実態を明らかにすることを目的として以下のとおり調査を行っています。

### 調査の沿革

国鉄については、日本国有鉄道法施行規則（昭和31年運輸省令第32号）による業務報告、民鉄については、民鉄輸送統計調査（承認統計（昭和35年～））によって調査を行ったのが始まりであり、その後、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）の施行に伴い、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計として昭和62年から調査を実施し、現在は統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施しています。

### 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）

### 調査対象・時期

鉄・軌道旅客運輸実態調査、鉄道貨物運輸実態調査及び鉄・軌道走行キロ調査については、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び軌道法（大正10年法律第76号）に基づく免許又は特許を受けた鉄道事業者及び軌道経営者を対象に毎月調査をしています。索道旅客運輸実態調査については、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づき、許可を受けた索道事業者（ただし、貨物を除く。）を対象に年度調査をしています。

### 調査事項

営業キロ、数量、旅客人キロ、貨物トンキロ及び収入等に関連する事項について調査しています。

### 調査の方法

地方運輸局から調査表が送付された報告者は、調査表に所定の事項を記入の上、地方運輸局に報告することとなっています。また、オンライン申請システムを利用して報告することが出来ます。

### 活用方法

調査の結果は、一例として以下のとおり活用されています。

- ①沿線・地域開発計画の基礎資料
- ②輸送整備計画の基礎資料
- ③経営計画及び需要予測の基礎資料

## 企業の土地取得状況等に関する調査の概要

### 1 調査の目的

法人による土地の取得、所有及び利用の状況を明らかにすることにより、今後の土地施策のための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、この調査は、昭和48年度から毎年実施している。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

資本金、出資金または基金の額が1億円以上の会社法人及び相互会社

### 3 報告を求める者

#### (1) 数

約35,000法人

#### (2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

・選定に使用する名簿等

法人土地基本調査名簿を母体として、前年度調査結果による対象外法人の削除及び前年度基準日後対象となる法人を帝国データバンクのデータから把握、追加することにより本年度の対象法人名簿を作成。

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

①貴法人について

②土地の所有状況について

③所有する土地の面積

④取得・売却などした土地の面積、帳簿価格および売買区画数

⑤所有する土地の都道府県別資産別面積および未利用地の面積

#### (2) 基準となる期日又は期間

基準日：毎年1月1日現在

### 5 報告を求めために用いる方法

#### (1) 調査組織

国土交通省（土地・水資源局土地市場課） — 報告者

#### (2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ( ))

・郵送調査

国土交通省から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを指定日までに返送する。

・オンライン調査

政府統計オンライン調査システム上に電子調査票を用意し、報告者において記入する。

6 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票発送時期：毎年11月上旬

回答期限：毎年12月上旬

## 法人土地基本調査及び法人建物調査の概要

### 1 調査の目的

法人土地基本調査は、法人が所有する土地の所有及び利用の状況を明らかにすることにより、全国及び地域別の土地に関する基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施しており、平成20年法人土地基本調査はその4回目に当たる。

土地基本調査は、全国の土地の利用状況を総合的に把握できる唯一の統計調査であることから、第2回目の法人土地基本調査より統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計となっている。

また、土地の有効利用の観点から土地と一体的に利用される建物の現況についても土地と関連づけて把握するため、平成10年に法人土地基本調査の附帯調査とし法人建物調査を実施し、平成20年法人建物調査はその3回目に当たる。

### 2 調査の対象

国及び地方公共団体以外の法人で、本邦に本所、本社又は本店を有するもののうち、資本金1億円以上の全ての会社と、資本金1億円未満の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定した法人の約49万法人を調査対象とした。

### 3 調査の時期

調査は、平成20年1月1日現在によって行った。

### 4 調査事項

#### 《法人土地基本調査》

調査に使用した調査票は、調査票A及び調査票Bで構成しており、調査票Aは調査対象全法人に対する調査の調査票である。

調査票Bは、調査対象法人のうち、「電気業」、「ガス業」、「国内電気通信業・国際電気通信業」、「放送業」及び「鉄道業」に属する法人に対する調査の調査票である。

各調査票により以下の項目について調査した。

#### <調査票A>

##### 【I】 貴法人について

- 1 法人の名称
- 2 法人の本所・本社・本店の所在地
- 3 組織形態
- 4 資本金、出資金又は基金の額
- 5 業種
- 6 常用雇用者数
- 7 支所・支社・支店の数

##### 【II】 所有する土地の有無について

- 8 所有する土地の有無
- 9 本所・本社・本店の敷地の所有状況

##### 【III】 貴法人が所有する土地について

【III-（1）】 貴法人が所有する「宅地など」（「農地・林地」、「他者への販売を目的としている土地」以外の土地）について

- 10 所在地
- 11 土地の所有形態
- 12 土地の所有面積
- 13 土地の取得時期
- 14 土地の貸付の有無
- 15 土地の利用現況

【III-（2）】 貴法人が所有する「農地（田、樹園地、畑、牧場）・林地」（「他者への販売を目的として所有する土地」（棚卸資産）は除く。）について

- 16 所在地
- 17 土地面積の合計

【Ⅲ－(3)】貴法人が所有する「他者への販売を目的として所有する土地」(棚卸資産)について

- 18 所在地
- 19 土地面積の合計

<調査票B>

- 1 所在地
- 2 土地の用途
- 3 件数
- 4 土地面積の合計

《法人建物調査》

法人建物調査は以下の項目について調査した。

【Ⅰ】貴法人について

- 1 法人の名称
- 2 所有する建物の有無

【Ⅱ】所有している建物について

【Ⅱ－(1)】工場敷地以外にある建物で延べ床面積 200 m<sup>2</sup>未満の建物について

3 延べ床面積 200 m<sup>2</sup>未満の建物の棟数および総延べ床面積

【Ⅱ－(2)】工場敷地以外にある建物で延べ床面積 200 m<sup>2</sup>以上の建物について

- 4 所在地
- 5 延べ床面積
- 6 構造
- 7 建築時期
- 8 敷地の権原
- 9 建物の利用現況
- 10 建物の貸付の有無

【Ⅱ－(3)】工場敷地にある建物について

- 11 所在地
- 12 延べ床面積
- 13 構造
- 14 建築時期
- 15 敷地の権原

16－(1) 工場別有形固定資産 (建物)

16－(2) 法人所有総有形固定資産 (建物)

## 5 調査の方法

調査は往復郵送で実施し、調査対象法人への調査票の送付は、国土交通省が行った。

調査票の回収については、資本金 1 億円以上の会社法人等については、国土交通省で回収を行い、資本金 1 億円未満の会社法人等については、法人が所在する都道府県を通じて回収を行った。



## 1-2 第4回東京都市圏物資流動調査のねらいと概要

### (1) 都市・交通からみた物流実態調査の視点

東京都市圏において、物流を含めて広域的で総合的な都市計画及び交通計画を策定するためには、物流を対象にした総合都市交通体系調査を実施し、東京都市圏の物流の実態を正確に把握する必要がある。

本調査においては、都市における物流システムを次のように捉え、地域間物資流動量（物流の純流動）を調査することに主眼をおいた第1回から第3回までの調査内容を抜本的に見直すとともに調査体系を再構築し、実態調査を実施した。

#### 【第4回東京都市圏物資流動調査の実施に当たって想定した都市の物流システム】

##### (地域間物流、都市内物流、端末物流)

- ・ 都市における物流は、大きく、地域間物流、都市内物流、端末物流で構成されている。
- ・ 国内外で生産された物資は、海運、航空機、高速道路などを利用して都市に運ばれてくる。これらの物資は、港湾、空港、郊外の高速道路ICの近傍等に立地する流通センターや倉庫等の広域の機能を担う物流施設に輸送され、そこで保管、積替、流通加工等の必要な作業を行った後、都市内に輸送される。(地域間物流)
- ・ 都市内に輸送された物資は都市内の配送センターに運び込まれ、積替、流通加工、梱包等の必要な作業がなされた後、配送される。(都市内物流)
- ・ 物流の最終目的地である商業施設やオフィスなどに対しては、配送センター等から貨物車で運ばれた物資が、運転手等の手によって運び込まれる。(端末物流)

##### (都市の物流システムにおける「物流施設」と「施設間の物資の輸送」)

- ・ 物流のシステムを都市・交通の視点から見ると、物資を保管したり、流通加工等を行う「物流施設」と「施設間の物資の輸送」から成り立っている。
- ・ 都市にある物流に関連する施設には、公共施設である港湾、空港、鉄道駅、流通業務施設の他、民間の流通センターや倉庫といった物流施設が重要な役割を担っている。また、商業施設やオフィスなども物流が集中するという意味では物流に関連する施設といえる。
- ・ 物流施設間の物資の輸送に関しては、ほとんどを貨物車が担っており、都市内の幹線道路が重要な役割を果たしている。

## (2) 第4回東京都市圏物流流動調査の調査体系

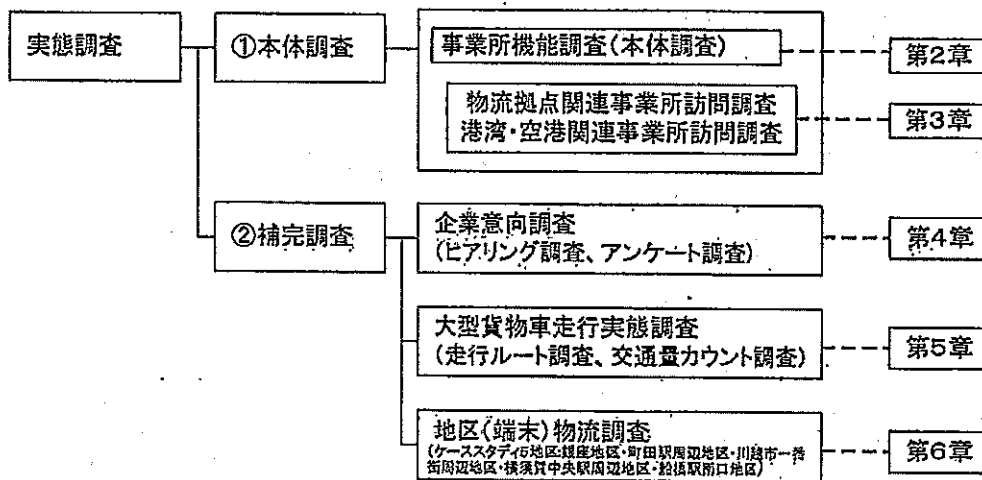
本調査の実態調査の体系は、本体調査である事業所機能調査と、補完調査で構成される（図1-2-1）。

### a) 事業所機能調査（本体調査）

事業所機能調査（本体調査）は、物流に関連する施設を「事業所」という単位で捉え、個々の事業所について、施設の特徴、物流の発生集中量、搬出先・搬入元といった基礎的な情報を把握することを目的に実施した。

### b) 補完調査

補完調査は、事業所機能調査（本体調査）を用いた物流施策の検討の際に、物流実態や物流課題の解明のための補完情報を得る調査であり、大きく企業意向調査、大型貨物車走行実態調査、地区（端末）物流調査で構成されている。



注：図中の章は報告書で掲載している章を示す。

図1-2-1 第4回東京都市圏物流流動調査の実態調査の体系

### (3) 事業所機能調査（本体調査）の調査概要

(報告書の掲載は第2章及び第3章)

#### 1) 事業所機能調査（本体調査）のねらい

都市にある物流に関連する施設には、公共施設である港湾、空港、鉄道駅、流通業務施設の他、流通センターや倉庫といった民間の物流施設が重要な役割を担っている。事業所機能調査（本体調査）は、物流に関連した施設を「事業所」という単位で捉え、個々の事業所について、施設の特徴、物流の発生集中量、搬出先・搬入元といった基礎的な情報を把握することを目的に実施した。

事業所機能調査の調査対象を、過去の物資流動調査と比較すると、次の2つの特徴を挙げることが出来る。

1つは、運送業（道路貨物運送業や運輸に附帯するサービス業等）を調査対象としている点である。過去の物資流動調査では、荷主事業所の「出荷」により物資流動量（純流動）を調査してきたが、荷主が輸送を運送業に委託し、運送業が独自の物流施設を経由して輸送する場合、途中の中継施設である運送業の物流施設の実態を把握することはできない。そのため、今回の事業所機能調査（本体調査）では、物流施設の実態を網羅的に把握するため、運送業も調査対象に含めて調査を実施した（表1-2-1）。

もう1つの特徴は、物流に関連する施設を重点的に調査した点である。事業所機能調査（本体調査）の調査対象の選定には「平成13年度事業所・企業統計調査名簿」（総務省）を用いた。この名簿には、「事業所の形態」が記載されているが、「事業所の形態」は1事業所に対して1種類の形態が付されるものであるため、事務所に倉庫が併設されている場合に「事務所」とされている可能性はあるものの、「事業所の形態」が工場、輸送センター・配送センター、倉庫などの物流関連施設であることが明らかな施設は判別できる。そのため、同名簿の「事業所の形態」により物流関連施設である事業所を悉皆調査（全数調査）とし、重点的に調査するとともに、物流関連施設以外の事業所においても、物流に関連する施設が併設されている可能性があるため、抽出して調査を実施した（表1-2-1）。

この結果、業種別、施設種類別に選定した調査対象事業所は、約12万事業所となった。

注：物流関連施設：「平成13年度事業所・企業統計調査」（総務省）で、事業所の形態が「工場・作業所・工業所」、「輸送センター・配送センター、これらの車庫」、「自家用倉庫、自家用油槽所」である事業所

表1-2-1 事業所機能調査（本体調査）の調査対象事業所

業種	調査年次	第4回調査(H15)		
		第3回調査(H14)	物流関連施設以外 <sup>注1)</sup>	物流関連施設以外 <sup>注1)</sup>
農林漁業、鉱業、建設業				
製造業		△	○	△
電気・ガス・熱供給・水道業				
運輸・通信業	鉄道業・道路旅客運送業			
	道路貨物運送業		○	△
	水運業		○	△
	航空運送業		○	△
	倉庫業	△	○	△
	運輸に附帯するサービス業		○	△
郵便業				
卸売業		△	○	△
小売業、飲食店		△ <sup>注4)</sup>	○	
金融・保険業、不動産業				
サービス業			○	
公営など				

表中の、○は：悉皆(しっかい)調査(全数調査)、△は抽出調査  
 注1) 工場・作業所・工業所、輸送センター・配送センター、これらの車庫、自家用倉庫・自家用油槽所  
 注2) 店舗・飲食店、事務所・営業所、外見上一般の住居と区別しにくい事業所、その他(学校・病院・寺社・旅館・浴場など)  
 注3) 事業所の搬入搬出貨物重量を調査している業種  
 注4) 各任職員小売業の事業所のみ

過去の物資流動調査では、荷主企業を対象に地域間物資流動量（物流の純流動）を調査していたが、今回の事業所機能調査（本体調査）では、運送業の物流施設を新たに調査対象としたことから、施設間の流動も集計することができる（図1-2-2）。

事業所機能調査（本体調査）は業種別に調査対象を選定しており、施設からの搬入元・搬出先も調査している。そのため、事業所機能調査（本体調査）を業種間で集計することで流通の視点から業種間物流チャンネル（業種間の物流のつながり）、地域間で集計することで交通の視点から地域間物流チャンネル（地域間の物流のつながり）といった分析ができる。これに加え、事業所機能調査（本体調査）では、施設間物流チャンネル（施設間の物流のつながり）も集計可能としたことから、物流施設の立地と施設からの輸送など土地利用等の視点からの分析も可能となった（図1-2-3）。

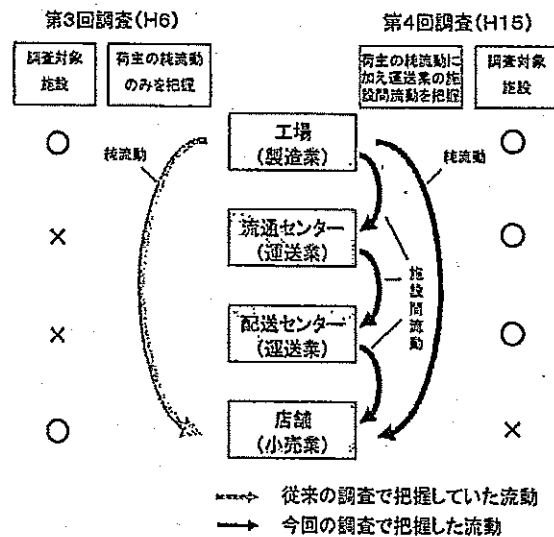
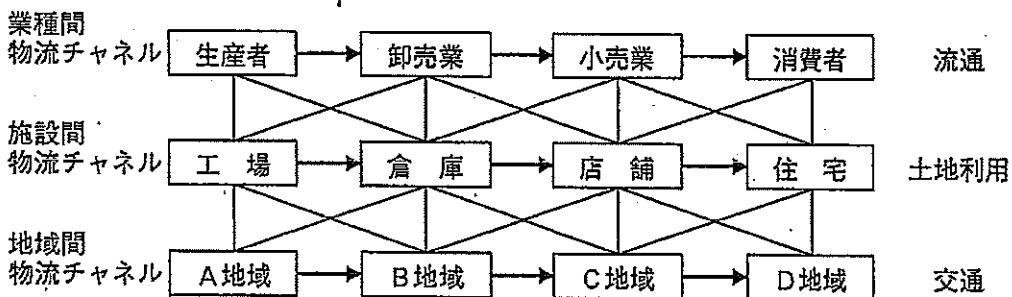


図1-2-2 調査される流動の前回調査との違い



出典：「東京都市圏交通計画協議会 第7回シンポジウム基調講演資料」  
 (東京海洋大学：岩瀬博仁)

図1-2-3 第4回東京都市圏物資流動調査で把握可能な業種間、地域間、施設間の物流チャンネル

## 京阪神都市圏物資流動調査

### 1.3 物流関連調査の内容

#### (1) 物流基礎調査

- ・ 物流基礎調査は、事業所の物流実態の量的側面を把握するための「物流実態アンケート」と、今後の施策対応意向などの質的側面を把握する「物流に関する意向アンケート」の2種類の調査票で構成するものとした。
- ・ 調査対象としては、従来の物資流動調査と同様に、物流活動を現場レベルで行っていると考えられる事業所を対象として行うものとした。
- ・ 平成12年PT調査の補完調査であることから、調査対象地域をPT調査対象地域と同じ京阪神都市圏とし、京阪神都市圏内に立地する事業所を対象とした。
- ・ 調査手法としては、調査コストの削減の要請がある中で、可能な限り多くのサンプル数の確保が求められていることから、郵送配布・郵送回収で調査を行うものとした。

表 1.2 物流基礎調査の枠組み

物流基礎調査	
調査目的	事業所単位での物流や貨物車交通量の発生集中の実態把握、各種の物流施策に対する事業所の意向やニーズの把握
調査時期	平成17年11月中旬～12月上旬
調査対象	物流量や施策対象領域を考慮し、京阪神都市圏に立地する以下の9業種の10人以上の事業所を調査対象とした <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業(4)：金属製造業、化学製品製造業、機械器具製造業、軽工業品製造業</li> <li>・ 卸売業(2)：原材料卸売業、製品卸売業</li> <li>・ 陸運業(1)、倉庫業(1)、小売業(1)（ただし物流関連施設を有する事業所のみ）</li> </ul> 事業所統計調査より抽出、該当する約5万8千事業所を悉皆で調査
調査手法	郵送配布・郵送回収
サンプル数	約1万1千事業所からの回収を目標（目標回収率18%） 配布数：約5万8千事業所 回収数：約1万2千事業所（回収率20.8%）
主な調査項目	物流実態アンケート：事業所の立地状況、物流・貨物車の発生集中状況、輸送OD、輸送ルート等 物流意向アンケート：立地場所の問題点、高速道路の利用意向、物流施設の立地意向や求める要件、新規物流拠点の利用意向、物流効率化対策、施策ニーズ等

【参考 中間年次調査の調査対象圏域について】

本調査は、第4回京阪神都市圏P T調査を基準年とした中間年次調査と位置付けられており、P T調査結果とあわせて京阪神都市圏における総合都市交通体系の検討のための基礎資料を得ることを調査目的の一つとしている。

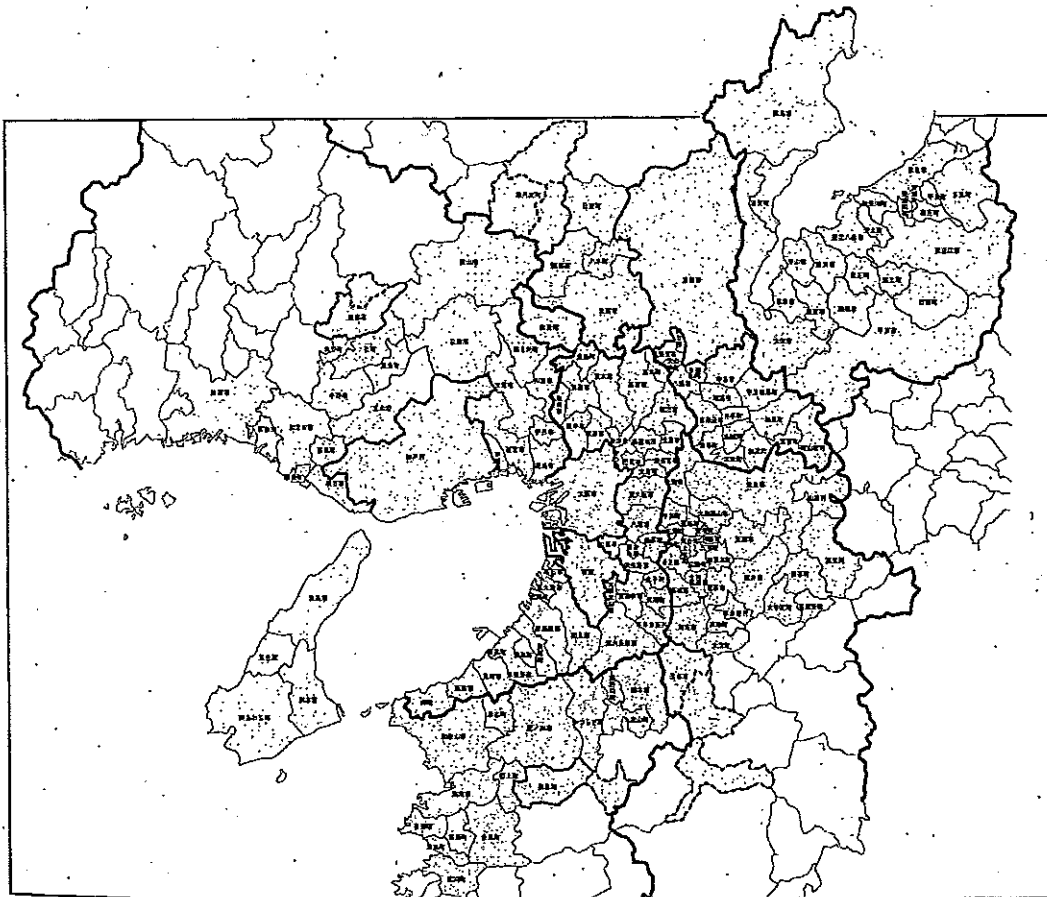
このことから実態調査は、第4回京阪神都市圏P T調査の調査対象圏域を基本として実施した。具体には、物流基礎調査については、以下の調査圏域内に立地する事業所に対して実態調査を行っている。

なお、市町村合併の進捗については以下の対応を取っている。

(調査対象事業所の抽出) 平成17年4月1日現在の市町村合併状況を反映

(集計・分析の対象 ) 平成17年10月1日現在の市町村合併状況を反映

注：実態調査以降の市町村合併のため、集計分析の範囲はこれとは異なっている。



注) 平成17年10月1日現在 (点線は4月1日以降に合併された旧市町村)

図3.1 実態調査の圏域

## 中京都市圏物資流動調査

### 1. 基幹調査の企画

#### 1.1 調査の背景と目的

- 中京都市圏内の自動車交通の約3割は貨物車交通であり、それらが及ぼす影響は交通混雑、排出ガスによる環境負荷、交通事故など多岐に渡る。また、周辺の土地利用と合致していない物流関連施設の立地による道路混雑、騒音、振動等の環境問題や周辺生活道路での交通安全の問題などが危惧される。
- このような問題意識から中京都市圏の物流にかかる現状の問題・課題を整理すると、①交通ネットワーク整備、②貨物車の待機待ち（路上駐車）の軽減、③ものと人の交通の分離、④物流施設の立地誘導、⑤端末物流対策、などに区分される。
- これらの問題・課題への都市サイドからの対応として、「拠点整備」、「荷捌き施設整備」、「都市内物流に係る施策」、「その他物流全般」についての施策検討が必要と考えた。
- これらの施策を検討し、効果的なメニューを提案するためには、物流現状把握、問題・課題の要因分析、施策の効果分析をおこなうためのデータが必要となる。
- このような背景から、物流の主体である事業所を対象として、物流量や貨物車台数などの量的側面を把握することを目的として、「基幹調査」を企画・実施するものとした。
- なお、あわせて事業所の今後の物流戦略や施策ニーズなどの質的側面を把握することを目的とした「事業所意向調査」を企画・実施するものとした（Ⅱ-2参照）。

## 1.2 調査の枠組みの検討

- 調査は、事業所の物流実態の量的側面を把握するための「基幹調査（物流の実態に関する調査）」と、今後の施策対応意向などの質的側面を把握する「事業所意向調査（事業所の意向に関する調査）」の2種類の調査票で構成するものとした。ここでは、「基幹調査（物流の実態に関する調査）」について示す（事業所意向調査については、Ⅱ-2を参照）。
- 調査対象としては、従来物流実態調査と同様に、物流活動を現場レベルで行っている事業所として、道路貨物運送業、小売業、サービス業、飲食店・宿泊業、医療・教育他に属する事業所を対象とした。
- なお、物流活動の中心とも言える製造業、倉庫業、卸売業については、平成18年度の企画を受けて、平成17年実施の「全国貨物純流動調査（物流センサス）」の結果を用いるものとした。
- 調査手法としては、調査コストの縮減の要請に応えながら可能な限り多くのサンプル数の確保が求められていることから、郵送配布・郵送回収および訪問配布・訪問回収で調査対象事業所の規模に応じて効率的に使い分けて実施するものとした。また、中京都市圏総合都市交通計画協議会HPからWebでの回答も可能にした。
- 調査時期としては、記入者側の季節的な負担、後のデータ整備を踏まえて、平成19年の10月に実施することとした。なお、基幹調査と事業所意向調査は調査票を同封して実施した。



表 1.1.1 物流実態調査の枠組み

物流調査	
調査内容	2種類の調査票で構成 「基幹調査（物流の実態に関する調査）」 ：物流実態の量的側面を把握 「事業所意向調査（事業所の意向に関する調査）」 ：今後の施策対応意向などの質的側面を把握
調査対象者	中京都市圏内に立地する事業所のうち、以下の業種に該当する事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路貨物運送業</li> <li>・ 小売業</li> <li>・ サービス業</li> <li>・ 飲食店・宿泊業</li> <li>・ 医療・教育他</li> </ul>
調査手法	<u>道路貨物運送業、小売業、サービス業</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者 1～299 人の事業所                          郵送により調査票を配布する。                          郵送または Web 回答により回収する。</li> <li>・ 従業者 300 人以上※の場合                          訪問調査により調査票を配布する。                          郵送または Web 回答により回収する。</li> </ul> <u>飲食店・宿泊業、医療・教育他</u> 郵送により調査票を配布する。 郵送または Web 回答により回収する。
調査時期	平成 19 年 10 月～平成 19 年 12 月

### 1.3 調査票配布事業所数

#### (1) 目標サンプル数の検討

- 中京都市圏の物流問題・課題に対応する施策検討という調査の目的からは、先述の業種に属する全事業所を対象とする悉皆調査が考えられた。しかしながら、該当する事業所の総数は約 30 万に及ぶことから、調査の効率化の観点から「都市内物流への影響が大きい」事業所を対象としたサンプル調査として実施することが望ましいと判断した。
- サンプル調査の目標回収サンプル数としては、各種施策の検討のために「従業員一人あたり発生集中貨物車台数を相対誤差 20%で把握する」精度を確保するものとした（小売業、飲食店・宿泊業、サービス業、医療・教育他）。
- なお、道路貨物運送業については、他業種に比べてより多くの物流量を扱っていること、事業所数が相対的に少ないことから、悉皆調査として実施した。
- 精度設計の結果、目標サンプル数は約 2 千と算出された。

(2) 調査票配布数の検討

- 目標サンプル数を設計した後、郵送配布（規模の大きい事業所は訪問配布）の回収率を想定した上で、調査票配布事業所数を算定し、全事業所からの抽出を行った。
- 郵送調査の回収率は2割、訪問調査の回収率は7割と想定し、調査対象事業所は事業所・企業統計調査（平成16年）から抽出した。その結果、中京都市圏内に立地する約1万4千の事業所を対象とするものとした。

表 1.1.2 基幹調査の調査対象

業種	道路貨物運送業、小売業、飲食店・宿泊業、サービス業、医療・教育他
対象事業所数	約1万4千事業所 (全事業所の約5%)

表 1.1.3(1) 業種別の抽出率

	道路貨物運送業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	医療・教育他	業種計
母数	5,271	86,176	63,281	80,979	36,286	271,993
目標サンプル数	(1,065)	656	164	577	164	2,626
配布数	5,271	2,585	1,827	3,057	813	13,553
抽出率	100.0	3.0	2.9	3.8	2.2	5.0

※ 道路貨物運送業は全数配布である。

※ 配布数は、郵送調査を2割、訪問調査を7割の回収率として目標サンプル数から算出したものである。

## 民間住宅ローンの実態に関する調査

### 調査概要

#### 1. 調査目的

国民の計画的な住宅取得を円滑に実現していく上で、市場における住宅ローンの供給状況を把握することは重要である。本調査は、住宅金融政策の検討及び立案を行っていくための統計データを収集することを目的として、住宅ローンを提供している民間金融機関及び貸金業者を対象として実施した。

#### 2. 調査対象機関

住宅資金貸出の実績のある民間金融機関及び貸金業者等

	平成 20 年度調査		
	調査対象機関数	回答数	回答率
国内銀行	146	119	81.5%
都市銀行	5	5	100%
地方銀行	64	58	90.6%
第二地方銀行	45	36	80.0%
その他	32	20	62.5%
信用金庫等	280	250	89.3%
信用組合等	165	136	82.4%
労働金庫	13	13	100%
農業協同組合等	810	799	98.6%
生命保険会社	46	38	82.6%
損害保険会社	26	22	84.6%
ノンバンク	29	17	58.6%
合計	1515	1394	92.0%

#### 3. 調査方法

各調査対象機関へ調査票を郵送し、回答していただいた調査票を郵送・FAX 及びオンライン等にて回収した。

#### 4. 調査期間

平成 20 年 9 月～平成 20 年 10 月

#### 5. 調査項目

##### i 個人向け住宅ローンについて

(1) 金利タイプ別の供給量の実態（平成 19 年度）

- ①個人向け住宅ローン全体の実績
- ②新築住宅の建設・購入に係る個人向け住宅ローンの実績
- ③他の住宅ローンからの借り換えの実績

【金利タイプ】

①変動金利型	②及び③以外のもの
②固定金利期間選択型	返済期間のうち、当初一定期間（1年以上）の金利が固定されているもの（当初1年以上の金利が固定され、その後定期的に金利を見直すものも含む。例えば3年ごとに金利を見直すもの等）
③全期間固定金利型	融資の契約時に返済期間の金利が確定していることから総返済額が確定しているもので、全期間金利が一定のものあるいはある時期から金利が変わる段階金利のもの

(2) 長期固定金利の住宅ローン等に関する融資審査等

融資審査方式及び融資審査項目

(3) 長期固定金利の住宅ローン等のリスクヘッジ

リスクヘッジの有無とその方法

ii 個人向け住宅ローン以外について

賃貸住宅の建設・購入に係る融資（アパートローン）の実績

iii 住宅ローンの商品ラインアップ

取扱いの有無

6. 集計方法

i 個人向け住宅ローンの実績

(1) 新規貸出額及び貸出残高の実績

本調査は、金利タイプ別の貸出件数、金額、貸出残高等について、過年度調査を含めると、平成12年度から平成19年度にわたって調査をおこなってきているが、全期間を通じて回答した機関は限定されるため、調査結果については以下の区分で集計している。（【資料編】の調査集計データについては、推移の分析を除き全ての集計データを掲載している。）

	項目軸（金利タイプ）	時間軸（年度）
区分1	総合計のみ（金利区分なし）について集計。	平成16～19年度まで、左記項目について毎年度かさかさ回答があった機関を集計し、推移の分析を行ったもの（したがって回答機関数は一定）。
区分2	変動金利型・固定金利期間選択型・全期間固定金利型に区分して集計。	左記項目について各年度毎に回答があった機関を単純集計し、分析を行ったもの（したがって、年度ごとに回答機関数は異なる）。

区分3	区分2の集計について、固定金利型を細分化（固定金利期間選択型：2年・3年・5年・10年・10年以下その他、10年超、全期間固定金利型：10年以下・10年超）して集計。	区分2と同じ。
-----	---	---------

(2) (3) 長期・固定金利の住宅ローン等に関する融資審査等

審査方法、審査項目、リスクヘッジの方法等について、各年度毎に回答があった機関を集計し、分析を行ったもの（したがって、年度ごとに回答機関数は異なる）

iii 住宅ローンの商品ラインアップ

上限金利特約付き、金利優遇、金利事前設定等列挙した住宅ローン商品の取扱いの有無等について、回答があった機関を集計し、分析を行ったもの。

【個人向け住宅ローンの実績についての調査内容の変更】

・調査対象機関の負担軽減、前回調査までの設問ごとの回答率の状況及び設問の意図の明確化などの観点から、平成20年度調査（平成19年度のデータ）では、以下のように調査内容の変更を行った。

- (1) 調査開始時期を12月（平成19年度調査）から9月に前倒しして調査を実施した。
- (2) 調査年度の前年度（平成19年度）通期のデータを収集することとし、調査年度（平成20年度）上半期の調査を廃止した。
- (3) 新築住宅の建設・購入に係る融資の実績（問1-2）及び他の住宅ローンからの借換えの実績（問1-3）については、金利タイプ別の設問を廃止し、新規貸出件数と貸出額及び総貸出件数と貸出残高の合計額のみを調査することとした。
- (4) 長期・固定金利の住宅ローンの融資審査に関する設問（問1-4）については、対象を固定金利期間が10年以上の貸出に係る融資審査の方式及びチェック項目に絞って調査することとした。

## 船員異動状況調査概要

### 1. 調査の目的

船員の採用経路、新規採用の実態及び退職者の補完状況を把握し、船員雇用対策事業、船員の職業紹介、就職指導、船員教育機関の見直し等雇用の促進を図るための諸施策に資することを目的とする。

### 2. 報告を求める事項

職員・部員・事業員別採用者数・部内昇進・入職経路、船員経験者・未経験者別出身学校、職員・部員・事業員別退職状況

### 3. 調査対象者（報告者）

調査対象者（報告者）は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を雇用している者のうち、海運事業者にあつては労務団体に加入（労働協約準用の盟外の者を含む。）しているもの、漁業にあつては遠洋まぐろ漁業（専業）、遠洋トロール漁業（周年操業）及び以西底曳網漁業（周年操業）の事業を営むものとする。

### 4. 調査期日（期間）

毎年実施しており、直近では、平成21年10月1日現在で上記3に該当する者について、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの1年間の調査を実施。

### 5. 調査方法

地方運輸局、運輸監理部、運輸支局及び海事事務所並びに沖縄総合事務局及び海運事務所（以下「地方運輸局等」という。）において、調査票を郵送等により調査対象者（報告者）に配布の上、地方運輸局等に提出させる。

## 船員単位労働組合基本調査概要

### 1. 目的

この調査は、我が国における船員単位労働組合の基本的事項を調査し、船員労働組合に関する基礎資料を作成することを目的とする。

### 2. 調査事項

- ① 組合の設立年月日
- ② 組合の法人格の有無
- ③ 組合の組織
- ④ 加入上部組合名
- ⑤ 組合員数
- ⑥ 組合員数の変化の理由
- ⑦ 労働協約の締結又は適用
- ⑧ 労使交渉協議機関
- ⑨ 組合規約による徴収予定組合費総額

### 3. 調査対象

調査期日において現存するすべての船員単位労働組合とする。

なお、平成19年7月1日以降に設立された組合について調査洩れのないように注意する。

### 4. 調査期日

2年周期で実施しており、直近では平成21年6月30日に調査を実施。

### 5. 調査方法

地方運輸局、運輸監理部、運輸支局及び海事事務所並びに沖縄総合事務局及び海運事務所（以下「地方運輸局等」という。）において、調査票を郵送等により船員単位労働組合に配布し、地方運輸局等に提出させる。

### 6. 定義

この調査について、船員単位労働組合とは、独自の規約を有し、独自の活動を行う最下級単位の労働組合をいう（いわゆる単一組織の支部又は分会であって上記の実態を具備しているものを含む。なお、全日本海員組合は、単位労働組合で、その支部、分会は単位労働組合ではない。）。



# 全国輸出入コンテナ貨物流動調査

## 調査概要

### 1. 調査目的

本調査は、国際海上コンテナ貨物の流動実態を的確に把握し、わが国の国際貿易の進展に対応した、より効率的なコンテナ輸送体制を確立するための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、本調査は、過去9回（昭和45年、47年、49年、53年、60年、平成元年、5年、10年、15年）実施されている。

### 2. 調査方法

#### 1) 実態調査の期間

平成20年11月1日から11月30日までの1ヶ月間

#### 2) 調査対象貨物

調査期間中に全国の税関（支署及び出張所を含み、外郵出張所を除く。）において輸出入申告された海上コンテナ貨物を対象とした。ただし、

- ①少額貨物（1品目20万円以下）
- ②軍関係貨物
- ③コンテナ本体及び付属品

等の貨物は対象から除外した。

#### 3) 調査票の回収方法

通関業者に対し、調査票を送付し調査項目を記載した調査票を郵送にて返送してもらう方法と、調査データ入力用エクセルファイルを送付し、調査データを入力したファイルをEメールで返送してもらう方法を併用した。

#### 4) 調査項目

輸出、輸入それぞれ下記の流動状況を中心に調査項目を設定した。

輸出コンテナ貨物：生産地→コンテナ詰め場所→船積港→仕向港→仕向国

輸入コンテナ貨物：仕出国（原産国）→仕出港→船卸港→コンテナ取出場所→消費地

#### 5) 品目分類と単位

##### ①品目分類

品目分類は、HSを基準とする輸出入統計品目表による分類で調査を行い、集計にあたっては、貿易統計品目分類及び港湾統計品目分類を基準とした。

②貨物量の単位

貨物量の単位はフレートトンを用い、 $1\text{m}^3$ を1トンとする容積トンと、 $1,000\text{kg}$ を1トンとした重量トンの大きい方のトン数を採用した。

③価格

価格は、輸出入申告の際の価格（輸出－FOB、輸入－CIF）を採用し、千円未満を切り捨てて計上した。

なお、集計では1申告1品目とし、1申告で2品目以上にわたる場合については、そのうち価格の最も大きい品目をその申告における品目とした。

3. 調査結果について

- ①本調査結果での貨物量、申告件数、申告価格、1件当たり貨物量、1件当たり価格、1トン当たり価格とは、今回の実態調査における回収・集計結果に基づくものである。
- ②本調査結果は、調査期間中（1ヶ月間）の実績を示したものであり、過年度調査についても同様である。

## 内貿ユニットロード貨物流動調査

### 調査の目的

近年、環境問題への対応が国際的な緊急課題となっている中で、わが国においても、物流分野においては自動車輸送から環境への負荷がより小さい海運等へのモーダルシフトが急務となっている。こうしたモーダルシフトへの取り組みは、国内物流コストの削減とあわせて、自動車輸送との複合一貫輸送を担うフェリー、RORO 船あるいはコンテナ船がよりいっそう活躍していくことに期待が寄せられてきた。

一方で、内航コンテナ船・RORO 船、中長距離フェリーの航路参入・撤退等が刻々と進められている状況にある。

本調査は、前回調査の実施から既に7年が経過していることから、近年の我が国を取り巻く国際経済情勢の変化等を踏まえ、内貿ユニットロード貨物の流動実態、内航コンテナ船・RORO 船やフェリーにおける港湾の利用状況等を的確に把握し、その拠点となるユニットロードターミナルの整備を推進するための基礎資料を作成することを目的として実施する。

## 実態調査の概要

### 調査の種類と調査内容

本調査は、コンテナ船、RORO 船及び自動車航送船（フェリー）による貨物の流動実態を把握する調査と、各航路の船舶の運航状況、港湾の利用状況等に関する調査に大別され、具体的に調査の種類は以下のとおりである。

A. 貨物の流動実態を把握する調査	
A1: コンテナ船・RORO 船貨物流動調査（コンテナ船 RORO 船が対象）	
A2: 自動車航送船利用動向調査（フェリーが対象）	
B. 船舶の運航状況、港湾の利用状況等に関する調査	
B1: コンテナ船・RORO 船航路動向調査（コンテナ船 RORO 船が対象）	
B2: 自動車航送船航路動向調査（フェリーが対象）	

各調査の調査対象及び調査期間は、以下に示すとおりである。

表 1 調査の種類と内容

調査名		調査対象・調査期間
コンテナ船	A1: コンテナ船・RORO 船貨物流動調査	平成 19 年 11 月 1 ヶ月の間に就航するコンテナ積載船、RORO 船について、連続 2 航海（2 往復）を対象とする
	B1: コンテナ船・RORO 船航路動向調査	平成 19 年 11 月 1 日現在の運航航路、利用港湾施設の概況等
自動車航送船	A2: 自動車航送船利用動向調査	平成 19 年 11 月のうち任意の 1 日間におけるフェリー利用車両の運転者を対象とする。
	B2: 自動車航送船航路動向調査	平成 19 年 11 月 1 日現在の運航航路、利用港湾施設の概況

具体的に、本調査の実施にあたり、平成 19 年 10 月に、運航船社の担当者に個別訪問し、調査の主旨、調査内容の説明、対象航路の確認等を行い、後日郵送にて調査票を配布している。

各調査における主な調査項目は、次のとおりである。

表2 調査別の主要調査項目

<p><b>A 1 : コンテナ船、RORO 船貨物流動調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用航路の概要（発港、着港）</li><li>・コンテナ輸送個数、トレーラー、トラック利用台数</li><li>・コンテナの種類、規格</li><li>・コンテナ貨物のバンニング場所</li><li>・実入り、空の区分</li><li>・貨物の発地、着地</li><li>・発港入荷施設、着港出荷施設</li><li>・荷送人業種、荷受人業種</li><li>・発着港湾～貨物の発着地間の輸送手段</li><li>・輸送品目</li><li>・貨物量</li></ul>
<p><b>A 2 : 自動車航送船利用動向調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用航路の概要（乗船港、下船港）</li><li>・航送車両の種別</li><li>・コンテナ積載の有無およびコンテナの規格</li><li>・貨物の出発地、目的地</li><li>・積載貨物の品目</li><li>・貨物量</li></ul>
<p><b>B 1 : コンテナ船、RORO 船航路動向調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用港湾施設の概要</li><li>・荷役関連施設の利用状況</li><li>・船舶のリブレース、新船投入の状況</li><li>・その他（船社の意向等）</li></ul>
<p><b>B 2 : 自動車航送船航路動向調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・港湾施設の利用状況</li><li>・駐車場等の利用状況</li><li>・船舶のリブレース、新船投入の状況</li><li>・その他（船社の意向等）</li></ul>

## 国際航空貨物動態調査の概要

### ● 調査目的

国際航空貨物の流動パターン、品目等を調査し、純流動を把握することにより、純流動を把握することにより、国際航空貨物の需要動向の予測、空港の整備・運営等に活用することを目的とする。

### ● 調査対象

国際航空貨物を取り扱っている全事業者（利用航空運送事業者（混載業者）及び航空運送代理事業者（航空貨物代理店））約 140 社を対象とする。

### ● 調査項目

輸出される国際航空貨物について、次のような項目を調査する。

- ①貨物区分（小口扱い・混載扱い）、②申告税関名、③発空港名・搭載日・搭載便名、④最終仕向国名・着空港名、⑤貨物の仕出地（発送地）、⑥輸送品目名、⑦重量、等。

また輸入される国際航空貨物について、次のような項目を調査する。

- ①貨物区分（小口扱い・混載扱い）、②申告税関名、③着空港名・到着日・搭載便名、④原仕出国名・発空港名、⑤貨物の仕向地（到着地）、⑥輸送品目名、⑦重量、等。

### ● 調査方法

国際航空貨物取扱業者に調査票を配付し、調査日に取り扱った国際航空貨物の内容の記載を依頼し、後日回収する。航空運送状 1 件ごとの内容を調査することとするが、一般貨物のうち混載貨物については混載運送状（House Air Waybill）1 件ごと、国際宅配便については航空運送状（Master Air Waybill）1 件ごととする。なお調査票の配布は、対象業者の希望に応じて、オンラインまたは郵送により行う。

なお、調査票の印刷・送付・回収、データ入力、集計及び報告書作成等を民間委託する。

### ● 調査の周期及び実施日

2 年周期とし、調査年の 10 月または 11 月に設定する調査日（平日 1 日）に行う。

## 航空貨物動態調査の概要

### ● 調査目的

国内航空貨物の流動パターン、品目等を調査し、純流動を把握することにより、国内航空貨物の需要動向の予測、空港の整備・運営等に活用することを目的とする。

### ● 調査対象

国内航空貨物を取り扱っている全事業者（航空運送事業者（航空会社）、利用航空運送事業者（混載業者）及び航空運送代理事業者（航空貨物代理店）約 80 社を対象とする。

### ● 調査項目

国内航空貨物取扱業者が荷主から受託した国内航空貨物（発送貨物のみ）について、次の項目を調査する。

①小口扱・混載扱・宅配便の別、②荷送人の所在地、③荷受人の所在地、④輸送便名、⑤発空港名、⑥最終着空港名、⑦輸送品目名、⑧個数・重量、営業所への貨物の持込または集荷時間、⑨危険物輸送について 等。

### ● 調査方法

国内航空貨物取扱業者に調査票を配付し、調査日に取り扱った国内航空貨物の内容を運送状から転記してもらい、後日回収する。なお調査票の配布は、対象業者の希望に応じて、オンラインまたは郵送により行う。

なお、調査票の印刷・送付・回収、データ入力、集計及び報告書作成等を民間委託する。

### ● 調査の周期及び実施日

2年周期とし、調査年の10月または11月に設定する調査日（平日1日）に行う。

## 北海道法人企業投資状況調査要綱

国土交通省北海道開発局  
開発監理部開発計画課

### 1 調査目的

北海道に本社、支店、工場等の事業所を有する法人企業（民間）の北海道内における投資（資本形成）の実態を把握して、地域の経済動向を分析するとともに、北海道総合開発計画の立案とその効果的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査事項

- (1) 北海道内におけるたな卸資産
- (2) 北海道内における有形固定資産（新規取得額）
- (3) 北海道内における減価償却実施額
- (4) 北海道内における主要業種
- (5) 資本金等の額

### 3 調査範囲

北海道に本社、支店、工場等の事業所を有する法人企業（民間）のうちから一定の方法で抽出された法人。

### 4 調査期間

- (1) 調査票徴集の周期 1年
- (2) 調査票の提出期限 毎年8月中旬～9月中旬

### 5 調査方法

前記3により抽出された法人企業（民間）へ、北海道法人企業投資状況調査票一式を郵送し、回答を依頼する。調査票は郵送により回収する。

### 6 集計方法及び公表

- (1) 集計方法 当局の電子計算機を使用して、集計する。
- (2) 公表 調査実施年度の12月に速報をホームページで、調査実施翌年度の11月に確報をホームページ及び刊行物により公表する。



# 実態調査の概要

## 調査対象産業

全国貨物純流動調査（2005年調査）では、対象地域は全国とし、貨物の出荷量の多い鉱業、製造業、卸売業、倉庫業の事業所を調査対象としています。また、調査方法は、鉱業、製造業の大規模事業所は面接調査とし、その他の事業所は郵送調査を採用しています。4産業別にみた調査対象事業所数、調査票の回収結果等は、下表のとおりです。

調査対象事業所数と調査票の回収結果

対象産業	調査対象事業所	抽出事業所数	抽出事業所数		抽出事業所数	回収率			集計対象事業所数
			抽出数	抽出率		面接	郵送	計	
鉱業	全6業種（金属・石炭・亜炭、原油・天然ガス、採石・砂利・砂・玉石採取、窯業原料用鉱物、その他鉱業）の鉱業所	1,734	1,161	67.0%	1,053	100.0%	48.7%	49.0%	511
製造業	従業者数4人以上の民営の工場・作業所（武器製造業を除く24業種）	294,170	38,589	13.1%	37,813	78.0%	32.2%	34.4%	12,991
卸売業	16業種の事業所	379,549	24,068	6.3%	21,483	—	27.8%	27.8%	5,960
倉庫業	全7種類（1・2・3類、野積、貯蔵そう、危険品（建屋）、危険品（タンク）、水面、冷蔵）の倉庫	7,777	3,303	42.5%	3,068	—	50.2%	50.2%	2,301
合計		683,230	67,121	9.8%	63,417	78.1%	31.8%	33.2%	21,763

注）調査対象事業所数は、抽出事業所数から、調査票の未着事業所、工場閉鎖、廃業などを除いたものです。  
また、倉庫業は倉庫単位に調査しているため、集計対象事業所数では、この単位を事業所とみなしています。

## 調査の種類と調査項目

本調査では、調査対象事業所に対して、次の2種類の調査を実施しています。

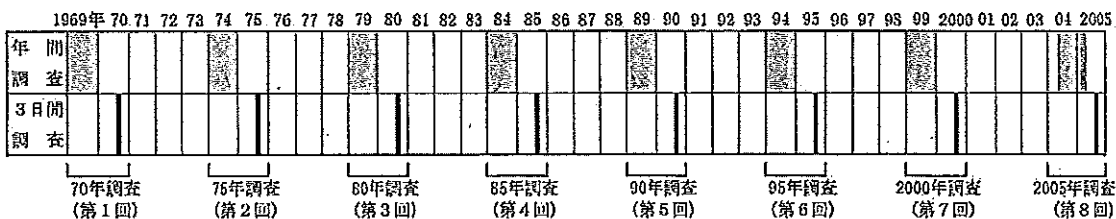
### ①年間輸送傾向調査（略称「年間調査」）

「年間調査」は、年間の出入荷量および輸送傾向を把握するため、2004年4月から2005年3月までの年度1年間における品別別出入荷重量、輸送機関利用割合、出荷先地域別重量割合、月別出荷重量割合などを調査したものです。

### ②3日間流動調査（略称「3日間調査」）

「3日間調査」は、貨物の流動を詳細に把握するため、2005年10月18日から20日までの3日間の出荷貨物について、出荷1件ごとに品目、荷受人業種、届先地、出荷重量、輸送経路（利用輸送機関、利用輸送施設）、出荷時刻、物流時間（所要時間）、輸送費用などを調査したものです。

調査対象期間



## 調 査 項 目

調査の時期	年間輸送傾向調査	3日間流動調査
調査対象期間	2004年度の1年間(4月～3月)	2005年10月18日～20日の3日間
調査項目	1. 品別別出荷重量 2. 品別別出荷重量の代表輸送機関割合 3. 品別別輸出入重量 4. 品別別入荷重量 5. 品別別輸入重量 6. 出荷重量の出荷先都道府県割合 7. 出荷重量の月別割合 8. 出荷重量の曜日別割合 9. 国内出荷に際して利用される鉄道貨物駅・港湾・空港・インターチェンジ名 10. 輸出入に際して利用される港湾・空港名 11. 事業所の開設年次	1. 出荷日 2. 出荷品目 3. 荷受人業種 4. 出荷重量(出荷数量) 5. 出荷時の輸送機関 6. 代表輸送機関 7. 輸送経路(施設区分、利用鉄道貨物駅・港湾・空港・卸売市場名、施設間の利用輸送機関) 8. 届先施設 9. 貨物届先地 10. 高速道路利用の有無 11. 利用高速道路インターチェンジ名 12. 高速道路利用途中における一般道利用の有無 13. コンテナ利用の有無 14. 到着日時指定の有無 15. 出荷時刻 16. 物流時間(所要時間) 17. 輸送費用 18. 運賃の計算形態
輸送機関分類	6分類：鉄道、自家用トラック、営業用トラック、海運、航空、その他	12分類：鉄道コンテナ、車扱、その他、自家用トラック、宅配便等混載、一車貸切、トレーラー、フェリー、コンテナ船、RO-RO船、その他船類、航空、その他

### 調査された貨物と全体との関係

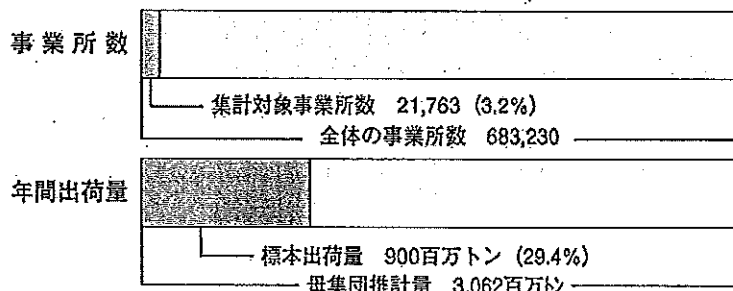
本調査は、標本(サンプル)調査として実施し、調査後に母集団(全体貨物量)の推計を行っています。母集団推計の方法としては、製造業、卸売業、倉庫業では比推定、飲食業では単純推定を採用しています。

比推定とは、事業所の出荷量と高い相関をもつ補助情報(製造業を例にとると出荷額)を用い、標本事業所補助情報値1単位当たりの標本事業所出荷量を、母集団事業所補助情報値に乗ずることにより、母集団事業所の出荷量を求める方法です。これを式で表すと次のとおりです。

$$\text{母集団推計量} = \frac{\text{標本事業所出荷量}}{\text{標本事業所補助情報値}} \times \text{母集団事業所補助情報値}$$

集計対象事業所(21,763事業所)の年間出荷量を集計すると、90億トンとなります。このサンプル貨物量から統計手法を用いて母集団貨物量を推計すると、その年間出荷量は306億トンとなります。調査対象として抽出した事業所数は全体の9.8%、集計対象となった事業所数は全体の3.2%ですが、規模の大きい事業所ほど抽出率を高く設定していることもあり、貨物出荷量としては全体の29%を把握しているものと推定されます。

調査された貨物と全体との関係



## 宿泊旅行統計調査

### 調査の概要

#### 1 調査の目的

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握することを目的とする。

#### 2 調査の対象

調査対象は、従業者数10人以上のホテル、旅館及び簡易宿所の全宿泊施設である。なお、平成16年事業所・企業データベース（総務省）をもとに国土交通省で補正を加えた名簿により調査を行った。

#### 3 調査の期間

平成21年7月から9月の3ヶ月間。

#### 4 調査の時期

平成21年9月30日現在で調査した。

#### 5 調査事項

調査に使用した調査票は、第1号様式と第2号様式で構成しており、第1号様式は従業者数99人以下の宿泊施設に対する調査票である。第2号様式は従業者数100人以上の宿泊施設に対する調査票である。

#### 第1号様式

- 1 宿泊施設の名称
- 2 宿泊施設所在地
- 3 宿泊施設タイプ
- 4 客室数及び収容人数
- 5 従業者数
- 6 宿泊目的
- 7 延べ宿泊者数と実宿泊者数  
及び外国人延べ宿泊者数と実宿泊者数
- 8 利用客室数
- 9 居住地別（県内外別）延べ宿泊者数
- 10 国籍別外国人延べ宿泊者数

#### 第2号様式

- 1 宿泊施設の名称
- 2 宿泊施設所在地
- 3 宿泊施設タイプ
- 4 客室数及び収容人数
- 5 従業者数
- 6 宿泊目的
- 7 延べ宿泊者数と実宿泊者数  
及び外国人延べ宿泊者数と実宿泊者数
- 8 利用客室数
- 9 居住地別（都道府県別）延べ宿泊者数
- 10 国籍別外国人延べ宿泊者数

#### 6 調査の方法

調査は、国土交通省観光庁から調査対象施設へ調査票を配布し、報告者（調査対象施設）が、自ら調査票に記入し返送する方法で実施した。

調査は、調査の実施、審査・集計等を民間に委託して実施した。

#### 7 結果の推定方法

調査票の回収状況は、参考1に示したとおりであり、未回収分については調査結果に施設所在地（47区分）×従業者数（3区分）の層ごとに回収率の逆数を乗じて合算した。なお、標本の総和が1,000人泊（人）以上になる結果表セルにおいて50%以上のシェアを占める標本については別途層を設け、乗率  $N_h/n_h=1$  とした。

以上より、総計の推定値は次の式で表される。

$$G = \sum_h \frac{N_h}{n_h} \sum_i x_{hi}$$

$G$ ：総計（延べ宿泊者数等）の推定値

$x_{hi}$ ：第 $h$ 層の第 $i$ 番目の施設の調査結果（延

べ宿泊者数等)

$n_h$  : 第  $h$  層の標本 (回収) 施設数

$N_h$  : 第  $h$  層の母集団施設数

なお、参考第 1 表～参考第 3 表及び参考第 5 表～参考第 11 表については、未回収分を推定せず実数値とした。

## 8 推定値の精度

調査の結果は、調査票が回収された標本から得られた推定値であるので標本誤差を含んでおり、全調査票が回収された場合に得られるはずの値とは必ずしも一致しない。この報告に掲載されている推定値の標準誤差率は、参考 2 に示したとおりである。

標準誤差率とは、全調査票が回収された場合に得られるはずの値 (以下「真の値」という。) の存在範囲を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に標準誤差の 2 倍の幅を取れば、その区間内に真の値があることが約 95% の確率で期待される。なお、参考 2 の「主要項目別標準誤差率」は、以下の式で計算した。

$$e = \sqrt{V}/G$$

$$V = \sum_h N_h (N_h - n_h) s_h^2 / n_h$$

$e$  :  $G$  の標準誤差率

$V$  :  $G$  の分散の推定値

$s_h$  : 第  $h$  層の標本の標準偏差

$N_h$  : 第  $h$  層の母集団施設数

$n_h$  : 第  $h$  層の標本 (回収) 施設数

## 9 結果の公表

調査の結果は、「宿泊旅行統計調査結果報告 (平成 21 年 7～9 月)」として公表する。

なお、上記報告書及び統計表は、観光庁ホームページにおいても掲載する。

URL : <http://www.mlit.go.jp/kankocho/>



## 報道発表資料

平成21年12月25日

### 「環境にやさしい企業行動調査」の結果について(お知らせ)

環境省が、平成3年度から継続して実施している「環境にやさしい企業行動調査」について、平成20年度における取組状況の調査結果を取りまとめました。

調査結果によると、環境報告書を作成している企業の割合が再び増加しているとともに、環境ビジネスに取り組んでいる企業や地球温暖化対策について方針を定め取組を行っている企業の割合が増加しているなど、企業の自主的な環境への取組の進展がみられます。

地球温暖化対策のための環境税の導入については、昨年に引き続き「賛成」「どちらかといえば賛成」(39.3%)が「反対」「どちらかといえば反対」(36.6%)を上回る結果となりました。また、税収の用途としては、温暖化対策・省エネ投資に使うべきとの回答が76.1%と多くを占めました。国内排出量取引制度の導入についても、「導入に賛成」「内容次第ではあるが導入に賛成」(37.5%)が、「反対」「内容次第ではあるが反対」(23.8%)を上回る結果となりました。

また生物多様性の保全に取り組む企業の割合は、まだ約2割と高くはないものの、増加傾向にあります。

#### 1. 調査の内容

##### (1) 調査期間

平成21年7月29日 ～ 平成21年8月20日

##### (2) 調査対象

・東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業	2,684社
・従業員500人以上の非上場企業及び事業所	4,146社
・合計	6,830社

##### (3) 有効回答数

・東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業	1,227社(45.7%)
・従業員500人以上の非上場企業及び事業所	1,801社(43.4%)
・合計	3,028社(44.3%)

#### 2. 調査結果の概要(詳細については別添資料参照)

※割合は、いずれも有効回答が得られた企業に占める割合です。

##### (1) 環境に関する取組状況等について

温室効果ガス排出量の情報公開については、算定報告公表制度や環境報告書などにおいて公開している企業(59.5%)が多くある一方、公開していない企業も40.5%ありました。

##### (2) 環境マネジメントシステム等の監査、認証等について

ISO14001の認証取得割合については、前年よりも減少しています。(上場企業 74.6%、非上場企業 56.1%)

##### (3) 子会社、取引先との関係について

子会社に対する自社の環境方針と合致するような環境配慮の取組に関する指導又は要請については、「実施している」「主要な子会社のみ実施している」を合わせると、6割以上(65.0%)の企業が取組を行っています。

グリーン購入については、「環境に関するガイドラインを作成し選定」が28.3%、「業界団体が作成したガイドラインを活用し選定」が8.8%、「ガイドライン等は活用していないが環境配慮を考慮」が36.5%であり、7割以上の企業が環境に配慮した購入を行っています。

#### (4) 環境会計について

環境会計について、「既に導入している」と回答した企業が26.6%と昨年度(27.0%)より若干減少しており、「導入を検討している」との回答も9.6%と昨年度調査(12.2%)から減少しています。

#### (5) 環境に関する情報開示、コミュニケーションについて

環境報告書の作成・公表については、昨年度一旦減少したものの、今年度は38.3%と増加し、一昨年度(37.8%)よりも高い過去最高の水準となっています。

#### (6) 環境ビジネスについて

環境ビジネスについては、「既に事業展開をしている、又はサービス・商品等の提供を行っている」と回答した企業等が42.1%、「今後、事業展開の予定」との回答が4.2%、「今後取り組みたい」との回答が16.6%となっており、あわせて6割以上が環境ビジネスに対する関心があり、その関心の高さがうかがえます。

#### (7) 地球温暖化防止対策について

地球温暖化防止対策については、「方針を定め、取組を行っている」が57.4%と前年に比べて増加しているほか、「方針は定めていないが、取組は行っている」(31.3%)と合わせて9割近くの企業が地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

環境税の導入については、「環境税の導入に賛成」「どちらかといえば導入に賛成」が合わせて39.3%となり、昨年に引き続き「反対」「どちらかといえば反対」(36.6%)を上回る結果となりました。また、税収の用途としては、温暖化対策・省エネ投資に使うべきとの回答が76.1%と多くを占めました。

国内排出量取引制度についても、「導入に賛成」「内容次第ではあるが導入に賛成」を合わせて37.5%と、「反対」「内容次第ではあるが導入に反対」(23.8%)を昨年同様に上回っています。

カーボン・オフセットに取り組んでいる企業は10%となり、取組が一定程度広まりつつあります。

#### (8) 生物多様性の保全について

生物多様性の保全への取組と企業活動のあり方については、「企業活動と大いに関連があり、最重要視している」と回答した企業等の割合は13.4%となっており、昨年度調査(13.0%)より増加しています。

また、生物多様性保全の取組についても、「方針を定め、取組を行っている」と回答した企業が5.0%、「方針は定めていないが、取組は行っている」と回答した企業が13.5%で、何らかの取組を行っている企業は合わせて18.5%となっており、昨年度調査(16.7%)より増加しています。

## 添付資料

- [H20環境にやさしい企業行動調査結果【概要版】\[PDF 343KB\]](#)

## 連絡先

環境省総合環境政策局環境経済課  
 直通: 03-5521-8240  
 代表: 03-3581-3351  
 課長: 石飛 博之(6260)  
 補佐: 小笠原 靖(6276)  
 担当: 鴨志田 真子(6263)  
 館内 雅子(6268)

## 環境投資等実態調査（概要）

### 1 調査の名称

環境投資等実態調査

### 2 調査の目的

我が国の産業部門における大規模な事業者（企業、学校法人、医療法人、組合等を含む）を対象に、環境負荷低減を図る設備投資や費用支出など、事業活動における環境保全支出の動向を定量的に把握し、環境行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 全国
- (2) 属性的範囲 全業種の事業者（企業、学校法人、医療法人、組合等含む）

### 4 報告を求める者

- (1) 数 : 約6,000事業者（母集団 約 11,000事業者）
- (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

事業所母集団データベース名簿（新規事業者等を株式会社帝国データバンク「COSMOS 2（企業概要データベース）」で補完）から、原則として従業員300人以上（農業、林業、漁業、鉱業は100人以上）の事業者について、業種・従業員数規模別に層化抽出法（ネイマン配分法）を用いて無作為抽出する。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項
  - ア 事業者の概要
  - イ 基本情報（資本金、従業員数、年間売上高、全設備投資総額、環境会計導入の有無）
  - ウ 公害防止に関する設備投資額及び費用額
  - エ 地球環境保全に関する設備投資額及び費用額
  - オ 資源循環に関する設備投資額及び費用額
  - カ 研究開発に関する費用額
  - キ その他の環境保全活動に関する設備投資額及び費用額
- (2) 基準となる期日又は期間 終了した直近の会計年度

## 6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査組織 環境省－民間委託会社－報告者

(2) 調査方法 (  調査員調査  郵送調査  オンライン調査  その他 ( ) )

- ・ 環境省総合環境政策局環境経済課は、請負業者に、調査の実施準備、実施（問い合わせ対応、督促、回収等）、結果集計・分析を委託する。
- ・ 請負業者は、調査票等を抽出された対象事業者に郵送する。調査対象事業者は、回答記入した調査票を郵送により提出、もしくは指定の Web ページから回答票をダウンロードし、E-mail により提出する。

## 7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期 1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年9月1日から10月16日

## 8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 環境省ホームページ等を予定

(2) 公表の期日 調査実施年の翌年1月頃予定

## 9 使用する統計基準

調査対象範囲の画定ならびに集計結果の表章に当たっては、日本標準産業分類（平成19年3月改定）の大分類及び中分類による。



## 大気汚染物質排出量総合調査の概要

### 概要

大気汚染物質排出量総合調査は、大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」を対象とし、環境省が3年ごとに実施する承認統計調査である。調査は、当該施設を設置する工場・事業場に調査票を配布し、回答を求めるアンケート方式で行う。

調査の実施にあたり、調査票は環境省が作成し、その配布・回収は、都道府県、指定都市及び中核市の関係部局が担当する（以下「環境省方式」という）。また、一部の地方自治体では、独自の調査票を作成し調査が実施されている（以下「独自方式」という）。本調査は、環境省方式及び独自方式で実施された調査結果を総括したものである。

### (1) 調査目的

大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出状況等を、「ばい煙発生施設」を設置する工場・事業場を対象とするアンケート調査等により把握し、今後の大気環境行政の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査対象施設

大気汚染防止法第2条第2項に規定する「ばい煙発生施設」

なお、以下の施設を含む。

- ・電気事業法に規定する電気工作物である「ばい煙発生施設」
- ・ガス事業法に規定するガス工作物である「ばい煙発生施設」
- ・鉱山保安法に規定する鉱煙発生施設である「ばい煙発生施設」

## 水質汚濁物質排出量総合調査の概要

### 1 調査目的

水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが必要であるが、合理的かつ効果的な排出規制等を行うには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。このため、本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基本的かつ重要な統計資料とすることを目的とする。

### 2 調査内容

#### (1) 調査対象

本調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場・約290,000特定事業場）のうち、①一日当たりの平均的な排水量が50m<sup>3</sup>以上である工場・事業場、②有害物質使用特定事業場（①②合わせて約38,000事業場）を対象として実施する（うち鉱山保安法該当分の約100事業場は、経済産業省所管）。ただし、下水道に全量排水する工場又は事業場は、排水に関する測定が実施されていないため、除く。

#### (2) 調査項目

本調査は、水質汚濁防止法に定める水質汚濁の防止に関し、工場・事業場からの汚濁負荷量（排水量×汚濁物質<生活環境項目・健康項目（有害物質）>の排水濃度）を的確に把握することを目的とするため、調査対象事業場における次の4項目について調査する。

① 従業員数、出荷額等の事業規模、稼動状況、産業分類等の工場・事業場概要

② 用排水量の実績

③ 生活環境項目の排水濃度

④ 有害物質の使用・製造状況と排水濃度

上記4項目は、汚濁負荷量を把握するための必要最小限の項目であり、これらのうちひとつでも項目が欠落すると、汚濁負荷量の的確な把握が困難となる。

#### (3) 調査対象年度

本調査で対象とする水質汚濁物質の排出量等は、前年度における実績値である。

#### (4) 調査実施期間

毎年10月1日～31日

#### (5) 調査方法

本調査は、調査対象事業場へ水質汚濁物質排出量総合調査票を個別配布し、回答を得るアンケート方式にて実施する。

(6) 調査の実施経路

環境省 ←→ 民間委託会社 ←→ 調査対象者

(7) 予算額

平成 21 年度 : 16,017 千円

(水質汚濁防止法等の施行状況調査と一括発注)